

もくじ

約款（特約）

「約款（特約）」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款	1
5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款	24
5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款	49
5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款	76
5年ごと利差配当付介護終身年金保険普通保険約款	106
5年ごと利差配当付介護一時金保険普通保険約款	136
5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款	165
5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款	190
5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款	218
5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款	245
5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）普通保険約款	271
5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）普通保険約款	300
5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款	327
5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険普通保険約款	351
5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）普通保険約款	378
5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）普通保険約款	418
5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）普通保険約款	451
5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款	482
5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）普通保険約款	520
5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）普通保険約款	553
5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）普通保険約款	587
無配当総合医療保険普通保険約款	616
無配当がん医療保険普通保険約款	652
無配当新総合医療保険普通保険約款	683
無配当新がん医療保険普通保険約款	719
無配当特定状態給付保険普通保険約款	751
無配当介護保障保険普通保険約款	778
無配当生活習慣病保険普通保険約款	802
無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款	839
無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）普通保険約款	877
5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約	903
5年ごと利差配当付こども定期保険特約	919
5年ごと利差配当付健康支援特約	935
5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）	959
5年ごと利差配当付介護一時金特約（医療保険）	971
5年ごと利差配当付満了一時金付特定療養給付特約（医療保険）	987
5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）	1008
5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）	1022
5年ごと利差配当付女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）	1034
5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）	1047
5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）	1059
無配当傷害特約	1072
無配当災害割増特約	1097

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）	1117
無配当成人病入院特約（医療保険）	1130
無配当通院特約（医療保険）	1142
無配当長期入院特約（医療保険）	1159
無配当特定損傷特約（医療保険）	1176
無配当重度疾病保障特約（医療保険）	1187
無配当新女性医療特約（医療保険）	1204
無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）	1224
無配当介護保障特約（医療保険）	1238
無配当成人病入院特約（医療保険）（01）	1251
無配当新女性医療特約（医療保険）（01）	1264
無配当特定疾病特約（医療保険）	1284
無配当重度傷害特約（医療保険）	1296
無配当がん通院特約（医療保険）	1309
無配当がん特定手術特約（医療保険）	1322
無配当がん女性特定手術特約（医療保険）	1336
無配当がん退院後ケア特約（医療保険）	1350
無配当新通院特約（医療保険）	1364
無配当女性サポート特約（医療保険）	1382
無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）	1398
無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）	1413
無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）	1432
無配当新通院特約（医療保険）（2006）	1453
無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）	1472
無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）	1489
無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）	1505
無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）	1527
無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）	1546
無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）	1562
無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）	1578
無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）	1597
無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）	1616
無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）	1629
団体特約	1645
集団特約	1649
事業保険特約	1653
保険料口座振替特約	1656
特別条件特約	1662
リビング・ニース特約	1670
クレジットカード特約	1685
保険契約指定特約	1688
指定代理請求特約	1697
指定代理請求特約（2016）	1703
保険契約者代理特約	1710
インターネットによる保険契約申込みに関する特約	1716
金額例表等について	1718

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	2	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	13
第1条 責任開始の時	2	第25条 保険期間の変更	13
2 保険金の支払いについて		第26条 保険契約の更新	14
第2条 保険金の支払い	2	第27条 他の保険契約への加入	15
第3条 免責事由	4	第28条 保険金額の減額	15
3 保険金の支払請求手続について		13 解約等について	
第4条 保険金の支払請求手続	4	第29条 保険契約の解約	15
第5条 保険金の支払時期	5	第30条 返戻金	16
4 保険金の支払方法の選択について		第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	16
第6条 保険金の支払方法の選択	6	第32条 保険金の受取人による保険契約の存続	16
5 保険料の払込免除について		14 保険金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除	6	第33条 会社への通知による保険金の受取人の変更	16
第8条 保険料の払込免除の免責事由	7	第34条 遺言による保険金の受取人の変更	16
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険金の受取人の死亡	17
第9条 保険料の払込免除の請求手続	7	第36条 保険契約者の権利義務の承継	17
7 保険料の払込みにについて		第37条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	17
第10条 保険料の払込み	8	15 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込方法（経路）	8	第38条 契約年齢の計算	17
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	8	第39条 契約年齢の誤りの処理	17
第13条 保険料の前納および予納	9	第40条 性別の誤りの処理	18
8 失効、失効取消および復活について		16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険契約の失効	9	第41条 社員配当金の割当ておよび支払い	18
第15条 保険契約の失効取消	9	17 その他	
第16条 保険契約の復活	10	第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	19
9 取消しと無効について		第43条 保険契約者の住所の変更	19
第17条 詐欺による取消し	10	第44条 時効	19
第18条 不法取得目的による無効	10	第45条 管轄裁判所	19
10 告知義務と解除について		18 特則について	
第19条 告知義務	11	第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	19
第20条 告知義務違反による解除	11	第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則	19
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	11	第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	20
第22条 重大事由による解除	12		
11 保険契約者に対する貸付について			
第23条 保険契約者に対する貸付	13		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	21		
別表2 対象となる不慮の事故	22		
別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	23		

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日^{*}とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(2) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第26条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑤ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑥ 高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1 (P.21 参照)

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.21 参照)

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみ

やかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3. この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表3（P.23参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表3（P.23参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.21参照）、別表2（P.22参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.21参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.23参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

払いを請求したときは、この取扱いを行いません。

2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）または第23条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。また、第23条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 保険金を不法に取得する目的
(2) 他人に保険金を不法に取得させる目的 |
|--|

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。(2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|---|

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

- (1) 保険金*²の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険契約者に対する貸付について

第23条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、会社の取扱いの範囲内において、返戻金額*¹のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第28条）されたとき ③ 保険期間が変更（第25条）されたとき ④ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

第23条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とし

ます。

2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第26条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第38条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)、(2)、(5)および(6)の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第27条 他の保険契約への加入

- 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第38条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
- 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第28条 保険金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- 減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱います。
- 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 解約等について

第29条 保険契約の解約

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
- この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第30条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*¹した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*²があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*¹を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

14 保険金の受取人および保険契約者について

第33条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第33条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約

第31条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第32条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。

2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人としてします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人としてします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第38条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第38条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

第41条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第44条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第13条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第24条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則

1. 団体定期保険契約等*1の普通保険約款等の規定により、団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合には、会社は、責任開始の時（第1条）からこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は団体定期保険契約等*1のその被保険者に対する部分から継続したものとして取り扱います。

第45条 補足説明

*1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第47条 補足説明

*1 団体定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 団体定期保険契約
- (2) 総合福祉団体定期保険契約
- (3) 無配当団体定期保険契約
- (4) 無配当総合福祉団体定期保険契約
- (5) 団体定期保険こども特約
- (6) 無配当団体定期保険こども特約

- (1) 高度障害保険金の支払い（第2条）
- (2) 被保険者の自殺による免責（第3条）
- (3) 保険料の払込免除（第7条・第8条）
- (4) 詐欺による取消し（第17条）または不法取得目的による無効（第18条）
- (5) 告知義務違反による解除（第20条・第21条）

2. 本条の1. の規定により団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合で、団体定期保険契約等*1に特約*2が付加されているとき、かつ、この保険契約に会社の定める同種の特約を付加するときは、本条の1. の規定を準用します。

第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金受取人が高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が高度障害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第5条（保険金の支払時期）の4. 中、「保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（保険金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第5条（保険金の支払時期）の5. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

第47条 補足説明

*2 特約

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 団体定期保険災害割増特約
- (2) 団体定期保険傷害特約
- (3) 団体定期保険災害保障特約
- (4) 団体定期保険こども災害割増特約
- (5) 団体定期保険こども傷害特約
- (6) 団体定期保険こども災害保障特約
- (7) 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
- (8) 無配当団体定期保険災害割増特約
- (9) 無配当団体定期保険傷害特約
- (10) 無配当団体定期保険災害保障特約
- (11) 無配当団体定期保険こども災害割増特約
- (12) 無配当団体定期保険こども傷害特約
- (13) 無配当団体定期保険こども災害保障特約
- (14) 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

★別表3（P.23参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態となる保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
- の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	25	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第25条 保険料払込方法の変更	37
第1条 責任開始の時	25	第26条 保険期間の変更	37
2 年金支払期間について		第27条 保険契約の更新	37
第2条 年金支払期間の指定	25	第28条 他の保険契約への加入	38
3 年金の支払いについて		第29条 年金支払期間の変更	39
第3条 年金の支払い	26	第30条 第1回年金額の減額	39
第4条 免責事由	28	13 解約等について	
第5条 年金証書の発行	28	第31条 保険契約の解約	39
4 年金の支払請求手続について		第32条 返戻金	39
第6条 年金の支払請求手続	29	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	40
第7条 年金の支払時期	29	第34条 年金の受取人による保険契約の存続	40
5 一時金の支払方法の選択について		14 年金の受取人および保険契約者について	
第8条 一時金の支払方法の選択	30	第35条 会社への通知による年金の受取人の変更	40
6 保険料の払込免除について		第36条 遺言による年金の受取人の変更	41
第9条 保険料の払込免除	30	第37条 年金の受取人の死亡	41
第10条 保険料の払込免除の免責事由	31	第38条 保険契約者の権利義務の承継	41
7 保険料の払込免除の請求手続について		第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者	41
第11条 保険料の払込免除の請求手続	32	15 契約年齢の計算等について	
8 保険料の払込みにについて		第40条 契約年齢の計算	41
第12条 保険料の払込み	32	第41条 契約年齢の誤りの処理	41
第13条 保険料の払込方法（経路）	32	第42条 性別の誤りの処理	42
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	33	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第15条 保険料の前納および予納	33	第43条 社員配当金の割当ておよび支払い	42
9 失効、失効取消および復活について		17 その他	
第16条 保険契約の失効	34	第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	43
第17条 保険契約の失効取消	34	第45条 保険契約者の住所の変更	44
第18条 保険契約の復活	34	第46条 時効	44
10 取消しと無効について		第47条 管轄裁判所	44
第19条 詐欺による取消し	34	18 特則について	
第20条 不法取得目的による無効	35	第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	44
11 告知義務と解除について		第49条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	44
第21条 告知義務	35		
第22条 告知義務違反による解除	35		
第23条 告知義務違反による解除ができないとき	35		
第24条 重大事由による解除	36		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	46		
別表2 対象となる不慮の事故	47		
別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	48		

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款

(実施 1999.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間の指定

保険契約者は、この保険契約締結の際、年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

約

款

5年ごと利差配当付長期生活保障保険

3 年金の支払いについて

第3条 年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額	死亡年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき	(2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	高度障害年金受取人

2. 年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
① 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
② 一時金の支払い	ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ. ア.により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
③ 第1回年金額が12万円未満となる時	ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回高度障害年金を支払ったとき	その後新たに第1回年金の支払事由が生じても、これによる死亡年金および高度障害年金は支払いません。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金については、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
⑤ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価*（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ. 年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 （ア） この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 （イ） 年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第31条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第32条）を年金の受取人の相続人に支払います。

(2) 死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項 目	内 容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第27条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第3条 補足説明

*** 3 責任開始の時以後の原因**
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*** 4 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑤ 高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金は支払いません。

★別表1 (P.46参照)

★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について(例表1)」(P.1719参照)

★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について(例表2)」(P.1719参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由(第3条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由(支払事由が生じても年金を支払わない場合)
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活(第18条)が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態(別表1★)になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金または高度障害年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.46参照)

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。

4 年金の支払請求手続について

第6条 年金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の年金について、会社の取扱いの範囲内で、年金支払日（第3条）に年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
- 本条の3.の取扱いをするときは、第7条（年金の支払時期）中、「必要書類（別表3★）が会社に到達した日」とあるのを「年金支払日（第3条）」と読み替えます。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.48参照）

第7条 年金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
- 会社は、年金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

★別表3（P.48参照）

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 一時金

一時金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.46参照）、別表2（P.47参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.46参照）

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（年金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.48参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
 (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
 (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第32条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じたとき	年金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明

* 1 解除

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

* 2 年金

この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金または一時金*³の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金*³を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*¹の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*¹された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除*¹した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の第1回年金額は変更前の第1回年金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*¹に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*¹における被保険者の年齢（第40条）が会社の定める年齢の範囲内であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
- (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日* ¹ の保険料率が適用されます。 ② 更新日* ¹ の被保険者の年齢によって定めます。

第24条 補足説明

* 3 年金または一時金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

第27条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の第1回年金額	更新前契約の保険期間満了日の第1回年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第1回年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後契約の年金支払期間	更新前契約の年金支払期間と同一とします。
(6) この保険契約が更新されたとき	① 年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(8) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)、(2)、(6)および(7)の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の年金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第28条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第

40条) が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の一時金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第29条 年金支払期間の変更

第1回年金の支払事由(第3条)が生じたときは、年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第30条 第1回年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由(第3条)が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第31条)されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

13 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由(第3条)が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第32条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

第32条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知(電気通信回線に

接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。) します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について(例表3)」(P.1719参照)

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除(第9条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由(第3条)または免責事由(第4条)に該当したとき(保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。)
- (2) 告知義務違反(第22条)または重大事由(第24条)によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額(第30条)または解約(第31条)されたとき

第34条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約(減額を含みます。本条において以下同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次のすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にもその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由(第3条)が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額以上の場合	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合	年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

14 年金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由(第3条)が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

第33条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第12条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第36条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について**第40条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第40条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*1および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約*3	一時金とともにその受取人に支払います。

第43条 補足説明

- *1 契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- *2 契約成立日の5年ごとの応当日
本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。
- *3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回年金を支払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日* ⁴ が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日* ⁴ から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（年金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料

第43条 補足説明

* 4 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第46条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金・支払うべき未払いの年金現価または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第47条 補足説明

*1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

18 特則について

第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いる場合には、第3条（年金の支払い）の2. -(1)-⑤中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第49条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害年金受取人が被保険者の場合で、高度障害年金受取人が高度障害年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害年金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡年金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を

除きます。)に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|----------------------------------|
| ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② (1)に定める代理人の印鑑証明書 |
| ③ (1)に定める代理人の住民票 |
| ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し |

- (4) (1)の規定により会社が高度障害年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第7条（年金の支払時期）の4. 中、「年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（年金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第7条（年金の支払時期）の5. 中、「被保険者または年金の受取人」とあるのを「被保険者、年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表3（P.48参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

- 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
- 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
- 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- 入浴中の溺水
- 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
- 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
- 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
- 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
- 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	50	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	62
第1条 責任開始の時	50	第24条 保険期間または保険料払込期間の変更	63
2 保険金の支払いについて		第25条 保険契約の更新	63
第2条 保険金の支払い	50	第26条 他の保険契約への加入	64
第3条 免責事由	54	第27条 保険金額の減額	65
3 保険金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 保険金の支払請求手続	54	第28条 保険契約の解約	65
第5条 保険金の支払時期	55	第29条 返戻金	65
4 保険金の支払方法の選択について		第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	65
第6条 保険金の支払方法の選択	56	第31条 保険金の受取人による保険契約の存続	65
5 保険料の払込免除について		13 保険金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除	56	第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更	66
第8条 保険料の払込免除の免責事由	57	第33条 遺言による保険金の受取人の変更	66
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険金の受取人の死亡	66
第9条 保険料の払込免除の請求手続	57	第35条 保険契約者の権利義務の承継	66
7 保険料の払込みにについて		第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	67
第10条 保険料の払込み	58	14 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込方法（経路）	58	第37条 契約年齢の計算	67
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	58	第38条 契約年齢の誤りの処理	67
第13条 保険料の前納および予納	59	第39条 性別の誤りの処理	67
8 失効、失効取消および復活について		15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険契約の失効	59	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	67
第15条 保険契約の失効取消	59	16 その他	
第16条 保険契約の復活	60	第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	68
9 取消しと無効について		第42条 保険契約者の住所の変更	68
第17条 詐欺による取消し	60	第43条 時効	69
第18条 不法取得目的による無効	60	第44条 管轄裁判所	69
10 告知義務と解除について		17 特則について	
第19条 告知義務	60	第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	69
第20条 告知義務違反による解除	61		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	61		
第22条 重大事由による解除	62		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	71		
別表2 要介護状態	72		
別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	73		
別表4 対象となる不慮の事故	74		
別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	75		

5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款

(実施 2000.4.3 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金 (3) 介護保険金 (4) 特定疾病保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人
介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと		介護保険金受取人
特定疾病保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表3★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		特定疾病保険金受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、高度障害保険金等*6は支払いません。
② 介護保険金または特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	介護保険金または特定疾病保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、介護保険金または特定疾病保険金は支払いません。
③ 特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に介護保険金の支払請求を受け、介護保険金が支払われるとき	特定疾病保険金の支払事由が生じないで介護保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特定疾病保険金は支払いません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金等*6については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

* 4 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 5 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 6 高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 高度障害保険金
- (2) 介護保険金
- (3) 特定疾病保険金

項 目	内 容
④ 高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア. この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、高度障害保険金等*6は支払いません。

(2) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(4) 介護保険金について

項 目	内 容
① 介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。

第2条 補足説明

*7 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*8 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 被保険者が、保険期間中に要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。

(5) 特定疾病保険金について

項 目	内 容
① 特定疾病保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。
③ 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合で、特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞または脳卒中による特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に特定疾病保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 被保険者の自殺行為
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 戦争その他の変乱
介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表2★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そ

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

*2 死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 死亡保険金
- 高度障害保険金
- 介護保険金

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

のうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.75参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第4条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表5（P.75参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の払込免除による	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.71参照）、別表4（P.74参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.71参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5（P.75参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

払いを請求したときは、この取扱いを行いません。

2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 保険金を不法に取得する目的
(2) 他人に保険金を不法に取得させる目的 |
|--|

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保

険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。(2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|---|

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき(5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき |
|---|

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

11 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法につい

て、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1.-(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第37条）が70歳を超えるときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第27条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について**第28条 保険契約の解約**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することが出来ます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第29条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第7条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のおてのすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第30条 補足説明*** 1 消滅**

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

*** 2 保険料の未経過分に相当する返還金**

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明*** 1 会社が債権者等に支払うべき金額**

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護保険金受取人および特定疾病保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第33条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護保険金受取人および特定疾病保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金、介護保険金および特定疾病保険金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について**第37条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について**第40条 社員配当金の割当ておよび支払い**

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第37条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ³ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ³ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ⁴	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 4 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第43条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

- この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について

第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害保険金または介護保険金の受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金または介護保険金の受取人が高度障害保険金または介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金または介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。

② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害保険金または介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本

② (1)に定める代理人の印鑑証明書

③ (1)に定める代理人の住民票

④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) 特定疾病保険金受取人が被保険者の場合で、特定疾病保険金受取人が特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特定疾病保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

第44条 補足説明

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

す。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (5) (4)の規定により、指定代理請求人が特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (6) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(4)に規定する者に限りません。
- (7) (6)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (8) (1)の規定により会社が高度障害保険金または介護保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害保険金または介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (9) (4)の規定により会社が特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (10) 第5条（保険金の支払時期）の4. 中、「保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人、第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人または指定代理請求人（保険金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (11) 第5条（保険金の支払時期）の5. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人、第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (12) 第20条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (13) 第20条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表5（P.75参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア.に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。

イ. 衣服の着脱が自分ではできない。

ウ. 入浴が自分ではできない。

エ. 食物の摂取が自分ではできない。

オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応

性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、1. によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中2. の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
(1) 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（保険契約の復活が行われたときは最終の復活の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
(2) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
(3) 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

2. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	ア. 口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	イ. 消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	エ. 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	(ア) 骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	(イ) 結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	(ウ) 皮膚の悪性黒色腫	172
	(エ) 女性乳房の悪性新生物	174
	(オ) 男性乳房の悪性新生物	175
	オ. 泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	カ. その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	キ. リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
(2) 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410～414）のうち、急性心筋梗塞	410
(3) 脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、	
	ア. くも膜下出血	430
	イ. 脳内出血	431
	ウ. 脳動脈の狭塞	434

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 介護保険金の支払い	(1) 介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 特定疾病保険金の支払い	(1) 特定疾病保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表4）であることを証する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2.、3. および4. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	77	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第25条 保険料払込方法の変更	90
第1条 責任開始の時	77	第26条 保険期間の変更	90
2 年金支払期間について		第27条 保険契約の更新	90
第2条 年金支払期間の指定	77	第28条 他の保険契約への加入	91
3 年金の支払いについて		第29条 年金支払期間の変更	92
第3条 年金の支払い	78	第30条 第1回年金額の減額	92
第4条 免責事由	81	13 解約等について	
第5条 年金証書の発行	82	第31条 保険契約の解約	92
4 年金の支払請求手続について		第32条 返戻金	92
第6条 年金の支払請求手続	82	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	93
第7条 年金の支払時期	82	第34条 年金の受取人による保険契約の存続	93
5 一時金の支払方法の選択について		14 年金の受取人および保険契約者について	
第8条 一時金の支払方法の選択	83	第35条 会社への通知による年金の受取人の変更	93
6 保険料の払込免除について		第36条 遺言による年金の受取人の変更	94
第9条 保険料の払込免除	83	第37条 年金の受取人の死亡	94
第10条 保険料の払込免除の免責事由	84	第38条 保険契約者の権利義務の承継	94
7 保険料の払込免除の請求手続について		第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者	94
第11条 保険料の払込免除の請求手続	85	15 契約年齢の計算等について	
8 保険料の払込みにについて		第40条 契約年齢の計算	94
第12条 保険料の払込み	85	第41条 契約年齢の誤りの処理	94
第13条 保険料の払込方法（経路）	85	第42条 性別の誤りの処理	95
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	86	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第15条 保険料の前納および予納	86	第43条 社員配当金の割当ておよび支払い	95
9 失効、失効取消および復活について		17 その他	
第16条 保険契約の失効	87	第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	96
第17条 保険契約の失効取消	87	第45条 保険契約者の住所の変更	97
第18条 保険契約の復活	87	第46条 時効	97
10 取消しと無効について		第47条 管轄裁判所	97
第19条 詐欺による取消し	87	18 特則について	
第20条 不法取得目的による無効	88	第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	97
11 告知義務と解除について		第49条 継続介護年金終身支払特則	97
第21条 告知義務	88	第50条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	100
第22条 告知義務違反による解除	88		
第23条 告知義務違反による解除ができないとき	88		
第24条 重大事由による解除	89		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	101		
別表2 対象となる不慮の事故	102		
別表3 要介護状態	103		
別表4 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	104		

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款

(実施 2000.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態または所定の要介護状態に対する保障
年金の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金） (3) 介護年金（確定年金） (4) 継続介護年金（継続介護年金終身支払特則を適用した場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	死亡年金、高度障害年金および介護年金の年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間の指定

保険契約者は、この保険契約締結の際、年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき		死亡年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因*3によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき		高度障害年金受取人
介護年金	(1) 第1回年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*4により要介護状態（別表3★）に該当したこと ② ①の要介護状態（別表3★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額 (2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	介護年金受取人
確定年金			

2. 年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

- (1) 全般について

項目	内容
① 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金および介護年金については、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

*3 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*4 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

項 目	内 容
② 一時金の支払い	ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ. ア.により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
③ 第1回年金額が12万円未満となる時	ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回高度障害年金または第1回介護年金を支払ったとき	ア. その後新たに第1回年金の支払事由が生じても、これによる死亡年金、高度障害年金および介護年金は支払いません。 イ. その後に第1回高度障害年金または第1回介護年金の支払請求を受けても、これによる高度障害年金または介護年金は支払いません。
⑤ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価★（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ. 年金の受取人の相続人は、ア.による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 (ア) この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 (イ) 年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第31条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第32条）を年金の受取人の相続人に支払います。
⑥ 高度障害年金または介護年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金または介護年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金または介護年金は支払いません。
⑦ 介護年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、高度障害年金または一時金が支払われるとき	介護年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が高度障害状態（別表1★）に該当したものとして取り扱い、介護年金は支払いません。

(2) 死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項 目	内 容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第27条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(4) 介護年金について

項 目	内 容
① 介護年金受取人	高度障害年金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*4を原因として介護年金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなしません。

第3条 補足説明

***5 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 被保険者が、保険期間中に要介護状態（別表3★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に介護年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。

★別表1（P.101参照）、別表3（P.103参照）

★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1719参照）

★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1719参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡年金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.101参照）、別表3（P.103参照）

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

*2 死亡年金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 死亡年金
- (2) 高度障害年金
- (3) 介護年金

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

4 年金の支払請求手続について

第6条 年金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の年金について、会社の取扱いの範囲内で、年金支払日（第3条）に年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
- 本条の3.の取扱いをするときは、第7条（年金の支払時期）中、「必要書類（別表4）が会社に到着した日」とあるのを「年金支払日（第3条）」と読み替えます。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 年金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.104参照）

第7条 年金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
- 会社は、年金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

★別表4（P.104参照）

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 一時金

一時金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.101参照）、別表2（P.102参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.101参照）

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（年金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.104参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第32条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じたとき	年金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明

*1 解除

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

*2 年金

この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金または一時金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除*1した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の第1回年金額は変更前の第1回年金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第40条）が会社の定める年齢の範囲内であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
- (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第24条 補足説明

* 3 年金または一時金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

第27条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の第1回年金額	更新前契約の保険期間満了日の第1回年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第1回年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後契約の年金支払期間	更新前契約の年金支払期間と同一とします。
(6) この保険契約が更新されたとき	① 年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(8) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)ー①に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第40条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の一時金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第29条 年金支払期間の変更

第1回年金の支払事由（第3条）が生じたときは、年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第30条 第1回年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第31条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第32条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定

める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.1719参照）

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第30条）または解約（第31条）されたとき

第34条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由（第3条）が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額以上の場合	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合	年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

14 年金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護年金受取人は高度障害年金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第33条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第36条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護年金受取人は高度障害年金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害年金および介護年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込

第40条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*1および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約*3	一時金とともにその受取人に支払います。

第43条 補足説明

- *1 契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- *2 契約成立日の5年ごとの応当日
本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。
- *3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回年金を支払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日* ⁴ が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日* ⁴ から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（年金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第43条 補足説明

* 4 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

17 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料

の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第46条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金・支払うべき未払いの年金現価または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いるときは、第3条（年金の支払い）の2. -(1)-⑤中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第49条 継続介護年金終身支払特則

1. この特則は、保険契約締結の際、保険契約者の申出に対して、会社が承諾したときに適用します。
2. 本条の1. の規定によりこの特則を適用したときは、次の(1)および(2)のとおり、この特則の年金（以下「継続介護年金」といいます。）を支払います。
 - (1) 会社は、次の表および(2)の規定のとおり、継続介護年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して継続介護年金をその受取人に支払います。ただし、本条の3. の免責事由に該当するときは支払いません。

第47条 補足説明

*1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

	支払事由（継続介護年金を支払う場合）	金 額	受取人
継続介護年金	① 第1回年金 高度障害年金または介護年金の年金支払期間*1満了時に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ア. 被保険者が、責任開始の時*2以後に生じた傷害または疾病*3により要介護状態（別表3★）に該当したこと イ. ア.の要介護状態（別表3★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと ② 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、被保険者が、年金支払日*4に生存していたとき	① 第1回年金 介護年金の第1回年金額と同額 ② 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	介護年金受取人

(2) 継続介護年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
① 被保険者が、年金支払期間*1中に要介護状態（別表3★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に年金支払期間*1が満了したとき	年金支払期間*1満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、年金支払期間*1満了時に継続介護年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
② 継続介護年金について本条に別段の定めのない事項	普通保険約款に定める介護年金に関する各規定を準用します。

3. (1) 本条の2. の支払事由が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、継続介護年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても継続介護年金を支払わない場合）
継続介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表3★）になったとき (1) 介護年金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

(2) 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって継続介護年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、継続介護年金の金額の一部または全部を支払います。

4. 本条の1. の規定によりこの特則を適用したときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（年金の支払い）の2. -(1)-②、⑤および第31条（保険契約の解約）の3. の規定は、高度障害年金および介護年金については適用しません。
- (2) 高度障害年金または介護年金については、年金の受取人は、第3条（年金の支払い）の規定にかかわらず、被保険者が高度障害年金または介護年金の第1回年金の支払事由に該当した時以後、年金支払期間*1の残余期間に支払うべき未払いの年金現価の一括支払を請求することができます。未払いの年金現価を支払った場合でも、継続介護年金は本条の2. の規定により支払います。
- (3) 被保険者が、高度障害年金または介護年金の年金支払開始日以後、年金支払期間*1中の最終の年金支払日前に死亡したときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 年金の受取人に、年金支払期間*1の残余期間に支払うべき未払いの年金現価を支払い、この保険契約は消滅します。
 - ② 年金の受取人は、①による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の

第49条 補足説明

* 1 高度障害年金または介護年金の年金支払期間

本条において「年金支払期間」といいます。

* 2 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回年金の支払日	年金支払期間*1満了日の翌日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。

- ア. この保険契約は年金支払期間*1が満了するまで消滅せず、年金支払期間*1中の年金支払日に年金を継続して支払います。
- イ. 年金の継続支払中に年金支払期間*1の残余期間に支払うべき未払いの年金現価の一括支払の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、未払いの年金現価を年金の受取人に支払います。
- (4) 会社が高度障害年金または介護年金を支払うべきときは、第34条（年金の受取人による保険契約の存続）の3. - (2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合	第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2回以後の年金および継続介護年金の金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を年金受取人に支払います。

- (5) 第43条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. を次のとおり読み替えます。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日*5が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日*5から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*5からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人*6の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人*7に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*5からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*5からその日を含めて1年を経過して、第49条（継続介護年金終身支払特則）の4. - (2)の規定により未払いの年金現価の支払いが行われる保険契約	未払いの年金現価とともにその受取人に支払います。

第49条 補足説明

*5 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の4. において「5年ごと応当日」といいます。

*6 年金の受取人

高度障害年金、介護年金または継続介護年金の場合には、被保険者とします。

*7 年金の受取人の相続人

高度障害年金、介護年金または継続介護年金の場合には、年金の受取人とします。

★別表3 (P.103参照)

第50条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害年金または介護年金の受取人が被保険者の場合で、高度障害年金または介護年金の受取人が高度障害年金または介護年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害年金または介護年金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- | |
|---|
| <p>① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。</p> <p>② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡年金受取人</p> |
|---|

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害年金または介護年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|---|
| <p>① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本</p> <p>② (1)に定める代理人の印鑑証明書</p> <p>③ (1)に定める代理人の住民票</p> <p>④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し</p> |
|---|

- (4) (1)の規定により会社が高度障害年金または介護年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害年金または介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第7条（年金の支払時期）の4. 中、「年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「年金の受取人または第50条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（年金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第7条（年金の支払時期）の5. 中、「被保険者または年金の受取人」とあるのを「被保険者、年金の受取人または第50条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表4 (P.104参照)

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア. に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 イ. 衣服の着脱が自分ではできない。
 ウ. 入浴が自分ではできない。
 エ. 食物の摂取が自分ではできない。
 オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表4 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
3. 介護年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
4. 継続介護年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 継続介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 継続介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 継続介護年金の受取人の印鑑証明書
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 年金の受取人の印鑑証明書
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 2.、3. および4. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護終身年金保険普通保険約款目次

この保険の特色	107	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	120
第1条 責任開始の時	107	第25条 保険期間または保険料払込期間の変更	120
2 年金等の支払いについて		第26条 保険契約の更新	120
第2条 年金・給付金の支払い	107	第27条 第1回介護年金額の減額	121
第3条 免責事由	110	12 解約等について	
第4条 年金証書の発行	111	第28条 保険契約の解約	121
3 年金等の支払請求手続について		第29条 返戻金	122
第5条 年金・給付金の支払請求手続	111	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	122
第6条 年金・給付金の支払時期	111	第31条 年金または給付金の受取人による保険契約 の存続	122
4 死亡給付金の支払方法の選択について		13 年金等の受取人および保険契約者について	
第7条 死亡給付金の支払方法の選択	112	第32条 会社への通知による年金または給付金の受 取人の変更	123
5 保険料の払込免除について		第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更	123
第8条 保険料の払込免除	112	第34条 年金または給付金の受取人の死亡	123
第9条 保険料の払込免除の免責事由	113	第35条 保険契約者の権利義務の承継	123
6 保険料の払込免除の請求手続について		第36条 保険契約者の代表者および年金または給付 金の受取人の代表者	124
第10条 保険料の払込免除の請求手続	114	14 契約年齢の計算等について	
7 保険料の払込みにについて		第37条 契約年齢の計算	124
第11条 保険料の払込み	114	第38条 契約年齢の誤りの処理	124
第12条 保険料の払込方法（経路）	115	第39条 性別の誤りの処理	124
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	115	15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険料の前納および予納	116	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	124
8 失効、失効取消および復活について		16 その他	
第15条 保険契約の失効	116	第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	126
第16条 保険契約の失効取消	116	第42条 保険契約者の住所の変更	126
第17条 保険契約の復活	117	第43条 時効	126
9 取消しと無効について		第44条 管轄裁判所	127
第18条 詐欺による取消し	117	17 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	117	第45条 特別条件を付ける場合の特則	127
10 告知義務と解除について		第46条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの 保険契約に指定代理請求特約または指定代 理請求特約（2016）が付加されていない 場合の特則	128
第20条 告知義務	117		
第21条 告知義務違反による解除	118		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	118		
第23条 重大事由による解除	119		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	130		
別表2 特定要介護状態	131		
別表3 対象となる不慮の事故	134		
別表4 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	135		
別表5 感染症	135		

5年ごと利差配当付介護終身年金保険普通保険約款

(実施 2004.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の特定要介護状態に対する保障
年金等の種類	(1) 介護年金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日

2 年金等の支払いについて

第2条 年金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護年金	(1) 第1回介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により特定要介護状態（別表2★）に該当したこと ② ①の特定要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続し、回復の見込みがないこと (2) 第2回以後第5回までの介護年金 第1回介護年金の支払後、介護年金支払期間*3中の介護年金の支払日*4に被保険者が生存していたとき (3) 第6回介護年金 第5回介護年金の支払日*4の翌年の応当日（年単位）において、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により特定要介護状態（別表2★）に該当したこと ② ①の特定要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続し、回復の見込みがないこと (4) 第7回以後の介護年金 第6回介護年金の支払後、介護年金支払期間*3中の介護年金の支払日*4に被保険者が生存していたとき	(1) 第1回介護年金 第1回介護年金額 (2) 第2回以後の介護年金 第1回介護年金額と同額	介護年金受取人
死亡給付金	次のいずれかのとき (1) 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき（(2)に該当する場合を除きます。） (2) 被保険者が、介護年金支払期間*3中に死亡したとき	第1回介護年金額	死亡給付金受取人

2. 年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
この保険契約を通じて初めて第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	終身にわたり払い込む必要はありません。

(2) 介護年金について

項 目	内 容
① 介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、介護年金については、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 介護年金支払期間

この保険契約を通じて初めて第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

* 4 介護年金の支払日

介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金の支払日	第1回介護年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の介護年金の支払日	(1)に規定する第1回介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として介護年金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 被保険者が、保険期間中に特定要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に第1回介護年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第26条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したこと イ. その状態の回復の見込みがないこと
④ 本条の1. に規定する第6回介護年金が支払われないとき	第7回以後の介護年金は支払いません。この場合、次のとおり取り扱います。 ア. 被保険者が、介護年金支払期間*3中に本条の1. に定める第1回介護年金の支払事由に新たに該当し第1回介護年金を支払うべき場合で、被保険者が第1回介護年金の支払日に生存しているときは、第1回介護年金を支払います。この場合、第2回以後の介護年金の支払いについては、本条の1. の規定を適用します。 イ. ア. の第1回介護年金の支払日は、被保険者が新たに第1回介護年金の支払事由に該当した日*6の直後に到来する、この保険契約を通じて初めて支払われた第1回介護年金の支払日*4の応当日（年単位）とします。 ウ. ア. の第1回介護年金の金額は、この保険契約を通じて初めて支払われた第1回介護年金額と同額とします。 エ. 支払事由の発生日*6とイ. に定める第1回介護年金の支払日が異なる場合には、支払事由の発生日*5に次の調整介護年金を介護年金受取人に支払います。 第1回介護年金額 × （支払事由の発生日*6からその日を含めてイ. に定める第1回介護年金の支払日の前日までの日数） ÷ 365日 オ. エ. に定める調整介護年金の支払いについては、エ. の規定を除き、第1回介護年金の支払いに関する規定を準用します。

第2条 補足説明

- *5 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。
- *6 被保険者が新たに第1回介護年金の支払事由に該当した日
本条の2. -(2)-④において「支払事由の発生日」といいます。

項 目	内 容
⑤ 介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	介護年金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき介護年金を死亡給付金受取人に支払います。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表2 (P.131 参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
介護年金	被保険者が、次のいずれかによって特定要介護状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 介護年金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を特定要介護状態（別表2★）に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を特定要介護状態（別表2★）に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表2 (P.131参照)

第4条 年金証書の発行

会社は、この保険契約を通じて初めて第1回介護年金を支払う際に、年金証書を介護年金受取人に発行します。

3 年金等の支払請求手続について

第5条 年金・給付金の支払請求手続

- 年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4 (P.135参照)

第6条 年金・給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。
- 会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第6条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表4（P.135参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第7条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第8条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保

第6条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第7条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第9条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表3★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表3★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.130参照）、別表3（P.134参照）

第9条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第8条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

約
款

5年ごと利差配当付介護終身年金保険

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.130参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第10条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第6条（年金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.135参照）

7 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第1回介護年金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回介護年金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

3. 延滞保険料払込期間*1中に年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 補足説明

- *1 効力を失った日
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|----------------------------|
| (1) 年金または給付金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的 |

10 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）

で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*1を詐取する目的もしくは他人に年金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

(2) 年金*1の請求に関し、年金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

(4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき

① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき

① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき

② 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。

(2) すでに年金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。

(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 補足説明***1 年金**

この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

***2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

11 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、この保険契約を通じて初めて第1回介護年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の第1回介護年金額は変更前の第1回介護年金額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第26条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の第1回介護年金額	更新前契約の保険期間満了日の第1回介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第1回介護年金額を変更して更新することができます。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなる時は、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第8条・第9条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 第1回介護年金額の減額

1. 保険契約者は、この保険契約を通じて初めて第1回介護年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回介護年金額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後の第1回介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、この保険契約を通じて初めて第1回介護年金の支払事由（第2条）

が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2. 本条の1. の場合、会社は、被保険者の生存を確認できる書類の提出を求めることができます。
3. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
4. 本条の1. に定めるほか、第2条（年金・給付金の支払い）の1. の規定により第6回介護年金が支払われなくなった時以後、新たに第1回介護年金の支払事由が生じる前に限り、介護年金受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の3. の規定に準じて死亡給付金額と同額の返戻金を介護年金受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第29条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、この保険契約を通じて初めて第1回介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第8条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満了する年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項 目	内 容
(1) 介護年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2.の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を介護年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2.の金額を下回る場合には、第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2条（年金・給付金の支払い）に定める第1回介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を介護年金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

13 年金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の1.に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1.の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1.および2.による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 年金または給付金の受取人の死亡

1. 年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1.の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1.および2.により年金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、この保険契約を通じて初めて第1回介護年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を

第三者に承継させることができます。

2. この保険契約を通じて初めて第1回介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、介護年金受取人に承継されます。
3. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護年金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 第1回介護年金の支払以前の保険契約*1については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第37条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

*1 第1回介護年金の支払以前の保険契約

第2条（年金・給付金の支払い）の1.の規定により第6回介護年金が支払われなくなった時以後の保険契約を含みます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*2} （第1条）の5年ごとの応当日 ^{*3} が到来する保険契約	① その5年ごと応当日 ^{*3} から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日 ^{*3} の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者 ^{*4} に支払います。 ウ. 保険契約者 ^{*4} から請求があったときは、保険契約者 ^{*4} に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*5} および直前の5年ごと応当日 ^{*3} からその日を含めて1年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*5} からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日 ^{*3} からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約 ^{*6}	保険契約者 ^{*4} に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*5} および直前の5年ごと応当日 ^{*3} からその日を含めて1年を経過して第1回介護年金を支払う保険契約	第1回介護年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回介護年金の支払後の保険契約^{*7}については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(3)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(3)に該当する保険契約については、(2)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第40条 補足説明

* 2 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- 保険契約が更新された場合には、更新日とします。
- 第2条（年金・給付金の支払い）の1.の規定により第6回介護年金が支払われなくなった時以後の保険契約の場合には、第5回介護年金の支払日の翌年の応当日（年単位）の直後に到来する契約成立日の応当日（年単位）とします。

* 3 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1.において「5年ごと応当日」といいます。

* 4 保険契約者

第2条（年金・給付金の支払い）の1.の規定により第6回介護年金が支払われなくなった時以後の保険契約の場合には、介護年金受取人とします。

* 5 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新された場合には、更新日とします。
- 第2条（年金・給付金の支払い）の1.の規定により第6回介護年金が支払われなくなった時以後の保険契約の場合には、第5回介護年金の支払日の翌年の応当日（年単位）の直後に到来する契約成立日の応当日（年単位）とします。

* 6 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 7 第1回介護年金の支払後の保険契約

第2条（年金・給付金の支払い）の1.の規定により第6回介護年金が支払われなくなった時以後の保険契約を除きます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日*8が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*8から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、介護年金受取人に支払います。 ウ. 介護年金受取人から請求があったときは、介護年金受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日*8からその日を含めて1年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日*8からその日を含めて1年を経過して、(2)以外の事由により消滅する保険契約	介護年金受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または介護年金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第6条（年金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者*1が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 時効

年金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第8条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第40条 補足説明

* 8 第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

第42条 補足説明

* 1 保険契約者

介護年金支払期間^A中は、介護年金受取人とします。

A：この保険契約を通じて初めて第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

第44条 管轄裁判所

- この保険契約における介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護年金受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

17 特則について**第45条 特別条件を付ける場合の特則**

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*¹には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 第1回介護年金または死亡給付金の削減支払
 - 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が第1回介護年金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア. 第1回介護年金を支払うべきときは、第1回介護年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回介護年金額として支払います。

イ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、第1回介護年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*²になったときは、保険料の払込みを免除（第8条）しません。ただし、感染症（別表5★）によって特定高度障害状態*²になったときは、保険料の払込みを免除します。
- 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - 保険期間または保険料払込期間の延長（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間または保険料払込期間の延長の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1.の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。

第44条 補足説明***1 介護年金受取人**

介護年金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

***2 同一の都道府県内にある支社**

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第45条 補足説明***1 会社の定める基準に適合しない場合**

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

***2 特定高度障害状態**

高度障害状態（別表1★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険期間または保険料払込期間の延長の取扱い
② 第1回介護年金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。

(3) この保険契約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 第1回介護年金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた第1回介護年金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

★別表1（P.130参照）、別表5（P.135参照）

第46条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

(1) 介護年金受取人が被保険者の場合で、介護年金受取人が介護年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が介護年金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡給付金受取人

(2) (1)の場合、②に該当する死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その死亡給付金受取人は共同して請求することを必要とします。

(3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が介護年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が介護年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第6条（年金・給付金の支払時期）の4. 中、「年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「年金もしくは給付金の受取人または第46条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（年金または給付金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第6条（年金・給付金の支払時期）の5. 中、「年金もしくは給付金の受取人」とあるのを「年金もしくは給付金の受取人または第46条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表4（P.135参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特定要介護状態

特定要介護状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
- (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること

表1

項 目	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
歩行 (歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。	

表2

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 ② 洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと）をすべて介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ② 洗身の際に、介護者が石鹸等をつけて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ① おむつ等を使用している。 ② 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわるすべての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ② 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を自分では全くできない。 ② 洗顔を自分では全くできない。 ③ 整髪を自分では全くできない。 ④ つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ② 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③ 整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④ つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
4. 衣類着脱	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ② 上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ スボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④ 靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ スボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④ 靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表3

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。
(4) 作り話を周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
(14) 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
(15) 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

注

1. 機能障害

傷害、疾病その他の事由（2.に規定する「器質性認知症」を除きます。）により、身体機能が一部または全般にわたり低下し、かつ日常生活に支障が生じることをいいます。

2. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって画像所見を含めて診断確定された場合をいいます。（画像所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重 なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表4 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護年金の支払い	第1回介護年金および第6回介護年金の場合 (1) 介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類（第2条（年金・給付金の支払い）の2.－(2)－④－ア. に定める新たな第1回介護年金または第6回介護年金の場合を除く。） 第2回以後の介護年金（第6回介護年金を除く。）の場合 (1) 介護年金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人の印鑑証明書
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第8条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付介護一時金保険普通保険約款目次

この保険の特色	137	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	150
第1条 責任開始の時	137	第24条 保険期間または保険料払込期間の変更	150
2 保険金等の支払いについて		第25条 保険契約の更新	150
第2条 保険金・見舞金・給付金の支払い	137	第26条 介護保険金額の減額	151
第3条 免責事由	140	12 解約等について	
3 保険金等の支払請求手続について		第27条 保険契約の解約	152
第4条 保険金・見舞金・給付金の支払請求手続	141	第28条 返戻金	152
第5条 保険金・見舞金・給付金の支払時期	141	第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	152
4 保険金等の支払方法の選択について		第30条 保険金、見舞金または給付金の受取人による保険契約の存続	152
第6条 介護保険金または死亡給付金の支払方法の選択	142	13 保険金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第31条 会社への通知による保険金、見舞金または給付金の受取人の変更	153
第7条 保険料の払込免除	142	第32条 遺言による保険金、見舞金または給付金の受取人の変更	153
第8条 保険料の払込免除の免責事由	143	第33条 保険金、見舞金または給付金の受取人の死亡	153
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険契約者の権利義務の承継	153
第9条 保険料の払込免除の請求手続	144	第35条 保険契約者の代表者および保険金、見舞金または給付金の受取人の代表者	154
7 保険料の払込みにについて		14 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料の払込み	144	第36条 契約年齢の計算	154
第11条 保険料の払込方法（経路）	145	第37条 契約年齢の誤りの処理	154
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	145	第38条 性別の誤りの処理	154
第13条 保険料の前納および予納	146	15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
8 失効、失効取消および復活について		第39条 社員配当金の割当ておよび支払い	154
第14条 保険契約の失効	146	16 その他	
第15条 保険契約の失効取消	146	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	155
第16条 保険契約の復活	147	第41条 保険契約者の住所の変更	155
9 取消しと無効について		第42条 時効	156
第17条 詐欺による取消し	147	第43条 管轄裁判所	156
第18条 不法取得目的による無効	147	17 特則について	
10 告知義務と解除について		第44条 特別条件を付ける場合の特則	156
第19条 告知義務	148	第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	157
第20条 告知義務違反による解除	148		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	148		
第22条 重大事由による解除	149		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	159		
別表2 特定要介護状態および軽度要介護状態	160		
別表3 対象となる不慮の事故	163		
別表4 保険金・見舞金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	164		
別表5 感染症	164		

5年ごと利差配当付介護一時金保険普通保険約款

(実施 2004.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の特定要介護状態および所定の軽度要介護状態に対する保障
保険金等の種類	(1) 介護保険金 (2) 介護見舞金 (3) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. 本条の1. の規定にかかわらず、介護見舞金の支払いについては、会社は、本条の2. に定めるこの保険契約上の責任開始の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日*1からこの保険契約上の責任を開始します。
4. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

第1条 補足説明

- * 1 責任開始の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日
「介護見舞金保障開始日」といいます。

2 保険金等の支払いについて

第2条 保険金・見舞金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金、見舞金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金、見舞金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支

払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により特定要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の特定要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続し、回復の見込みがないこと	介護保険金額	介護保険金受取人
介護見舞金	介護見舞金保障開始日*3以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、介護見舞金保障開始日*3以後に生じた傷害または疾病*2により軽度要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の軽度要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続し、回復の見込みがないこと	介護保険金額の5%	
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	介護保険金額の10%	死亡給付金受取人

2. 保険金、見舞金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
介護保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。

(2) 介護保険金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、介護保険金については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 介護見舞金保障開始日

第1条（責任開始の時）の規定により、介護見舞金について会社がこの保険契約上の責任を開始する日（責任開始の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日とします。

* 4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
② 被保険者が、保険期間中に特定要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したこと イ. その状態の回復の見込みがないこと
③ 介護保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 死亡給付金を支払ったとき	その後に介護保険金の支払請求を受けても、介護保険金は支払いません。

(3) 介護見舞金について

項 目	内 容
① 被保険者が、介護見舞金保障開始日* ³ 前に生じた傷害または疾病* ² を原因として介護見舞金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際* ⁴ に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の介護見舞金保障開始日* ³ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に軽度要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に介護見舞金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したこと イ. その状態の回復の見込みがないこと
③ 介護見舞金の支払前に介護保険金の支払請求を受け、介護保険金が支払われるとき	介護見舞金相当額を介護保険金額に加算して支払います。この場合、介護見舞金は支払いません。
④ 介護見舞金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
⑤ 介護見舞金の支払事由が生じ、支払うべき介護見舞金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	介護保険金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき介護見舞金を死亡給付金受取人に支払います。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に介護保険金の支払請求を受け、介護保険金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表2 (P.160参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金、見舞金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）
介護保険金・介護見舞金	被保険者が、次のいずれかによって特定要介護状態（別表2★）または軽度要介護状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を特定要介護状態（別表2★）に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を特定要介護状態（別表2★）に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表2 (P.160参照)

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

*2 介護保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 介護保険金
- (2) 介護見舞金
- (3) 死亡給付金

3 保険金等の支払請求手続について

第4条 保険金・見舞金・給付金の支払請求手続

1. 保険金、見舞金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金、見舞金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表4（P.164参照）

第5条 保険金・見舞金・給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金、見舞金または給付金を支払います。
2. 会社は、保険金、見舞金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金、見舞金または給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金、見舞金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金、見舞金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金、見舞金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金、見舞金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金・見舞金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金・見舞金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、保険金、見舞金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金、見舞金または給付金の受取人（保険金、見舞金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金、見舞金または給付金を支払いません。

★別表4（P.164参照）

4 保険金等の支払方法の選択について

第6条 介護保険金または死亡給付金の支払方法の選択

介護保険金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、介護保険金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

第5条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 介護保険金または死亡給付金

介護保険金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表3★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表3★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.159参照）、別表3（P.163参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.159参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金・見舞金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.164参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（介護保険金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*¹以後猶予期間満了日（第10条）までに保険金、見舞金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 保険金、見舞金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 介護保険金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第28条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

いを請求したときは、この取扱いを行いません。

2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金、見舞金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金、見舞金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金、見舞金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金、見舞金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きします。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第16条 補足説明

- * 1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金、見舞金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金、見舞金または給付金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金、見舞金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金、見舞金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険金、見舞金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。(2) すでに保険金、見舞金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金、見舞金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、保険金、見舞金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|---|

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金、見舞金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金、見舞金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金、見舞金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金、見舞金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金、見舞金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険金、見舞金または給付金*²の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金、見舞金または給付金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1. - (4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. - (1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の介護保険金額は変更前の介護保険金額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*¹に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*¹における被保険者の年齢（第36条）が会社の定める年齢の範囲内であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
- (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日* ¹ の保険料率が適用されます。 ② 更新日* ¹ の被保険者の年齢によって定めます。

第22条 補足説明

* 2 給付金

本条の1. - (4)のみに該当した場合で、本条の1. - (4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の介護保険金額	更新前契約の保険期間満了日の介護保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の介護保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなる場合は、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金・見舞金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 介護保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって介護保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の介護保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2. 介護保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 介護保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第27条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. 本条の1. の場合、会社は、被保険者の生存を確認できる書類の提出を求めることができます。
3. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第28条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 保険金、見舞金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす保険金、見舞金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第29条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または給付金の受取人に支払います。

13 保険金等の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による保険金、見舞金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金、見舞金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、保険金、見舞金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金、見舞金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から保険金、見舞金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第32条 遺言による保険金、見舞金または給付金の受取人の変更

1. 第31条（会社への通知による保険金、見舞金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、保険金、見舞金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、保険金、見舞金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の保険金、見舞金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金、見舞金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 保険金、見舞金または給付金の受取人の死亡

1. 保険金、見舞金または給付金の受取人が保険金、見舞金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金、見舞金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金、見舞金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および保険金、見舞金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護保険金および介護見舞金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第36条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ³ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	保険金または給付金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ³ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)および(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁴	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金・見舞金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または

第39条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 4 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第42条 時効

保険金・見舞金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第43条 管轄裁判所

- この保険契約における介護保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護保険金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における介護見舞金、死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

17 特則について

第44条 特別条件を付ける場合の特則

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 介護保険金等*2の削減支払
契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が介護保険金等*2の支払事由（第2条）に該当し、介護保険金等*2を支払うべきときは、介護保険金等*2の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、介護保険金等*2の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表5★）によって特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除します。
- 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - この保険契約が効力を失ったとき（第14条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - 保険期間または保険料払込期間の延長（第24条）について、次のとおり取り扱います。

第43条 補足説明

- *1 介護保険金受取人
介護保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
- *2 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第44条 補足説明

- *1 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。
- *2 介護保険金等
次の(1)から(3)をいいます。
 - 介護保険金
 - 介護見舞金
 - 死亡給付金
- *3 特定高度障害状態
高度障害状態（別表1★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険期間または保険料払込期間の延長の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1.の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。
② 介護保険金等*2の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1.の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。
③ 特定高度障害状態*3についての不担保	保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱いません。

(3) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 介護保険金等*2の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた介護保険金等*2の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*3についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*3についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*3についての不担保の条件は適用されません。

★別表1（P.159参照）、別表5（P.164参照）

第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

(1) 介護保険金受取人が被保険者の場合で、介護保険金受取人が介護保険金または介護見舞金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が介護保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- | |
|---|
| <p>① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。</p> <p>② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡給付金受取人。</p> |
|---|

(2) (1)の場合、②に該当する死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その死亡給付金受取人は共同して請求することを必要とします。

(3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が介護保険金または介護見舞金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の

一部の省略を認めることがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本② (1)に定める代理人の印鑑証明書③ (1)に定める代理人の住民票④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し |
|---|

- (4) (1)の規定により会社が介護保険金または介護見舞金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその介護保険金または介護見舞金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第5条（保険金・見舞金・給付金の支払時期）の4. 中、「保険金、見舞金または給付金の受取人（保険金、見舞金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金、見舞金もしくは給付金の受取人または第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（保険金、見舞金または給付金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第5条（保険金・見舞金・給付金の支払時期）の5. 中、「被保険者または死亡給付金受取人」とあるのを「被保険者、死亡給付金受取人または第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表4（P.164参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特定要介護状態および軽度要介護状態

1. 特定要介護状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。
- (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
- (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
2. 軽度要介護状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。
- (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること
- (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること

表1

項 目	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
歩行 (歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態

(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。

表2

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 ② 洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと）をすべて介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ② 洗身の際に、介護者が石鹸等を付けて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ① おむつ等を使用している。 ② 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわるすべての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ② 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を自分では全くできない。 ② 洗顔を自分では全くできない。 ③ 整髪を自分では全くできない。 ④ つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ② 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③ 整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④ つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
4. 衣類着脱	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ② 上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④ 靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④ 靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表3

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。
(4) 作り話を周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
(14) 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
(15) 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

注

1. 機能障害

傷害、疾病その他の事由（2.に規定する「器質性認知症」を除きます。）により、身体機能が一部または全般にわたり低下し、かつ日常生活に支障が生じることをいいます。

2. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって画像所見を含めて診断確定された場合をいいます。（画像所見が得られない場合には、他の所見

による診断確定も認めることがあります。)

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表4 保険金・見舞金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護保険金の支払い	(1) 介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 介護見舞金の支払い	(1) 介護見舞金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護見舞金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護見舞金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金・見舞金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	166	11 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第21条 告知義務	176
第1条 責任開始の時	166	第22条 告知義務違反による解除	176
2 年金支払期間について		第23条 告知義務違反による解除ができないとき	177
第2条 年金支払期間の指定	166	第24条 重大事由による解除	177
3 年金等の支払いについて		12 契約内容の変更等について	
第3条 年金・祝金の支払い	167	第25条 保険料払込方法の変更	178
第4条 免責事由	169	第26条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約への 変更	179
第5条 年金証書の発行	170	第27条 他の保険契約への加入	180
4 年金等の支払請求手続について		第28条 第1回年金額の減額	180
第6条 年金・祝金の支払請求手続	170	13 解約等について	
第7条 年金・祝金の支払時期	170	第29条 保険契約の解約	181
5 一時金の支払方法の選択について		第30条 返戻金	181
第8条 一時金の支払方法の選択	171	第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	181
6 保険料の払込免除について		第32条 年金の受取人による保険契約の存続	181
第9条 保険料の払込免除	172	14 年金の受取人および保険契約者について	
第10条 保険料の払込免除の免責事由	172	第33条 会社への通知による年金の受取人の変更	182
7 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 遺言による年金の受取人の変更	182
第11条 保険料の払込免除の請求手続	173	第35条 年金の受取人の死亡	182
8 保険料の払込みにについて		第36条 保険契約者の権利義務の承継	183
第12条 保険料の払込み	173	第37条 保険契約者の代表者および年金の受取人の 代表者	183
第13条 保険料の払込方法（経路）	173	15 契約年齢の計算等について	
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	174	第38条 契約年齢の計算	183
第15条 保険料の前納および予納	174	第39条 契約年齢の誤りの処理	183
9 失効、失効取消および復活について		第40条 性別の誤りの処理	183
第16条 保険契約の失効	175	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第17条 保険契約の失効取消	175	第41条 社員配当金の割当ておよび支払い	183
第18条 保険契約の復活	175	17 その他	
10 取消しと無効について		第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	185
第19条 詐欺による取消し	176	第43条 保険契約者の住所の変更	185
第20条 不法取得目的による無効	176	第44条 時効	185
		第45条 管轄裁判所	186
		18 特則について	
		第46条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	186
別表 1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	187		
別表 2 対象となる不慮の事故	188		
別表 3 年金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	189		

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款

(実施 2007.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金等の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金） (3) 生存祝金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、保険契約者が選択した終期までの期間とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間の指定

1. 保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間について、その終期を選択する方法により指定することを必要とします。
2. この保険契約の保険期間および保険料払込期間は、本条の1. の年金支払期間と同一とします。

3 年金等の支払いについて

第3条 年金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金等を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額 (2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	死亡年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき	(注) 本条の2. -(1)-①の規定により、最低5回の年金を支払います。	高度障害年金受取人
生存祝金	被保険者が、保険期間満了の時に生存していたとき。ただし、保険期間満了の時までに高度障害年金の支払事由が生じた場合で、高度障害年金が支払われたときは除きます。	第1回年金額の10%	保険契約者

2. 年金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
① 第5回の年金支払日*2がこの保険契約の年金支払期間の終期を超えて到来するとき	第2条（年金支払期間の指定）の規定にかかわらず、第5回の年金を支払うべき日を含む保険年度末までこの保険契約の年金支払期間を延長します。
② 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
③ 一時金の支払い	ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ. ア. により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
④ 第1回年金額が12万円未満となる時	ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金については、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
⑤ 第1回高度障害年金を支払ったとき	その後新たに第1回年金の支払事由が生じて、これによる死亡年金および高度障害年金は支払いません。
⑥ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価*（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ. 年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 （ア）この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 （イ）年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第29条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第30条）を年金の受取人の相続人に支払います。

(2) 死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項 目	内 容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1*）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1*）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条 補足説明

*3 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限り、ます。

*4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が5年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更（第26条）されたときは、変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
⑤ 高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金は支払いません。

(4) 生存祝金について

項 目	内 容
生存祝金が支払われた後に、その保険期間中に支払事由が生じた死亡年金、高度障害年金または一時金が支払われるとき	死亡年金もしくは高度障害年金の第1回年金額または一時金額から生存祝金額を差し引いて支払います。

★別表1（P.187参照）

★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1720参照）

★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1721参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第4条 補足説明

* 1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金または高度障害年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.187参照)

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

4 年金等の支払請求手続について

第6条 年金・祝金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の年金について、会社の取扱いの範囲内で、年金支払日（第3条）に年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
- 本条の3.の取扱いをするときは、第7条（年金・祝金の支払時期）中、「必要書類（別表3）が会社に到達した日」とあるのを「年金支払日（第3条）」と読み替えます。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 - 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3 (P.189参照)

第7条 年金・祝金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

5営業日以内に、会社の本社で年金または祝金を支払います。

2. 会社は、年金または祝金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または祝金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または祝金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1.－(4)－①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、年金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2.および3.の確認を行うときは、会社は、年金または祝金の受取人（年金または祝金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2.および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または祝金を支払いません。

★別表3（P.189参照）

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 一時金

一時金とともに支払われる金銭を含みます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとしします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.187参照）、別表2（P.188参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1 (P.187参照)

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（年金・祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3 (P.189参照)

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. - (1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 生存祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第14条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日**
 保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
 保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金または祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じたとき	年金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に生存祝金の支払事由（第3条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

30条)の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

第18条 補足説明

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活(第18条)の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活(第18条)したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活(第18条)の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。)で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第9条)の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活(第18条)にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは祝金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第9条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金、一時金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金、一時金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

第23条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができま
す。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金、一時金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金、一時金*3または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金、一時金*3または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除*1した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

第24条 補足説明

* 1 解除

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

* 2 年金

この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

* 3 年金、一時金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を5年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に5年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 変更日*1における被保険者の年齢（第38条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 変更後契約*2の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、変更後契約*2の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. 5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数・経路）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数・経路）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後契約*2の効力は生じません。
(3) 変更後契約*2の保険金額	変更前契約の保険期間満了日の第1回年金額の5倍に相当する金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険金額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2の保険期間および保険料払込期間満了日	被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険期間および保険料払込期間を変更することができます。
(5) 変更後契約*2の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人および高度障害保険金受取人	それぞれ変更前契約の保険契約者、被保険者、死亡年金受取人および高度障害年金受取人と同一とします。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後契約

この保険契約から変更された場合の5年ごと利差配当付普通定期保険契約をいいます。

項 目	内 容
(6) 変更後契約*2に変更されたとき	① 保険金の支払い、保険料の払込免除および告知義務違反による解除に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ② 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ 生存祝金について、生存祝金の支払事由が生じた日以後、会社は、会社の定める利率による利息をつけてすえ置き、変更後契約*2が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に支払います。 ④ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(8) 変更日*1に会社が5年ごと利差配当付普通定期保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を変更日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第38条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の第1回年金額の5倍に相当する金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第28条 第1回年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 解約等について

第29条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第30条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.1722参照）

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満了する年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第31条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第32条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または祝金の支払事由（第3条）が生じ、会社が年金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合には、年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2) 生存祝金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を生存祝金の受取人に支払います。

14 年金の受取人および保険契約者について

第33条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、生存祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第33条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、生存祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、そ

の受取割合は均等とします。

第36条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1.および2.に準じて取り扱います。高度障害年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第38条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第40条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、

第38条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日（第1条）の5年ごとの応当日*1が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日*1の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が5年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた変更前契約の社員配当金については、変更後契約においても引き続き積み立て、変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約*2	一時金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約*2	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約成立日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して第1回年金を支払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第41条 補足説明

* 1 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 2 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日* ³ が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日* ³ から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ³ からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ³ からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（年金・祝金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第44条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価・祝金（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第41条 補足説明

*3 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金、支払うべき未払いの年金現価、祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

18 特則について

第46条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いる場合には、第3条（年金・祝金の支払い）の2. ー(1)ー⑥中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第45条 補足説明

* 1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 年金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
3. 生存祝金の支払い	(1) 生存祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 生存祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 生存祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 年金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 2. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款目次

この保険の特色	191	10 契約内容の変更等について	204
1 保障の開始について		第22条 保険料払込方法の変更	204
第1条 責任開始の時	191	第23条 保険期間の変更	205
2 年金支払期間について		第24条 保険契約の更新	205
第2条 年金支払期間	191	第25条 他の保険契約への加入	206
3 年金の支払いについて		第26条 第1回年金額の減額	206
第3条 年金の支払い	192	11 解約等について	
第4条 免責事由	196	第27条 保険契約の解約	207
第5条 年金証書の発行	197	第28条 返戻金	207
4 年金の支払請求手続について		第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	207
第6条 年金の支払請求手続	198	第30条 年金の受取人による保険契約の存続	207
第7条 年金の支払時期	198	12 年金の受取人および保険契約者について	
5 一時金の支払方法の選択について		第31条 会社への通知による年金の受取人の変更	208
第8条 一時金の支払方法の選択	199	第32条 遺言による年金の受取人の変更	208
6 保険料の払込みについて		第33条 年金の受取人の死亡	208
第9条 保険料の払込み	199	第34条 保険契約者の権利義務の承継	208
第10条 保険料の払込方法（経路）	200	第35条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者	209
第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	200	13 契約年齢の計算等について	
第12条 保険料の前納および予納	200	第36条 契約年齢の計算	209
7 失効、失効取消および復活について		第37条 契約年齢の誤りの処理	209
第13条 保険契約の失効	201	第38条 性別の誤りの処理	209
第14条 保険契約の失効取消	201	14 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第15条 保険契約の復活	201	第39条 社員配当金の割当ておよび支払い	209
8 取消しと無効について		15 その他	
第16条 詐欺による取消し	202	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	211
第17条 不法取得目的による無効	202	第41条 保険契約者の住所の変更	211
9 告知義務と解除について		第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	211
第18条 告知義務	202	第43条 時効	212
第19条 告知義務違反による解除	202	第44条 管轄裁判所	212
第20条 告知義務違反による解除ができないとき	203	16 特則について	
第21条 重大事由による解除	203	第45条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	212
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	213		
別表2 対象となる不慮の事故	214		
別表3 臓器移植術	214		
別表4 病院または診療所	215		
別表5 臓器売買等の行為	215		
別表6 永久的人工臓器	215		
別表7 慢性腎不全および慢性呼吸不全	215		
別表8 人工透析療法	215		
別表9 在宅酸素療法	216		
別表10 年金の支払請求に必要な書類	217		

5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款

（実施 2011.8.2 / 改正 2024.4.1）

約
款

5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）

この保険の特色

目的・内容	死亡、所定の高度障害状態または所定の特定生活障害状態に対する保障
年金の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金） (3) 特定生活障害年金（確定年金）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は10年とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第18条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間

この保険契約の年金支払期間は10年とします。

3 年金の支払いについて

第3条 年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき		死亡年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき		高度障害年金受取人
確定年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に、次に定める特定生活障害状態のいずれかに該当したとき ① 身体障害 責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったもの ② 臓器移植 次のすべてを満たす臓器移植術（別表3★）を受けたもの ア. 責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3を直接の原因とした心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓または小腸のいずれかの臓器についての移植術*4であること（被保険者が受容者である場合に限り。）	(1) 第1回年金 第1回年金額 (2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	特定生活障害年金受取人

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金および特定生活障害年金については、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

*3 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

*4 移植術

心臓弁のみまたは脾臓のみの移植は含みません。

年金の 種 類	支払事由（年金を支払う場合）	金 額	受取人
特定生活障害年金	イ. ア. の傷害または疾病*3の治療を直接の目的とした病院または診療所（別表4★）における移植術であること。ただし、日本国外にある医療施設における移植術については、日本国内の病院または診療所（別表4★）において医師が必要と診断した場合に限ります。 ウ. その移植術に際し、臓器売買等の行為（別表5★）が行われていないこと ③ 人工臓器 次のすべてを満たす永久的人工臓器（別表6★）の装着または造設をしたもの（一時的な装着または造設および既に装着もしくは造設した人工臓器またはその付属品を交換、整形もしくは拡張するものは含みません。） ア. 責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3を直接の原因とした人工臓器の装着または造設であること イ. ア. の傷害または疾病*3の治療を直接の目的とした病院または診療所（別表4★）における人工臓器の装着または造設であること ④ 人工透析療法 責任開始の時*1以後に発病した慢性腎不全（別表7★）により永続的な人工透析療法（別表8★）を開始したもの ⑤ 在宅酸素療法 責任開始の時*1以後に発病した慢性呼吸不全（別表7★）により永続的な在宅酸素療法（別表9★）を開始し、その開始日からその日を含めて180日継続したもの (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額 (2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	特定生活障害年金受取人

2. 年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
② 一時金の支払い	ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 ㍑ 第1回年金の支払前であること ㍑ 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ. ア.により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
③ 第1回年金額が12万円未満となる時	ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回年金を支払ったとき	その後に第1回年金の支払請求を受けても、これによる年金は支払いません。
⑤ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日* ² 前に死亡したとき	ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価★（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ. 年金の受取人の相続人は、ア.による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 ㍑ この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*²に年金を継続して支払います。 ㍑ 年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第27条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第28条）を年金の受取人の相続人に支払います。
⑥ 高度障害年金または特定生活障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われることとなる時	高度障害年金または特定生活障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金または特定生活障害年金は支払いません。
⑦ 特定生活障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、高度障害年金または一時金が支払われることとなる時	特定生活障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が高度障害状態（別表1★）に該当したものとして取り扱い、特定生活障害年金は支払いません。

(2) 死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項 目	内 容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者としてします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*5による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*6に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第24条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用し、この保険契約から高度障害年金は支払いません。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(4) 特定生活障害年金について

項 目	内 容
① 特定生活障害年金受取人	高度障害年金受取人と同一とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、特定生活障害年金（身体障害）の第1回年金の支払事由が生じたものとします。

第3条 補足説明

*5 責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*6 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により特定生活障害年金（身体障害を除く。）の第1回年金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*6に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「身体障害の状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特定生活障害年金（身体障害）が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に特定生活障害年金（身体障害）の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用し、この保険契約から特定生活障害年金（身体障害）は支払いません。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表2★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。
⑤ 被保険者が、保険期間中に慢性呼吸不全（別表7★）を発病した場合で、特定生活障害年金（在宅酸素療法）の第1回年金の支払事由に規定する状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、特定生活障害年金（在宅酸素療法）の第1回年金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険期間満了日に特定生活障害年金（在宅酸素療法）の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用し、この保険契約から特定生活障害年金（在宅酸素療法）は支払いません。

★別表1（P.213参照）、別表2（P.214参照）、別表3（P.214参照）、別表4（P.215参照）、別表5（P.215参照）、別表6（P.215参照）、別表7（P.215参照）、別表8（P.215参照）、別表9（P.216参照）
★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1719参照）
★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1719参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第15条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
特定生活障害年金 （身体障害）	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
特定生活障害年金 （臓器移植・人工臓器）	被保険者が、次のいずれかによって特定生活障害年金（臓器移植・人工臓器）の第1回年金の支払事由に規定する状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡年金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(3) 「地震、噴火または津波」によって特定生活障害年金（身体障害）の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定生活障害年金（身体障害）の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.213参照）

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

第4条 補足説明

*2 死亡年金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 死亡年金
- (2) 高度障害年金
- (3) 特定生活障害年金

4 年金の支払請求手続について

第6条 年金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の年金について、会社の取扱いの範囲内で、年金支払日（第3条）に年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
- 本条の3.の取扱いをするときは、第7条（年金の支払時期）中、「必要書類（別表10）が会社に到達した日」とあるのを「年金支払日（第3条）」と読み替えます。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 年金の支払請求に必要な書類（別表10★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表10（P.217参照）

第7条 年金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
- 会社は、年金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第19条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第21条）、詐欺（第16条）または不法取得目的（第17条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第21条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

★別表10（P.217参照）

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込みについて

第9条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 一時金

一時金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1 (月単位) を含む月 の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日か ら末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第10条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第9条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第9条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第9条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第9条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第9条）までに、年金の支払事由（第3条）が生じた場合で、第1回年金または一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。

第12条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第9条）を年払に変更することを必要とします。

第10条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

7 失効、失効取消および復活について

第13条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第9条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第28条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第14条 保険契約の失効取消

1. 第13条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じたとき	年金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第15条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第13条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第14条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第9条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第9条）の翌日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第9条）の翌日をいいます。

要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第18条）および告知義務違反による解除（第19条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第15条 補足説明

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

8 取消しと無効について

第16条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第15条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第15条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

9 告知義務と解除について

第18条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第15条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第3条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第19条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第15条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由（第3条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金の支払いを行いません。
- (2) すでに年金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、年金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金または一時金の支払いを行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第20条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第19条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第15条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第21条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

第20条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第21条 補足説明

*1 解除

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金を詐取する目的もしくは他人に年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金の支払事由（第3条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金の支払事由が生じていたときは、その年金または一時金の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金*2の支払いを行いません。
- (2) すでに年金または一時金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第19条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除*1した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

10 契約内容の変更等について

第22条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第9条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第9条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第21条 補足説明

*2 年金または一時金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

第23条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の第1回年金額は変更前の第1回年金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第24条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第9条（保険料の払込み）の1. および第11条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の第1回年金額	更新前契約の保険期間満了日の第1回年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第1回年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。

第24条 補足説明***1 保険期間満了日の翌日**

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(5) この保険契約が更新されたとき	① 年金の支払い（第3条・第4条）および告知義務違反による解除（第19条・第20条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第25条 他の保険契約への加入

- 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第36条）が70歳を超えるときは、この取扱いをしません。
- 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の一時金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第26条 第1回年金額の減額

- 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- 減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
- 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第27条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第28条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について」（例表3）（P.1719参照）

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または第1回年金が支払われた場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由（第3条）が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額以上の場合	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

第29条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第9条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項 目	内 容
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2.の金額を下回る場合	年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

12 年金の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、特定生活障害年金受取人は高度障害年金受取人と同一とします。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第32条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第31条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、特定生活障害年金受取人は高度障害年金受取人と同一とします。
2. 本条の1.の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1.および2.による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1.の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1.および2.により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害年金および特定生活障害年金についても同様とします。

13 契約年齢の計算等について**第36条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

14 社員配当金（保険契約者への配当）について**第39条 社員配当金の割当ておよび支払い**

1. 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第36条 補足説明***1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる 保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約 成立日* ¹ （第1条）の 5年ごとの応当日* ² が 到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険 期間が満了する保険契 約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険 契約の転換により消滅 する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約 成立日* ¹ および直前の 5年ごとに応当日* ² から その日を含めて1年を 経過して、一時金の支 払いにより消滅する保 険契約* ³	一時金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約 成立日* ¹ からその日を 含めて2年および直前 の5年ごとに応当日* ² か らその日を含めて1年 を経過して、(2)から(4) 以外の事由により消滅 する保険契約* ³	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約 成立日* ¹ および直前の 5年ごとに応当日* ² から その日を含めて1年を 経過して第1回年金を 支払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第39条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる 保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日*4が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日*4から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*4からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*4からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（年金の支払時期）の1. の規定を準用します。

15 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の年金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

第39条 補足説明

*4 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

第42条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更ににかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正

(2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法

(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第43条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価（第3条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金または支払うべき未払いの年金現価の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

16 特則について

第45条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いる場合には、第3条（年金の支払い）の2. -(1)-⑤中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第42条 補足説明

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第44条 補足説明

* 1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
特定生活障害年金（身体障害）支払の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 臓器移植術

「臓器移植術」とは、臓器の機能に障害がある者に対する臓器の機能の回復または付与を目的とした移植術をいいます。なお、移植術はヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植（注1）、自家移植（注2）および再移植（注3）は含みません。

注

1. 異種移植
「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器を使用する移植術をいいます。
2. 自家移植
「自家移植」とは、臓器の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。
3. 再移植
「再移植」とは、すでに受けたことのある臓器の移植術と同一の臓器についての移植術を再度受けることをいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表5 臓器売買等の行為

「臓器売買等の行為」とは、次の(1)から(5)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくは提供したことの対価（注）として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
- (2) 移植術に使用されるための臓器の提供を受けることもしくは受けたことの対価（注）として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
- (3) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることのあっせんをすることもしくはあっせんしたことの対価（注）として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
- (4) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることのあっせんを受けることもしくはあっせんを受けたことの対価（注）として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
- (5) 臓器が(1)から(4)の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出しまたは移植術に使用すること。

注

(1)から(4)までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に必要となる費用であって、移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることまたはそのあっせんをするにに関して通常必要であると認められるものは、含まれません。

別表6 永久的人工臓器

「永久的人工臓器」とは、次のいずれかをいいます。

- (1) 永久的脳深部刺激装置
「永久的脳深部刺激装置」とは、電極を体内に永久的に埋め込み、脳に電氣的刺激を与えて神経回路の機能を調節する装置をいいます。なお、「永久的脳深部刺激装置」には、脊髄や末梢神経に対する電極装置は含みません。
- (2) 永久的心臓ペースメーカーまたは永久的埋込型（補助）人工心臓
「永久的心臓ペースメーカー」とは、電極を体内に永久的に埋め込み、心臓に電氣的刺激を与えて心拍動を発生させる装置をいいます。「永久的埋込型（補助）人工心臓」とは、血液ポンプおよび制御駆動装置を体内に永久的に埋め込み、心臓の拍出機能を代行する装置をいいます。また、心臓移植を行うことを前提とした埋め込みの場合には、「永久的埋込型（補助）人工心臓」とみなして取り扱います。なお、「永久的心臓ペースメーカーまたは永久的埋込型（補助）人工心臓」には、埋込型除細動器を含み、人工心肺、経皮の心肺補助装置、体外式（補助）人工心臓、大動脈バルーンカテーテルは含みません。
- (3) 永久的人工膀胱
「永久的人工膀胱」とは、空置した腸管に尿管を吻合のうえ、その腸管を体外に永久的に開放し、膀胱の蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。ただし、膀胱を全摘出している場合に限りです。なお、膀胱を全摘出し尿路変更術（注）を行ったものは、永久的人工膀胱を造設したものと同様に取り扱います。
- (4) 永久的人工肛門
「永久的人工肛門」とは、腸管を体外に永久的に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。ただし、単孔式の場合に限りです。

注

尿路変更術

「尿路変更術」とは、正常尿流の経路を変更して、尿を体外に誘導し排出するために行う手術をいいます。

別表7 慢性腎不全および慢性呼吸不全

「慢性腎不全」および「慢性呼吸不全」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全	I 12.0 N18
(2) 慢性呼吸不全	呼吸不全、他に分類されないもの（J96）のうち、 慢性呼吸不全	J96.1

別表8 人工透析療法

「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法は除きます。

別表9 在宅酸素療法

「在宅酸素療法」とは、安定した病態にある者が、在宅にて自らが液体酸素装置、酸素濃縮装置または高圧酸素ポンプ（人工呼吸装置および陽圧呼吸装置は含みません。）により酸素吸入を行う療法のいい、公的医療保険制度（注1）に基づく医科診療報酬点数表（注2）に在宅療養指導管理料の算定対象として定められている在宅酸素療法とします。ただし、一時的な在宅酸素療法は除きます。

注

1. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

2. 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、特定生活障害年金（在宅酸素療法）の第1回年金の支払事由に該当した時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表10 年金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
3. 特定生活障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 特定生活障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（日本国外にある医療機関における臓器移植術（別表3）についてはさらに、特定生活障害年金（臓器移植）の第1回年金の支払事由に定める日本国内の医師の診断書） (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 特定生活障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 特定生活障害年金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 年金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 2. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

約
款

5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）

別
表

5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款目次

この保険の特色	219	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	231
第1条 責任開始の時	219	第25条 保険契約の更新	231
2 年金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	232
第2条 年金・給付金の支払い	219	第27条 基準介護年金額の減額	234
第3条 免責事由	221	13 解約等について	
3 年金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	234
第4条 年金・給付金の支払請求手続	222	第29条 返戻金	234
第5条 年金・給付金の支払時期	222	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	234
4 死亡給付金の支払方法の選択について		第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続	235
第6条 死亡給付金の支払方法の選択	223	14 年金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更	235
第7条 保険料の払込免除	224	第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更	236
第8条 保険料の払込免除の免責事由	225	第34条 年金または給付金の受取人の死亡	236
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	236
第9条 保険料の払込免除の請求手続	225	第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者	236
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	225	第37条 契約年齢の計算	236
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	236
第11条 保険料の払込み	226	第39条 性別の誤りの処理	237
第12条 保険料の払込方法(経路)	226	16 社員配当金(保険契約者への配当)について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	226	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	237
第14条 保険料の前納および予納	227	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	239
第15条 保険契約の失効	227	第42条 保険契約者の住所の変更	239
第16条 保険契約の失効取消	227	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	239
第17条 保険契約の復活	228	第44条 時効	239
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	239
第18条 詐欺による取消し	228	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	228	第46条 特別条件を付ける場合の特則	239
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	241
第20条 告知義務	229		
第21条 告知義務違反による解除	229		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	229		
第23条 重大事由による解除	230		
別表1 公的介護保険制度	242		
別表2 要介護1以上の状態	242		
別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	242		
別表4 対象となる不慮の事故	243		
別表5 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	244		
別表6 感染症	244		

5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款

(実施 2012.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
年金等の種類	(1) 介護年金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢(第37条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 年金等の支払いについて

第2条 年金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第3条)に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護年金	(1) 第1回介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、初めて公的介護保険制度(別表1★)に基づく要介護1以上の状態(別表2★)(以下「要介護1以上の状態」といいます。)に該当していると認定されたとき (2) 第2回以後の介護年金 第1回介護年金の支払後、介護年金支払期間*3中の介護年金の支払日*4に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、要介護1以上の状態に該当していると認定されているとき (注) 第1回介護年金の支払後、介護年金の支払日*4において、要介護1以上の状態から回復していたときは、介護年金の支払いは中断します。なお、その後の介護年金の支払日*4において、再度、要介護1以上の状態に該当したときは、介護年金の支払いを再開します。	介護年金の支払日*4における公的介護保険制度の要介護区分に応じ、介護年金額は次のとおりとします。 ① 要介護5 基準介護年金額 ② 要介護4 基準介護年金額×5/6 ③ 要介護3 基準介護年金額×4/6 ④ 要介護2 基準介護年金額×3/6 ⑤ 要介護1 基準介護年金額×2/6	介護年金受取人
死亡給付金	次のいずれかのとき (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき ((2)に該当する場合を除きます。) (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。 (2) 被保険者が、介護年金支払期間*3中に死亡したとき	基準介護年金額	死亡給付金受取人

2. 年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	終身にわたり払い込む必要はありません。

(2) 介護年金について

項 目	内 容
① 介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号
F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

*3 介護年金支払期間

第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

*4 介護年金の支払日

介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金の支払日	第1回介護年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の介護年金の支払日	(1)に規定する第1回介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護1以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	介護年金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき介護年金を死亡給付金受取人に支払います。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.242参照）、別表2（P.242参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護1以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 介護年金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*5 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(1) 介護年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第3条 補足説明

*2 責任準備金

基準介護年金の金額を限度とします。

3 年金等の支払請求手続について

第4条 年金・給付金の支払請求手続

- 年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1)	死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2)	次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3)	死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.244参照）

第5条 年金・給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。
- 会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時まで会社に提出された

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表5（P.244参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第6条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表3★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表3★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

6 保険料の払込免除の請求手続について**第9条 保険料の払込免除の請求手続**

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（年金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について**第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡**

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡した

ことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法* ¹ |
| (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法* ² |
| (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |
| (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第1回介護年金を支払うときはその受取人）

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 第1回介護年金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたと

第14条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

*1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

- きは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
 3. 延滞保険料払込期間*1中に年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 補足説明

- *1 効力を失った日
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 年金または給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的 |
|--|

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしての保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*1を詐取する目的もしくは他人に年金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*1の請求に関し、年金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明

* 1 年金

この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2.の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の基準介護年金額	更新前契約の保険期間満了日の基準介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の基準介護年金額を変更して更新することができます。

第23条 補足説明

*2 給付金

本条の1.－(4)のみに該当した場合で、本条の1.－(4)－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の基準介護年金額について、更新前契約の保険期間満了日の基準介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約に変更することができます。

- | |
|--|
| <p>(1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと</p> <p>(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること</p> <p>(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること</p> |
|--|

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の年金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の基準介護年金額	変更前契約の保険期間満了日*3の基準介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の基準介護年金額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 補足説明

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

約
款

5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本

条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の基準介護年金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の基準介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 基準介護年金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって基準介護年金額を減額★することができます。ただし、第1回介護年金の支払以後または保険料の払込免除(第7条)以後*1は減額できません。また、会社は、減額後の基準介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 基準介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第28条)されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 基準介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第1回介護年金の支払以後または保険料の払込免除(第7条)以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第29条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額(基準介護年金額)と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除(第7条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第27条 補足説明

*1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第11条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

- (1) 給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次のすべてを満たす年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を介護年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2. の金額を下回る場合には、第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2条（年金・給付金の支払い）に定める第1回介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を介護年金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

14 年金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第31条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 年金または給付金の受取人の死亡

1. 年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回介護年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、介護年金受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第37条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 第1回介護年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	- その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 - 第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 - 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 - 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	- 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ①以外の場合は、保険契約者に支払います。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1.において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第37条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回介護年金を支払う保険契約	第1回介護年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回介護年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(3)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(3)に該当する保険契約については、(2)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日* ⁶ が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*⁶から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、介護年金受取人に支払います。 ウ. 介護年金受取人から請求があったときは、介護年金受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁶ からその日を含めて1年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁶ からその日を含めて1年を経過して、(2)以外の事由により消滅する保険契約	介護年金受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または介護年金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（年金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第40条 補足説明

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 6 第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者*1が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護年金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

年金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または介護年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、

第42条 補足説明

*1 保険契約者

介護年金支払期間^A中は、介護年金受取人とします。

A：第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

第43条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 介護年金受取人

介護年金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 介護年金または死亡給付金の削減支払

① 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が介護年金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア. 介護年金を支払うべきときは、介護年金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

イ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、介護年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表6★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 介護年金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた介護年金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

第46条 補足説明

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表3★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
② 年金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた年金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3（P.242参照）、別表6（P.244参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に介護年金が支払われるべきときは、第2条（年金・給付金の支払い）の2. -(2)-③を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
③ 介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（第1回介護年金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（第1回介護年金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
- ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注2) (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注4) (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注6(1))
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(注3) (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(注5) (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (8) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの(注7(1)、(2)、(3)) (9) 10足指を失ったもの(注7(4))

注

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解し得ないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、

または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護年金の支払い	(1) 介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類(第1回介護年金の場合)
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故(別表4)であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1.については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

注 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。))である感染症をいいます。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項(一類感染症)、第3項(二類感染症)、第4項(三類感染症)、第7項第3号(新型コロナウイルス感染症)または第8項(指定感染症)の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款目次

この保険の特色	246	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	257
第1条 責任開始の時	246	第25条 保険契約の更新	258
2 一時金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	259
第2条 一時金・給付金の支払い	246	第27条 介護一時金額の減額	260
第3条 免責事由	247	13 解約等について	
3 一時金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	261
第4条 一時金・給付金の支払請求手続	248	第29条 返戻金	261
第5条 一時金・給付金の支払時期	249	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	261
4 一時金等の支払方法の選択について		第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続	261
第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択	250	14 一時金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更	262
第7条 保険料の払込免除	250	第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更	262
第8条 保険料の払込免除の免責事由	251	第34条 一時金または給付金の受取人の死亡	262
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	262
第9条 保険料の払込免除の請求手続	252	第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者	262
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	252	第37条 契約年齢の計算	263
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	263
第11条 保険料の払込み	252	第39条 性別の誤りの処理	263
第12条 保険料の払込方法（経路）	253	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	253	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	263
第14条 保険料の前納および予納	254	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	264
第15条 保険契約の失効	254	第42条 保険契約者の住所の変更	264
第16条 保険契約の失効取消	254	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更	264
第17条 保険契約の復活	255	第44条 時効	265
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	265
第18条 詐欺による取消し	255	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	255	第46条 特別条件を付ける場合の特則	265
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	266
第20条 告知義務	255		
第21条 告知義務違反による解除	256		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	256		
第23条 重大事由による解除	256		
別表1 公的介護保険制度	268		
別表2 要介護3以上の状態	268		
別表3 要介護1または2の状態	268		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	268		
別表5 対象となる不慮の事故	269		
別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	270		
別表7 感染症	270		

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款

(実施 2012.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 介護一時金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢(第37条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 一時金等の支払いについて

第2条 一時金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第3条)に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護一時金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護3以上の状態（別表2★）（以下「要介護3以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注） 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 介護一時金について

項 目	内 容
① 介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護3以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 死亡給付金を支払ったとき	その後に介護一時金の支払請求を受けても、介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に介護一時金の支払請求を受け、介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表1（P.268参照）、別表2（P.268参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金または給付金を支払いません。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号
F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

免責事由（支払事由が生じて一時金等を支払わない場合）	
介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって要介護3以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護一時金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護一時金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護一時金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 一時金等の支払請求手続について

第4条 一時金・給付金の支払請求手続

- 一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第3条 補足説明

*1 責任準備金

介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類

- (1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
- (2) 次のいずれかの書類
 - ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
 - ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
- (3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.270参照）

第5条 一時金・給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金または給付金を支払います。
2. 会社は、一時金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	一時金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2.および3.の確認を行うときは、会社は、一時金または給付金の受取人（一時金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2.および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。

★別表6（P.270参照）

4 一時金等の支払方法の選択について

第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択

介護一時金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、介護一時金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1または2の状態（別表3★）（以下「要介護1または2の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第5条 補足説明

- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

- *1 介護一時金または死亡給付金

介護一時金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

- *1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- *2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りません。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）または「要介護1または2の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表1（P.268参照）、別表3（P.268参照）、別表4（P.268参照）、別表5（P.269参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護1または2の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4 (P.268参照)

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（一時金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6 (P.270参照)

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1 (月単位) を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 一時金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 介護一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	一時金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 補足説明

- *1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 一時金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に一時金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知すること

を必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明*** 1 一時金**

この保険契約の一時金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その一時金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について**第24条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |
|--|

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の介護一時金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	- 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 - 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の一時金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の介護一時金額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*³の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって介護一時金額を減額★することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*¹は減額できません。また、会社は、減額後の介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第26条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のもので満たす一時金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が一時金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除（第7条）以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金または給付金の受取人に支払います。

14 一時金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に一時金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から一時金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 一時金または給付金の受取人の死亡

1. 一時金または給付金の受取人が一時金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により一時金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により一時金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 一時金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第37条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

*1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

*2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新(第25条)されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更(第26条)されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)ー①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)ー①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、一時金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	一時金または給付金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)および(3)以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（一時金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由

第40条 補足説明

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第40条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第43条 補足説明

* 1 変更日

支払事由または保険料の払込免除事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

一時金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護一時金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 一時金の削減支払

契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が一時金の支払事由（第2条）に該当し、一時金を支払うべきときは、一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表7★）によって支払事由に該当したときは、一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

第43条 補足説明

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 介護一時金受取人

介護一時金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.268参照）、別表7（P.270参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に介護一時金が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（介護一時金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護3以上の状態

要介護3以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 要介護1または2の状態

要介護1または2の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1または要介護2の状態をいいます。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注2) (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注4) (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注6(1))
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(注3) (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(注5) (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (8) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの(注7(1)、(2)、(3)) (9) 10足指を失ったもの(注7(4))

注

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解し得ないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場

合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護一時金の支払い	(1) 介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故(別表5)であることを証明する書類、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める要介護1または2の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1.については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	

注 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。))である感染症をいいます。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項(一類感染症)、第3項(二類感染症)、第4項(三類感染症)、第7項第3号(新型コロナウイルス感染症)または第8項(指定感染症)の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)普通保険約款目次

この保険の特色	272	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	284
第1条 責任開始の時	272	第25条 保険契約の更新	285
2 年金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	286
第2条 年金・給付金の支払い	272	第27条 認知症介護年金額の減額	287
第3条 免責事由	274	13 解約等について	
3 年金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	288
第4条 年金・給付金の支払請求手続	275	第29条 返戻金	288
第5条 年金・給付金の支払時期	275	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	288
4 死亡給付金の支払方法の選択について		第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続	288
第6条 死亡給付金の支払方法の選択	276	14 年金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更	289
第7条 保険料の払込免除	277	第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更	289
第8条 保険料の払込免除の免責事由	278	第34条 年金または給付金の受取人の死亡	289
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	290
第9条 保険料の払込免除の請求手続	279	第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者	290
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	279	第37条 契約年齢の計算	290
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	290
第11条 保険料の払込み	279	第39条 性別の誤りの処理	290
第12条 保険料の払込方法(経路)	279	16 社員配当金(保険契約者への配当)について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	280	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	290
第14条 保険料の前納および予納	280	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	292
第15条 保険契約の失効	281	第42条 保険契約者の住所の変更	292
第16条 保険契約の失効取消	281	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	292
第17条 保険契約の復活	281	第44条 時効	293
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	293
第18条 詐欺による取消し	282	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	282	第46条 特別条件を付ける場合の特則	293
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	294
第20条 告知義務	282		
第21条 告知義務違反による解除	282		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	283		
第23条 重大事由による解除	283		
別表1 特定認知症	296		
別表2 公的介護保険制度	296		
別表3 要介護1以上の状態	296		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	297		
別表5 対象となる不慮の事故	298		
別表6 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	298		
別表7 感染症	299		

5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)普通保険約款

(実施 2016.4.4 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
年金等の種類	(1) 認知症介護年金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 年金等の支払いについて

第2条 年金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金 額	受取人
認知症介護年金	(1) 第1回認知症介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、特定認知症（別表1★）（以下「特定認知症」といいます。）に該当していること ② 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表2★）に基づく要介護1以上の状態（別表3★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたこと (2) 第2回以後の認知症介護年金 第1回認知症介護年金の支払後、認知症介護年金支払期間*3中の認知症介護年金の支払日*4に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、第1回認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当しているとき （注）第1回認知症介護年金の支払後、認知症介護年金の支払日*4において、第1回認知症介護年金の支払事由に規定する状態から回復していたときは、認知症介護年金の支払いは中断します。なお、その後の認知症介護年金の支払日*4において、再度、第1回認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当したときは、認知症介護年金の支払いを再開します。	認知症介護年金額	認知症介護年金受取人
死亡給付金	次のいずれかのとき (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（(2)に該当する場合を除きます。） （注）保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。 (2) 被保険者が、認知症介護年金支払期間*3中に死亡したとき	認知症介護年金額	死亡給付金受取人

2. 年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
第1回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	終身にわたり払い込む必要はありません。

(2) 認知症介護年金について

項 目	内 容
① 認知症介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*3 認知症介護年金支払期間

第1回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

*4 認知症介護年金の支払日

認知症介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回認知症介護年金の支払日	第1回認知症介護年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の認知症介護年金の支払日	(1)に規定する第1回認知症介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として、認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 認知症介護年金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護年金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	認知症介護年金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき認知症介護年金を死亡給付金受取人に支払います。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.296参照）、別表2（P.296参照）、別表3（P.296参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
認知症介護年金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護年金の支払事由に規定する状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 認知症介護年金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

* 5 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 補足説明

* 1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(1) 認知症介護年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって認知症介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、認知症介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 年金等の支払請求手続について

第4条 年金・給付金の支払請求手続

- 年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.298参照）

第5条 年金・給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。

第3条 補足説明

*2 責任準備金

認知症介護年金の金額を限度とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

2. 会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1.－(4)－①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数^{*2}を経過する日とします。

(1) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*3}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表6（P.298参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第6条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金^{*1}について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）になったときまたは「要介護1以上の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表4（P.297参照）、別表5（P.298参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護1以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4（P.297参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（年金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6（P.298参照）

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. - (1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第1回認知症介護年金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

- 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回認知症介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

- 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第13条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日**
 保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第14条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
 保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回認知症介護年金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

- 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは祝金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、認知症介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、認知症介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*1を詐取する目的もしくは他人に年金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*1の請求に関し、年金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 補足説明

* 1 年金

この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の認知症介護年金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	- 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 - 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護年金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるとときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること |
|---|

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の年金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるとときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の認知症介護年金額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の認知症介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の認知症介護年金額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護年金額について、変更前契約の保険期間満了日*³の認知症介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第27条 認知症介護年金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって認知症介護年金額を減額★することができる。ただし、第1回認知症介護年金の支払以後または保険料の払込免除（第7条）以後*¹は減額できません。また、会社は、減額後の認知症介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 認知症介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 認知症介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第26条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第1回認知症介護年金の支払以後または保険料の払込免除(第7条)以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第29条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額(認知症介護年金額)と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回認知症介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除(第7条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由(第2条)に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき(保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。)
 - (2) 告知義務違反(第21条)または重大事由(第23条)によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額(第27条)または解約(第28条)されたとき

第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約(減額を含みます。本条において以下同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満了する年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由(第2条)が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第11条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたのであれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

取り扱います。

項 目	内 容
(1) 認知症介護年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回認知症介護年金の金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を認知症介護年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回認知症介護年金の金額が本条の2. の金額を下回る場合には、第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2条（年金・給付金の支払い）に定める第1回認知症介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を認知症介護年金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

14 年金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 年金または給付金の受取人の死亡

1. 年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回認知症介護年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回認知症介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、認知症介護年金受取人に承継されます。
3. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1.および2.に準じて取り扱います。認知症介護年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護年金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 第1回認知症介護年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第37条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中においては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回認知症介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回認知症介護年金を支払う保険契約	第1回認知症介護年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回認知症介護年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(3)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(3)に該当する保険契約については、(2)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第37条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回認知症介護年金の支払日の5年ごとの応当日*6が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*6から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、認知症介護年金受取人に支払います。 ウ. 認知症介護年金受取人から請求があったときは、認知症介護年金受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に第1回認知症介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日*6からその日を含めて1年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回認知症介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日*6からその日を含めて1年を経過して、(2)以外の事由により消滅する保険契約	認知症介護年金受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または認知症介護年金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（年金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

- 保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
- 保険契約者*1が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

- 会社は、この保険契約の認知症介護年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります。

第40条 補足説明

*6 第1回認知症介護年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

第42条 補足説明

*1 保険契約者

認知症介護年金支払期間^A中は、認知症介護年金受取人となります。

A：第1回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

第43条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更ににかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
(2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. - (1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

年金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における認知症介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または認知症介護年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
- (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
- (2) 認知症介護年金または死亡給付金の削減支払
- ① 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が認知症介護年金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
- ア. 認知症介護年金を支払うべきときは、認知症介護年金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- イ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表7★）によって支払事由に該当したときは、認知症介護年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、

第43条 補足説明

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 認知症介護年金受取人

認知症介護年金受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 認知症介護年金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた認知症介護年金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 認知症介護年金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた認知症介護年金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.297参照）、別表7（P.299参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に認知症介護年金が支払われるべきときは、第2条（年金・給付金の支払い）の2. -(2)-③を次のとおり読み替えます。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
③ 認知症介護年金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	認知症介護年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき認知症介護年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（第1回認知症介護年金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（第1回認知症介護年金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 特定認知症

特定認知症とは、次のすべてに該当している場合をいいます。

1. 器質性認知症と診断確定されていること（注）
2. 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「Ⅴ」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていること

注

1. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ① 画像所見による診断確定
- ② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

- (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7

2003 年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表2 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

- 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
- 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
- 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- 入浴中の溺水
- 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
- 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
- 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
- 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
- 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電	

別表6 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 認知症介護年金の支払い	(1) 認知症介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表2）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 認知症介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 認知症介護年金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類（第1回認知症介護年金の場合）

項 目	必要書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表5）であることを証明する書類、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める要介護1以上の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度（別表2）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)普通保険約款目次

この保険の特色	301	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	312
第1条 責任開始の時	301	第25条 保険契約の更新	313
2 一時金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	314
第2条 一時金・給付金の支払い	301	第27条 認知症介護一時金額の減額	315
第3条 免責事由	303	13 解約等について	
3 一時金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	316
第4条 一時金・給付金の支払請求手続	303	第29条 返戻金	316
第5条 一時金・給付金の支払時期	304	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	316
4 一時金等の支払方法の選択について		第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続	316
第6条 認知症介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択	305	14 一時金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更	317
第7条 保険料の払込免除	305	第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更	317
第8条 保険料の払込免除の免責事由	306	第34条 一時金または給付金の受取人の死亡	317
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	317
第9条 保険料の払込免除の請求手続	307	第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者	317
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	307	第37条 契約年齢の計算	318
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	318
第11条 保険料の払込み	307	第39条 性別の誤りの処理	318
第12条 保険料の払込方法(経路)	308	16 社員配当金(保険契約者への配当)について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	308	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	318
第14条 保険料の前納および予納	309	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	319
第15条 保険契約の失効	309	第42条 保険契約者の住所の変更	319
第16条 保険契約の失効取消	309	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更	319
第17条 保険契約の復活	310	第44条 時効	320
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	320
第18条 詐欺による取消し	310	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	310	第46条 特別条件を付ける場合の特則	320
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	321
第20条 告知義務	310		
第21条 告知義務違反による解除	311		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	311		
第23条 重大事由による解除	311		
別表1 特定認知症	323		
別表2 公的介護保険制度	323		
別表3 要介護1以上の状態	323		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	324		
別表5 対象となる不慮の事故	325		
別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	325		
別表7 感染症	326		

5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)普通保険約款

(実施 2016.4.4 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 認知症介護一時金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢(第37条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 一時金等の支払いについて

第2条 一時金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第3条)に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たしたとき (1) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、特定認知症（別表1★）（以下「特定認知症」といいます。）に該当していること (2) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表2★）に基づく要介護1以上の状態（別表3★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたこと	認知症介護一時金額	認知症介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 認知症介護一時金について

項 目	内 容
① 認知症介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として、認知症介護一時金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 認知症介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 死亡給付金を支払ったとき	その後に認知症介護一時金の支払請求を受けても、認知症介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表1（P.323参照）、別表2（P.323参照）、別表3（P.323参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じて一時金等を支払わない場合）	
認知症介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護一時金の支払事由に規定する状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって認知症介護一時金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、認知症介護一時金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 一時金等の支払請求手続について

第4条 一時金・給付金の支払請求手続

1. 一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第3条 補足説明

*1 責任準備金

認知症介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.325参照）

第5条 一時金・給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金または給付金を支払います。
- 会社は、一時金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	一時金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1.－(4)－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金・給付金請求時までにおける事実

- 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

- 本条の2.および3.の確認を行うときは、会社は、一時金または給付金の受取人（一時金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
- 本条の2.および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。

★別表6（P.325参照）

4 一時金等の支払方法の選択について

第6条 認知症介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択

認知症介護一時金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、認知症介護一時金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 認知症介護一時金または死亡給付金

認知症介護一時金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）または「要介護1以上の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

- * 3 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表4（P.324参照）、別表5（P.325参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護1以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4（P.324参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（一時金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6（P.325参照）

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 一時金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 認知症介護一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	一時金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 補足説明

- * 1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 一時金または給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に一時金または給付金を不法に取得させる目的 |
|--|

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重

要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り組みます。

- (1) 一時金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その一時金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

第23条 補足説明

* 1 一時金

この保険契約の一時金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の認知症介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護一時金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること |
|---|

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の一時金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約*2の認知症介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日*3の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の認知症介護一時金額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 認知症介護一時金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって認知症介護一時金額を減額★することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*1は減額できません。また、会社は、減額後の認知症介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 認知症介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 認知症介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第26条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 保険料の払込免除（第7条）以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（認知症介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす一時金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が一時金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除（第7条）以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金または給付金の受取人に支払います。

14 一時金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社へ到達する前に変更前の受取人に一時金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から一時金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 一時金または給付金の受取人の死亡

1. 一時金または給付金の受取人が一時金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により一時金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により一時金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。認知症介護一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 一時金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第37条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、一時金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	一時金または給付金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)および(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（一時金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1. 会社は、この保険契約の認知症介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*¹から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります。

第40条 補足説明

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第40条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第43条 補足説明

* 1 変更日

支払事由または保険料の払込免除事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

一時金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における認知症介護一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または認知症介護一時金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 認知症介護一時金の削減支払
契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が認知症介護一時金の支払事由（第2条）に該当し、認知症介護一時金を支払うべきときは、認知症介護一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表7★）によって支払事由に該当したときは、認知症介護一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後

第43条 補足説明

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 認知症介護一時金受取人

認知症介護一時金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 認知症介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた認知症介護一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 認知症介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた認知症介護一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.324参照）、別表7（P.326参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおりに取り扱います。

(1) この保険契約の保険料払込期間中に認知症介護一時金が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
認知症介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	認知症介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき認知症介護一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。
- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
 - ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
 - ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 特定認知症

特定認知症とは、次のすべてに該当している場合をいいます。

1. 器質性認知症と診断確定されていること（注）
2. 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「Ⅴ」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていること

注

1. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ① 画像所見による診断確定
- ② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

- (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病的障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7

2003 年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表2 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 認知症介護一時金の支払い	(1) 認知症介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表2）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 認知症介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 認知症介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表5）であることを証明する書類、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める要介護1以上の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度（別表2）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	328	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	339
第1条 責任開始の時	328	第24条 保険契約の更新	340
2 保険金の支払いについて		第25条 保険期間が終身の保険契約への変更	341
第2条 保険金の支払い	328	第26条 保険金額の減額	342
第3条 免責事由	330	12 解約等について	
3 保険金の支払請求手続について		第27条 保険契約の解約	342
第4条 保険金の支払請求手続	331	第28条 返戻金	343
第5条 保険金の支払時期	332	第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	343
4 保険金の支払方法の選択について		第30条 保険金の受取人による保険契約の存続	343
第6条 保険金の支払方法の選択	333	13 保険金の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第31条 会社への通知による保険金の受取人の変更	343
第7条 保険料の払込免除	333	第32条 遺言による保険金の受取人の変更	344
第8条 保険料の払込免除の免責事由	333	第33条 保険金の受取人の死亡	344
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険契約者の権利義務の承継	344
第9条 保険料の払込免除の請求手続	334	第35条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	344
7 保険料の払込みにについて		14 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料の払込み	334	第36条 契約年齢の計算	344
第11条 保険料の払込方法（経路）	335	第37条 契約年齢の誤りの処理	344
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	335	第38条 性別の誤りの処理	345
第13条 保険料の前納および予納	335	15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
8 失効、失効取消および復活について		第39条 社員配当金の割当ておよび支払い	345
第14条 保険契約の失効	336	16 その他	
第15条 保険契約の失効取消	336	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	346
第16条 保険契約の復活	336	第41条 保険契約者の住所の変更	346
9 取消しと無効について		第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	346
第17条 詐欺による取消し	337	第43条 時効	346
第18条 不法取得目的による無効	337	第44条 管轄裁判所	347
10 告知義務と解除について			
第19条 告知義務	337		
第20条 告知義務違反による解除	337		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	338		
第22条 重大事由による解除	338		
別表 1 公的介護保険制度	348		
別表 2 要支援2以上の状態	348		
別表 3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	348		
別表 4 対象となる不慮の事故	349		
別表 5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	350		

5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款

(実施 2018.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要支援2以上の状態、死亡、所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 軽度介護保険金 (2) 死亡保険金 (3) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
軽度介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要支援2または要介護の状態（以下「要支援2以上の状態」といいます。）（別表2★）に該当していると認定されたとき	保険金額	軽度介護保険金 受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき		死亡保険金 受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表3★）になったとき		高度障害保険金 受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内 容
① 軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。
② 軽度介護保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	軽度介護保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、軽度介護保険金は支払いません。
③ 軽度介護保険金または高度障害保険金を支払ったとき	ア. この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に軽度介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受けても、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。

(2) 軽度介護保険金について

項 目	内 容
① 軽度介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要支援2以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

(3) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(4) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*4による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3*）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表3*）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表3*）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第24条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

★別表1（P.348参照）、別表2（P.348参照）、別表3（P.348参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
軽度介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要支援2以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第2条 補足説明

- * 4 責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

第3条 補足説明

- * 1 責任開始の日
第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表3★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 被保険者の自殺行為
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 軽度介護保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要支援2以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要支援2以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表3（P.348参照）

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表 5 ★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表 5（P.350 参照）

第 5 条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表 5 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 5 営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の 1. の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表 5 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 45 日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第 2 条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第 3 条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第 20 条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第 22 条）、詐欺（第 17 条）または不法取得目的（第 18 条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第 22 条（重大事由による解除）の 1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の 2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の 1. および 2. にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表 5 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180 日
(2) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180 日
(3) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の 2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(4) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180 日

4. 本条の 2. および 3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の 2. および 3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第 5 条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとしします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表3（P.348参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5（P.350参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第10条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

第11条 補足説明*** 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法**

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*** 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法**

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第28条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
3. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明*** 1 保険金**

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 保険金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更および更新等について**第23条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。

第24条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の保険金額について、更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約に変更★することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること |

2. 5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第10条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第10条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の保険金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の保険金額	変更前契約の保険期間満了日*3の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険金額を変更することができます。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社に変更後契約*2の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の保険金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の保険金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

★「5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第26条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第28条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第27条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第28条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社 にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第29条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第32条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第31条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。軽度介護保険金および高度障害保険金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の

第36条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。

第39条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第36条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約 成立日*4からその日を含 めて2年および直前の5年 ごと応当日*2からその日 を含めて1年を経過して、 (2)から(4)以外の事由によ り消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の軽度介護保険金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
(2) 介護に関する技術または環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第43条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第39条 補足説明

*5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第42条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第44条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

第44条 補足説明

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

約

款

5年ごと利差配当付軽度介護定期保険

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要支援2以上の状態

要支援2以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項または第2条第1項第2号に定める要介護1から要介護5までのいずれかまたは要支援2の状態をいいます。

別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 軽度介護保険金の支払い	(1) 軽度介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 軽度介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 軽度介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表4）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	352	11 契約内容の変更について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	363
第1条 責任開始の時	352	第24条 保険契約の更新	364
2 給付金の支払いについて		第25条 収入保障給付金月額の減額	365
第2条 収入保障給付金の支払い	352	12 解約等について	
第3条 免責事由	354	第26条 保険契約の解約	365
3 給付金の支払請求手続について		第27条 保険契約の消滅	365
第4条 収入保障給付金の支払請求手続	355	第28条 返戻金	366
第5条 収入保障給付金の支払時期	355	第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	366
4 保険料の払込免除について		第30条 収入保障給付金の受取人による保険契約の 存続	366
第6条 保険料の払込免除	356	13 収入保障給付金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除の免責事由	357	第31条 会社への通知による収入保障給付金の受取 人の変更	366
5 保険料の払込免除の請求手続について		第32条 遺言による収入保障給付金の受取人の変更	366
第8条 保険料の払込免除の請求手続	357	第33条 収入保障給付金の受取人の死亡	367
6 被保険者の死亡について		第34条 保険契約者の権利義務の承継	367
第9条 被保険者の死亡	358	第35条 保険契約者の代表者および収入保障給付金 の受取人の代表者	367
7 保険料の払込みにについて		14 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料の払込み	358	第36条 契約年齢の計算	367
第11条 保険料の払込方法（経路）	358	第37条 契約年齢の誤りの処理	367
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	359	第38条 性別の誤りの処理	367
第13条 保険料の前納および予納	359	15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
8 失効、失効取消および復活について		第39条 社員配当金の割当ておよび支払い	368
第14条 保険契約の失効	360	16 その他	
第15条 保険契約の失効取消	360	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	369
第16条 保険契約の復活	360	第41条 保険契約者の住所の変更	369
9 取消しと無効について		第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	369
第17条 詐欺による取消し	361	第43条 時効	369
第18条 不法取得目的による無効	361	第44条 管轄裁判所	369
10 告知義務と解除について		17 特則について	
第19条 告知義務	361	第45条 特別条件を付ける場合の特則	369
第20条 告知義務違反による解除	361	第46条 被指定契約がある場合の特則	371
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	362		
第22条 重大事由による解除	362		
別表 1 収入保障給付金の支払対象となる入院	372		
別表 2 対象となる不慮の事故	372		
別表 3 病院または診療所	372		
別表 4 公的医療保険制度	373		
別表 5 対象となる「所定の3大疾病」	373		
別表 6 収入保障給付金等の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	374		
別表 7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	375		
別表 8 感染症	376		
別表 9 特定部位および指定疾病一覧表	377		

5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険普通保険約款

(実施 2022.10.3 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金の種類	収入保障給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

2 給付金の支払いについて

第2条 収入保障給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、収入保障給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して収入保障給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

支払事由（収入保障給付金を支払う場合）	金 額	受取人
被保険者が、保険期間中に次に定めるいずれかを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 継続した入院 次のすべてを満たす入院を30日以上継続したとき ① 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 ② ①の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 ③ 病院または診療所（別表3★）への入院 (2) 「所定の3大疾病」（別表5★）による継続した入院（別表1★） 次のすべてを満たす入院を14日以上継続したとき ① 責任開始の時*1以後に発病した「所定の3大疾病」（別表5★）を直接の原因とする入院 ② ①の「所定の3大疾病」（別表5★）の治療を直接の目的とする入院 ③ 病院または診療所（別表3★）への入院	収入保障給付金月額 × 6	収入保障給付金受取人

2. 収入保障給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 収入保障給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3または「所定の3大疾病」（別表5★）によるものとみなします。 ① 責任開始の日*4からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この保険契約の締結の際*6に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3または「所定の3大疾病」（別表5★）によるものとみなしません。 ③ その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3または「所定の3大疾病」（別表5★）によるものとみなしません。
(3) 被保険者が、転入院または再入院したとき	転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、入院日数が継続したものとみなします。
(4) 被保険者が、給付金支払期間*5中に、収入保障給付金の支払事由に該当したとき	収入保障給付金は支払いません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 3 疾病

公的医療保険制度（別表4★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 給付金支払期間

収入保障給付金が支払われる場合において、収入保障給付金の支払事由が該当日を1度目の基準日とし、その毎月の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）を2度目以後の基準日とした場合における、1度目の基準日からその日を含めて6度目の基準日までの期間をいいます。

* 6 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(5) 被保険者が、給付金支払期間*5満了日以前に、収入保障給付金の支払事由に定める入院を開始し、給付金支払期間*5満了日の翌日以後に収入保障給付金の支払事由に該当したとき	収入保障給付金は支払いません。ただし、その入院について、給付金支払期間*5満了日の翌日から起算して、収入保障給付金の支払事由に定める入院日数を満たしたときは、収入保障給付金を支払います。
(6) この保険契約が更新されなかった場合で、保険期間の満了日に、被保険者が入院中であるものの、その入院が収入保障給付金の支払事由に定める入院日数を満たしていないとき	その後もその入院が継続し、収入保障給付金の支払事由に定める入院日数を満たしたときは、保険期間満了日に支払事由に該当したものとみなします。この場合、1回の給付を限度とします。
(7) 収入保障給付金の支払限度	保険期間を通じて10回とします。
(8) 被保険者が、同時に収入保障給付金の支払事由に複数該当したとき	収入保障給付金を重複しては支払いません。

★別表1（P.372参照）、別表2（P.372参照）、別表3（P.372参照）、別表4（P.373参照）、別表5（P.373参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、収入保障給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても収入保障給付金を支払わない場合）
収入保障給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって収入保障給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、収入保障給付金の金額の一部または全部を支払います。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 収入保障給付金の支払請求手続

1. 収入保障給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 収入保障給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表6（P.374参照）

第5条 収入保障給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で収入保障給付金を支払います。
2. 会社は、収入保障給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から収入保障給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、収入保障給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 収入保障給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 収入保障給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	収入保障給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは収入保障給付金受取人の保険契約締結の目的、収入保障給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から収入保障給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、収入保障給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、収入保障給付金の受取人（収入保障給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または収入保障給付

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は収入保障給付金を支払いません。

★別表6（P.374参照）

4 保険料の払込免除について

第6条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第7条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第5条 補足説明

- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

- *1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- *2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

- *3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.372参照）、別表7（P.375参照）

第7条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表7（P.375参照）

5 保険料の払込免除の請求手続について

第8条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（収入保障給付金の支

払時期)の規定を準用します。

★別表6 (P.374参照)

6 被保険者の死亡について

第9条 被保険者の死亡

1. 被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 被保険者の生死が不明のときで、会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
3. 本条の1. の場合、会社は、被保険者が死亡した日における責任準備金を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。
4. 本条の1. の場合、保険契約者は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、必要書類(別表6★)を会社に提出することを必要とします。

★別表6 (P.374参照)

7 保険料の払込みにについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法(回数)は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第1条)の応当日*1(年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1(月単位)までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1(半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1(月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条(保険料の払込方法(経路))の1. に定める払込方法(経路)に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法(経路)

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法(経路)について、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. - (1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（収入保障給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 収入保障給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 収入保障給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第28条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約の効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に収入保障給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	収入保障給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に、第9条（被保険者の死亡）の規定によりこの保険契約が消滅するとき	被保険者が死亡した日における責任準備金を保険契約者に支払います。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約の効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 収入保障給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に収入保障給付金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

- (1) 収入保障給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに収入保障給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、収入保障給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、収入保障給付金受取人が証明したときは、会社は、収入保障給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または収入保障給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更について**第23条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の収入保障給付金月額	更新前契約の保険期間満了日の収入保障給付金月額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の収入保障給付金月額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 収入保障給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第6条・第7条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。

第24条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の収入保障給付金月額について、更新前契約の保険期間満了日の収入保障給付金月額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 収入保障給付金月額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって収入保障給付金月額を減額★することができます。また、会社は、減額後の収入保障給付金月額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 収入保障給付金月額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 収入保障給付金月額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第26条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第27条 保険契約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡（第9条）したとき
- (2) 解約（第26条）されたとき
- (3) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (4) 収入保障給付金の支払回数が通算して10回に達したとき
- (5) 収入保障給付金の支払事由に該当し、その収入保障給付金の支払いにより生じる給付金支払期間*1中に保険期間が満了する場合（次の①または②に該当した場合に限る）において、収入保障給付金が支払われたとき
 - ① この保険契約の更新（第24条）が取扱われない場合
 - ② 第45条（特別条件を付ける場合の特則）の2. - (2)に定めるこの保険契約の更新が取扱われない場合

第27条 補足説明

*1 給付金支払期間

収入保障給付金が支払われる場合において、収入保障給付金の支払事由が該当日を1度目の基準日とし、その毎月の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）を2度目以後の基準日とした場合における、1度目の基準日からその日を含めて6度目の基準日までの期間をいいます。

2. 本条の1. -(4)または(5)に該当した場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。ただし、収入保障給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第28条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が第27条（保険契約の消滅）で規定するいずれかに該当して消滅*1した場合、または保険料の払込みが免除（第6条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、収入保障給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第30条 収入保障給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満了するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、収入保障給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が収入保障給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、収入保障給付金の受取人に支払います。

13 収入保障給付金の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による収入保障給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、収入保障給付金の受取人を変更することができます。ただし、収入保障給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、収入保障給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、収入保障給付金受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の収入保障給付金の受取人に収入保障給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から収入保障給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第32条 遺言による収入保障給付金の受取人の変更

1. 第31条（会社への通知による収入保障給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、収入保障給付金の受取人を変更

第29条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

することができます。ただし、収入保障給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。

2. 本条の1. の収入保障給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による収入保障給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 収入保障給付金の受取人の死亡

1. 収入保障給付金の受取人が収入保障給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により収入保障給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により収入保障給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および収入保障給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 収入保障給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または収入保障給付金月額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法

第36条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または収入保障給付金月額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。ただし、第27条（保険契約の消滅）の1. -(4)または(5)により保険契約が消滅するときは、収入保障給付金受取人に支払います。 イ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるときは次のとおり取り扱います。 ① (1)-①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)-①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、第27条（保険契約の消滅）の1. -(4)または(5)により保険契約が消滅するときは、収入保障給付金受取人に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者または収入保障給付金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（収入保障給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第39条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

16 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の収入保障給付金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第26条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第43条 時効

収入保障給付金（第2条）、保険料の払込免除（第6条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

1. この保険契約における収入保障給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または収入保障給付金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について

第45条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、

第42条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第44条 補足説明

*1 収入保障給付金受取人

収入保障給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第45条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 収入保障給付金の削減支払

契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が収入保障給付金の支払事由（第2条）に該当し、収入保障給付金を支払うべきときは、収入保障給付金月額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表8★）によって支払事由に該当したときは、収入保障給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

① 身体の特定部位および指定疾病（別表9★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、支払事由に該当した場合でも、これに対応する収入保障給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表8★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

② 特定部位または指定疾病についての不担保期間の満了日を含んで、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的とする入院を継続したとき、その満了日の翌日から起算して、第2条の規定を適用します。

(4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第6条）しません。ただし、感染症（別表8★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(2)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第14条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた収入保障給付金の削減支払の条件は適用されません。

第45条 補足説明

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

★別表7（P.375参照）、別表8（P.376参照）、別表9（P.377参照）

第46条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1) 収入保障給付金の支払いに関して次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
収入保障給付金の支払事由が生じ、支払うべき収入保障給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	収入保障給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき収入保障給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第9条（被保険者の死亡）の3. および4. 中、「保険契約者」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- ② 第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（収入保障給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（収入保障給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ③ 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ④ 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第46条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 収入保障給付金の支払対象となる入院

収入保障給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは収入保障給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 対象となる「所定の3大疾病」

対象となる「所定の3大疾病」とは、表1および表2に定めるものとします。

表1**1. 悪性新生物および上皮内新生物**

収入保障給付金の「所定の3大疾病」により支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腔のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度腔異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

注 子宮頸部、膣、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

表2

1. 対象となる急性心筋梗塞・脳卒中

対象となる急性心筋梗塞・脳卒中とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、	
	急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
	陳旧性心筋梗塞	I 25.2
脳卒中	脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、	
	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63

2. 急性心筋梗塞・脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）

別表6 収入保障給付金等の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 収入保障給付金の支払い	(1) 収入保障給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 収入保障給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 収入保障給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 被保険者死亡時の責任準備金の支払い	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 保険契約者の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第6条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 収入保障給付金・被保険者死亡時の責任準備金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回

旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表9 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

約
款

5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険

別
表

5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色……………379

1 保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について

第1条 保険契約の型……………379
第2条 入院給付金の支払限度の型……………379

2 保障の開始について

第3条 責任開始の時……………380

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い……………380
第5条 免責事由……………385

4 給付金等の支払請求手続について

第6条 給付金・祝金の支払請求手続……………386
第7条 給付金・祝金の支払時期……………386

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択……………387

6 健康祝金のすえ置き支払について

第9条 健康祝金のすえ置き支払……………387

7 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除……………388
第11条 保険料の払込免除の免責事由……………389

8 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続……………390

9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡……………390

10 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み……………390
第15条 保険料の払込方法（経路）……………390
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……………391
第17条 保険料の前納および予納……………391

11 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効……………392
第19条 保険契約の失効取消……………392
第20条 保険契約の復活……………392

12 取消しと無効について

第21条 詐欺による取消し……………393
第22条 不法取得目的による無効……………393

13 告知義務と解除について

第23条 告知義務……………393
第24条 告知義務違反による解除……………393
第25条 告知義務違反による解除ができないとき……………394
第26条 重大事由による解除……………394

14 契約内容の変更および更新等について

第27条 保険料払込方法の変更……………395
第28条 保険契約の更新……………396
第29条 保険期間が終身の保険契約への変更……………397
第30条 入院給付金日額の減額……………398

15 解約等について

第31条 保険契約の解約……………398
第32条 返戻金……………399
第33条 保険料の未経過分に相当する返還金……………399
第34条 給付金の受取人による保険契約の存続……………399

16 給付金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による給付金の受取人の変更……………400
第36条 遺言による給付金の受取人の変更……………400
第37条 給付金の受取人の死亡……………400
第38条 保険契約者の権利義務の承継……………400
第39条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者……………401

17 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算……………401
第41条 契約年齢の誤りの処理……………401
第42条 性別の誤りの処理……………401

18 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い……………401

19 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行……………402
第45条 保険契約者の住所の変更……………402
第46条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更……………403
第47条 時効……………403
第48条 管轄裁判所……………403

20 特則について

第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……………403
第50条 特別条件を付ける場合の特則……………403
第51条 被指定契約がある場合の特則……………405
第52条 更新前契約等に家族特則が適用されている場合の特則……………406

家族特則

第1条 特則の被保険者の型および被保険者の範囲……………406
第2条 従たる被保険者の給付金の支払い……………406
第3条 特則の保険料の払込免除……………407
第4条 特則の保険期間および保険料払込期間……………407
第5条 特則の保険料の払込み……………407
第6条 特則の失効……………407
第7条 特則の失効取消……………407
第8条 特則の復活……………407
第9条 告知義務……………408
第10条 告知義務違反による解除……………408
第11条 特則の更新……………408
第12条 特則の取消し……………408
第13条 特則の消滅……………408
第14条 特則の返戻金……………408
第15条 特則の被保険者の型の変更……………408
第16条 他の5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約への加入……………409
第17条 本則の準用……………409

別表 1	対象となる不慮の事故……………	410
別表 2	手術給付倍率表……………	411
別表 3	手術サポート給付金の支払対象となる手術……………	413
別表 4	特定検査給付金の支払対象となる特定検査……………	413
別表 5	全身麻酔加算給付金の支払対象となる全身麻酔……………	413
別表 6	給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……………	414
別表 7	対象となる高度障害状態および身体障害の状態……………	415
別表 8	感染症……………	416
別表 9	特定部位および指定疾病一覧表……………	417

5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2006.4.3 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金等の種類	(1) 入院給付金 (2) 入院初期重点給付金（保険契約の型がⅡ型・Ⅳ型の場合に限ります。） (3) 手術給付金 (4) 手術サポート給付金 (5) 特定検査給付金 (6) 全身麻酔加算給付金 (7) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。） (8) 健康祝金（保険契約の型がⅢ型・Ⅳ型の場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について

第1条 保険契約の型

- 保険契約の型は、給付金・祝金の組合せにより、次のⅠ型からⅣ型の4つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金・祝金	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
入院給付金	○	○	○	○
入院初期重点給付金	—	○	—	○
手術給付金	○	○	○	○
手術サポート給付金	○	○	○	○
特定検査給付金	○	○	○	○
全身麻酔加算給付金	○	○	○	○
死亡給付金	○	○	○	○
健康祝金	—	—	○	○

（注）○：当該給付金・祝金が組み込まれていることを表します。
ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

- 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

第2条 入院給付金の支払限度の型

- 入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

- 本条の1. により選択された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第23条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 会社名 |
| (2) 保険契約者の氏名または名称 |
| (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項 |
| (4) 受取人の氏名または名称 |
| (5) 支払事由 |
| (6) 保険期間 |
| (7) 保険給付の額 |
| (8) 保険料およびその払込方法 |
| (9) 契約成立日 |
| (10) 保険証券を作成した年月日 |

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき		入院給付金受取人
	(1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院	1 回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	
	(2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院		
	(3) 病院または診療所*5への入院		
	(4) 入院日数が 1 日*6以上の入院		

第4条 補足説明

*1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院初期重点給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注） 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払い ます。	入院給付金受取人
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき （1） 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする手術 （2） （1）の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする手術 （3） 病院または診療所*5における手術 （4） 別表2★に定める手術	手術1回につき、 （入院給付金日額） × 手術の種類に応じた給付倍率 （10・20・40倍）（別表2★）	
手術サポート給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす、手術給付金が支払われない手術を受けたとき （1） 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする手術 （2） （1）の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする手術 （3） 病院または診療所*5における手術 （4） 別表3★に定める手術 （5） 公的医療保険制度*7に基づく診療報酬点数表*8によって手術料または放射線治療料が算定される手術 （6） 入院給付金の支払事由に定める入院中に受けた手術。ただし、放射線照射または良性腫瘍*9に対する手術の場合には、入院中に受けた手術であることを必要としません。	手術1回につき、 （入院給付金日額） × 5	
特定検査給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす特定検査を受けたとき （1） 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする特定検査 （2） （1）の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする特定検査 （3） 病院または診療所*5における特定検査 （4） 別表4★に定める特定検査	特定検査1回につき、 （入院給付金日額） × 5	

により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 傷害

責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 4 疾病

公的医療保険制度*7による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所^A
- (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 7 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
全身麻酔加算給付金	被保険者が、保険期間中に次のいずれかの手術または特定検査を別表5★に定める全身麻酔により受けたとき (1) 手術給付金が支払われる手術 (2) 手術サポート給付金が支払われる手術 (3) 特定検査給付金が支払われる特定検査	手術または特定検査 1回につき、 (入院給付金日額) × 5	入院給付金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	(入院給付金日額) × 10	死亡給付金受取人
健康祝金	被保険者が、次のいずれかの「健康祝金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「健康祝金判定期間」中に5日以上継続した入院に対する入院給付金が支払われなかったとき 「健康祝金判定期間」 (1) 保険期間*10中の契約成立日*11（第3条）の5年ごとの応当日*12の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*10中の最終の5年ごとと応当日*12から保険期間*10満了の時点までの期間*13 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(入院給付金日額) × 5	保険契約者

2. 給付金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② 入院給付金等*14の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*14がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*14を死亡給付金受取人に支払います。

- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

* 8 診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

* 9 良性腫瘍

良性新生物（皮膚および皮下組織に生じたものを除きます。）および特定ポリープ^Aをいいます。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
肛門ポリープ	K 62.0
直腸ポリープ	K 62.1
尿道小丘（尿道ポリープ、カルンクル）	N 36.2
子宮頸（部）ポリープ（子宮頸管ポリープ）	N 84.1

* 10 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 11 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新（第28条）されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更（第29条）されたときは、変更日とします。

* 12 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 13 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時点までの期間

保険期間*10が5年未満の場合には、契約成立日*11から保険

(2) 入院給付金および入院初期重点給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時* ² 前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時* ² 以後の疾病* ⁴ によるものとみなします。 ア. 責任開始の日* ¹⁵ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際* ¹⁶ に、会社が、告知(第23条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時* ² 以後の疾病* ⁴ によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時* ² 以後の疾病* ⁴ によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の傷害* ³ または同一の疾病* ¹⁷ を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害* ³ または同一の疾病* ¹⁷ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した入院給付金の支払限度の型(第2条)に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 入院初期重点給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について30日とします。 イ. 通算して240日とします。

期間*¹⁰満了の時までの期間とします。

* 14 入院給付金等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 手術サポート給付金
- (5) 特定検査給付金
- (6) 全身麻酔加算給付金

* 15 責任開始の日

第3条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。
なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 16 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 17 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*⁴をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第50条）が適用されたことによって入院給付金または入院初期重点給付金が支払われない入院の開始時に異なる「傷害*3または疾病*4」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害*3または疾病*4」を併発したときは、併発した「傷害*3または疾病*4」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害*3または疾病*4」の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑧ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じたとき	
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第30条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑩ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 手術給付金、手術サポート給付金および特定検査給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*2前に生じた原因により手術または特定検査を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*15からその日を含めて2年を経過した後に手術または特定検査を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*16に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金、手術サポート給付金または特定検査給付金の支払事由に該当する手術または特定検査を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術または特定検査についてのみ手術給付金、手術サポート給付金または特定検査給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術または特定検査の種類に応じた給付倍率のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(5) 健康祝金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同一の傷害* ³ または同一の疾病* ¹⁷ を直接の原因として、入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－③または④により、入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「健康祝金判定期間」の満了時を含んで入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「健康祝金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「健康祝金判定期間」中の入院とみなします。
③ 健康祝金が支払われた後に、その「健康祝金判定期間」中に支払事由が生じた5日以上継続した入院に対する入院給付金が支払われるとき	ア. 入院給付金* ¹⁸ の合計額から健康祝金額を差し引いて支払います。 イ. 入院給付金* ¹⁸ の合計額が健康祝金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

★別表1 (P.410参照)、別表2 (P.411参照)、別表3 (P.413参照)、別表4 (P.413参照)、別表5 (P.413参照)

第5条 免責事由

1. 支払事由(第4条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由(支払事由が生じても給付金を支払わない場合)
入院給付金・給付金・特定検査給付金・入院初期重点給付金・手術給付金・手術サポート	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの* ¹ (原因の如何を問いません。) (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活(第20条)が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等* ² の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等* ² の金額の一部または全部を支払います。

第4条 補足説明

* 18 入院給付金

同時に支払われる他の給付金を含みます。

第5条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 手術サポート給付金
- (5) 特定検査給付金
- (6) 全身麻酔加算給付金

項 目	内 容
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金等の支払請求手続について

第6条 給付金・祝金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.414参照）

第7条 給付金・祝金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金または祝金を支払います。
- 会社は、給付金または祝金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金または祝金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

第5条 補足説明

*3 責任準備金

入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金または祝金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第24条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第26条）、詐欺（第21条）または不法取得目的（第22条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第26条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金または祝金の受取人（給付金または祝金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または祝金を支払いません。

★別表6（P.414参照）

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 健康祝金のすえ置き支払について

第9条 健康祝金のすえ置き支払

- 健康祝金の支払事由（第4条）が生じた日以後、会社は、健康祝金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
- すえ置いた健康祝金は、次のとおり支払います。

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

7 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき

第10条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りません。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第10条 補足説明

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表1（P.410参照）、別表7（P.415参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表7（P.415参照）

8 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金・祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6（P.414参照）

9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

10 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

第14条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第13条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 健康祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のと

第15条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第16条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

おり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

11 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第19条 保険契約の失効取消

- 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に健康祝金の支払事由（第4条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第20条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第19条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第14条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第23条）および告知義務違反による解除（第24条）の規定を適用します。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第20条 補足説明

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

12 取消しと無効について

第21条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第22条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第23条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第24条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第25条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第24条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第26条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第25条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第26条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第24条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約内容の変更および更新等について**第27条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第28条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第40条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。

第28条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第29条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第28条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第40条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第4条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第10条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。

第29条 補足説明***1 保険期間満了日の翌日**

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

***2 変更後契約**

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約をいいます。

***3 保険期間満了日**

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約*²の責任は変更日*¹から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*¹の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、変更後契約*²の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*²の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更前契約にすえ置かれた健康祝金があるときは、第9条（健康祝金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、変更後契約*²においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日*¹の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約*²に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第30条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第31条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

15 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第32条 返戻金

- この保険契約には返戻金はありません。
- 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
- 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- 給付金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - 告知義務違反（第24条）または重大事由（第26条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - 減額（第30条）または解約（第31条）されたとき

第34条 給付金の受取人による保険契約の存続

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のもので満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 保険契約者と異なる者であること
- 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金または祝金の支払事由（第4条）が生じ、会社が給付金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金の支払事由が生じ、給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなる時	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。

第33条 補足説明

- * 1 消滅**
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。
- * 2 保険料の未経過分に相当する返還金**
保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

- * 1 会社が債権者等に支払うべき金額**
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項 目	内 容
(2) 祝金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を祝金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2. の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1. により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2. の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

16 給付金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第36条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

17 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第39条 補足説明

*1 入院給付金等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 手術サポート給付金
- (5) 特定検査給付金
- (6) 全身麻酔加算給付金

第40条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第3条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第28条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第29条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1) - ①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1) - ①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（給付金・祝金の支払時期）の1. の規定を準用します。

19 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第43条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第40条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第46条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第4条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第31条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第47条 時効

給付金・祝金（第4条）、保険料の払込免除（第10条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第48条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

20 特則について

第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第27条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第50条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
- (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むこ

第46条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第3条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第48条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第50条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

とを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

- ① 契約成立日（第3条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第4条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
- ア. 入院給付金・入院初期重点給付金を支払うべきときは、入院日各日について入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
- イ. 手術給付金等*2を支払うべきときは、手術給付金等*2の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表8★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表9★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術もしくは特定検査を受けたときは、これに対応する入院給付金等*3は支払いません。ただし、災害または感染症（別表8★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

(4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*4になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表8★）によって特定高度障害状態*4になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*4についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第29条）について、次のとおり取り

第50条 補足説明

*2 手術給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 手術給付金
(2) 手術サポート給付金
(3) 特定検査給付金
(4) 全身麻酔加算給付金

*3 入院給付金等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 入院給付金
(2) 入院初期重点給付金
(3) 手術給付金
(4) 手術サポート給付金
(5) 特定検査給付金
(6) 全身麻酔加算給付金

*4 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*4についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表7（P.415参照）、別表8（P.416参照）、別表9（P.417参照）

第51条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第4条（給付金・祝金の支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第9条（健康祝金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、すえ置かれた健康祝金は被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。
- ② 第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1.中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ③ 第43条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。
- ④ 第43条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

第50条 補足説明

* 5 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第51条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 手術サポート給付金
- (5) 特定検査給付金
- (6) 全身麻酔加算給付金

支払方法
被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第52条 更新前契約等に家族特則が適用されている場合の特則

この保険契約が更新後契約または保険期間が終身の保険契約に変更された変更後契約（以下「更新後契約等」といいます。）の場合で、更新前契約または変更前契約（以下「更新前契約等」といいます。）に家族特則が適用されているときは、更新後契約等に引き続き次の家族特則が適用されます。

家族特則

第1条 特則の被保険者の型および被保険者の範囲

- この特則の被保険者（以下「従たる被保険者」といいます。）とすることができる者は、次のとおりとします。

妻	この普通保険約款中この特則を除く部分（以下「本則」といいます。）の被保険者（以下「主たる被保険者」といいます。）と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主たる被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- この特則の被保険者の型および従たる被保険者の範囲は、次のいずれかのうち、更新前契約等と同一とします。

特則の被保険者の型	従たる被保険者の範囲
妻子型	妻および子
妻型	妻
子型	子

- この特則の適用後、戸籍上の異動により本条の1. の従たる被保険者に該当した者はその日から、従たる被保険者になります。
- この特則の適用後、戸籍上の異動により本条の1. の従たる被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の契約成立日（本則第3条）の応当日（年単位）*1を迎えた者はその日から、従たる被保険者ではなくなります。

第2条 従たる被保険者の給付金の支払い

- 従たる被保険者について、本則第4条（給付金・祝金の支払い）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。なお、本則第1条（保険契約の型）で選択された保険契約の型にかかわらず、従たる被保険者についての健康祝金はありません。

- (1) 「被保険者」とあるのをすべて「従たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特則の適用後に従たる被保険者となった者については従たる被保険者となった日）*2」と読み替えます。
- (3) 「入院給付金日額」とあるのをすべて「入院給付金日額×0.6」と読み替えます。
- (4) 「死亡給付金受取人」とあるのを「入院給付金受取人」と読み替えます。

- 会社は、従たる被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の発生した日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その日以後も保険期間中の入院とみなします。

第52条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

*2 責任開始の時（この特則の適用後に従たる被保険者となった者については従たる被保険者となった日）

この特則の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- (1) 保険期間が満了したとき
- (2) 主たる被保険者が死亡したことによって、この保険契約が消滅したとき
- (3) 従たる被保険者である子が満20歳となった日の直後の契約成立日（本則第3条）の応当日（年単位）*1を迎えたことにより、従たる被保険者でなくなったとき

3. 本則第5条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金・手術サポート給付金・特定検査給付金・全身麻酔加算給付金の免責事由の一部を次のとおり読み替えます。
 - ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主たる被保険者または支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。
 - ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 死亡給付金の免責事由の一部を次のとおり読み替えます。
 - ① 「被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき」とあるのを「従たる被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき」と読み替えます。
 - ② (2)中、「死亡給付金受取人」とあるのを「主たる被保険者」と読み替えます。

4. 本則第4条（給付金・祝金の支払い）の2. -(1)-①、(2)-①、③から⑩、(3)、(4)および本則第5条（免責事由）の2. の規定は、従たる被保険者の給付金の支払いに準用します。

第3条 特則の保険料の払込免除

本則の規定により、この保険契約の保険料の払込みが免除（本則第10条）されたときは、会社は、同時にこの特則の保険料についても払込みを免除します。

第4条 特則の保険期間および保険料払込期間

1. この特則の保険期間および保険料払込期間の終期は、本則の保険期間および保険料払込期間の終期と同じとします。
2. 本則の規定により、この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、この特則の保険期間についても終身に変更されます。

第5条 特則の保険料の払込み

この特則の保険料は、本則の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特則の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

第6条 特則の失効

本則の規定により、この保険契約が効力を失ったとき（本則第18条）は、この特則も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特則の失効取消

1. 保険契約者は、本則の失効取消の規定により、本則の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特則についても延滞保険料を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特則の延滞保険料が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、本則第19条（保険契約の失効取消）の規定を準用して、この特則の効力が失われなかったものとして取り扱います。

第8条 特則の復活

1. 本則の規定によるこの保険契約の復活（本則第20条）の申込みの際に別段の申出がないときは、この特則についても同時に復活の申込みがあったものとします。
2. 会社は本条の1. の規定によって申し込まれた特則の復活を承諾したときは、本則の復活の規定を準用して、この特則の復活の取扱いをします。

第9条 告知義務

1. 会社は、この特則の復活（特則第8条）の際に、保険契約者および従たる被保険者に対して、従たる被保険者に関する告知を書面で求めることができます。
2. 本条の1. の規定により告知を求められた者は、給付金の支払事由（特則第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

1. 保険契約者または従たる被保険者が、故意または重大な過失によって、特則第9条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、会社は、この特則の適用を将来に向かって解除することができます。
2. 本条の告知義務違反による解除の規定の適用については、本則第24条（告知義務違反による解除）の2. から5. および本則第25条（告知義務違反による解除ができないとき）の規定を準用します。
3. 更新前契約等の普通保険約款の規定によるこの特則の適用、復活または被保険者の型の変更の際に告知義務違反があったときは、本条の1. および2. の規定を準用して、会社は、この特則の適用を解除することができます。

第11条 特則の更新

本則の規定により、この保険契約が更新（本則第28条）されるときは、この特則についても更新されます。

第12条 特則の取消し

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則の適用を取り消すことができます。
2. 本条の1. の特則の適用の取消しが行われたときは、保険料払込期間中にあっては、将来に向かって保険料を変更し、保険料払込期間満了後の保険期間中にあっては、取消前の返戻金（特則第14条）から取消後の返戻金を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
3. この特則の適用が取り消されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第13条 特則の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特則は消滅します。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 主たる被保険者が死亡したとき |
| (2) この保険契約が(1)以外の事由によって消滅したとき |

第14条 特則の返戻金

1. この特則には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特則が、保険料払込期間満了後の保険期間中に、効力を失ったとき（特則第6条）、または特則第13条（特則の消滅）の(2)の規定により消滅したときは、返戻金（返戻金額は従たる被保険者の死亡給付金の金額と同額とします。）を保険契約者に支払います。ただし、保険料払込期間満了日までのこの特則の保険料が払い込まれていないときは、この特則の返戻金はありません。

第15条 特則の被保険者の型の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「妻子型」から「妻型」または「子型」へこの特則の被保険者の型を変更することができます。ただ

し、この保険契約の保険料の払込みが免除（本則第10条）される場合には、保険料の払込免除事由が生じた時以後、本条の変更はできません。

2. 本条の1. の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特則の保険料を変更します。
- (2) 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- (3) 変更により従たる被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から従たる被保険者でなくなります。この場合、保険料払込期間満了後の保険期間中にあっては、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- (4) この特則の被保険者の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第16条 他の5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約への加入

この保険契約の従たる被保険者であった妻が、戸籍上の異動により特則第1条（特則の被保険者の型および被保険者の範囲）の1. の条件を満たさなくなったことまたは主たる被保険者が死亡したことによってこの保険契約の従たる被保険者でなくなったときは、この保険契約の従たる被保険者であった妻は、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの保険契約またはこの保険契約と同種の保険契約に加入することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの保険契約の従たる被保険者であったこと
- (2) この保険契約による給付金の支払事由（特則第2条）が生じていないこと
- (3) この保険契約の従たる被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 新たに加入する保険契約の入院給付金日額がこの保険契約の入院給付金日額の6割以下であること

第17条 本則の準用

本則第9条（健康祝金のすえ置き支払）、第10条（保険料の払込免除）、第11条（保険料の払込免除の免責事由）、第12条（保険料の払込免除の請求手続）および第50条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特則に別段の定めのないときは、本則の規定を準用します。ただし、本則第6条（給付金・祝金の支払請求手続）の2. および3. については、「必要書類（別表6★）」とあるのを「家族特則第17条（本則の準用）の別表に規定する必要書類」と読み替えて準用します。

別表 従たる被保険者の給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金・手術サポート給付金・特定検査給付金・全身麻酔加算給付金・死亡給付金の支払い	別表6の支払請求に必要な書類のほか、主たる被保険者の戸籍謄本の提出を必要とします。ただし、別表6中、「被保険者」とあるのは「支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

★別表6（P.414参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 手術給付倍率表

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～88を指します。なお、次の(1)から(6)などは、手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- (1) 吸引、穿刺などの処置
- (2) 神経ブロック
- (3) 人間ドックなどの検査
- (4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髓生検術は、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
- (5) 美容整形上の手術
- (6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯科治療に伴う歯科手術を除く。）		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術および血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術（開腹術を伴うもの。）		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40

約

款

5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）

別

表

手術番号	手術の種類	給付倍率
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開晩出術・流産手術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巢手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	脳に対する定位放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）・頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		20

備考

- ① 開胸術
胸腔鏡下手術を含みます。
- ② 開腹術
腹腔鏡下手術を含みます。
- ③ 悪性新生物根治手術
悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表3 手術サポート給付金の支払対象となる手術

手術サポート給付金の支払対象となる「手術」とは、別表2に定める手術以外で治療を直接の目的とした「手術」および「放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。）」をいいます。なお、次の(1)から(7)などは、手術サポート給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- (1) 別表2に定める施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度としているために「手術給付金」が支払されない手術
- (2) 抜歯手術
- (3) 吸引、穿刺などの処置
- (4) 神経ブロック
- (5) 人間ドックなどの検査
- (6) 美容整形上の手術
- (7) 疾病を直接の原因としない不妊手術

別表4 特定検査給付金の支払対象となる特定検査

特定検査給付金の支払対象となる「特定検査」とは、治療を直接の目的として行われる次の検査をいいます。ただし、すでに特定検査給付金の支払事由に該当しているときは、特定検査給付金が支払われることとなった最終の検査日からその日を含めて60日経過後に受けた特定検査であることを必要とします。

- (1) 脳動脈（内頸動脈、椎骨動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
- (2) 心臓（冠動脈、肺動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
- (3) 腹腔鏡検査
- (4) 胸腔鏡検査
- (5) 縦隔鏡検査

別表5 全身麻酔加算給付金の支払対象となる全身麻酔

全身麻酔加算給付金の支払対象となる「全身麻酔」とは、吸入麻酔薬または静脈麻酔薬を用いる全身麻酔をいい、次の(1)のすべての作用をとめない、かつ、(2)に該当することを必要とします。

- (1) 意識消失・鎮痛・骨格筋弛緩・過度な反射の抑制。
- (2) 気管内挿管による気道確保下の麻酔管理（15歳未満の場合は、気管内挿管によらない用手気道確保下の麻酔管理を含みます。）を行う。

別表6 給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 入院初期重点給付金の支払い	(1) 入院初期重点給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院初期重点給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院初期重点給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 手術サポート給付金の支払い	(1) 手術サポート給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術サポート給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術サポート給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 特定検査給付金の支払い	(1) 特定検査給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による特定検査を受けた病院または診療所の医師の検査証明書 (3) 特定検査給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 特定検査給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
6. 全身麻酔加算給付金の支払い	(1) 全身麻酔加算給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による全身麻酔を受けた病院または診療所の医師の手術証明書または検査証明書（全身麻酔を受けたことを証明する記載があることを必要とします。） (3) 全身麻酔加算給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 全身麻酔加算給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
7. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
8. 健康祝金の支払い	(1) 健康祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 健康祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
9. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 8. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表9 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

約
款

5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）

別
表

5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	419	14 告知義務と解除について	
1 保険契約の型について		第25条 告知義務	432
第1条 保険契約の型	419	第26条 告知義務違反による解除	432
2 保障の開始について		第27条 告知義務違反による解除ができないとき	433
第2条 保険期間開始の時	419	第28条 重大事由による解除	433
第3条 責任開始の時	420	15 契約内容の変更および更新等について	
3 がんの定義および診断確定について		第29条 保険料払込方法の変更	434
第4条 がんの定義および診断確定	420	第30条 保険契約の更新	435
4 給付金の支払いについて		第31条 保険期間が終身の保険契約への変更	436
第5条 給付金の支払い	420	第32条 がん入院給付金日額の減額	437
第6条 死亡給付金の免責事由	424	16 解約等について	
5 給付金の支払請求手続について		第33条 保険契約の解約	437
第7条 給付金の支払請求手続	424	第34条 返戻金	438
第8条 給付金の支払時期	425	第35条 保険料の未経過分に相当する返還金	438
6 死亡給付金の支払方法の選択について		第36条 給付金の受取人による保険契約の存続	438
第9条 死亡給付金の支払方法の選択	426	17 給付金の受取人および保険契約者について	
7 無事故給付金のすえ置き支払について		第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更	439
第10条 無事故給付金のすえ置き支払	426	第38条 遺言による給付金の受取人の変更	439
8 保険料の払込免除について		第39条 給付金の受取人の死亡	439
第11条 保険料の払込免除	426	第40条 保険契約者の権利義務の承継	439
第12条 保険料の払込免除の免責事由	428	第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	440
9 保険料の払込免除の請求手続について		18 契約年齢の計算等について	
第13条 保険料の払込免除の請求手続	428	第42条 契約年齢の計算	440
10 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第43条 契約年齢の誤りの処理	440
第14条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	428	第44条 性別の誤りの処理	440
11 保険料の払込みにについて		19 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第15条 保険料の払込み	429	第45条 社員配当金の割当ておよび支払い	440
第16条 保険料の払込方法（経路）	429	20 その他	
第17条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	429	第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	441
第18条 保険料の前納および予納	430	第47条 保険契約者の住所の変更	441
12 失効、失効取消および復活について		第48条 時効	442
第19条 保険契約の失効	430	第49条 管轄裁判所	442
第20条 保険契約の失効取消	430	21 特則について	
第21条 保険契約の復活	431	第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	442
13 取消しと無効について		第51条 特別条件を付ける場合の特則	442
第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効	431	第52条 被指定契約がある場合の特則	443
第23条 詐欺による取消し	432	第53条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	443
第24条 不法取得目的による無効	432		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	445		
別表2 新生物の形態の性状コード	445		
別表3 手術給付倍率表	446		
別表4 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	447		
別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	448		
別表6 対象となる不慮の事故	449		
別表7 感染症	450		

5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2006.4.3 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) がん入院給付金 (2) がん手術給付金 (3) がん退院給付金 (4) がん診断給付金 (5) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限りします。） (6) 無事故給付金（保険契約の型がⅡ型の場合に限りします。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金 \ 保険契約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
がん入院給付金	○	○
がん手術給付金	○	○
がん退院給付金	○	○
がん診断給付金	○	○
死亡給付金	○	○
無事故給付金	—	○

（注）○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限りします。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第25条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第42条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

約
款

5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）

3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

(4) 受取人の氏名または名称

(5) 支払事由

(6) 保険期間

(7) 保険給付の額

(8) 保険料およびその払込方法

(9) 契約成立日

(10) 保険証券を作成した年月日

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) がん入院給付金、がん手術給付金、がん退院給付金およびがん診断給付金(以下「がん給付」といいます。)	保険期間開始の日(第2条)からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2(第2条)

3 がんの定義および診断確定について

第4条 がんの定義および診断確定

1. この保険契約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」(別表1★)のうち、新生物の形態の性状コード(別表2★)が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定

(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1 (P.445参照)、別表2 (P.445参照)

4 給付金の支払いについて

第5条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由(第6条)に該当するときは支払いません。なお、給付金の支払いに関しては、第1条(保険契約の型)の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金の種類に限ります。

第3条 補足説明

- * 1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。

* 2 保険期間開始の時
「保険料の払込免除の責任開始の時」といいます。

第4条 補足説明

- * 1 病理組織学的所見
生検を含みます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん入院給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき (1) がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 (2) 病院または診療所*3への入院 (3) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (がん入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
がん手術給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*3における手術 (3) 別表3*に定める手術	手術1回につき、 (がん入院給付金日額) × 手術の種類に応じた 給付倍率（10・20・40倍） (別表3*）	
がん退院給付金	被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を20日以上継続した後、保険期間中に生存して退院したとき	1回の入院につき、 (がん入院給付金日額) × 20	
がん診断給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	1回につき、 (がん入院給付金日額) × 50	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	(がん入院給付金日額) × 10	死亡給付金受取人
無事故給付金	被保険者が、次のいずれかの「無事故給付判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「無事故給付判定期間」中にがん入院給付金およびがん診断給付金のいずれもが支払われなかったとき 「無事故給付判定期間」 (1) 保険期間*5中の契約成立日*6（第2条）の5年ごとの応当日*7の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*5中の最終の5年ごと応当日*7から保険期間*5満了の時点までの期間*8 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(がん入院給付金日額) × 5	保険契約者

第5条 補足説明

* 1 がん給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、がん給付について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第21条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 5 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 6 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新（第30条）されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されたときは、変更日とします。

* 7 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② がん給付の支払事由が生じ、支払うべきがん給付がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん給付を死亡給付金受取人に支払います。

(2) がん入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、がん診断給付金の支払いに関しては適用しません。
② 被保険者が、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
③ 被保険者が、がん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始し入院を継続したとき	その「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
④ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんと診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑤ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、がん入院給付金日額が減額（第32条）されたとき	がん入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対するがん入院給付金の支払金額は、減額後のがん入院給付金日額に基づいて計算します。
⑥ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対するがん入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) がん手術給付金について

項 目	内 容
被保険者が、同時期に2種類以上のがん手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表3★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

*** 8 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時までの期間**

保険期間*⁵が5年未満の場合には、契約成立日*⁶から保険期間*⁵満了の時までの期間とします。

(4) がん退院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院およびその入院に対する退院について、保険期間満了後も保険期間中の入院および退院とみなします。
② 被保険者が、がん退院給付金が支払われた退院以後、その退院日を含めて30日未満に入院を開始したとき	その入院に対する退院については、その後の保険期間中にがん退院給付金の支払事由に該当しても、がん退院給付金は支払いません。
③ 被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－②により、がん入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。

(5) がん診断給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同時に複数のがんと診断確定されたとき	がん診断給付金を重複しては支払いません。
② 被保険者が、がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たながん*9と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金は支払いません。
③ 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たながん*9と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金を支払います。
④ 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*9と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
⑤ 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*9の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*9と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。

(6) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第5条 補足説明

* 9 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

(7) 無事故給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－②により、がん入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「無事故給付判定期間」の満了時を含んでがん入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「無事故給付判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「無事故給付判定期間」中の入院とみなします。
③ 無事故給付金が支払われた後に、その「無事故給付判定期間」中に支払事由が生じたがん入院給付金またはがん診断給付金が支払われるとき	ア. がん入院給付金およびがん診断給付金の合計額から無事故給付金額を差し引いて支払います。 イ. がん入院給付金およびがん診断給付金の合計額が無事故給付金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

★別表3 (P.446参照)

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第21条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第6条 補足説明

*1 責任準備金

がん入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

5 給付金の支払請求手続について

第7条 給付金の支払請求手続

1. がん給付または死亡給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.447参照）

第8条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第26条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第28条）、詐欺（第23条）または不法取得目的（第24条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第28条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第7条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表4（P.447参照）

6 死亡給付金の支払方法の選択について

第9条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 無事故給付金のすえ置き支払について

第10条 無事故給付金のすえ置き支払

1. 無事故給付金の支払事由（第5条）が生じた日以後、会社は、無事故給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2. すえ置いた無事故給付金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

8 保険料の払込免除について

第11条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第15条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第12条）に該当するときは免除しません。

第8条 補足説明

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第9条 補足説明

* 1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表5★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表6★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表5★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険料の払込免除の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表5★）になったとき ② その障害状態に、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表6★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表5★）になったとき
(2) 被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表5★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第25条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の保険料の払込免除の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第15条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第11条 補足説明

* 1 保険料の払込免除の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、保険料の払込免除について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第21条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 保険料の払込免除の責任開始の時以後の原因

保険料の払込免除の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りません。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表5（P.448参照）、別表6（P.449参照）

第12条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表5★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表5★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表5（P.448参照）

9 保険料の払込免除の請求手続について

第13条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.447参照）

10 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第14条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

11 保険料の払込みについて

第15条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第16条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第16条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第15条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第15条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第15条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第17条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第15条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第15条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第16条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第17条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第15条）までに、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) がん給付または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 無事故給付金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第18条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第15条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

12 失効、失効取消および復活について

第19条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第15条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第20条 保険契約の失効取消

1. 第19条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたと

第18条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第20条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第15条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第15条）の翌日をいいます。

- きは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
 3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中にがん給付または死亡給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	がん給付または死亡給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に無事故給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第21条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第19条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第25条）および告知義務違反による解除（第26条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 取消しと無効について

第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第25条）の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

第21条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第15条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第22条 補足説明

- * 1 がん給付の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、がん給付について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項 目	内 容
(2) 告知の時前にがん診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時*1の前日までにかん診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第21条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第33条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第26条（告知義務違反による解除）または第28条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第23条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第21条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第24条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第21条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------|
| (1) 給付金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的 |

14 告知義務と解除について

第25条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第21条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第26条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第21条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とする時までの保険料**
その復活の延滞保険料を含みます。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第26条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第21条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内にがん給付もしくは死亡給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第28条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第27条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第26条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

15 契約内容の変更および更新等について

第29条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第15条（保険料の払込み）および第16条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第15条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

第28条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第30条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第42条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第15条（保険料の払込み）の1. および第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約のがん入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約のがん入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① がん給付の支払い（第5条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第26条・第27条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。

第30条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後のがん入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第30条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第11条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第42条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第15条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第15条（保険料の払込み）の1. および第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第15条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとしします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第11条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとしします。
(3) 変更後契約*2のがん入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2のがん入院給付金日額を変更することができます。

第31条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ がん給付の支払い（第5条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第26条・第27条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更前契約にすえ置かれた無事故給付金があるときは、第10条（無事故給付金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後のがん入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第32条 がん入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第33条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) がん入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

16 解約等について

第33条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（がん入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- | |
|--|
| (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること |
| (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること |

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第11条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- | |
|--|
| (1) 給付金の支払事由（第5条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。） |
| (2) 告知義務違反（第26条）または重大事由（第28条）によりこの保険契約が解除されたとき |
| (3) 減額（第32条）または解約（第33条）されたとき |

第36条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社 にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること |
| (2) 保険契約者と異なる者であること |

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) がん給付または死亡給付金の支払事由が生じ、がん給付または死亡給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなる時	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。

第35条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第15条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第36条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項目	内容
(2) 無事故給付金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を無事故給付金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2. の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1. により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2. の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

17 給付金の受取人および保険契約者について

第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第38条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第37条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第39条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。がん給付についても同様とします。

18 契約年齢の計算等について

第42条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第43条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第42条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第44条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

19 社員配当金（保険契約者への配当）について

第45条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第42条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第2条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第30条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（給付金の支払い）の1. の規定を準用します。

20 その他

第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第47条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第45条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第42条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第48条 時効

給付金（第5条）、保険料の払込免除（第11条）、返戻金（第34条）または社員配当金（第45条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

21 特則について

第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第18条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第29条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*¹には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、特定高度障害状態についての不担保の特別条件を付けることがあります。この場合、疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*²になったときは、保険料の払込みを免除（第11条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*²になったときは、保険料の払込みを免除します。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が効力を失ったとき（第19条）は、第21条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - (2) この保険契約が更新（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

- ① 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件は適用されません。

- (3) この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。

第49条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第51条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

* 2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表5★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- ① 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

★別表5（P.448参照）、別表7（P.450参照）

第52条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中にがん給付が支払われるべきときは、第5条（給付金の支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② がん給付の支払事由が生じ、支払うべきがん給付がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん給付を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第10条（無事故給付金のすえ置き支払）の2. の規定にかかわらず、すえ置かれた無事故給付金は被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。
- ② 第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ③ 第45条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。
- ④ 第45条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第53条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人ががん給付を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人ががん給付の支払いを請求するときは、特

第51条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第52条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

約
款

5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）

別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表 4 ★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) (1)の規定により会社ががん給付を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してそのがん給付の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (6) 第 8 条（給付金の支払時期）の 4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と読み替えます。
- (7) 第 8 条（給付金の支払時期）の 5. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (8) 第 26 条（告知義務違反による解除）の 3. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第 26 条（告知義務違反による解除）の 4. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表 4（P.447 参照）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 手術給付倍率表

がん手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～7を指します。なお、次の(1)から(4)などは、がん手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 吸引、穿刺などの処置 |
| (2) 神経ブロック |
| (3) 人間ドックなどの検査 |
| (4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髄生検術は、がん手術給付金の支払対象となる手術に該当します。） |

手術番号	手術の種類	給付倍率
1.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術を除く。）	40
2.	悪性新生物根治のための脳に対する定位放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	40
3.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
4.	悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、5. とあわせて施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
5.	悪性新生物根治放射線照射（50グレイ未満の照射で、4. とあわせて施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
6.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
7.	その他の悪性新生物手術	20

備考

悪性新生物根治手術

悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表4 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. がん入院給付金の支払い	(1) がん入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん入院給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん入院給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. がん手術給付金の支払い	(1) がん手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん手術給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん手術給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. がん退院給付金の支払い	(1) がん退院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) がん退院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) がん退院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. がん診断給付金の支払い	(1) がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 病理組織検査報告書 (5) がん診断給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
6. 無事故給付金の支払い	(1) 無事故給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 無事故給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 無事故給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
7. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第11条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表6）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 4. および6. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
- の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

- 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
- 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
- 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- 入浴中の溺水
- 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
- 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
- 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
- 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
- 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	452	13 契約内容の変更および更新等について	
1 保険契約の型について		第25条 保険料払込方法の変更	466
第1条 保険契約の型	452	第26条 保険契約の更新	466
2 保障の開始について		第27条 保険期間が終身の保険契約への変更	468
第2条 責任開始の時	452	第28条 入院給付金日額の減額	469
3 給付金等の支払いについて		14 解約等について	
第3条 給付金・祝金の支払い	453	第29条 保険契約の解約	469
第4条 免責事由	457	第30条 返戻金	470
4 給付金等の支払請求手続について		第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	470
第5条 給付金・祝金の支払請求手続	457	第32条 入院給付金受取人による保険契約の存続	470
第6条 給付金・祝金の支払時期	458	15 入院給付金受取人および保険契約者について	
5 健康祝金のすえ置き支払について		第33条 会社への通知による入院給付金受取人の変更	471
第7条 健康祝金のすえ置き支払	459	第34条 遺言による入院給付金受取人の変更	471
6 保険料の払込免除について		第35条 入院給付金受取人の死亡	471
第8条 保険料の払込免除	459	第36条 保険契約者の権利義務の承継	471
第9条 保険料の払込免除の免責事由	460	第37条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	472
7 保険料の払込免除の請求手続について		16 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料の払込免除の請求手続	461	第38条 契約年齢の計算	472
8 被保険者の死亡について		第39条 契約年齢の誤りの処理	472
第11条 被保険者の死亡	461	第40条 性別の誤りの処理	472
9 保険料の払込みにについて		17 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第12条 保険料の払込み	461	第41条 社員配当金の割当ておよび支払い	472
第13条 保険料の払込方法（経路）	462	18 その他	
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	462	第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	473
第15条 保険料の前納および予納	463	第43条 保険契約者の住所の変更	473
10 失効、失効取消および復活について		第44条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	474
第16条 保険契約の失効	463	第45条 時効	474
第17条 保険契約の失効取消	463	第46条 管轄裁判所	474
第18条 保険契約の復活	464	19 特則について	
11 取消しと無効について		第47条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	474
第19条 詐欺による取消し	464		
第20条 不法取得目的による無効	464		
12 告知義務と解除について			
第21条 告知義務	464		
第22条 告知義務違反による解除	465		
第23条 告知義務違反による解除ができないとき	465		
第24条 重大事由による解除	465		
別表1 対象となる不慮の事故	475		
別表2 手術給付倍率表	476		
別表3 支払対象となる手術	478		
別表4 給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	479		
別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	480		

5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2006.9.4 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術に対する保障
給付金等の種類	(1) 入院給付金 (2) 手術給付金 (3) 手術サポート給付金 (4) 健康祝金（保険契約の型がB型の場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金・祝金の組合せにより、次のA型またはB型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金・祝金 \ 保険契約の型	A型	B型
入院給付金	○	○
手術給付金	○	○
手術サポート給付金	○	○
健康祝金	—	○

（注）○：当該給付金・祝金が組み込まれていることを表します。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

3 給付金等の支払いについて

第3条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*5への入院 (4) 入院日数が1日*6以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所*5における手術 (4) 別表2★に定める手術	手術1回につき、 （入院給付金日額） × 手術の種類に応じた 給付倍率（10・20・40倍） （別表2★）	

第3条 補足説明

*1 入院

医師Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度*7による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
手術サポート給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす、手術給付金が支払われない手術を受けたとき (1) 責任開始の時*²以後に生じた傷害*³または疾病*⁴を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*³または疾病*⁴の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所*⁵における手術 (4) 別表3*に定める手術 (5) 公的医療保険制度*⁷に基づく診療報酬点数表*⁸によって手術料または放射線治療料が算定される手術 (6) 入院給付金の支払事由に定める入院中に受けた手術。ただし、放射線照射または良性腫瘍*⁹に対する手術の場合には、入院中に受けた手術であることを必要としません。	手術1回につき、 (入院給付金日額) × 5	入院給付金受取人
健康祝金	被保険者が、次のいずれかの「健康祝金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「健康祝金判定期間」中に5日以上継続した入院に対する入院給付金が支払われなかったとき 「健康祝金判定期間」 (1) 保険期間*¹⁰中の契約成立日*¹¹（第2条）の5年ごとの応当日*¹²の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*¹⁰中の最終の5年ごとと応当日*¹²から保険期間*¹⁰満了の時点までの期間*¹³ (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(入院給付金日額) × 5	保険契約者

2. 給付金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 入院給付金等* ¹⁴ の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等* ¹⁴ がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等* ¹⁴ を保険契約者に支払います。

告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 7 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

* 8 診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

* 9 良性腫瘍

良性新生物（皮膚および皮下組織に生じたものを除きます。）および特定ポリープ^Aをいいます。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計

(2) 入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*15からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*16に、会社が、告知(第21条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*17を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*17を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. この保険契約の入院給付金の支払限度の型は60日型とし、1回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。

情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
肛門ポリープ	K 62.0
直腸ポリープ	K 62.1
尿道小丘(尿道ポリープ、カルンクル)	N 36.2
子宮頸(部)ポリープ(子宮頸管ポリープ)	N 84.1

* 10 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 11 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新(第26条)されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更(第27条)されたときは、変更日とします。

* 12 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 13 保険期間中の最終の5年ごと応当日から保険期間満了の時までの期間

保険期間*10が5年末満の場合には、契約成立日*11から保険期間*10満了の時までの期間とします。

* 14 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 手術サポート給付金

* 15 責任開始の日

第2条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 16 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

約
款

5年ごと利差配当付医療保障保険(返戻金なし型)

項 目	内 容
⑥ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害*3または疾病*4により継続して入院したものとみなします。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じたとき	
⑧ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第28条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 手術給付金および手術サポート給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*2前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*15からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*16に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金または手術サポート給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術についてのみ手術給付金または手術サポート給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

* 17 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

* 18 入院給付金

同時に支払われる他の給付金を含みます。

(4) 健康祝金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同一の傷害* ³ または同一の疾病* ¹⁷ を直接の原因として、入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－③または④により、入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「健康祝金判定期間」の満了時を含んで入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「健康祝金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「健康祝金判定期間」中の入院とみなします。
③ 健康祝金が支払われた後に、その「健康祝金判定期間」中に支払事由が生じた5日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われるとき	ア. 入院給付金* ¹⁸ の合計額から健康祝金額を差し引いて支払います。 イ. 入院給付金* ¹⁸ の合計額が健康祝金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

★別表1 (P.475参照)、別表2 (P.476参照)、別表3 (P.478参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由(第3条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由(支払事由が生じても給付金を支払わない場合)
入院給付金・手術給付金・手術サポート給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの* ¹ (原因の如何を問いません。) (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等* ² の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等* ² の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金等の支払請求手続について

第5条 給付金・祝金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由(第3条)が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 手術サポート給付金

2. 給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.479参照）

第6条 給付金・祝金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金または祝金を支払います。
2. 会社は、給付金または祝金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金または祝金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金または祝金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1.－(4)－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者または被保険者の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2.および3.の確認を行うときは、会社は、給付金または祝金の受取人（給付金または祝金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2.および3.の確認に際し、保険契約者または被保険者が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または祝金を支払いません。

★別表4（P.479参照）

第6条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 健康祝金のすえ置き支払について

第7条 健康祝金のすえ置き支払

- 健康祝金の支払事由（第3条）が生じた日以後、会社は、健康祝金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
- すえ置いた健康祝金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) この保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(2) 保険契約者から請求があったとき	

6 保険料の払込免除について

第8条 保険料の払込免除

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第9条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表5★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表5★）になったとき

- 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表5★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表5★）になったとき

第8条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表5★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第8条 補足説明

- * 3 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表1（P.475参照）、別表5（P.480参照）

第9条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表5★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表5★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表5（P.480参照）

7 保険料の払込免除の請求手続について

第10条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第6条（給付金・祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.479参照）

8 被保険者の死亡について

第11条 被保険者の死亡

1. 被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。
3. 本条の1. の場合、次の金銭*1があるときは、これを保険契約者に支払います。

- (1) 返戻金（第30条）（ただし保険契約者の故意により被保険者が死亡したときは支払いません。）
- (2) この保険契約の消滅とともに支払われる金銭
- (3) 第3条（給付金・祝金の支払い）の2. -(1)-②の規定により支払われる給付金

4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一の場合には、保険契約者の死亡時の法定相続人のうち、次に定める1人の者を代表者とし、その者に返戻金等*1を支払います。この場合、その代表者は、保険契約者の他の法定相続人を代理するものとします。

- (1) 戸籍上の配偶者
- (2) (1)に該当する者がいないときは、法定相続人の協議により定めた者

5. 本条の4. の規定により会社が返戻金等*1を法定相続人の代表者に支払ったときは、その後重複してその返戻金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したものとみなして本条の1. から5. の規定を適用します。

第11条 補足説明

*1 次の金銭

本条において「返戻金等」といいます。

9 保険料の払込みにについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、給付金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 健康祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

10 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いも保険

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年契約成立日に対応する日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

料の払込免除も行いません。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に健康祝金の支払事由（第3条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

11 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------|
| (1) 給付金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的 |

12 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処

理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

- この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 給付金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに給付金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

- 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かっ

第23条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

て解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

13 契約内容の変更および更新等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出が

第24条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金および保険料の払込免除をいいます。

あったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|--|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(2) 更新日*1における被保険者の年齢（第38条）が79歳以下であること
(3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |
|--|

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. 一(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第8条・第9条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

第27条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第26条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第8条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第38条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第12条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第12条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第3条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第8条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。

第27条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）契約をいいます。

*3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約*²の責任は変更日*¹から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*¹の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第8条・第9条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、変更後契約*²の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱いします。 （注）変更後契約*²の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱いします。 ④ 変更前契約にすえ置かれた健康祝金があるときは、第7条（健康祝金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、変更後契約*²においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日*¹の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約*²に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱いします。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱いします。

第28条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱いします。

- (1) 減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱いします。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

14 解約等について

第29条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に着した日の翌日から、その

日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第30条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は入院給付金日額の10倍の金額と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第8条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。

- (1) 被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条 入院給付金受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす入院給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、被保険者の死亡（第11条）または祝金の支払事由（第3条）が生じ、会社が返戻金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が死亡したとき	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

第31条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第32条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項 目	内 容
(2) 祝金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を祝金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2. の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1. により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2. の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

15 入院給付金受取人および保険契約者について

第33条 会社への通知による入院給付金受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、入院給付金受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、入院給付金受取人を変更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社へ到達する前に変更前の入院給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の入院給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 遺言による入院給付金受取人の変更

1. 第33条（会社への通知による入院給付金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、入院給付金受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、入院給付金受取人を変更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の入院給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による入院給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条 入院給付金受取人の死亡

1. 入院給付金受取人が給付金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院給付金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により入院給付金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により入院給付金受取人となった者のうち生存している他の入院給付金受取人を入院給付金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により入院給付金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 入院給付金等*1について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

16 契約年齢の計算等について

第38条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第40条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

17 社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第37条 補足説明

*1 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 手術サポート給付金

第38条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第2条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅するとき、または保険契約者から請求があったときに、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第26条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	

- 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
- 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第6条（給付金・祝金の支払時期）の1. の規定を準用します。

18 その他

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

- 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
- 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

第41条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第27条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第38条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

第44条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第29条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第45条 時効

給付金・祝金（第3条）、保険料の払込免除（第8条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第46条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

19 特則について

第47条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- | |
|--|
| (1) 第15条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
(2) 第25条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。 |
|--|

第44条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第2条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第46条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 手術給付倍率表

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～88を指します。なお、次の(1)から(6)などは、手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

(1) 吸引、穿刺などの処置
(2) 神経ブロック
(3) 人間ドックなどの検査
(4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髓生検術は、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
(5) 美容整形上の手術
(6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨親血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨親血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術（歯科治療に伴う歯科手術を除く。）		20
8. 脊椎・骨盤親血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節親血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯親血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 親血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術および血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓親血手術（開腹術を伴うもの。）		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40

手術番号	手術の種類	給付倍率
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術・流産手術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巢手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	脳に対する定位放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）・頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		20

備考

- ① 開胸術
胸腔鏡下手術を含みます。
- ② 開腹術
腹腔鏡下手術を含みます。
- ③ 悪性新生物根治手術
悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表3 支払対象となる手術

手術サポート給付金の支払対象となる「手術」とは、別表2に定める手術以外で治療を直接の目的とした「手術」および「放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。）」をいいます。なお、次の(1)から(7)などは、手術サポート給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 別表2に定める施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度としているために「手術給付金」が支払われない手術
(2) 抜歯手術
(3) 吸引、穿刺などの処置
(4) 神経ブロック
(5) 人間ドックなどの検査
(6) 美容整形上の手術
(7) 疾病を直接の原因としない不妊手術 |
|---|

別表4 給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術サポート給付金の支払い	(1) 手術サポート給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術サポート給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術サポート給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 健康祝金の支払い	(1) 健康祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 健康祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第8条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 4. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款目次

この保険の特色	483	13 告知義務と解除について	
1 保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について		第23条 告知義務	499
第1条 保険契約の型	483	第24条 告知義務違反による解除	499
第2条 入院給付金の支払限度の型	483	第25条 告知義務違反による解除ができないとき	500
2 保障の開始について		第26条 重大事由による解除	500
第3条 責任開始の時	484	14 契約内容の変更および更新等について	
3 給付金等の支払いについて		第27条 保険料払込方法の変更	501
第4条 給付金・祝金の支払い	484	第28条 保険契約の更新	502
第5条 免責事由	491	第29条 保険期間が終身の保険契約への変更	503
4 給付金等の支払請求手続について		第30条 入院給付金日額の減額	504
第6条 給付金・祝金の支払請求手続	492	15 解約等について	
第7条 給付金・祝金の支払時期	493	第31条 保険契約の解約	505
5 死亡給付金の支払方法の選択について		第32条 返戻金	505
第8条 死亡給付金の支払方法の選択	493	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	505
6 健康祝金のすえ置き支払について		第34条 給付金の受取人による保険契約の存続	505
第9条 健康祝金のすえ置き支払	494	16 給付金の受取人および保険契約者について	
7 保険料の払込免除について		第35条 会社への通知による給付金の受取人の変更	506
第10条 保険料の払込免除	494	第36条 遺言による給付金の受取人の変更	506
第11条 保険料の払込免除の免責事由	495	第37条 給付金の受取人の死亡	506
8 保険料の払込免除の請求手続について		第38条 保険契約者の権利義務の承継	507
第12条 保険料の払込免除の請求手続	496	第39条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	507
9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		17 契約年齢の計算等について	
第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	496	第40条 契約年齢の計算	507
10 保険料の払込みにについて		第41条 契約年齢の誤りの処理	507
第14条 保険料の払込み	496	第42条 性別の誤りの処理	507
第15条 保険料の払込方法（経路）	496	18 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	497	第43条 社員配当金の割当ておよび支払い	507
第17条 保険料の前納および予納	497	19 その他	
11 失効、失効取消および復活について		第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	508
第18条 保険契約の失効	498	第45条 保険契約者の住所の変更	508
第19条 保険契約の失効取消	498	第46条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	509
第20条 保険契約の復活	498	第47条 時効	509
12 取消しと無効について		第48条 管轄裁判所	509
第21条 詐欺による取消し	499	20 特則について	
第22条 不法取得目的による無効	499	第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	509
		第50条 特別条件を付ける場合の特則	509
		第51条 被指定契約がある場合の特則	511

別表1 入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院	512
別表2 対象となる不慮の事故	512
別表3 病院または診療所	513
別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」	513
別表5 公的医療保険制度	513
別表6 医科診療報酬点数表	513
別表7 歯科診療報酬点数表	513
別表8 先進医療	513
別表9 開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義	514
別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	514
別表11 1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	514
2. がんの定義	515
3. がんの診断確定	515
4. 新生物の形態の性状コード	515
別表12 特定検査給付金の支払対象となる特定検査	515
別表13 給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	516
別表14 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	517
別表15 感染症	518
別表16 特定部位および指定疾病一覧表	519

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款

（実施 2010.4.2 / 改正 2024.4.1）

約
款

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金等の種類	(1) 入院給付金 (2) 入院初期重点給付金（保険契約の型がⅡ型・Ⅳ型の場合に限ります。） (3) 手術給付金 (4) 放射線治療給付金 (5) 特定検査給付金 (6) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。） (7) 健康祝金（保険契約の型がⅢ型・Ⅳ型の場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金・祝金の組合せにより、次のⅠ型からⅣ型の4つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 給付金・祝金	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
入院給付金	○	○	○	○
入院初期重点給付金	—	○	—	○
手術給付金	○	○	○	○
放射線治療給付金	○	○	○	○
特定検査給付金	○	○	○	○
死亡給付金	○	○	○	○
健康祝金	—	—	○	○

（注）○：当該給付金・祝金が組み込まれていることを表します。
ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

第2条 入院給付金の支払限度の型

1. 入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の60日型、90日型、120日型または360日型の4つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
60日型	60日
90日型	90日
120日型	120日
360日型	360日

2. 本条の1. により選択された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第23条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 会社名 |
| (2) 保険契約者の氏名または名称 |
| (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項 |
| (4) 受取人の氏名または名称 |
| (5) 支払事由 |
| (6) 保険期間 |
| (7) 保険給付の額 |
| (8) 保険料およびその払込方法 |
| (9) 契約成立日 |
| (10) 保険証券を作成した年月日 |

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3★）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人

第4条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱いします。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院初期重点給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表１★）をしたとき	１回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注） 入院開始から入院日数 30日分を限度として入 院給付金に加えて支払い ます。	
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべ てを満たす手術（別表４★）を受け たとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた 傷害*2または疾病*3を直接の 原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治 療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表３★） における手術 (4) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表 ５★）に基づく医科診療報 酬点数表（別表６★）（以 下「医科診療報酬点数表」 といいます。）に手術料の 算定対象として列挙されて いる手術*5 ただし、次に定める手術は 除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に 伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいず れかに対する整復術、 整復固定術、授動術の うち非観血的または徒 手的なもの オ. 外耳道異物除去術また は鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫 瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開およ び縫合術（分娩時）ま たは胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表８★）に該 当する手術*6 ③ 上記①および②のうち、開頭 脳手術、開胸心臓手術または がん組織摘出手術（別表 ９★）に該当する手術	手術１回につき、次のいずれか の金額 (1) 入院中に受けた手術 （入院給付金日額） × 20 (2) 入院中以外に受けた手術 （入院給付金日額） × 5 手術１回につき、上記(1)または (2)の金額に次の金額を加算しま す。 （入院給付金日額） × 20	入院給付金受取人

第４条 補足説明

* ５ 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りません。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

* ６ 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

約
款

５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（２０１０）

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
手術給付金	(注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の2. -(3)-③の規定により、14日に1回の給付を限度とします。		
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 (3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為 (4) 次のいずれかに該当する診療行為 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 ③ 上記①および②のうち、脳に対する定位放射線照射または脳に対する粒子線照射による診療行為	放射線治療1回につき、 （入院給付金日額） × 20 放射線治療1回につき、上記の金額に次の金額を加算します。 （入院給付金日額） × 20	入院給付金受取人
	(注) 本条の2. -(4)-②および本条の2. -(4)-③の規定により、「放射線照射*8」、「温熱療法」または「脳に対する定位放射線照射および脳に対する粒子線照射」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。		
特定検査給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす特定検査を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする特定検査 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする特定検査 (3) 病院または診療所（別表3★）における特定検査 (4) 別表12★に定める特定検査	特定検査1回につき、 （入院給付金日額） × 5	
	(注) 別表12★の規定により、60日に1回の給付を限度とします。		
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

第4条 補足説明

* 7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

* 8 放射線照射

放射線治療給付金の支払事由の(4)-③に該当する放射線治療を除きます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
健康祝金	被保険者が、次のいずれかの「健康祝金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「健康祝金判定期間」中に5日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われなかったとき		保険契約者
	「健康祝金判定期間」 (1) 保険期間*9中の契約成立日*10（第3条）の5年ごとの応当日*11の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*9中の最終の5年ごとと応当日*11から保険期間*9満了の時点までの期間*12 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(入院給付金日額) × 5	

2. 給付金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② 入院給付金等*13の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*13がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*13を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 入院給付金および入院初期重点給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*14からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、手術給付金、放射線治療給付金、特定検査給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。

第4条 補足説明

* 9 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 10 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新（第28条）されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更（第29条）されたときは、変更日とします。

* 11 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 12 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時点までの期間

保険期間*9が5年未満の場合には、契約成立日*10から保険期間*9満了の時点までの期間とします。

* 13 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金
- (5) 特定検査給付金

* 14 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 15 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁶ を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁶ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について60日、90日、120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 入院初期重点給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について30日とします。 イ. 通算して240日とします。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」により継続して入院したものみなします。 （注） 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第50条）が適用されたことによって入院給付金または入院初期重点給付金が支払われない入院の開始時に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」を併発したときは、併発した「傷害* ² または疾病* ³ 」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害* ² または疾病* ³ 」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑧ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じたとき	
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第30条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑩ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

第4条 補足説明

* 16 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*³をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

(3) 手術給付金および特定検査給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術または特定検査を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*14からその日を含めて2年を経過した後手術または特定検査を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知(第23条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金または特定検査給付金の支払事由に該当する手術*17または特定検査を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*17または特定検査についてのみ手術給付金または特定検査給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*17または特定検査の種類に応じた手術給付金または特定検査給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 (注) この規定は、医科診療報酬点数表(手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第4条 補足説明

*17 手術

医科診療報酬点数表(手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*18に該当するとき	ア. 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*18を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*18を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1. の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ. にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第30条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ. により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ. により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(4) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*14からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、放射線治療給付金の支払事由の(4)－①および②に該当する放射線治療*19を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

第4条 補足説明

* 18 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2. -(3)-③において「一連の手術」といいます。

* 19 放射線治療給付金の支払事由の(4)－①および②に該当する放射線治療

放射線治療給付金の支払事由の(4)－③に該当する放射線治療を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、放射線治療給付金の支払事由の(4)－③に該当する放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

(5) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(6) 健康祝金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*16を直接の原因として、入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－③または④により、入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「健康祝金判定期間」の満了時を含んで入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「健康祝金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「健康祝金判定期間」中の入院とみなします。
③ 健康祝金が支払われた後に、その「健康祝金判定期間」中に支払事由が生じた5日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われるとき	ア. 入院給付金*20の合計額から健康祝金額を差し引いて支払います。 イ. 入院給付金*20の合計額が健康祝金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

★別表1（P.512参照）、別表2（P.512参照）、別表3（P.513参照）、別表4（P.513参照）、別表5（P.513参照）、別表6（P.513参照）、別表7（P.513参照）、別表8（P.513参照）、別表9（P.514参照）、別表10（P.514参照）、別表12（P.515参照）

第5条 免責事由

1. 支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・放射線治療給付金・入院給付金・入院初期重点給付金・特定検査給付金・手術給付金・	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

第4条 補足説明

* 20 入院給付金

同時に支払われる他の給付金を含みます。

第5条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金等の支払請求手続について

第6条 給付金・祝金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表13★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表13★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

第5条 補足説明

*2 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- 入院給付金
- 入院初期重点給付金
- 手術給付金
- 放射線治療給付金
- 特定検査給付金

*3 責任準備金

入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 給付金・祝金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金または祝金を支払います。
2. 会社は、給付金または祝金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金または祝金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金または祝金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第24条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第26条）、詐欺（第21条）または不法取得目的（第22条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第26条（重大事由による解除）の1. -(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、給付金または祝金の受取人（給付金または祝金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または祝金を支払いません。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、

死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 健康祝金のすえ置き支払について

第9条 健康祝金のすえ置き支払

- 健康祝金の支払事由（第4条）が生じた日以後、会社は、健康祝金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
- すえ置いた健康祝金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

7 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

- 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表14★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表14★）になったとき

- 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表14★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表14★）になったとき

第8条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第10条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表14★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.512参照）、別表14（P.517参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表14★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表14★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第10条 補足説明

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表14 (P.517参照)

8 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表13★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金・祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表13 (P.516参照)

9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

10 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

第14条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 健康祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のと

第15条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第16条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

おり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

11 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第19条 保険契約の失効取消

- 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に健康祝金の支払事由（第4条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第20条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第19条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第14条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第23条）および告知義務違反による解除（第24条）の規定を適用します。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 取消しと無効について

第21条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第22条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第23条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第24条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第20条 補足説明

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

- (1) 給付金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第25条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第24条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第26条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第25条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第26条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第24条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約内容の変更および更新等について**第27条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第28条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること 更新日*1における被保険者の年齢（第40条）が79歳以下であること 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |
|--|

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	- 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第28条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるとときは、その限度額と同額とします。

第29条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第28条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第40条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第4条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第10条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第29条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるとときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約* ² の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更前契約にすえ置かれた健康祝金があるときは、第9条（健康祝金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、変更後契約* ² においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*³の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条 入院給付金日額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|---|
| (1) 減額分を解約（第31条）されたものとして取り扱います。
(2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 |
|---|

第29条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

15 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第32条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第24条）または重大事由（第26条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第30条）または解約（第31条）されたとき

第34条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金または祝金の支払事

第33条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

由（第4条）が生じ、会社が給付金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金の支払事由が生じ、給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。
(2) 祝金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を祝金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2. の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1. により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2. の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

16 給付金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第36条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者

のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。

3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第39条 補足説明

*1 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金
- (5) 特定検査給付金

17 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第40条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第3条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第28条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第29条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（給付金・祝金の支払時期）の1. の規定を準用します。

19 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第43条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第40条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第46条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第4条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第31条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第47条 時効

給付金・祝金（第4条）、保険料の払込免除（第10条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第48条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

20 特則について

第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第27条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第50条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
- (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むこ

第46条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第3条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第48条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第50条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

とを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

- ① 契約成立日（第3条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第4条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
- ア. 入院給付金・入院初期重点給付金を支払うべきときは、入院日各日について入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
- イ. 手術給付金等*2を支払うべきときは、手術給付金等*2の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表15★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間	保険年度				
	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表16★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術、放射線治療もしくは特定検査を受けたときは、これに対応する入院給付金等*3は支払いません。ただし、災害または感染症（別表15★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

(4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*4になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表15★）によって特定高度障害状態*4になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*4についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第29条）について、次のとおり取り

第50条 補足説明

*2 手術給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 手術給付金
(2) 放射線治療給付金
(3) 特定検査給付金

*3 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
(2) 入院初期重点給付金
(3) 手術給付金
(4) 放射線治療給付金
(5) 特定検査給付金

*4 特定高度障害状態

高度障害状態（別表14★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*4についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表14（P.517参照）、別表15（P.518参照）、別表16（P.519参照）

第51条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第4条（給付金・祝金の支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第9条（健康祝金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、すえ置かれた健康祝金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ② 第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ③ 第43条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
- ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ④ 第43条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第50条 補足説明

* 5 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約をいいます。

第51条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
(2) 入院初期重点給付金
(3) 手術給付金
(4) 放射線治療給付金
(5) 特定検査給付金

別表1 入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院

入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金および入院初期重点給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義

手術名	手術の定義
開頭脳手術	脳に対する治療を直接の目的とした、開頭（穿頭を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、経鼻的下垂体腫瘍摘出術および経耳的聴神経腫瘍摘出術は、開頭脳手術とみなして取り扱います。 注 生検、試験開頭術および血管カテーテルによる手術は除きます。
開胸心臓手術	心臓または大動脈（冠動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈を含みます。）に対する治療を直接の目的とした開胸（開心を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、開胸心臓マッサージおよび開胸心臓ドレナージは、開胸心臓手術とみなして取り扱います。 注 生検、試験開胸術および血管カテーテルによる手術は除きます。
がん組織摘出手術	器具を用い生体に切開・切除を加えて、がん（別表11）組織を体外に摘出・摘除（注1）（蒸散・凝固・融解・焼灼は含みません。）する手術（注2）をいいます。 注1 摘出・摘除した組織に、がん（別表11）細胞が含まれていることを必要とします。 注2 生検および経口的、経鼻的、経耳的、経尿道的、経肛門的もしくは経腔的に行われるファイバースコープによる手術または血管カテーテルによる手術は除きます。

別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
- (2) 検査（エックス線診断など）
- (3) 血液照射
- (4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
- (5) 歯科治療に伴う放射線照射（注）

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表11

1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

支払対象となる「悪性新生物および上皮内新生物」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細胞組織および細胞組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表12 特定検査給付金の支払対象となる特定検査

特定検査給付金の支払対象となる「特定検査」とは、治療を直接の目的として行われる次の検査をいいます。ただし、すでに特定検査給付金の支払事由に該当しているときは、特定検査給付金が支払われることとなった最終の検査日からその日を含めて60日経過後に受けた特定検査であることを必要とします。

- (1) 脳動脈（内頸動脈、椎骨動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
 (2) 心臓（冠動脈、肺動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
 (3) 腹腔鏡検査
 (4) 胸腔鏡検査
 (5) 縦隔鏡検査

別表13 給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 入院初期重点給付金の支払い	(1) 入院初期重点給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院初期重点給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院初期重点給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 特定検査給付金の支払い	(1) 特定検査給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による特定検査を受けた病院または診療所の医師の検査証明書 (3) 特定検査給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 特定検査給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
6. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
7. 健康祝金の支払い	(1) 健康祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 健康祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
8. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 7. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表 14 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表15 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表16 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

約
款

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）

別
表

5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）普通保険約款目次

この保険の特色	521	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	536
第1条 責任開始の時	521	第25条 保険契約の更新	537
2 給付金の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	538
第2条 給付金の支払い	521	第27条 入院給付金日額の減額	539
第3条 免責事由	527	13 解約等について	
3 給付金の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	539
第4条 給付金の支払請求手続	528	第29条 返戻金	540
第5条 給付金の支払時期	528	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	540
4 死亡給付金の支払方法の選択について		第31条 給付金の受取人による保険契約の存続	540
第6条 死亡給付金の支払方法の選択	529	14 給付金の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による給付金の受取人の変更	540
第7条 保険料の払込免除	529	第33条 遺言による給付金の受取人の変更	541
第8条 保険料の払込免除の免責事由	530	第34条 給付金の受取人の死亡	541
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	541
第9条 保険料の払込免除の請求手続	531	第36条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	541
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	531	第37条 契約年齢の計算	541
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	542
第11条 保険料の払込み	531	第39条 性別の誤りの処理	542
第12条 保険料の払込方法（経路）	532	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	532	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	542
第14条 保険料の前納および予納	533	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	543
第15条 保険契約の失効	533	第42条 保険契約者の住所の変更	543
第16条 保険契約の失効取消	533	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	543
第17条 保険契約の復活	534	第44条 時効	544
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	544
第18条 詐欺による取消し	534	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	534	第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	544
11 告知義務と解除について		第47条 特別条件を付ける場合の特則	544
第20条 告知義務	534	第48条 被指定契約がある場合の特則	546
第21条 告知義務違反による解除	535		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	535		
第23条 重大事由による解除	535		
別表1 入院給付金の支払対象となる入院	547		
別表2 対象となる不慮の事故	547		
別表3 病院または診療所	547		
別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」	548		
別表5 公的医療保険制度	548		
別表6 医科診療報酬点数表	548		
別表7 歯科診療報酬点数表	548		
別表8 先進医療	548		
別表9 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	548		
別表10 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	549		
別表11 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	550		
別表12 感染症	551		
別表13 特定部位および指定疾病一覧表	552		

5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）普通保険約款

（実施 2011.8.2 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) 入院給付金 (2) 手術給付金 (3) 放射線治療給付金 (4) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限りします。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責

約
款

5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）

事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3★）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表4★）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表3★）における手術 (4) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表5★）に基づく医科診療報酬点数表（別表6★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表8★）に該当する手術*6 (注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の2. -(3)-③の規定により、14日に1回の給付を限度とします。	手術1回につき、次のいずれかの金額 (1) 入院中に受けた手術 (入院給付金日額) × 10 (2) 入院中以外に受けた手術 (入院給付金日額)	

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*5 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

*6 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表9★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 (3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為 (4) 次のいずれかに該当する診療行為 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注) 本条の2. -(4)-②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。	放射線治療1回につき、 （入院給付金日額） × 10	入院給付金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 入院給付金等*8の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*8がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*8を死亡給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

***7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為**

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

***8 入院給付金等**

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

(2) 入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知(第20条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、手術給付金、放射線治療給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。

第2条 補足説明

* 9 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 11 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
⑥ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第47条）が適用されたことによって入院給付金が支払われない入院の開始時に異なる「傷害*2または疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害*2または疾病*3」を併発したときは、併発した「傷害*2または疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害*2または疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じたとき	
⑧ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第27条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*12を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*12についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*12の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 (注) この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第2条 補足説明

* 12 手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*13に該当するとき	ア. 一連の手術*13のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ.にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第27条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(4) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

第2条 補足説明

* 13 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2.-(3)-③において「一連の手術」といいます。

(5) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1 (P.547参照)、別表2 (P.547参照)、別表3 (P.547参照)、別表4 (P.548参照)、別表5 (P.548参照)、別表6 (P.548参照)、別表7 (P.548参照)、別表8 (P.548参照)、別表9 (P.548参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

*2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

*3 責任準備金

入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表10★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表10（P.549参照）

第5条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表10（P.549参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第6条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表11★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表11★）になったとき

第5条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表11★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表11★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表11★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.547参照）、別表11（P.550参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表11★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第7条 補足説明

***2 責任開始の時以後の原因**
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

***3 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表11★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表11（P.550参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表10（P.549参照）

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第1条)の応当日*1(年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1(月単位)までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1(半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1(月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ¹ 中に 給付金の支払事由（第2条） が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を会社の支 払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支 払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足 するときは、会社は、支払事由の発生により支払う べき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*³を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*³の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 責任開始の日**

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

第23条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にもその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

14 給付金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付

第30条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。

2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第33条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第36条 補足説明

* 1 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下の

ものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。

2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。

第37条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第37条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(3) 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者によ

第40条 補足説明

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第43条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

り本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

- この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

18 特則について

第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- 第14条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- 第24条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第47条 特別条件を付ける場合の特則

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*¹には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 給付金の削減支払
 - 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - 入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - 手術給付金または放射線治療給付金を支払うべきときは、手術給付金または放射線治療給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表12★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。
 - ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表12★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	保険年度				
	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定位点および指定疾病（別表13★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術もしくは放射線治療を受けたときは、これに対応する入院給付金等*²は支払いません。ただし、災害

第45条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第47条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 入院給付金
- 手術給付金
- 放射線治療給付金

または感染症（別表12★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

(4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表12★）によって特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*3についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*3についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第47条 補足説明

* 3 特定高度障害状態

高度障害状態（別表11★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

* 4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）契約をいいます。

第48条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第2条（給付金の支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第48条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

*2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

別表1 入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など） |
| (2) 検査（エックス線診断など） |
| (3) 血液照射 |
| (4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注） |
| (5) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表10 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表11 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表12 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表13 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	554	13 告知義務と解除について	570
1 用語の意義について		第22条 告知義務	570
第1条 用語の意義	554	第23条 告知義務違反による解除	571
2 保険契約の型について		第24条 告知義務違反による解除ができないとき	571
第2条 保険契約の型	554	第25条 重大事由による解除	571
3 保障の開始について		14 契約内容の変更および更新等について	572
第3条 責任開始の時	554	第26条 保険料払込方法の変更	572
4 給付金の支払いについて		第27条 保険契約の更新	573
第4条 給付金の支払い	555	第28条 保険期間が終身の保険契約への変更	574
第5条 免責事由	563	第29条 入院給付金日額の減額	575
5 給付金の支払請求手続について		15 解約等について	575
第6条 給付金の支払請求手続	564	第30条 保険契約の解約	575
第7条 給付金の支払時期	565	第31条 返戻金	576
6 死亡給付金の支払方法の選択について		第32条 保険料の未経過分に相当する返還金	576
第8条 死亡給付金の支払方法の選択	566	第33条 給付金の受取人による保険契約の存続	576
7 保険料の払込免除について		16 給付金の受取人および保険契約者について	
第9条 保険料の払込免除	566	第34条 会社への通知による給付金の受取人の変更	576
第10条 保険料の払込免除の免責事由	567	第35条 遺言による給付金の受取人の変更	577
8 保険料の払込免除の請求手続について		第36条 給付金の受取人の死亡	577
第11条 保険料の払込免除の請求手続	567	第37条 保険契約者の権利義務の承継	577
9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第38条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	577
第12条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	567	17 契約年齢の計算等について	577
10 保険料の払込みにについて		第39条 契約年齢の計算	577
第13条 保険料の払込み	568	第40条 契約年齢の誤りの処理	578
第14条 保険料の払込方法（経路）	568	第41条 性別の誤りの処理	578
第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	568	18 社員配当金（保険契約者への配当）について	578
第16条 保険料の前納および予納	569	第42条 社員配当金の割当ておよび支払い	578
11 失効、失効取消および復活について		19 その他	
第17条 保険契約の失効	569	第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	579
第18条 保険契約の失効取消	569	第44条 保険契約者の住所の変更	579
第19条 保険契約の復活	570	第45条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	579
12 取消しと無効について		第46条 時効	580
第20条 詐欺による取消し	570	第47条 管轄裁判所	580
第21条 不法取得目的による無効	570	20 特則について	
		第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	580
		第49条 被指定契約がある場合の特則	580
別表1 入院給付金の支払対象となる入院	582		
別表2 対象となる不慮の事故	582		
別表3 病院または診療所	582		
別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」	583		
別表5 公的医療保険制度	583		
別表6 医科診療報酬点数表	583		
別表7 歯科診療報酬点数表	583		
別表8 先進医療	583		
別表9 非電離放射線の定義	583		
別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	583		
別表11 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	584		
別表12 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	585		

5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）普通保険約款

(実施 2012.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) 入院給付金 (2) 入院準備費用給付金(保険契約の型がB型の場合に限ります。) (3) 手術給付金 (4) 放射線治療給付金 (5) 死亡給付金(保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。)
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
保険年度	第3条の2. に規定する責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、契約成立日の応当日(年単位)*1ごとに1年を加えて計算します。

第1条 補足説明

*1 契約成立日の応当日(年単位)

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2 保険契約の型について

第2条 保険契約の型

- 保険契約の型は、給付金の組合せにより、次のA型およびB型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型	A型	B型
給付金		
入院給付金	○	○
入院準備費用給付金	—	○
手術給付金	○	○
放射線治療給付金	○	○
死亡給付金	○	○

(注) ○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

- 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

3 保障の開始について

第3条 責任開始の時

- この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第22条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

4 給付金の支払いについて

第4条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額		受取人				
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表 1 ★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）への入院 (4) 入院日数が 1 日*4以上の入院	入院給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、入院給付金の金額は、1 回の入院につき、次のとおりとします。 <table><tr><th>第 1 保険年度</th><th>第 2 保険年度以後</th></tr><tr><td>(入院給付金日額) × (入院日数) × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。</td><td>(入院給付金日額) × (入院日数)</td></tr></table>		第 1 保険年度	第 2 保険年度以後	(入院給付金日額) × (入院日数) × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	(入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
	第 1 保険年度	第 2 保険年度以後						
(入院給付金日額) × (入院日数) × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	(入院給付金日額) × (入院日数)							
被保険者が、保険期間中に、入院給付金が支払われる入院を開始したとき	入院準備費用給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、入院準備費用給付金の金額は、1 回の入院につき、次のとおりとします。 <table><tr><th>第 1 保険年度</th><th>第 2 保険年度以後</th></tr><tr><td>(入院給付金日額) × 10 × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。</td><td>(入院給付金日額) × 10</td></tr></table>		第 1 保険年度	第 2 保険年度以後	(入院給付金日額) × 10 × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	(入院給付金日額) × 10		
第 1 保険年度	第 2 保険年度以後							
(入院給付金日額) × 10 × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	(入院給付金日額) × 10							
入院準備費用給付金								

第 4 条 補足説明

* 1 責任開始の時

第 3 条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第 19 条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表 2 ★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 3 疾病

公的医療保険制度（別表 5 ★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表 2 ★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 入院日数が 1 日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額		受取人																						
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表４★）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表３★）における手術 (4) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表５★）に基づく医科診療報酬点数表（別表６★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表８★）に該当する手術*6	手術給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、手術給付金の金額は、手術１回につき、次のとおりとします。		入院給付金受取人																						
		<table><tr><th>第１保険年度</th><th>第２保険年度以後</th></tr><tr><td>次のいずれかの金額</td><td>次のいずれかの金額</td></tr><tr><td>(1)入院中に受けた手術（入院給付金日額）</td><td>(1)入院中に受けた手術（入院給付金日額）</td></tr><tr><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>×</td><td>(2)入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）</td></tr><tr><td>50%</td><td>×</td></tr><tr><td>(2)入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）</td><td>5</td></tr><tr><td>×</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td></tr><tr><td>×</td><td></td></tr><tr><td>50%</td><td></td></tr></table>	第１保険年度		第２保険年度以後	次のいずれかの金額	次のいずれかの金額	(1)入院中に受けた手術（入院給付金日額）	(1)入院中に受けた手術（入院給付金日額）	×	×	10	10	×	(2)入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）	50%	×	(2)入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）	5	×		5		×		50%
第１保険年度	第２保険年度以後																									
次のいずれかの金額	次のいずれかの金額																									
(1)入院中に受けた手術（入院給付金日額）	(1)入院中に受けた手術（入院給付金日額）																									
×	×																									
10	10																									
×	(2)入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）																									
50%	×																									
(2)入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）	5																									
×																										
5																										
×																										
50%																										
(注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療（別表８★）に該当する手術*6は、本条の２．－(4)－③および④の規定により、14日（別表９★に定める非電離放射線による療法の場合には60日）に１回の給付を限度とします。																										

第４条 補足説明

* ５ 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

* ６ 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

約
款

５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額		受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき	放射線治療給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、放射線治療給付金の金額は、放射線治療1回につき、次のとおりとします。		入院給付金受取人
	(1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為	第1保険年度	第2保険年度以後	
	(2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為	(入院給付金日額)	(入院給付金日額)	
	(3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為	×	×	
死亡給付金	(4) 次のいずれかに該当する診療行為	10	10	死亡給付金受取人
	① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7	×		
	② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	50%		
	(注) 本条の2. -(5)-②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。	ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。		
保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき		(入院給付金日額)		死亡給付金受取人
(注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。		×		
		10		

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 入院給付金等*8の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*8がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*8を死亡給付金受取人に支払います。

第4条 補足説明

***7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為**

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

***8 入院給付金等**

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院準備費用給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金

(2) 入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知(第22条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその入院が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反(第23条)があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、入院準備費用給付金、手術給付金、放射線治療給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。

第4条 補足説明

* 9 責任開始の日

第3条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。
なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 11 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
⑥ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害*2または疾病*3により継続して入院したものとみなします。 なお、第1保険年度中は次のとおり取り扱います。 ア. 傷害*2により継続して入院したものとみなされる場合であっても、疾病*3の治療のみを直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行います。 イ. 疾病*3により継続して入院したものとみなされる場合であっても、傷害*2の治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行いません。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じたとき	
⑧ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第29条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。
⑩ 被保険者が、第1保険年度中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が第2保険年度以後も継続したとき	第2保険年度以後の入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行いません。

(3) 入院準備費用給付金について

項 目	内 容
入院準備費用給付金の支払 限度	ア. 1回の入院について1回とします。 イ. 通算して30回とします。

(4) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知(第22条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその手術が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反(第23条)があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*12を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*12についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*12の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 (注) この規定は、医科診療報酬点数表(手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療(別表8★)に該当する手術*6に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第4条 補足説明

*12 手術

医科診療報酬点数表(手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療(別表8★)に該当する手術*6を除きます。

約
款

5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険(返戻金なし型)

項 目	内 容
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*13に該当するとき	ア. 一連の手術*13のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ.にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第29条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。
④ 被保険者が、同一の先進医療（別表8★）に該当する手術*6を複数回受けたとき	それらの手術については、一連の手術*13とみなして③の規定を適用します。

第4条 補足説明

*** 13 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術**

本条の2. -(4)－③および④において「一連の手術」といいます。

(5) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知(第22条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその放射線治療が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反(第23条)があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

(6) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1 (P.582参照)、別表2 (P.582参照)、別表3 (P.582参照)、別表4 (P.583参照)、別表5 (P.583参照)、別表6 (P.583参照)、別表7 (P.583参照)、別表8 (P.583参照)、別表9 (P.583参照)、別表10 (P.583参照)

第5条 免責事由

- 支払事由(第4条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
手術給付金・入院給付金・入院準備費用給付金・放射線治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第19条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5 給付金の支払請求手続について

第6条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

第5条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- 入院給付金
- 入院準備費用給付金
- 手術給付金
- 放射線治療給付金

* 3 責任準備金

入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表11★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表11（P.584参照）

第7条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表11★）が会社に着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表11★）が会社に着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第23条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第25条）、詐欺（第20条）または不法取得目的（第21条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第25条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表11★）が会社に着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2.および3.の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の

第6条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

受取人が2人以上いるときは、その代表者)に通知します。

5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表11 (P.584参照)

6 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第13条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表12★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表12★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表12★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表12★）になったとき

第7条 補足説明

- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

- *1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

- *1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.582参照）、別表12（P.585参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
状態による保険料の払込免除 高度障害状態または身体障害の	保険料の払込免除事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

8 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社へ通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社へ提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表11（P.584参照）

9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第12条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。

2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

10 保険料の払込みについて

第13条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第14条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第14条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第13条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第13条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第13条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第13条）の契約成立日（第3条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第14条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第13条）までに、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第16条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第13条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

11 失効、失効取消および復活について

第17条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第18条 保険契約の失効取消

1. 第17条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者

第16条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第13条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第13条）の翌日をいいます。

から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。

3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第19条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第17条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第22条）および告知義務違反による解除（第23条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第13条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

12 取消しと無効について

第20条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第19条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第19条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第22条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）

で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第23条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第24条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第23条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第22条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第22条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第22条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第25条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第24条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第23条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約内容の変更および更新等について

第26条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第13条（保険料の払込み）および第14条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第13条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

第25条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第27条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第39条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第13条（保険料の払込み）の1. および第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第23条・第24条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。

第27条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第27条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第9条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第39条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第13条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第13条（保険料の払込み）の1. および第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第13条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第4条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第9条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。

第28条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第23条・第24条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第30条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

15 解約等について

第30条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第31条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第32条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第23条）または重大事由（第25条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

第33条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にもその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第4条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

16 給付金の受取人および保険契約者について

第34条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付

第32条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第13条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第33条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。

2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第35条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第34条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第38条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第38条 補足説明

* 1 入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院準備費用給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金

17 契約年齢の計算等について

第39条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下の

ものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。

2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第40条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第41条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18 社員配当金（保険契約者への配当）について

第42条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第3条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限り、支払います。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第39条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第42条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第27条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第28条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

19 その他

第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第45条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第4条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*¹から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

第41条 補足説明

* 3 保険期間が満了する保険契約

第28条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第39条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第45条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更ににかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第3条）の応当日（年単位）をいいます。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第30条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第46条 時効

給付金（第4条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第31条）または社員配当金（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

20 特則について

第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第16条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第26条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第49条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第4条（給付金の支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第42条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のと

第45条 補足説明

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第47条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第49条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院準備費用給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金

おり読み替えます。

② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

③ 第42条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. ー(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- | |
|--|
| (1) 美容整形のための入院
(2) 正常分娩のための入院
(3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院 |
|--|

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

- | |
|---|
| 次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電 |
|---|

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金および入院準備費用給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。ただし、平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、医科診療報酬点数表（別表6）に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療は除きます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 非電離放射線の定義

非電離放射線とは、物質を電離する能力をもたない電磁波（マイクロ波、ラジオ波、可視光線など）および超音波をいいます。

別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など） |
| (2) 検査（エックス線診断など） |
| (3) 血液照射 |
| (4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注） |
| (5) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表11 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
6. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表12 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
- の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）普通保険約款目次

この保険の特色	588	13 取消しと無効について	
1 保険契約の型について		第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効	599
第1条 保険契約の型	588	第23条 詐欺による取消し	600
2 保障の開始について		第24条 不法取得目的による無効	600
第2条 保険期間開始の時	588	14 告知義務と解除について	
第3条 責任開始の時	589	第25条 告知義務	600
3 がんの定義および診断確定について		第26条 告知義務違反による解除	600
第4条 がんの定義および診断確定	589	第27条 告知義務違反による解除ができないとき	601
4 給付金等の支払いについて		第28条 重大事由による解除	601
第5条 給付金・支援金の支払い	589	15 契約内容の変更および更新等について	
第6条 死亡給付金の免責事由	591	第29条 保険料払込方法の変更	602
5 給付金等の支払請求手続について		第30条 保険契約の更新	603
第7条 給付金・支援金の支払請求手続	592	第31条 保険期間が終身の保険契約への変更	604
第8条 給付金・支援金の支払時期	593	第32条 がん入院給付金日額の減額	605
6 死亡給付金の支払方法の選択について		16 解約等について	
第9条 死亡給付金の支払方法の選択	594	第33条 保険契約の解約	605
7 がん健康支援金のすえ置き支払について		第34条 返戻金	606
第10条 がん健康支援金のすえ置き支払	594	第35条 保険料の未経過分に相当する返還金	606
8 保険料の払込免除について		第36条 給付金の受取人による保険契約の存続	606
第11条 保険料の払込免除	594	17 給付金の受取人および保険契約者について	
第12条 保険料の払込免除の免責事由	595	第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更	607
9 保険料の払込免除の請求手続について		第38条 遺言による給付金の受取人の変更	607
第13条 保険料の払込免除の請求手続	596	第39条 給付金の受取人の死亡	607
10 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第40条 保険契約者の権利義務の承継	607
第14条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	596	第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	608
11 保険料の払込みにについて		18 契約年齢の計算等について	
第15条 保険料の払込み	596	第42条 契約年齢の計算	608
第16条 保険料の払込方法（経路）	597	第43条 契約年齢の誤りの処理	608
第17条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	597	第44条 性別の誤りの処理	608
第18条 保険料の前納および予納	598	19 社員配当金（保険契約者への配当）について	
12 失効、失効取消および復活について		第45条 社員配当金の割当ておよび支払い	608
第19条 保険契約の失効	598	20 その他	
第20条 保険契約の失効取消	598	第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	609
第21条 保険契約の復活	599	第47条 保険契約者の住所の変更	609
		第48条 時効	610
		第49条 管轄裁判所	610
		21 特則について	
		第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	610
		第51条 特別条件を付ける場合の特則	610
		第52条 被指定契約がある場合の特則	611
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	612		
別表2 新生物の形態の性状コード	612		
別表3 給付金・支援金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	613		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	613		
別表5 対象となる不慮の事故	615		
別表6 感染症	615		

5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）普通保険約款

（実施 2015.4.2 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院に対する保障
給付金等の種類	(1) がん入院給付金 (2) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。） (3) がん健康支援金（保険契約の型がⅡ型の場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金・支援金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 給付金・支援金	Ⅰ型	Ⅱ型
がん入院給付金	○	○
死亡給付金	○	○
がん健康支援金	—	○

（注）○：当該給付金・支援金が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第25条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第42条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) がん入院給付金	保険期間開始の日（第2条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第2条）

3 がんの定義および診断確定について

第4条 がんの定義および診断確定

1. この保険契約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.612参照）、別表2（P.612参照）

4 給付金等の支払いについて

第5条 給付金・支援金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または支援金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または支援金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または支援金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・支援金の種類に限ります。

第3条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「保険料の払込免除の責任開始の時」といいます。

第4条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
がん入院給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき (1) がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 (2) 病院または診療所*3への入院 (3) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (がん入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	(がん入院給付金日額) × 10	死亡給付金受取人
がん健康支援金	被保険者が、次のいずれかの「がん健康支援金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「がん健康支援金判定期間」中に5日以上継続した入院に対するがん入院給付金が支払われなかったとき 「がん健康支援金判定期間」 (1) 保険期間*5中の契約成立日*6（第2条）の5年ごとの応当日*7の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*5中の最終の5年ごと応当日*7から保険期間*5満了の時点までの期間*8 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(がん入院給付金日額) × 5	保険契約者

2. 給付金または支援金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② がん入院給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん入院給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(2) がん入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。

第5条 補足説明

* 1 がん給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、がん入院給付金について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第21条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 5 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 6 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新（第30条）されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されたときは、変更日とします。

* 7 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

項 目	内 容
② 被保険者が、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
③ 被保険者が、がん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始し入院を継続したとき	その「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
④ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんと診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑤ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、がん入院給付金日額が減額（第32条）されたとき	がん入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対するがん入院給付金の支払金額は、減額後のがん入院給付金日額に基づいて計算します。
⑥ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対するがん入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(4) がん健康支援金について

項 目	内 容
① 被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－②により、がん入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「がん健康支援金判定期間」の満了時を含んでがん入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「がん健康支援金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「がん健康支援金判定期間」中の入院とみなします。
③ がん健康支援金が支払われた後に、その「がん健康支援金判定期間」中に支払事由が生じた5日以上継続した入院に対するがん入院給付金が支払われるとき	ア. がん入院給付金の合計額からがん健康支援金額を差し引いて支払います。 イ. がん入院給付金の合計額ががん健康支援金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

* 8 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時までの期間

保険期間*⁵が5年未満の場合には、契約成立日*⁶から保険期間*⁵満了の時までの期間とします。

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じて死亡給付金を支払わない場合）	
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡給付金受取人の故意
	(3) この保険契約の復活（第21条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5 給付金等の支払請求手続について

第7条 給付金・支援金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または支援金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.613参照）

第6条 補足説明

*1 責任準備金

がん入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第7条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 給付金・支援金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金または支援金を支払います。
2. 会社は、給付金または支援金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金または支援金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金または支援金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金または支援金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第26条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第28条）、詐欺（第23条）または不法取得目的（第24条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第28条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金または支援金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、給付金または支援金の受取人（給付金または支援金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または支援金を支払いません。

★別表3（P.613参照）

第8条 補足説明

- *1 (1)から(4)に定める事項の確認**
会社が指定した医師による診断を含みます。
- *2 (1)から(4)に定める日数**
(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。
- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

6 死亡給付金の支払方法の選択について

第9条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 がん健康支援金のすえ置き支払について

第10条 がん健康支援金のすえ置き支払

- がん健康支援金の支払事由（第5条）が生じた日以後、会社は、がん健康支援金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
- すえ置いたがん健康支援金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

8 保険料の払込免除について

第11条 保険料の払込免除

- 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第15条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第12条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき

- 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

第9条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第11条 補足説明

*1 保険料の払込免除の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、保険料の払込免除について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第21条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(1) 保険料の払込免除の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき
(2) 被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第25条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の保険料の払込免除の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第15条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表4（P.613参照）、別表5（P.615参照）

第12条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第11条 補足説明

*2 保険料の払込免除の責任開始の時以後の原因

保険料の払込免除の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4（P.613参照）

9 保険料の払込免除の請求手続について

第13条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金・支援金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.613参照）

10 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第14条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

11 保険料の払込みについて

第15条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第16条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第16条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第15条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第15条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第15条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第17条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第15条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第15条）までに、給付金もしくは支援金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第16条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) がん健康支援金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第18条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第15条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

12 失効、失効取消および復活について

第19条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第15条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第20条 保険契約の失効取消

1. 第19条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは支援金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは支援金の支払い

第18条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年契約成立日に対応する日をいいます。

第20条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第15条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第15条）の翌日をいいます。

も保険料の払込免除も行いません。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中にがん健康支援金の支払事由（第5条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第21条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第19条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第25条）および告知義務違反による解除（第26条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 取消しと無効について

第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第25条）の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれにいても、この保険契約は無効とします。
2. 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金（第34条）がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第15条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第22条 補足説明

- * 1 がん給付の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、がん入院給付金について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項 目	内 容
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時*1の前日までのがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第21条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第33条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第26条（告知義務違反による解除）または第28条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第23条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第21条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第24条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第21条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------|
| (1) 給付金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的 |

14 告知義務と解除について

第25条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第21条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第26条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第21条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは支援金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

* 2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

- (1) 給付金または支援金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または支援金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは支援金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金もしくは支援金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第26条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第21条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第28条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第27条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは支援金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは支援金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは支援金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2または支援金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2または支援金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第26条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第28条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

15 契約内容の変更および更新等について

第29条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第15条（保険料の払込み）および第16条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第15条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第30条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第42条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第15条（保険料の払込み）の1. および第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約のがん入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約のがん入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第5条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第26条・第27条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。

第30条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後のがん入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第30条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第11条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第42条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第15条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第15条（保険料の払込み）の1. および第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第15条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第11条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2のがん入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2のがん入院給付金日額を変更することができます。

第31条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第11条・第12条)および告知義務違反による解除(第26条・第27条)に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更前契約にすえ置かれたがん健康支援金があるときは、第10条（がん健康支援金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後のがん入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第32条 がん入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第33条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) がん入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

16 解約等について

第33条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（がん入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- | |
|--|
| (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること |
| (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること |

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第22条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の2.-(1)-②に該当した場合または保険料の払込みが免除（第11条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- | |
|--|
| (1) 給付金の支払事由（第5条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。） |
| (2) 告知義務違反（第26条）または重大事由（第28条）によりこの保険契約が解除されたとき |
| (3) 減額（第32条）または解約（第33条）されたとき |

第36条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること |
| (2) 保険契約者と異なる者であること |

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 給付金の支払事由が生じ、給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなる時	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。

第35条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第15条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第36条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項目	内容
(2) 支援金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を支援金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2. の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1. により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2. の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

17 給付金の受取人および保険契約者について

第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、がん健康支援金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第38条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第37条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、がん健康支援金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第39条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。がん入院給付金についても同様とします。

18 契約年齢の計算等について

第42条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第43条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第42条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第44条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

19 社員配当金（保険契約者への配当）について

第45条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第42条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第2条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第30条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第8条（給付金・支援金の支払時期）の1. の規定を準用します。

20 その他

第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第47条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第45条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第42条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第48条 時効

給付金・支援金（第5条）、保険料の払込免除（第11条）、返戻金（第34条）または社員配当金（第45条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における支援金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

21 特則について

第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第18条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第29条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*¹には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、特定高度障害状態についての不担保の特別条件を付けることがあります。この場合、疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*²になったときは、保険料の払込みを免除（第11条）しません。ただし、感染症（別表6★）によって特定高度障害状態*²になったときは、保険料の払込みを免除します。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が効力を失ったとき（第19条）は、第21条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - (2) この保険契約が更新（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

- ① 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件は適用されません。

- (3) この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。

第49条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第51条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

* 2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- ① 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

★別表4（P.613参照）、別表6（P.615参照）

第52条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中にがん入院給付金が支払われるべきときは、第5条（給付金・支援金の支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② がん入院給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん入院給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第10条（がん健康支援金のすえ置き支払）の2. の規定にかかわらず、すえ置かれたがん健康支援金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ② 第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ③ 第45条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ④ 第45条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第51条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約をいいます。

第52条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

約
款

5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 給付金・支援金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. がん入院給付金の支払い	(1) がん入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん入院給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん入院給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. がん健康支援金の支払い	(1) がん健康支援金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) がん健康支援金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) がん健康支援金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第11条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表5）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類

(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。

(2) 給付金・支援金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

(3) 3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当総合医療保険普通保険約款目次

この保険の特色	617	13 解約等について	
1 保険契約の型について		第29条 保険契約の解約	634
第1条 保険契約の型	617	第30条 返戻金	634
2 保障の開始について		第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	634
第2条 責任開始の時	617	第32条 給付金の受取人による保険契約の存続	635
3 給付金の支払いについて		14 給付金の受取人および保険契約者について	
第3条 給付金の支払い	618	第33条 会社への通知による給付金の受取人の変更	635
第4条 免責事由	621	第34条 遺言による給付金の受取人の変更	635
4 給付金の支払請求手続について		第35条 給付金の受取人の死亡	635
第5条 給付金の支払請求手続	622	第36条 保険契約者の権利義務の承継	636
第6条 給付金の支払時期	622	第37条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	636
5 死亡給付金の支払方法の選択について		15 契約年齢の計算等について	
第7条 死亡給付金の支払方法の選択	623	第38条 契約年齢の計算	636
6 保険料の払込免除について		第39条 契約年齢の誤りの処理	636
第8条 保険料の払込免除	623	第40条 性別の誤りの処理	636
第9条 保険料の払込免除の免責事由	624	16 その他	
7 保険料の払込免除の請求手続について		第41条 社員配当金	636
第10条 保険料の払込免除の請求手続	625	第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	637
8 保険料の払込みにについて		第43条 保険契約者の住所の変更	637
第11条 保険料の払込み	625	第44条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	637
第12条 保険料の払込方法（経路）	626	第45条 時効	637
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	626	第46条 管轄裁判所	637
第14条 保険料の前納および予納	627	17 特則について	
9 失効、失効取消および復活について		第47条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	637
第15条 保険契約の失効	627	第48条 特別条件を付ける場合の特則	638
第16条 保険契約の失効取消	627	第49条 更新前契約等に家族特則が適用されている場合の特則	640
第17条 保険契約の復活	628	家族特則	
10 取消しと無効について		第1条 特則の被保険者の型および被保険者の範囲	640
第18条 詐欺による取消し	628	第2条 従たる被保険者の給付金の支払い	640
第19条 不法取得目的による無効	628	第3条 特則の保険料の払込免除	641
11 告知義務と解除について		第4条 特則の保険期間および保険料払込期間	641
第20条 告知義務	629	第5条 特則の保険料の払込み	641
第21条 告知義務違反による解除	629	第6条 特則の失効	641
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	629	第7条 特則の失効取消	642
第23条 重大事由による解除	630	第8条 特則の復活	642
12 契約内容の変更および更新等について		第9条 告知義務	642
第24条 保険料払込方法の変更	631	第10条 告知義務違反による解除	642
第25条 保険期間または保険料払込期間の変更	631	第11条 特則の更新	642
第26条 保険契約の更新	631	第12条 特則の取消し	642
第27条 保険期間が終身の保険契約への変更	632	第13条 特則の消滅	642
第28条 入院給付金日額の減額	634	第14条 特則の返戻金	643
		第15条 特則の被保険者の型の変更	643
		第16条 他の無配当総合医療保険契約への加入	643
		第17条 本則の準用	643
別表 1 対象となる不慮の事故	645		
別表 2 手術給付倍率表	646		
別表 3 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	648		
別表 4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	649		
別表 5 感染症	650		
別表 6 特定部位および指定疾病一覧表	651		

無配当総合医療保険普通保険約款

(実施 2001.4.2 / 改正 2024.4.1)

約

款

無配当総合医療保険

この保険の特色

目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術に対する保障
給付金の種類	(1) 入院給付金 (2) 入院初期重点給付金（保険契約の型がⅡ型の場合に限りです。） (3) 手術給付金 (4) 死亡給付金
配当タイプ	無配当

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

- 保険契約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金 \ 保険契約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
入院給付金	○	○
入院初期重点給付金	—	○
手術給付金	○	○
死亡給付金	○	○

(注) ○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

- 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

- この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

- 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。なお、給付金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金の種類に限りです。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
入院初期重点給付金	(2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*5への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、 (入院初期重点給付金日額) × (入院日数) (注) 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所*5における手術 (4) 別表2★に定める手術	手術1回につき、 (入院給付金日額) × 手術の種類に応じた給付倍率 (10・20・40倍) (別表2★)	
死亡給付金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	(入院給付金日額) × 100	死亡給付金受取人

第3条 補足説明

*1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することを行います。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りです。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 入院給付金等*6の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*6がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*6を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 入院給付金および入院初期重点給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。

- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金

* 7 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 8 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 9 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接

項 目	内 容
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について124日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 入院初期重点給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について30日とします。 イ. 通算して240日とします。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第48条）が適用される入院の開始時に異なる「傷害*3または疾病*4」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害*3または疾病*4」を併発したときは、併発した「傷害*3または疾病*4」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害*3または疾病*4」の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑧ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じたとき	
⑨ 入院給付金または入院初期重点給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額または入院初期重点給付金日額が減額（第28条）されたとき	入院給付金日額または入院初期重点給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額または入院初期重点給付金日額に基づいて計算します。
⑩ 入院給付金または入院初期重点給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

(3) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*2前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。

項 目	内 容
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表2★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.645参照）、別表2（P.646参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*2からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*3の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*3の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

* 3 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金

項 目	内 容
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.648参照）

第6条 給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
- 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第6条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表3（P.648参照）

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第7条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第8条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第9条）に該当するときは免除しません。

第6条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第7条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.645参照）、別表4（P.649参照）

第8条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第9条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表４★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表４★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表４（P.649参照）

７ 保険料の払込免除の請求手続について

第10条 保険料の払込免除の請求手続

- 保険料の払込免除事由（第８条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
- 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第６条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.648参照）

８ 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

- 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

払いを請求したときは、この取扱いを行いません。

2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

第17条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 給付金*²の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額は変更前の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第26条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*¹に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*¹における被保険者の年齢（第38条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日* ¹ の保険料率が適用されます。 ② 更新日* ¹ の被保険者の年齢によって定めます。

第23条 補足説明

* 2 給付金

本条の1.－(4)のみに該当した場合で、本条の1.－(4)－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第8条・第9条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 保険期間が終身の保険契約への変更

- 第26条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当総合医療保険契約に変更することができます。

第27条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第8条）されていないこと
- (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第38条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の無配当総合医療保険契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第3条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第8条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第8条・第9条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第27条 補足説明

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当総合医療保険契約をいいます。

*3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。この場合、入院初期重点給付金日額についても同じ割合で減額されます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額および入院初期重点給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額および入院初期重点給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 解約等について

第29条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第30条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第8条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第31条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

- (1) 給付金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第3条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

第32条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

14 給付金の受取人および保険契約者について

第33条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第33条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、そ

の法定相続人を給付金の受取人とします。

2. 本条の1.の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第37条 補足説明

* 1 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金

15 契約年齢の計算等について

第38条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第39条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第40条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

16 その他

第41条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第44条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第29条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第45条 時効

給付金（第3条）、保険料の払込免除（第8条）または返戻金（第30条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第46条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について**第47条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則**

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

第44条 補足説明***1 変更日**

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第2条）の応当日（年単位）をいいます。

***2 医療技術または医療環境の変化**

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第46条 補足説明***1 給付金の受取人**

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

***2 同一の都道府県内にある支社**

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

- (1) 第14条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第24条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第48条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*¹には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

① 契約成立日（第2条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア. 入院給付金・入院初期重点給付金を支払うべきときは、入院日各日について入院給付金日額および入院初期重点給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

イ. 手術給付金を支払うべきときは、手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

ウ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定期間および指定疾病（別表6★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する入院給付金等*²は支払いません。ただし、災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

(4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*³になったときは、保険料の払込みを免除（第8条）しません。ただし、感染症（別表5★）によって特定高度障害状態*³になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) 保険期間または保険料払込期間の延長（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間または保険料払込期間の延長の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。

第48条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金

* 3 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

第48条 補足説明

* 4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当総合医療保険契約をいいます。

付けられた特別条件	保険期間または保険料払込期間の延長の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態* ³ についての不担保	保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。

(3) この保険契約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態* ³ についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態* ³ についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態* ³ についての不担保の条件は適用されません。

(4) 保険期間が終身の保険契約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約* ⁴ には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態* ³ についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約* ⁴ には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態* ³ についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約* ⁴ には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態* ³ についての不担保の条件は適用されません。

★別表4（P.649参照）、別表5（P.650参照）、別表6（P.651参照）

第49条 更新前契約等に家族特則が適用されている場合の特則

この保険契約が更新後契約または保険期間が終身の保険契約に変更された変更後契約（以下「更新後契約等」といいます。）の場合で、更新前契約または変更前契約（以下「更新前契約等」といいます。）に家族特則が適用されているときは、更新後契約等に引き続き次の家族特則が適用されます。

家族特則

第1条 特則の被保険者の型および被保険者の範囲

- この特則の被保険者（以下「従たる被保険者」といいます。）とすることができる者は、次のとおりとします。

妻	この普通保険約款中この特則を除く部分（以下「本則」といいます。）の被保険者（以下「主たる被保険者」といいます。）と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主たる被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- この特則の被保険者の型および従たる被保険者の範囲は、次のいずれかのうち、更新前契約等と同一とします。

特則の被保険者の型	従たる被保険者の範囲
妻子型	妻および子
妻型	妻
子型	子

- この特則の適用後、戸籍上の異動により本条の1. の従たる被保険者に該当した者はその日から、従たる被保険者になります。
- この特則の適用後、戸籍上の異動により本条の1. の従たる被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の契約成立日（本則第2条）の応当日（年単位）*¹を迎えた者はその日から、従たる被保険者ではなくなります。

第2条 従たる被保険者の給付金の支払い

- 従たる被保険者について、本則第3条（給付金の支払い）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第49条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第49条 補足説明*** 2 責任開始の時（この特則の適用後に従たる被保険者となった者については従たる被保険者となった日）**

この特則の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- (1) 「被保険者」とあるのをすべて「従たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特則の適用後に従たる被保険者となった者については従たる被保険者となった日）*2」と読み替えます。
- (3) 「入院給付金日額」とあるのをすべて「入院給付金日額×0.6」と読み替えます。
- (4) 「入院初期重点給付金日額」とあるのを「入院初期重点給付金日額×0.6」と読み替えます。
- (5) 「死亡給付金受取人」とあるのを「入院給付金受取人」と読み替えます。

2. 会社は、従たる被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も保険期間中の入院とみなします。

- (1) 保険期間が満了したとき
- (2) 主たる被保険者が死亡したことによって、この保険契約が消滅したとき
- (3) 従たる被保険者である子が満20歳となった日の直後の契約成立日（本則第2条）の応当日（年単位）*1を迎えたことにより、従たる被保険者でなくなったとき

3. 本則第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金の免責事由の一部を次のとおり読み替えます。
 - ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主たる被保険者または支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。
 - ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 死亡給付金の免責事由の一部を次のとおり読み替えます。
 - ① 「被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき」とあるのを「従たる被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき」と読み替えます。
 - ② (2)中、「死亡給付金受取人」とあるのを「主たる被保険者」と読み替えます。
 - ③ (3)中、「責任開始の日」とあるのを「責任開始の日（この特則の適用後に従たる被保険者となった者については従たる被保険者となった日）」と読み替えます。

4. 本則第3条（給付金の支払い）の2. ー(1)ー①、(2)ー①、③から⑩、(3)、(4)および本則第4条（免責事由）の2. の規定は、従たる被保険者の給付金の支払いに準用します。

第3条 特則の保険料の払込免除

本則の規定により、この保険契約の保険料の払込みが免除（本則第8条）されたときは、会社は、同時にこの特則の保険料についても払込みを免除します。

第4条 特則の保険期間および保険料払込期間

1. この特則の保険期間および保険料払込期間の終期は、本則の保険期間および保険料払込期間の終期と同じとします。
2. 本則の規定により、この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、この特則の保険期間についても終身に変更されます。

第5条 特則の保険料の払込み

この特則の保険料は、本則の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特則の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

第6条 特則の失効

本則の規定により、この保険契約が効力を失ったとき（本則第15条）は、この

特則も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特則の失効取消

1. 保険契約者は、本則の失効取消の規定により、本則の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特則についても延滞保険料を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特則の延滞保険料が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、本則第16条（保険契約の失効取消）の規定を準用して、この特則の効力が失われなかったものとして取り扱います。

第8条 特則の復活

1. 本則の規定によるこの保険契約の復活（本則第17条）の申込みの際に別段の申出がないときは、この特則についても同時に復活の申込みがあったものとします。
2. 会社は本条の1. の規定によって申し込まれた特則の復活を承諾したときは、本則の復活の規定を準用して、この特則の復活の取扱いをします。

第9条 告知義務

1. 会社は、この特則の復活（特則第8条）の際に、保険契約者および従たる被保険者に対して、従たる被保険者に関する告知を書面で求めることができます。
2. 本条の1. の規定により告知を求められた者は、給付金の支払事由（特則第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

1. 保険契約者または従たる被保険者が、故意または重大な過失によって、特則第9条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、会社は、この特則の適用を将来に向かって解除することができます。
2. 本条の告知義務違反による解除の規定の適用については、本則第21条（告知義務違反による解除）の2. から5. および本則第22条（告知義務違反による解除ができないとき）の規定を準用します。
3. 更新前契約等の普通保険約款の規定によるこの特則の適用、復活または被保険者の型の変更の際に告知義務違反があったときは、本条の1. および2. の規定を準用して、会社は、この特則の適用を解除することができます。

第11条 特則の更新

本則の規定により、この保険契約が更新（本則第26条）されるときは、この特則についても更新されます。

第12条 特則の取消し

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則の適用を取り消すことができます。
2. 本条の1. の特則の適用の取消しが行われたときは、将来に向かって保険料を変更し、取消前の返戻金（特則第14条）から取消後の返戻金を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
3. この特則の適用が取り消されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第13条 特則の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特則は消滅します。

- (1) 主たる被保険者の死亡給付金を支払ったとき
- (2) この保険契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第14条 特則の返戻金

この特則が、保険期間中に、効力を失ったとき（特則第6条）、または特則第13条（特則の消滅）の(2)の規定により消滅したときは、返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 特則の被保険者の型の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「妻子型」から「妻型」または「子型」へこの特則の被保険者の型を変更することができます。ただし、この保険契約の保険料の払込みが免除（本則第8条）される場合には、保険料の払込免除事由が生じた時以後、本条の変更はできません。
2. 本条の1. の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 将来に向かって、この特則の保険料を変更します。
- (2) 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- (3) 変更により従たる被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から従たる被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- (4) この特則の被保険者の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第16条 他の無配当総合医療保険契約への加入

この保険契約の従たる被保険者であった妻が、戸籍上の異動により特則第1条（特則の被保険者の型および被保険者の範囲）の1. の条件を満たさなくなったことまたは主たる被保険者が死亡したことによってこの保険契約の従たる被保険者でなくなったときは、この保険契約の従たる被保険者であった妻は、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの保険契約またはこの保険契約と同種の保険契約に加入することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの保険契約の従たる被保険者であったこと
- (2) この保険契約による給付金の支払事由（特則第2条）が生じていないこと
- (3) この保険契約の従たる被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 新たに加える保険契約の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額がこの保険契約の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額の6割以下であること

第17条 本則の準用

本則第8条（保険料の払込免除）、第9条（保険料の払込免除の免責事由）、第10条（保険料の払込免除の請求手続）および第48条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特則に別段の定めのないときは、本則の規定を準用します。ただし、本則第5条（給付金の支払請求手続）の2. および3. については、「必要書類（別表3★）」とあるのを「家族特則第17条（本則の準用）の別表に規定する必要書類」と読み替えて準用します。

別表 従たる被保険者の給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金・死亡給付金の支払い	別表3の支払請求に必要な書類のほか、主たる被保険者の戸籍謄本の提出を必要とします。ただし、別表3中、「被保険者」とあるのは「支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。

項 目	必要書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

★別表3 (P.648参照)

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表2 手術給付倍率表

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～88を指します。なお、次の(1)から(6)などは、手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

(1) 吸引、穿刺などの処置
(2) 神経ブロック
(3) 人間ドックなどの検査
(4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髓生検術は、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
(5) 美容整形上の手術
(6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯科治療に伴う歯科手術を除く。）		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術および血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術（開腹術を伴うもの。）		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40

手術番号	手術の種類	給付倍率
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿嚢閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20

約

款

無配当総合医療保険

別

表

手術番号	手術の種類	給付倍率
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10

備考

- ① 開胸術
胸腔鏡下手術を含みます。
- ② 開腹術
腹腔鏡下手術を含みます。
- ③ 悪性新生物根治手術
悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表3 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 入院初期重点給付金の支払い	(1) 入院初期重点給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院初期重点給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院初期重点給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第8条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表6 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

約

款

無配当総合医療保険

別

表

無配当がん医療保険普通保険約款目次

この保険の特色	653	13 告知義務と解除について	
1 保険契約の型について		第24条 告知義務	666
第1条 保険契約の型	653	第25条 告知義務違反による解除	666
2 保障の開始について		第26条 告知義務違反による解除ができないとき	667
第2条 保険期間開始の時	653	第27条 重大事由による解除	667
第3条 責任開始の時	654	14 契約内容の変更および更新等について	
3 がんの定義および診断確定について		第28条 保険料払込方法の変更	668
第4条 がんの定義および診断確定	654	第29条 保険期間または保険料払込期間の変更	669
4 給付金の支払いについて		第30条 保険契約の更新	669
第5条 給付金の支払い	654	第31条 保険期間が終身の保険契約への変更	670
第6条 死亡給付金の免責事由	658	第32条 がん入院給付金日額の減額	671
5 給付金の支払請求手続について		15 解約等について	
第7条 給付金の支払請求手続	659	第33条 保険契約の解約	672
第8条 給付金の支払時期	659	第34条 返戻金	672
6 がん死亡給付金等の支払方法の選択について		第35条 保険料の未経過分に相当する返還金	672
第9条 がん死亡給付金または死亡給付金の支払方法の選択	660	第36条 給付金の受取人による保険契約の存続	672
7 無事故給付金のすえ置き支払について		16 給付金の受取人および保険契約者について	
第10条 無事故給付金のすえ置き支払	660	第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更	673
8 保険料の払込免除について		第38条 遺言による給付金の受取人の変更	673
第11条 保険料の払込免除	660	第39条 給付金の受取人の死亡	673
第12条 保険料の払込免除の免責事由	661	第40条 保険契約者の権利義務の承継	674
9 保険料の払込免除の請求手続について		第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	674
第13条 保険料の払込免除の請求手続	662	17 契約年齢の計算等について	
10 保険料の払込みにについて		第42条 契約年齢の計算	674
第14条 保険料の払込み	662	第43条 契約年齢の誤りの処理	674
第15条 保険料の払込方法（経路）	663	第44条 性別の誤りの処理	674
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	663	18 その他	
第17条 保険料の前納および予納	664	第45条 社員配当金	674
11 失効、失効取消および復活について		第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	675
第18条 保険契約の失効	664	第47条 保険契約者の住所の変更	675
第19条 保険契約の失効取消	665	第48条 時効	675
第20条 保険契約の復活	665	第49条 管轄裁判所	675
12 取消しと無効について		19 特則について	
第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効	665	第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	675
第22条 詐欺による取消し	666	第51条 特別条件を付ける場合の特則	675
第23条 不法取得目的による無効	666	第52条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	676
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	678		
別表2 新生物の形態の性状コード	678		
別表3 手術給付倍率表	678		
別表4 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	679		
別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	680		
別表6 対象となる不慮の事故	682		
別表7 感染症	682		

無配当がん医療保険普通保険約款

(実施 2001.1.4 / 改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) がん入院給付金 (2) がん手術給付金 (3) がん退院給付金 (4) がん診断給付金 (5) がん死亡給付金 (6) 死亡給付金（がん死亡給付金が支払われる場合を除きます。） (7) 無事故給付金（保険契約の型がⅡ型の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金 \ 保険契約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
がん入院給付金	○	○
がん手術給付金	○	○
がん退院給付金	○	○
がん診断給付金	○	○
がん死亡給付金	○	○
死亡給付金	○	○
無事故給付金	—	○

(注) ○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第24条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第42条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) がん入院給付金、がん手術給付金、がん退院給付金、がん診断給付金およびがん死亡給付金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第2条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 死亡給付金の支払いおよび保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第2条）

3 がんの定義および診断確定について

第4条 がんの定義および診断確定

1. この保険契約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.678参照）、別表2（P.678参照）

4 給付金の支払いについて

第5条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、給付金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金の種類に限ります。

第3条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「普通死亡給付の責任開始の時」といいます。

第4条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん入院給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき (1) がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 (2) 病院または診療所*3への入院 (3) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (がん入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
がん手術給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*3における手術 (3) 別表3★に定める手術	手術1回につき、 (がん入院給付金日額) × 手術の種類に応じた 給付倍率（10・20・40倍） (別表3★)	
がん退院給付金	被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を20日以上継続した後、保険期間中に生存して退院したとき	1回の入院につき、 (がん入院給付金日額) × 20	
がん診断給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	(がん入院給付金日額) × 50	
がん死亡給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中にがんを直接の原因として死亡したとき	(がん入院給付金日額) × 100	
死亡給付金	被保険者が、普通死亡給付の責任開始の時*5以後保険期間中に死亡したとき。ただし、がん死亡給付金が支払われる場合を除きます。	(がん入院給付金日額) × 10	死亡給付金受取人

第5条 補足説明

* 1 がん給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、がん給付について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 5 普通死亡給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、死亡給付金について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

約

款

無配当がん医療保険

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
無事故給付金	被保険者が、次のいずれかの「無事故給付判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「無事故給付判定期間」中にがん入院給付金およびがん診断給付金のいずれもが支払われなかったとき		
	「無事故給付判定期間」 (1) 保険期間*6中の契約成立日*7（第2条）の5年ごとの応当日*8の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*6中の最終の5年ごとと応当日*8から保険期間*6満了の時までの期間*9 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(がん入院給付金日額) × 5	保険契約者

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② がん入院給付金等*10の支払事由が生じ、支払うべきがん入院給付金等*10がある場合で、その支払前に被保険者の死亡によるがん死亡給付金または死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、がん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん入院給付金等*10を死亡給付金受取人に支払います。

(2) がん入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。
② 被保険者が、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。

第5条 補足説明

* 6 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 7 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新（第30条）されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されたときは、変更日とします。

* 8 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 9 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時までの期間

保険期間*6が5年未満の場合には、契約成立日*7から保険期間*6満了の時までの期間とします。

* 10 がん入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) がん入院給付金
- (2) がん手術給付金
- (3) がん退院給付金
- (4) がん診断給付金

項 目	内 容
③ 被保険者が、がん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始し入院を継続したとき	その「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
④ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんと診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑤ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、がん入院給付金日額が減額（第32条）されたとき	がん入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対するがん入院給付金の支払金額は、減額後のがん入院給付金日額に基づいて計算します。
⑥ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対するがん入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) がん手術給付金について

項 目	内 容
被保険者が、同時期に2種類以上のがん手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表3★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

(4) がん退院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院およびその入院に対する退院について、保険期間満了後も保険期間中の入院および退院とみなします。
② 被保険者が、がん退院給付金が支払われた退院以後、その退院日を含めて30日未満に入院を開始したとき	その入院に対する退院については、その後の保険期間中にがん退院給付金の支払事由に該当しても、がん退院給付金は支払いません。
③ 被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－②により、がん入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。

(5) がん診断給付金について

項 目	内 容
がん診断給付金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。

(6) がん死亡給付金および死亡給付金について

項 目	内 容
① 死亡給付金を支払った後にがん死亡給付金の支払事由に該当していたことが明らかとなったとき	がん死亡給付金から死亡給付金を差し引いた金額をがん死亡給付金として支払います。

項 目	内 容
② 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(7) 無事故給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－②により、がん入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「無事故給付判定期間」の満了時を含んでがん入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「無事故給付判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「無事故給付判定期間」中の入院とみなします。
③ 無事故給付金が支払われた後に、その「無事故給付判定期間」中に支払事由が生じたがん入院給付金またはがん診断給付金が支払われるとき	ア. がん入院給付金およびがん診断給付金の合計額から無事故給付金額を差し引いて支払います。 イ. がん入院給付金およびがん診断給付金の合計額が無事故給付金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することとを必要とします。

★別表3 (P.678参照)

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 保険期間開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第6条 補足説明

* 1 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。

5 給付金の支払請求手続について

第7条 給付金の支払請求手続

1. がん給付または死亡給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、がん死亡給付金または死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人はがん死亡給付金または死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) がん死亡給付金または死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.679参照）

第8条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第25条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第27条）、詐欺（第22条）または不法取得目的（第23条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第27条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査

第7条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表4（P.679参照）

6 がん死亡給付金等の支払方法の選択について

第9条 がん死亡給付金または死亡給付金の支払方法の選択

がん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、がん死亡給付金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 無事故給付金のすえ置き支払について

第10条 無事故給付金のすえ置き支払

1. 無事故給付金の支払事由（第5条）が生じた日以後、会社は、無事故給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2. すえ置いた無事故給付金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) がん死亡給付金または死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
(2) がん死亡給付金または死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

8 保険料の払込免除について

第11条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保

第8条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第9条 補足説明

*1 がん死亡給付金または死亡給付金

がん死亡給付金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第12条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表5★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、普通死亡給付の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表6★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表5★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 普通死亡給付の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表5★）になったとき ② その障害状態に、普通死亡給付の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表6★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表5★）になったとき
(2) 被保険者が、普通死亡給付の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表5★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第24条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の普通死亡給付の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表5（P.680参照）、別表6（P.682参照）

第12条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、

第11条 補足説明

* 1 普通死亡給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、保険料の払込免除について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 普通死亡給付の責任開始の時以後の原因

普通死亡給付の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りです。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

約

款

無配当がん医療保険

会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表5★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表5★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表5（P.680参照）

9 保険料の払込免除の請求手続について

第13条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.679参照）

10 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第2条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*¹以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第15条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第16条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) がん給付または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 無事故給付金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) がん死亡給付金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

11 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第34条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第19条 保険契約の失効取消

- 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第34条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中にがん給付または死亡給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	がん給付または死亡給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に無事故給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第20条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第24条）および告知義務違反による解除（第25条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第34条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 取消しと無効について**第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効**

- 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第24条）の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
- 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

第19条 補足説明*** 1 延滞保険料払込期間**

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*** 2 延滞保険料**

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第14条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*** 3 効力を失った日**

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明*** 1 効力を失った日**

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

*** 2 保険契約の復活**

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*** 3 延滞保険料**

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第21条 補足説明*** 1 がん給付の責任開始の時**

第3条（責任開始の時）の規定により、がん給付について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項 目	内 容
(1) 告知の時に被保険者ががん診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時にがん診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時*1の前日までにかん診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第20条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第33条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第25条（告知義務違反による解除）または第27条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第22条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第23条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に給付金を不法に取得させる目的 |
|--|

13 告知義務と解除について

第24条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第25条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明

* 2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

す。

2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。 (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。 (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合 (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|--|

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第26条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第25条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第24条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内にがん給付もしくは死亡給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じないで、その期間を経過したとき |
|--|

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第27条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第26条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第25条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

14 契約内容の変更および更新等について

第28条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第29条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後のがん入院給付金日額は変更前のがん入院給付金日額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第42条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約のがん入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約のがん入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。

第30条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

約

款

無配当がん医療保険

項 目	内 容
(5) この保険契約が更新されたとき	① がん給付・死亡給付金の支払い（第5条・第6条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第25条・第26条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第31条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第30条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当がん医療保険契約に変更することができます。

- | |
|--|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第11条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第42条）が75歳以下であること |
|--|

2. 保険期間が終身の無配当がん医療保険契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

第31条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当がん医療保険契約をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとしします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第11条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとしします。
(3) 変更後契約*2のがん入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2のがん入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ がん給付・死亡給付金の支払い（第5条・第6条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第25条・第26条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更前契約にすえ置かれた無事故給付金があるときは、第10条（無事故給付金のすえ置き支払）の2. の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第31条 補足説明*** 3 保険期間満了日**

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第32条 がん入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額

は取り扱いません。

2. がん入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱いします。

- (1) 減額分を解約（第33条）されたものとして取り扱いします。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) がん入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

15 解約等について

第33条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第11条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第5条）または免責事由（第6条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第25条）または重大事由（第27条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第32条）または解約（第33条）されたとき

第36条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは

第35条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第36条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) がん給付または死亡給付金の支払事由が生じ、がん給付または死亡給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなる時	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。
(2) 無事故給付金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2.の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を無事故給付金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2.の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1.により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2.の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

16 給付金の受取人および保険契約者について

第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第38条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第37条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1.の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1.および2.による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第39条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

2. 本条の1.の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。がん給付についても同様とします。

17 契約年齢の計算等について

第42条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第43条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第42条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第44条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18 その他

第45条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第42条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第47条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第48条 時効

給付金（第5条）、保険料の払込免除（第11条）または返戻金（第34条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

19 特則について**第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則**

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第28条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、特定高度障害状態についての不担保の特別条件を付けることがあります。この場合、疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第11条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - (2) この保険契約が更新（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

第49条 補足説明***1 給付金の受取人**

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

***2 同一の都道府県内にある支社**

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第51条 補足説明***1 会社の定める基準に適合しない場合**

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

***2 特定高度障害状態**

高度障害状態（別表5★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- ① 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件は適用されません。

(3) この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。

- ① 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*³には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*³には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件は適用されません。

★別表5（P.680参照）、別表7（P.682参照）

第52条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人ががん入院給付金等*¹を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人ががん入院給付金等*¹の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) (1)の規定により会社ががん入院給付金等*¹を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してそのがん入院給付金等*¹の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (6) 第8条（給付金の支払時期）の4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と読み替えます。

第51条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当がん医療保険契約をいいます。

第52条 補足説明

* 1 がん入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) がん入院給付金
- (2) がん手術給付金
- (3) がん退院給付金
- (4) がん診断給付金

- (7) 第8条（給付金の支払時期）の5. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (8) 第25条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第25条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表4（P.679参照）

約

款

無
配
当
が
ん
医
療
保
険

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものと
し、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」
によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 手術給付倍率表

がん手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1. ～4. を指します。なお、次の(1)から(4)などは、がん手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

(1) 吸引、穿刺などの処置
(2) 神経ブロック
(3) 人間ドックなどの検査
(4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髄生検術は、がん手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）

手術番号	手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術		40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
3. 悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
4. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術を含む。ただし、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		20

備考

悪性新生物根治手術

悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表4 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. がん入院給付金の支払い	(1) がん入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん入院給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん入院給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. がん手術給付金の支払い	(1) がん手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん手術給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん手術給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. がん退院給付金の支払い	(1) がん退院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) がん退院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) がん退院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. がん診断給付金の支払い	(1) がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 病理組織検査報告書 (5) がん診断給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. がん死亡給付金の支払い	(1) がん死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) がん死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) がん死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証
6. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
7. 無事故給付金の支払い	(1) 無事故給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 無事故給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 無事故給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類

約

款

無配当がん医療保険

別

表

項 目	必要書類
8. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第11条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表6）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 4. および7. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

- 眼の障害（視力障害）
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- 耳の障害（聴力障害）
 - 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
- 脊柱の障害
 - 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表 1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表 2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当新総合医療保険普通保険約款目次

この保険の特色……………684

1 保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について

- 第1条 保険契約の型……………684
第2条 入院給付金の支払限度の型……………684

2 保障の開始について

- 第3条 責任開始の時……………684

3 給付金の支払いについて

- 第4条 給付金の支払い……………685
第5条 免責事由……………688

4 給付金の支払請求手続について

- 第6条 給付金の支払請求手続……………689
第7条 給付金の支払時期……………690

5 死亡給付金の支払方法の選択について

- 第8条 死亡給付金の支払方法の選択……………691

6 保険料の払込免除について

- 第9条 保険料の払込免除……………691
第10条 保険料の払込免除の免責事由……………692

7 保険料の払込免除の請求手続について

- 第11条 保険料の払込免除の請求手続……………693

8 保険料の払込みにについて

- 第12条 保険料の払込み……………693
第13条 保険料の払込方法（経路）……………694
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等
が生じた場合の取扱い……………694
第15条 保険料の前納および予納……………694

9 失効、失効取消および復活について

- 第16条 保険契約の失効……………695
第17条 保険契約の失効取消……………695
第18条 保険契約の復活……………696

10 取消しと無効について

- 第19条 詐欺による取消し……………696
第20条 不法取得目的による無効……………696

11 告知義務と解除について

- 第21条 告知義務……………696
第22条 告知義務違反による解除……………696
第23条 告知義務違反による解除ができないとき……………697
第24条 重大事由による解除……………697

12 契約内容の変更および更新等について

- 第25条 保険料払込方法の変更……………698
第26条 保険期間または保険料払込期間の変更……………699
第27条 保険契約の更新……………699
第28条 保険期間が終身の保険契約への変更……………700
第29条 入院給付金日額の減額……………701

13 解約等について

- 第30条 保険契約の解約……………702
第31条 返戻金……………702
第32条 保険料の未経過分に相当する返還金……………702
第33条 給付金の受取人による保険契約の存続……………702

14 給付金の受取人および保険契約者について

- 第34条 会社への通知による給付金の受取人の変更……………703
第35条 遺言による給付金の受取人の変更……………703
第36条 給付金の受取人の死亡……………703
第37条 保険契約者の権利義務の承継……………703
第38条 保険契約者の代表者および給付金の受取人
の代表者……………704

15 契約年齢の計算等について

- 第39条 契約年齢の計算……………704
第40条 契約年齢の誤りの処理……………704
第41条 性別の誤りの処理……………704

16 その他

- 第42条 社員配当金……………704
第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行……………704
第44条 保険契約者の住所の変更……………704
第45条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更……………705
第46条 時効……………705
第47条 管轄裁判所……………705

17 特則について

- 第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約
の場合の特則……………705
第49条 特別条件を付ける場合の特則……………705
第50条 更新前契約等に家族特則が適用されている
場合の特則……………707

家族特則

- 第1条 特則の被保険者の型および被保険者の範囲……………708
第2条 従たる被保険者の給付金の支払い……………708
第3条 特則の保険料の払込免除……………709
第4条 特則の保険期間および保険料払込期間……………709
第5条 特則の保険料の払込み……………709
第6条 特則の失効……………709
第7条 特則の失効取消……………709
第8条 特則の復活……………709
第9条 告知義務……………709
第10条 告知義務違反による解除……………710
第11条 特則の更新……………710
第12条 特則の取消し……………710
第13条 特則の消滅……………710
第14条 特則の返戻金……………710
第15条 特則の被保険者の型の変更……………710
第16条 他の無配当新総合医療保険契約への加入……………711
第17条 本則の準用……………711

別表1	対象となる不慮の事故……………	712
別表2	手術給付倍率表……………	713
別表3	給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……………	715
別表4	対象となる高度障害状態および身体障害の状態……………	716
別表5	感染症……………	717
別表6	特定部位および指定疾病一覧表……………	718

無配当新総合医療保険普通保険約款

(実施 2001.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術に対する保障
給付金の種類	(1) 入院給付金 (2) 入院初期重点給付金（保険契約の型がⅡ型の場合に限りです。） (3) 手術給付金 (4) 死亡給付金
配当タイプ	無配当

1 保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金 \ 保険契約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
入院給付金	○	○
入院初期重点給付金	—	○
手術給付金	○	○
死亡給付金	○	○

(注) ○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

第2条 入院給付金の支払限度の型

1. 入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

2. 本条の1. により選択された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日と

します。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 会社名 |
| (2) 保険契約者の氏名または名称 |
| (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項 |
| (4) 受取人の氏名または名称 |
| (5) 支払事由 |
| (6) 保険期間 |
| (7) 保険給付の額 |
| (8) 保険料およびその払込方法 |
| (9) 契約成立日 |
| (10) 保険証券を作成した年月日 |

3 給付金の支払いについて

第4条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金の種類に限ります。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*5への入院 (4) 入院日数が2日以上継続した入院	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
入院初期重点給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 (入院初期重点給付金日額) × (入院日数) (注) 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所*5における手術 (4) 別表2★に定める手術	手術1回につき、 (入院給付金日額) × 手術の種類に応じた給付倍率 (10・20・40倍)（別表2★）	

第4条 補足説明

*1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡給付金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	（入院給付金日額） × 100	死亡受取人 給付金

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 入院給付金等*6の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*6がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*6を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 入院給付金および入院初期重点給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金

* 7 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 8 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 9 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と

項 目	内 容
④ 被保険者が、同一の傷害* ³ または同一の疾病* ⁹ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 入院初期重点給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について30日とします。 イ. 通算して240日とします。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」以外に異なる「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第49条）が適用される入院の開始時に異なる「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」を併発したときは、併発した「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑧ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」以外に異なる「傷害* ³ または疾病* ⁴ 」が生じたとき	
⑨ 入院給付金または入院初期重点給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額または入院初期重点給付金日額が減額（第29条）されたとき	入院給付金日額または入院初期重点給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額または入院初期重点給付金日額に基づいて計算します。
⑩ 入院給付金または入院初期重点給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

(3) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*2前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表2★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金を支払う場合で、被保険者が死亡した時の返戻金額が、支払うべき死亡給付金の金額を超えるとき	被保険者が死亡した時の返戻金額を死亡給付金の金額とします。

★別表1（P.712参照）、別表2（P.713参照）

第5条 免責事由

1. 支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの* ¹ （原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日* ² からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等* ³ の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等* ³ の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金の支払請求手続について

第6条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*¹として死亡退職金等*¹の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退

第5条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

* 3 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 入院給付金
- 入院初期重点給付金
- 手術給付金

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.715参照）

第7条 給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
- 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

- 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第6条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表3（P.715参照）

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

第7条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.712参照）、別表4（P.716参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第9条 補足説明

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4（P.716参照）

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.715参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のと

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

おり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第31条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第23条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

第24条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額は変更前の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第39条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。

第27条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第27条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当新総合医療保険契約に変更することができます。

- | |
|--|
| <p>(1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第9条）されていないこと</p> <p>(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること</p> <p>(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第39条）が75歳以下であること</p> |
|--|

2. 保険期間が終身の無配当新総合医療保険契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第12条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

第28条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項 目	内 容
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第12条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとしします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第4条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第9条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとしします。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 補足説明

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当新総合医療保険契約をいいます。

*3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第29条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。この場合、入院初期重点給付金日額についても同じ割合で減額されます。ただし、

会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2. 入院給付金日額および入院初期重点給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第30条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額および入院初期重点給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 解約等について

第30条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第31条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第32条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第4条）または免責事由（第5条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

第33条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に着した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のおきてのすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第32条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第33条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第4条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

14 給付金の受取人および保険契約者について

第34条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第35条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第34条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第38条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第39条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第40条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第41条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

16 その他

第42条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

第38条 補足説明

* 1 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金

第39条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第45条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第4条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第30条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第46条 時効

給付金（第4条）、保険料の払込免除（第9条）または返戻金（第31条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について

第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第15条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第25条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第49条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 給付金の削減支払
 - ① 契約成立日（第3条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第4条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
ア. 入院給付金・入院初期重点給付金を支払うべきときは、入院日各日

第45条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第3条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第47条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第49条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

について入院給付金日額および入院初期重点給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

- イ. 手術給付金を支払うべきときは、手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ウ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表6★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する入院給付金等*2は支払いません。ただし、災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

- (4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除（第9条）しません。ただし、感染症（別表5★）によって特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第16条）は、第18条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) 保険期間または保険料払込期間の延長（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間または保険料払込期間の延長の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*3についての不担保	保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。

- (3) この保険契約の更新（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第49条 補足説明

*2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金

*3 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態* ³ についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態* ³ についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態* ³ についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 保険期間が終身の保険契約への変更（第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は第28条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約* ⁴ には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態* ³ についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約* ⁴ には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態* ³ についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約* ⁴ には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態* ³ についての不担保の条件は適用されません。

★別表4（P.716参照）、別表5（P.717参照）、別表6（P.718参照）

第50条 更新前契約等に家族特則が適用されている場合の特則

この保険契約が更新後契約または保険期間が終身の保険契約に変更された変更後契約（以下「更新後契約等」といいます。）の場合で、更新前契約または変更前契約（以下「更新前契約等」といいます。）に家族特則が適用されているときは、更新後契約等に引き続き次の家族特則が適用されます。

第49条 補足説明

* 4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当新総合医療保険契約をいいます。

第1条 特則の被保険者の型および被保険者の範囲

1. この特則の被保険者（以下「従たる被保険者」といいます。）とすることができる者は、次のとおりとします。

妻	この普通保険約款中この特則を除く部分（以下「本則」といいます。）の被保険者（以下「主たる被保険者」といいます。）と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主たる被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

2. この特則の被保険者の型および従たる被保険者の範囲は、次のいずれかのうち、更新前契約等と同一とします。

特則の被保険者の型	従たる被保険者の範囲
妻子型	妻および子
妻型	妻
子型	子

3. この特則の適用後、戸籍上の異動により本条の1. の従たる被保険者に該当した者はその日から、従たる被保険者になります。
4. この特則の適用後、戸籍上の異動により本条の1. の従たる被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の契約成立日（本則第3条）の応当日（年単位）*1を迎えた者はその日から、従たる被保険者ではなくなります。

第2条 従たる被保険者の給付金の支払い

1. 従たる被保険者について、本則第4条（給付金の支払い）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「被保険者」とあるのをすべて「従たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特則の適用後に従たる被保険者となった者については従たる被保険者となった日）*2」と読み替えます。
- (3) 「入院給付金日額」とあるのをすべて「入院給付金日額×0.6」と読み替えます。
- (4) 「入院初期重点給付金日額」とあるのを「入院初期重点給付金日額×0.6」と読み替えます。
- (5) 「死亡給付金受取人」とあるのを「入院給付金受取人」と読み替えます。

2. 会社は、従たる被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も保険期間中の入院とみなします。

- (1) 保険期間が満了したとき
- (2) 主たる被保険者が死亡したことによって、この保険契約が消滅したとき
- (3) 従たる被保険者である子が満20歳となった日の直後の契約成立日（本則第3条）の応当日（年単位）*1を迎えたことにより、従たる被保険者でなくなったとき

3. 本則第5条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

*2 責任開始の時（この特則の適用後に従たる被保険者となった者については従たる被保険者となった日）

この特則の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- (1) 入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金の免責事由の一部を次のとおり読み替えます。
- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主たる被保険者または支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。
 - ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 死亡給付金の免責事由の一部を次のとおり読み替えます。
- ① 「被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき」とあるのを「従たる被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき」と読み替えます。
 - ② (2)中、「死亡給付金受取人」とあるのを「主たる被保険者」と読み替えます。
 - ③ (3)中、「責任開始の日」とあるのを「責任開始の日（この特則の適用後に従たる被保険者となった者については従たる被保険者となった日）」と読み替えます。

4. 本則第4条（給付金の支払い）の2. - (1)-①、(2)-①、③から⑩、(3)、(4)および本則第5条（免責事由）の2. の規定は、従たる被保険者の給付金の支払いに準用します。

第3条 特則の保険料の払込免除

本則の規定により、この保険契約の保険料の払込みが免除（本則第9条）されたときは、会社は、同時にこの特則の保険料についても払込みを免除します。

第4条 特則の保険期間および保険料払込期間

1. この特則の保険期間および保険料払込期間の終期は、本則の保険期間および保険料払込期間の終期と同じとします。
2. 本則の規定により、この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、この特則の保険期間についても終身に変更されます。

第5条 特則の保険料の払込み

この特則の保険料は、本則の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特則の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

第6条 特則の失効

本則の規定により、この保険契約が効力を失ったとき（本則第16条）は、この特則も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特則の失効取消

1. 保険契約者は、本則の失効取消の規定により、本則の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特則についても延滞保険料を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特則の延滞保険料が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、本則第17条（保険契約の失効取消）の規定を準用して、この特則の効力が失われなかったものとして取り扱います。

第8条 特則の復活

1. 本則の規定によるこの保険契約の復活（本則第18条）の申込みの際に別段の申出がないときは、この特則についても同時に復活の申込みがあったものとします。
2. 会社は本条の1. の規定によって申し込まれた特則の復活を承諾したときは、本則の復活の規定を準用して、この特則の復活の取扱いをします。

第9条 告知義務

1. 会社は、この特則の復活（特則第8条）の際に、保険契約者および従たる被保険者に対して、従たる被保険者に関する告知を書面で求めることができます。

2. 本条の1. の規定により告知を求められた者は、給付金の支払事由（特則第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

1. 保険契約者または従たる被保険者が、故意または重大な過失によって、特則第9条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、会社は、この特則の適用を将来に向かって解除することができます。
2. 本条の告知義務違反による解除の規定の適用については、本則第22条（告知義務違反による解除）の2. から5. および本則第23条（告知義務違反による解除ができないとき）の規定を準用します。
3. 更新前契約等の普通保険約款の規定によるこの特則の適用、復活または被保険者の型の変更の際に告知義務違反があったときは、本条の1. および2. の規定を準用して、会社は、この特則の適用を解除することができます。

第11条 特則の更新

本則の規定により、この保険契約が更新（本則第27条）されるときは、この特則についても更新されます。

第12条 特則の取消し

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則の適用を取り消すことができます。
2. 本条の1. の特則の適用の取消しが行われたときは、将来に向かって保険料を変更し、取消前の返戻金（特則第14条）から取消後の返戻金を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
3. この特則の適用が取り消されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第13条 特則の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特則は消滅します。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 主たる被保険者の死亡給付金を支払ったとき |
| (2) この保険契約が(1)以外の事由によって消滅したとき |

第14条 特則の返戻金

この特則が、保険期間中に、効力を失ったとき（特則第6条）、または特則第13条（特則の消滅）の(2)の規定により消滅したときは、返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 特則の被保険者の型の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「妻子型」から「妻型」または「子型」へこの特則の被保険者の型を変更することができます。ただし、この保険契約の保険料の払込みが免除（本則第9条）される場合には、保険料の払込免除事由が生じた時以後、本条の変更はできません。
2. 本条の1. の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 将来に向かって、この特則の保険料を変更します。
- (2) 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- (3) 変更により従たる被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から従たる被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- (4) この特則の被保険者の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第16条 他の無配当新総合医療保険契約への加入

この保険契約の従たる被保険者であった妻が、戸籍上の異動により特則第1条（特則の被保険者の型および被保険者の範囲）の1. の条件を満たさなくなったことまたは主たる被保険者が死亡したことによってこの保険契約の従たる被保険者でなくなったときは、この保険契約の従たる被保険者であった妻は、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの保険契約またはこの保険契約と同種の保険契約に加入することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの保険契約の従たる被保険者であったこと
- (2) この保険契約による給付金の支払事由（特則第2条）が生じていないこと
- (3) この保険契約の従たる被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 新たに加える保険契約の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額がこの保険契約の入院給付金日額および入院初期重点給付金日額の6割以下であること

第17条 本則の準用

本則第9条（保険料の払込免除）、第10条（保険料の払込免除の免責事由）、第11条（保険料の払込免除の請求手続）および第49条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特則に別段の定めのないときは、本則の規定を準用します。ただし、本則第6条（給付金の支払請求手続）の2. および3. については、「必要書類（別表3★）」とあるのを「家族特則第17条（本則の準用）の別表に規定する必要書類」と読み替えて準用します。

別表 従たる被保険者の給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金・死亡給付金の支払い	別表3の支払請求に必要な書類のほか、主たる被保険者の戸籍謄本の提出を必要とします。ただし、別表3中、「被保険者」とあるのは「支払事由に該当した従たる被保険者」と読み替えます。
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

★別表3（P.715参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 手術給付倍率表

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～88を指します。なお、次の(1)から(6)などは、手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

(1) 吸引、穿刺などの処置
(2) 神経ブロック
(3) 人間ドックなどの検査
(4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髓生検術は、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
(5) 美容整形上の手術
(6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨親血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨親血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術（歯科治療に伴う歯科手術を除く。）		20
8. 脊椎・骨盤親血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節親血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯親血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 親血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術および血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓親血手術（開腹術を伴うもの。）		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40

手術番号	手術の種類	給付倍率
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10

備考

- ① 開胸術
胸腔鏡下手術を含みます。
- ② 開腹術
腹腔鏡下手術を含みます。
- ③ 悪性新生物根治手術
悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表3 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 入院初期重点給付金の支払い	(1) 入院初期重点給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院初期重点給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院初期重点給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第9条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表6 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

無配当新がん医療保険普通保険約款目次

この保険の特色	720	13 告知義務と解除について	
1 保険契約の型について		第24条 告知義務	734
第1条 保険契約の型	720	第25条 告知義務違反による解除	734
2 保障の開始について		第26条 告知義務違反による解除ができないとき	735
第2条 保険期間開始の時	720	第27条 重大事由による解除	735
第3条 責任開始の時	721	14 契約内容の変更および更新等について	
3 がんの定義および診断確定について		第28条 保険料払込方法の変更	736
第4条 がんの定義および診断確定	721	第29条 保険期間または保険料払込期間の変更	737
4 給付金の支払いについて		第30条 保険契約の更新	737
第5条 給付金の支払い	721	第31条 保険期間が終身の保険契約への変更	738
第6条 死亡給付金の免責事由	726	第32条 がん入院給付金日額の減額	739
5 給付金の支払請求手続について		15 解約等について	
第7条 給付金の支払請求手続	726	第33条 保険契約の解約	740
第8条 給付金の支払時期	727	第34条 返戻金	740
6 がん死亡給付金等の支払方法の選択について		第35条 保険料の未経過分に相当する返還金	740
第9条 がん死亡給付金または死亡給付金の支払方法の選択	728	第36条 給付金の受取人による保険契約の存続	740
7 無事故給付金のすえ置き支払について		16 給付金の受取人および保険契約者について	
第10条 無事故給付金のすえ置き支払	728	第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更	741
8 保険料の払込免除について		第38条 遺言による給付金の受取人の変更	741
第11条 保険料の払込免除	728	第39条 給付金の受取人の死亡	741
第12条 保険料の払込免除の免責事由	729	第40条 保険契約者の権利義務の承継	742
9 保険料の払込免除の請求手続について		第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	742
第13条 保険料の払込免除の請求手続	730	17 契約年齢の計算等について	
10 保険料の払込みにについて		第42条 契約年齢の計算	742
第14条 保険料の払込み	730	第43条 契約年齢の誤りの処理	742
第15条 保険料の払込方法（経路）	731	第44条 性別の誤りの処理	742
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	731	18 その他	
第17条 保険料の前納および予納	732	第45条 社員配当金	742
11 失効、失効取消および復活について		第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	743
第18条 保険契約の失効	732	第47条 保険契約者の住所の変更	743
第19条 保険契約の失効取消	732	第48条 時効	743
第20条 保険契約の復活	733	第49条 管轄裁判所	743
12 取消しと無効について		19 特則について	
第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効	733	第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	743
第22条 詐欺による取消し	734	第51条 特別条件を付ける場合の特則	743
第23条 不法取得目的による無効	734	第52条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	744
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	746		
別表2 新生物の形態の性状コード	746		
別表3 手術給付倍率表	747		
別表4 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	747		
別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	748		
別表6 対象となる不慮の事故	750		
別表7 感染症	750		

無配当新がん医療保険普通保険約款

(実施 2001.10.2 / 改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) がん入院給付金 (2) がん手術給付金 (3) がん退院給付金 (4) がん診断給付金 (5) がん死亡給付金 (6) 死亡給付金（がん死亡給付金が支払われる場合を除きます。） (7) 無事故給付金（保険契約の型がⅡ型の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金 \ 保険契約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
がん入院給付金	○	○
がん手術給付金	○	○
がん退院給付金	○	○
がん診断給付金	○	○
がん死亡給付金	○	○
死亡給付金	○	○
無事故給付金	—	○

(注) ○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第24条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第42条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) がん入院給付金、がん手術給付金、がん退院給付金、がん診断給付金およびがん死亡給付金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第2条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 死亡給付金の支払いおよび保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第2条）

3 がんの定義および診断確定について

第4条 がんの定義および診断確定

1. この保険契約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.746参照）、別表2（P.746参照）

4 給付金の支払いについて

第5条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、給付金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金の種類に限ります。

第3条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「普通死亡給付の責任開始の時」といいます。

第4条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん入院給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき (1) がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 (2) 病院または診療所*3への入院 (3) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (がん入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
がん手術給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*3における手術 (3) 別表3★に定める手術	手術1回につき、 (がん入院給付金日額) × 手術の種類に応じた 給付倍率（10・20・40倍） (別表3★)	
がん退院給付金	被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を20日以上継続した後、保険期間中に生存して退院したとき	1回の入院につき、 (がん入院給付金日額) × 20	
がん診断給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	1回につき、 (がん入院給付金日額) × 50	
がん死亡給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中にがんを直接の原因として死亡したとき	(がん入院給付金日額) × 100	
死亡給付金	被保険者が、普通死亡給付の責任開始の時*5以後保険期間中に死亡したとき。ただし、がん死亡給付金が支払われる場合を除きます。	(がん入院給付金日額) × 10	死亡給付金受取人

第5条 補足説明

* 1 がん給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、がん給付について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 5 普通死亡給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、死亡給付金について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
無事故給付金	被保険者が、次のいずれかの「無事故給付判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「無事故給付判定期間」中にがん入院給付金およびがん診断給付金のいずれもが支払われなかったとき		
	「無事故給付判定期間」 (1) 保険期間*6中の契約成立日*7（第2条）の5年ごとの応当日*8の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*6中の最終の5年ごとと応当日*8から保険期間*6満了の時までの期間*9 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(がん入院給付金日額) × 5	保険契約者

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② がん入院給付金等*10の支払事由が生じ、支払うべきがん入院給付金等*10がある場合で、その支払前に被保険者の死亡によるがん死亡給付金または死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、がん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん入院給付金等*10を死亡給付金受取人に支払います。

(2) がん入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、がん診断給付金の支払いに関しては適用しません。
② 被保険者が、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。

第5条 補足説明

* 6 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 7 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新（第30条）されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されたときは、変更日とします。

* 8 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 9 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時までの期間

保険期間*6が5年未満の場合には、契約成立日*7から保険期間*6満了の時までの期間とします。

* 10 がん入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) がん入院給付金
- (2) がん手術給付金
- (3) がん退院給付金
- (4) がん診断給付金

項 目	内 容
③ 被保険者が、がん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始し入院を継続したとき	その「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
④ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんを診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑤ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、がん入院給付金日額が減額（第32条）されたとき	がん入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対するがん入院給付金の支払金額は、減額後のがん入院給付金日額に基づいて計算します。
⑥ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対するがん入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) がん手術給付金について

項 目	内 容
被保険者が、同時期に2種類以上のがん手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表3★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

(4) がん退院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院およびその入院に対する退院について、保険期間満了後も保険期間中の入院および退院とみなします。
② 被保険者が、がん退院給付金が支払われた退院以後、その退院日を含めて30日未満に入院を開始したとき	その入院に対する退院については、その後の保険期間中にがん退院給付金の支払事由に該当しても、がん退院給付金は支払いません。
③ 被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－②により、がん入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。

(5) がん診断給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同時に複数のがんを診断確定されたとき	がん診断給付金を重複しては支払いません。
② 被保険者が、がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たながん*11と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金は支払いません。

第5条 補足説明

* 11 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たながん*11と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金を支払います。
④ 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*11と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
⑤ 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*11の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*11と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。

(6) がん死亡給付金および死亡給付金について

項 目	内 容
① 死亡給付金を支払った後にがん死亡給付金の支払事由に該当していたことが明らかになったとき	がん死亡給付金から死亡給付金を差し引いた金額をがん死亡給付金として支払います。
② 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
③ がん死亡給付金または死亡給付金を支払う場合で、被保険者が死亡した時の返戻金額が、支払うべきがん死亡給付金または死亡給付金の金額を超えるとき	被保険者が死亡した時の返戻金額をがん死亡給付金または死亡給付金の金額とします。

(7) 無事故給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－②により、がん入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「無事故給付判定期間」の満了時を含んでがん入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「無事故給付判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「無事故給付判定期間」中の入院とみなします。

項 目	内 容
③ 無事故給付金が支払われた後に、その「無事故給付判定期間」中に支払事由が生じたがん入院給付金またはがん診断給付金が支払われるとき	ア. がん入院給付金およびがん診断給付金の合計額から無事故給付金額を差し引いて支払います。 イ. がん入院給付金およびがん診断給付金の合計額が無事故給付金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還すること必要とします。

★別表3（P.747参照）

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 保険期間開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5 給付金の支払請求手続について

第7条 給付金の支払請求手続

1. がん給付または死亡給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知すること必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求すること必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、がん死亡給付金または死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人はがん死亡給付金または死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出すること必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱いいます。

第6条 補足説明

*1 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。

第7条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) がん死亡給付金または死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.747参照）

第8条 給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
- 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第25条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第27条）、詐欺（第22条）または不法取得目的（第23条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第27条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

- 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

第7条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表4（P.747参照）

6 がん死亡給付金等の支払方法の選択について

第9条 がん死亡給付金または死亡給付金の支払方法の選択

がん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、がん死亡給付金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 無事故給付金のすえ置き支払について

第10条 無事故給付金のすえ置き支払

1. 無事故給付金の支払事由（第5条）が生じた日以後、会社は、無事故給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2. すえ置いた無事故給付金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) がん死亡給付金または死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
(2) がん死亡給付金または死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

8 保険料の払込免除について

第11条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第12条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表5★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、普通死亡給付の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表6★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表5★）になったとき

第8条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第9条 補足説明

*1 がん死亡給付金または死亡給付金

がん死亡給付金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第11条 補足説明

*1 普通死亡給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、保険料の払込免除について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 普通死亡給付の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表5★）になったとき ② その障害状態に、普通死亡給付の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表6★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表5★）になったとき
(2) 被保険者が、普通死亡給付の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表5★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第24条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の普通死亡給付の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、普通死亡給付の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表5（P.748参照）、別表6（P.750参照）

第12条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表5★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第11条 補足説明

*2 普通死亡給付の責任開始の時以後の原因

普通死亡給付の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表5★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表5（P.748参照）

9 保険料の払込免除の請求手続について

第13条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.747参照）

10 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1 |
| (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2 |
| (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |
| (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) がん給付または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 無事故給付金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第15条 補足説明***1 会社の派遣した集金人に払い込む方法**

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

***2 所属団体または集団を通じ払い込む方法**

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第16条 補足説明***1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) がん死亡給付金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

11 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第34条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第19条 保険契約の失効取消

1. 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第34条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第19条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第14条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中にがん給付または死亡給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に無事故給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第20条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第24条）および告知義務違反による解除（第25条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第34条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第20条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

12 取消しと無効について

第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第24条）の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時*1前にかん診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれにいても、この保険契約は無効とします。
2. 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががん診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがん診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時*1の前日までにかん診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

第21条 補足説明

- * 1 がん給付の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、がん給付について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第20条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第33条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第25条（告知義務違反による解除）または第27条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第22条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第23条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第24条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第25条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対し

第21条 補足説明

* 2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

て通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第26条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第25条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第24条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内にがん給付もしくは死亡給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. 一(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第27条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第26条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第25条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

14 契約内容の変更および更新等について

第28条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第29条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後のがん入院給付金日額は変更前のがん入院給付金日額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第42条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約のがん入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約のがん入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。

第30条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(5) この保険契約が更新されたとき	① がん給付・死亡給付金の支払い（第5条・第6条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第25条・第26条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第31条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第30条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当新がん医療保険契約に変更することができます。

- | |
|--|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第11条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第42条）が75歳以下であること |
|--|

2. 保険期間が終身の無配当新がん医療保険契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

第31条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当新がん医療保険契約をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとしします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第11条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとしします。
(3) 変更後契約*2のがん入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2のがん入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ がん給付・死亡給付金の支払い（第5条・第6条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第25条・第26条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更前契約にすえ置かれた無事故給付金があるときは、第10条（無事故給付金のすえ置き支払）の2. の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第31条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第32条 がん入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額

は取り扱いません。

2. がん入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第33条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) がん入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

15 解約等について

第33条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第11条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第5条）または免責事由（第6条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第25条）または重大事由（第27条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第32条）または解約（第33条）されたとき

第36条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは

第35条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第36条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) がん給付または死亡給付金の支払事由が生じ、がん給付または死亡給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなる時	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。
(2) 無事故給付金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2.の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を無事故給付金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2.の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1.により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2.の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

16 給付金の受取人および保険契約者について

第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第38条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第37条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1.の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1.および2.による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第39条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

2. 本条の1.の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。がん給付についても同様とします。

17 契約年齢の計算等について

第42条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第43条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第42条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第44条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18 その他

第45条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第42条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第47条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第48条 時効

給付金（第5条）、保険料の払込免除（第11条）または返戻金（第34条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

19 特則について**第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則**

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第28条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、特定高度障害状態についての不担保の特別条件を付けることがあります。この場合、疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第11条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - (2) この保険契約が更新（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

第49条 補足説明***1 給付金の受取人**

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

***2 同一の都道府県内にある支社**

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第51条 補足説明***1 会社の定める基準に適合しない場合**

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

***2 特定高度障害状態**

高度障害状態（別表5★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- ① 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件は適用されません。

(3) この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。

- ① 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*³には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*³には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*²についての不担保の条件は適用されません。

★別表5（P.748参照）、別表7（P.750参照）

第52条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人ががん入院給付金等*¹を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人ががん入院給付金等*¹の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) (1)の規定により会社ががん入院給付金等*¹を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してそのがん入院給付金等*¹の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (6) 第8条（給付金の支払時期）の4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と

第51条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当新がん医療保険契約をいいます。

第52条 補足説明

* 1 がん入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) がん入院給付金
- (2) がん手術給付金
- (3) がん退院給付金
- (4) がん診断給付金

読み替えます。

- (7) 第8条（給付金の支払時期）の5. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (8) 第25条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第25条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表4（P.747参照）

約

款

無配当新がん医療保険

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 手術給付倍率表

がん手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1.～5.を指します。なお、次の(1)から(4)などは、がん手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

(1) 吸引、穿刺などの処置
(2) 神経ブロック
(3) 人間ドックなどの検査
(4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髄生検術は、がん手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）

手術番号	手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術を除く。）		40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
3. 悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
4. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
5. その他の悪性新生物手術		20

備考

悪性新生物根治手術

悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表4 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. がん入院給付金の支払い	(1) がん入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん入院給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん入院給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. がん手術給付金の支払い	(1) がん手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん手術給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん手術給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. がん退院給付金の支払い	(1) がん退院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) がん退院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) がん退院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. がん診断給付金の支払い	(1) がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 病理組織検査報告書 (5) がん診断給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. がん死亡給付金の支払い	(1) がん死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) がん死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) がん死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
6. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
7. 無事故給付金の支払い	(1) 無事故給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 無事故給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 無事故給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
8. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第11条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表6）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 4. および7. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。

- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表 1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当特定状態給付保険普通保険約款目次

この保険の特色	752	13 告知義務と解除について	761
1 保険契約の締結について		第20条 告知義務	761
第1条 保険契約の締結	752	第21条 告知義務違反による解除	761
2 保障の開始について		第22条 告知義務違反による解除ができないとき	762
第2条 責任開始の時	752	第23条 重大事由による解除	762
3 給付金支払期間の指定について		14 契約内容の変更および更新等について	
第3条 給付金支払期間の指定	753	第24条 保険期間の変更	763
4 給付金の支払いについて		第25条 保険契約の更新	763
第4条 給付金の支払い	753	第26条 給付金支払期間の変更	765
第5条 免責事由	754	第27条 基準給付金額の減額	765
5 給付金の支払請求手続について		15 解約等について	
第6条 給付金の支払請求手続	755	第28条 保険契約の解約	765
第7条 給付金の支払時期	755	第29条 保険契約の消滅	766
6 特定状態給付金の支払方法について		第30条 返戻金	766
第8条 特定状態給付金の被指定契約への払込み	756	第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	766
7 無事故給付金のすえ置き支払について		16 保険契約者について	
第9条 無事故給付金のすえ置き支払	756	第32条 保険契約者の権利義務の承継	766
8 保険料の払込免除について		第33条 保険契約者の代表者	766
第10条 保険料の払込免除	757	17 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込免除の免責事由	758	第34条 契約年齢の計算	767
9 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 契約年齢の誤りの処理	767
第12条 保険料の払込免除の請求手続	759	第36条 性別の誤りの処理	767
10 保険料の払込みにについて		18 その他	
第13条 保険料の払込み	759	第37条 社員配当金	767
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	759	第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	767
11 失効、失効取消および復活について		第39条 保険契約者の住所の変更	767
第15条 保険契約の失効	760	第40条 時効	767
第16条 保険契約の失効取消	760	第41条 管轄裁判所	767
第17条 保険契約の復活	760	19 特則について	
12 取消しと無効について		第42条 他の指定契約がある場合の特則	768
第18条 詐欺による取消し	761	第43条 特別条件を付ける場合の特則	768
第19条 不法取得目的による無効	761	第44条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの 保険契約に指定代理請求特約または指定代 理請求特約（2016）が付加されていない 場合の特則	769
別表1 特定状態	771		
別表2 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	774		
別表3 感染症	775		
別表4 対象となる不慮の事故	776		
別表5 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	777		

無配当特定状態給付保険普通保険約款

(実施 2002.10.2 / 改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の特定状態に対する保障
給付金の種類	(1) 特定状態給付金 (2) 無事故給付金
配当タイプ	無配当
備考	利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間中は、毎年、特定状態給付金を不定期払保険料として、利率変動積立型終身保険契約に払い込みます。

1 保険契約の締結について

第1条 保険契約の締結

この保険契約を締結するときは、保険契約者は、次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) この保険契約と保険契約者を同一とする第1保険期間中の利率変動積立型終身保険契約*1を締結していること
- (2) この保険契約に保険契約指定特約を付加し、保険契約指定特約の規定により(1)の利率変動積立型終身保険契約*1を被指定契約として指定すること

第1条 補足説明

*1 利率変動積立型終身保険契約

この保険契約と同時に締結する利率変動積立型終身保険契約を含みます。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日とし、保険契約指定特約の規定により、責任開始の日を含む月の翌月1日を契約成立日とします。契約年齢(第34条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

3 給付金支払期間の指定について

第3条 給付金支払期間の指定

1. 保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、給付金支払期間について、その終期を選択する方法により指定することを必要とします。
2. 特定状態給付金の支払事由（第4条）に該当した後の被保険者の年齢は、第34条（契約年齢の計算）の2.の規定にかかわらず、第2回以後の給付金支払日*1ごとに1歳加えて計算し、この年齢に基づき、本条の1.により指定した給付金支払期間の終期を再計算します。

4 給付金の支払いについて

第4条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
特定状態給付金	(1) 第1回特定状態給付金 責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により特定状態（別表1★）に該当したこと ② ①の特定状態（別表1★）がその該当した日からその日を含めて180日継続し、回復の見込みがないこと (2) 第2回以後の特定状態給付金 第1回特定状態給付金の支払後、次のいずれかの時に被保険者が生存していたとき ① 給付金支払期間中の給付金支払日*3の前日の満了時 ② 給付金支払期間の満了時	(1) 第1回特定状態給付金 基準給付金額×12 (2) 第2回以後の特定状態給付金 第1回特定状態給付金額と同額	保険契約者
無事故給付金	被保険者が保険期間満了の時に生存し、かつ、保険期間満了の時までに特定状態給付金の支払事由が生じなかったとき	基準給付金額	

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。
(1) 全般について

項 目	内 容
第1回特定状態給付金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。

第3条 補足説明

*1 給付金支払日

給付金支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回特定状態給付金の支払日	第1回特定状態給付金の支払事由が生じた日を含む月の翌月1日
(2) 第2回以後の特定状態給付金の支払日	(1)に規定する第1回特定状態給付金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

第4条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*3 給付金支払日

給付金支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回特定状態給付金の支払日	第1回特定状態給付金の支払事由が生じた日を含む月の翌月1日
(2) 第2回以後の特定状態給付金の支払日	(1)に規定する第1回特定状態給付金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

(2) 特定状態給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特定状態給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に特定状態（別表1★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に第1回特定状態給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したこと イ. その状態の回復の見込みがないこと
③ 第1回特定状態給付金を支払ったとき	その後に第1回特定状態給付金の支払請求を受けても、これによる特定状態給付金は支払いません。

(3) 無事故給付金について

項 目	内 容
無事故給付金が支払われた後に、その保険期間中に支払事由が生じた特定状態給付金が支払われるとき	第1回特定状態給付金額から無事故給付金額を差し引いて支払います。

★別表1（P.771参照）

第5条 免責事由

1. 支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定状態給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特定状態給付金を支払わない場合）
特定状態給付金	被保険者が、次のいずれかによって特定状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

第4条 補足説明

* 4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活または給付金支払期間の延長（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または給付金支払期間の延長の際とします（給付金支払期間の延長が行われたときは延長分とします）。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特定状態給付金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を特定状態（別表1★）に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を特定状態（別表1★）に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって第1回特定状態給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定状態給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して特定状態給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意または重大な過失により被保険者を特定状態（別表1★）に該当させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が特定状態（別表1★）に該当した時に消滅します。

★別表1（P.771参照）

5 給付金の支払請求手続について

第6条 給付金の支払請求手続

1. 特定状態給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表5（P.777参照）

第7条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者または被保険者が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表5（P.777参照）

6 特定状態給付金の支払方法について

第8条 特定状態給付金の被指定契約への払込み

第7条（給付金の支払時期）の1. の規定にかかわらず、被指定契約*1の第1保険期間中は、特定状態給付金を不定期払保険料として被指定契約*1に払い込みます。

7 無事故給付金のすえ置き支払について

第9条 無事故給付金のすえ置き支払

- 無事故給付金の支払事由（第4条）が生じた日以後、会社は、無事故給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
- すえ置いた無事故給付金は、次のとおり支払います。

項目	内容
(1) この保険契約の被保険者が被指定契約*1の被保険者と同一の場合で、被保険者が死亡したとき	被指定契約*1の死亡保険金受取人に支払います。

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約をいいます。

第9条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約をいいます。

項 目	内 容
(2) (1)以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

8 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第13条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表2★）になったとき
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表2★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表2★）になったとき

第10条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

約

款

無
配
当
特
定
状
態
給
付
保
険

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表2★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第10条 補足説明

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活または給付金支払期間の延長（第26条）が行われたときは、最終の復活または給付金支払期間の延長の際とします（給付金支払期間の延長が行われたときは延長分とします）。

★別表2（P.774参照）、別表4（P.776参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表2 (P.774参照)

9 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5 (P.777参照)

10 保険料の払込みについて

第13条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は月払のみとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

払込期月	猶予期間
契約成立日（第2条）の応当日（月単位）*1を含む 月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回、保険契約指定特約の規定により、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第13条）の契約成立日（第2条）の応当日（月単位）*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日（月単位）*1以後猶予期間満了日（第13条）までに、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回特定状態給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（月単位）

保険期間中の毎月の契約成立日に対応する日をいいます。

第14条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（月単位）

保険期間中の毎月の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 無事故給付金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

11 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に特定状態給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	第1回特定状態給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に無事故給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内で、かつ、第1条（保険契約の締結）の規定を満たす場合であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求し

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第13条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第13条）の翌日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第13条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

たときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込み、復活（第17条）の申込みまたは給付金支払期間の延長（第26条）の申込みを承諾したときは、この保険契約*1を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結もしくは復活（第17条）したときまたは給付金支払期間を延長（第26条）したときは、この保険契約は無効*1とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結、復活（第17条）または給付金支払期間の延長（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結、復活（第17条）または給付金支払期間の延長（第26条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第18条 補足説明

* 1 この保険契約

給付金支払期間の延長が行われたときは、延長部分とします。

第19条 補足説明

* 1 無効

給付金支払期間の延長が行われたときは、延長部分の無効とします。

第21条 補足説明

* 1 解除

給付金支払期間の延長が行われたときは、延長部分の解除とします。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除*1の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除*1するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除*1することはできません。

- (1) この保険契約の締結、復活（第17条）または給付金支払期間の延長（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除*1の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*2が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*2が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除*1の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除*1しなかったとき
- (5) 責任開始の日*3からその日を含めて2年以内に特定状態給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. - (2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*2の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

*1 解除

給付金支払期間の延長が行われたときは、延長部分の解除とします。

*2 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*3 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活または給付金支払期間の延長の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または給付金支払期間の延長の日とします。

第23条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約内容の変更および更新等について**第24条 保険期間の変更**

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の基準給付金額は変更前の基準給付金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第25条 補足説明*** 1 保険期間満了日の翌日**

本条において「更新日」といいます。

(1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(2) 更新日*1における被保険者の年齢（第34条）が会社の定める年齢の範囲内であること
(3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
(4) 契約成立日（第2条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること
(5) 更新後契約の保険期間満了日がこの保険契約の給付金支払期間満了日以前であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第13条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の基準給付金額	更新前契約の保険期間満了日の基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の基準給付金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)から(5)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後契約の給付金支払期間の終期	更新前契約の給付金支払期間の終期と同一とします。
(6) この保険契約が更新されたとき	① 特定状態給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第35条・第36条）に準じて取り扱います。

項 目	内 容
(8) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 給付金支払期間の変更

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の取扱いの範囲内で、給付金支払期間の延長を申し込むことができます。

- (1) 第1回特定状態給付金の支払事由（第4条）が生じていないこと
(2) 保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと
(3) 責任開始の日*1からその日を含めて2年以上経過していること

2. 本条の1. の場合、会社が給付金支払期間の延長の申込みを承諾したときは、その延長部分の特定状態給付金について、会社は、次のいずれか遅い時から責任を開始します。

- (1) 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時
(2) 会社の定める方法により計算した金額を受け取った時

3. 本条の2. に規定する責任開始の時を含む日を給付金支払期間の延長の日とします。

4. 給付金支払期間が延長されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 延長部分について、第4条（給付金の支払い）および第10条（保険料の払込免除）の責任開始の時はその延長の時とします。
(2) 将来払い込むべき保険料を変更します。

5. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、給付金支払期間の短縮を申し込むことができます。
6. 給付金支払期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 基準給付金額の減額

1. 保険契約者は、第1回特定状態給付金の支払事由（第4条）が生じる前に限り、将来に向かって基準給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の基準給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 基準給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
(2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3) 基準給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

15 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回特定状態給付金の支払事由（第4条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. 本条の1. の場合、会社は、被保険者の生存を確認できる書類の提出を求めるこ

第26条 補足説明

*1 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日、給付金支払期間の延長が行われたときは最終の給付金支払期間の延長の日とします。

とができます。

3. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第29条 保険契約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) (1)以外により被指定契約*1が消滅したとき
- (3) この保険契約の保険契約者が被指定契約*1の保険契約者と異なる者となったとき
- (4) 被指定契約*1の第2保険期間が開始するとき。ただし、特定状態給付金の支払いを開始している場合を除きます。
- (5) 保険契約者から保険契約指定特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき

2. 本条の1. -(2)から(5)の規定によってこの保険契約が消滅した場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。ただし、特定状態給付金の支払いを開始している場合を除きます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第30条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が消滅*1したときまたは保険料の払込みが免除（第10条）されたときは、保険料の未経過分に相当する返還金はありません。

16 保険契約者について

第32条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1条（保険契約の締結）の規定を満たす場合に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険契約者の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

第29条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約をいいます。

第31条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

17 契約年齢の計算等について

第34条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第35条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第34条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第36条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18 その他

第37条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第39条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第40条 時効

給付金（第4条）、保険料の払込免除（第10条）または返戻金（第30条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第41条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地

第34条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第41条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

約

款

無配当特定状態給付保険

を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

19 特則について

第42条 他の指定契約がある場合の特則

1. この保険契約と被指定契約*1を同一とする他の指定契約*2があり、他の指定契約*2が更新または変更され、他の指定契約*2の保険料額が増額となる場合で、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の取扱いの範囲内で、基準給付金額の増額の申込みをすることができます。

- (1) 第1回特定状態給付金の支払事由（第4条）が生じていないこと
 - (2) この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと

2. 本条の1.の場合で、この保険契約が告知義務違反により解除（第21条）され、取り消されまたは無効とされたときは、増額部分についても解除され、取り消されまたは無効とされたものとして取り扱います。
3. 会社は、増額部分について、会社の定める方法により計算した金額を受け取った時*3からこの保険契約上の責任を開始します。
4. 基準給付金額が増額されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 将来払い込むべき保険料を増額します。
 - (2) 基準給付金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第43条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 特定状態給付金の削減支払

契約成立日（第2条）から会社の定める削減期間中に被保険者が第1回特定状態給付金の支払事由（第4条）に該当し、第1回特定状態給付金を支払うべきときは、第1回特定状態給付金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特定状態給付金額として支払います。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、特定状態給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表3★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

第42条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約をいいます。

*2 この保険契約と被指定契約を同一とする他の指定契約

この保険契約は含みません。本条において「他の指定契約」といいます。

*3 会社の定める方法により計算した金額を受け取った時

他の指定契約の更新前に受け取った場合には更新日、変更前に受け取った場合には変更日とします。

第43条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表2★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- (2) 保険期間または給付金支払期間の延長（第24条・第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間または給付金支払期間の延長の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険期間の変更）の1. または第26条（給付金支払期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または給付金支払期間の延長は取り扱いません。
② 特定状態給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（保険期間の変更）の1. または第26条（給付金支払期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または給付金支払期間の延長は取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、保険期間または給付金支払期間の延長を取り扱います。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	保険期間または給付金支払期間の延長を取り扱います。

- (3) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 特定状態給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定状態給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

★別表2（P.774参照）、別表3（P.775参照）

第44条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特定状態給付金の受取人が被保険者の場合、かつ、被指定契約*¹の被保険者と同一の場合で、特定状態給付金の受取人が特定状態給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特定状態給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① 被指定契約*¹（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被指定契約*¹の死亡保険金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する被指定契約*¹の死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その被指定契約*¹の死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。

第44条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約をいいます。

- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が特定状態給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表 5 ★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|----------------------------------|
| ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② (1)に定める代理人の印鑑証明書 |
| ③ (1)に定める代理人の住民票 |
| ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し |

- (4) (1)の規定により会社が特定状態給付金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特定状態給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第 7 条（給付金の支払時期）の 4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人または第 44 条（契約成立日が平成 20 年 4 月 1 日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（給付金の受取人等が 2 人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第 7 条（給付金の支払時期）の 5. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または第 44 条（契約成立日が平成 20 年 4 月 1 日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表 5（P.777 参照）

別表1 特定状態

特定状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
- (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること

表1

項 目	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
歩行 (歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。	

表2

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 ② 洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと）をすべて介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ② 洗身の際に、介護者が石鹸等をつけて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ① おむつ等を使用している。 ② 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわるすべての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ② 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を自分では全くできない。 ② 洗顔を自分では全くできない。 ③ 整髪を自分では全くできない。 ④ つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ② 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③ 整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④ つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
4. 衣類着脱	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ② 上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④ 靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④ 靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表 3

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。
(4) 作り話を周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
(14) 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
(15) 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

注

1. 機能障害

傷害、疾病その他の事由（注2.に規定する「器質性認知症」を除きます。）により、身体機能が一部または全般にわたり低下し、かつ日常生活に支障が生じることをいいます。

2. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって画像所見を含めて診断確定された場合をいいます。（画像所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害

：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

イ. 場所の見当識障害

：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

ウ. 人物の見当識障害

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表2 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こつ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

約

款

無配当特定状態給付保険

別

表

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 特定状態給付金の支払い	第1回特定状態給付金の場合 (1) 特定状態給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特定状態給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特定状態給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の特定状態給付金の場合 (1) 特定状態給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 特定状態給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 特定状態給付金の受取人の印鑑証明書
2. 無事故給付金の支払い	(1) 無事故給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 無事故給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 無事故給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表4）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

約

款

無配当特定状態給付保険

別

表

無配当介護保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	779	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	790
第1条 責任開始の時	779	第24条 保険期間または保険料払込期間の変更	791
2 保険金等の支払いについて		第25条 保険契約の更新	791
第2条 保険金・給付金の支払い	779	第26条 介護保険金額の減額	792
第3条 免責事由	781	12 解約等について	
3 保険金等の支払請求手続について		第27条 保険契約の解約	792
第4条 保険金・給付金の支払請求手続	782	第28条 返戻金	793
第5条 保険金・給付金の支払時期	782	第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	793
4 保険金等の支払方法の選択について		第30条 保険金または給付金の受取人による保険契約の存続	793
第6条 介護保険金または死亡給付金の支払方法の選択	783	13 保険金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第31条 会社への通知による保険金または給付金の受取人の変更	793
第7条 保険料の払込免除	783	第32条 遺言による保険金または給付金の受取人の変更	794
第8条 保険料の払込免除の免責事由	784	第33条 保険金または給付金の受取人の死亡	794
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険契約者の権利義務の承継	794
第9条 保険料の払込免除の請求手続	785	第35条 保険契約者の代表者および保険金または給付金の受取人の代表者	794
7 保険料の払込みにについて		14 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料の払込み	785	第36条 契約年齢の計算	794
第11条 保険料の払込方法（経路）	786	第37条 契約年齢の誤りの処理	794
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	786	第38条 性別の誤りの処理	795
第13条 保険料の前納および予納	787	15 その他	
8 失効、失効取消および復活復活について		第39条 社員配当金	795
第14条 保険契約の失効	787	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	795
第15条 保険契約の失効取消	787	第41条 保険契約者の住所の変更	795
第16条 保険契約の復活	788	第42条 時効	795
9 取消しと無効について		第43条 管轄裁判所	795
第17条 詐欺による取消し	788	16 特則について	
第18条 不法取得目的による無効	788	第44条 特別条件を付ける場合の特則	795
10 告知義務と解除について		第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	797
第19条 告知義務	788		
第20条 告知義務違反による解除	789		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	789		
第22条 重大事由による解除	789		
別表 1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	798		
別表 2 要介護状態	799		
別表 3 対象となる不慮の事故	800		
別表 4 保険金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	801		
別表 5 感染症	801		

無配当介護保障保険普通保険約款

(実施 2003.4.2 / 改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の要介護状態に対する保障
保険金等の種類	(1) 介護保険金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 保険金等の支払いについて

第2条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

約

款

無配当介護保障保険

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	介護保険金額	介護保険金受取人
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	介護保険金額の10%	死亡給付金受取人

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 介護保険金について

項 目	内 容
① 介護保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 被保険者が、保険期間中に要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。
④ 介護保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
⑤ 死亡給付金を支払ったとき	その後に介護保険金の支払請求を受けても、介護保険金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に介護保険金の支払請求を受け、介護保険金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、介護保険金については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 死亡給付金を支払う場合で、被保険者が死亡した時の返戻金額が、支払うべき死亡給付金の金額を超えるとき	被保険者が死亡した時の返戻金額を死亡給付金の金額とします。

★別表2（P.799参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）
介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 介護保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護状態（別表2★）に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護状態（別表2★）に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護保険金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護保険金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表2（P.799参照）

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

約

款

無配当介護保障保険

3 保険金等の支払請求手続について

第4条 保険金・給付金の支払請求手続

1. 保険金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.801参照）

第5条 保険金・給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金または給付金を支払います。
2. 会社は、保険金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から、保険金または給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金または給付金の受取人（保険金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表4（P.801参照）

4 保険金等の支払方法の選択について

第6条 介護保険金または死亡給付金の支払方法の選択

介護保険金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、介護保険金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

第5条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 介護保険金または死亡給付金

介護保険金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表3★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表3★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.798参照）、別表3（P.800参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.798参照）

６ 保険料の払込免除の請求手続について

第９条 保険料の払込免除の請求手続

- １．保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- ２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表４★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
- ３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第５条（保険金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表４（P.801参照）

７ 保険料の払込みについて

第１０条 保険料の払込み

- １．保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第1条)の応当日*1(年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1(月単位)までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1(半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1(月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（介護保険金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 保険金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 介護保険金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

約
款

無
配
当
介
護
保
障
保
険

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第28条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第16条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 保険金または給付金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的 |

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

- この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

- 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かっ

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

て解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

11 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の介護保険金額は変更前の介護保険金額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の介護保険金額	更新前契約の保険期間満了日の介護保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の介護保険金額を変更して更新することができます。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなる時は、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 介護保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって介護保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の介護保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いませ
2. 介護保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 介護保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第27条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することが

できます。

- この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第28条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- 保険金もしくは給付金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 保険金または給付金の受取人による保険契約の存続

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす保険金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- 保険契約者と異なる者であること

- 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または給付金の受取人に支払います。

13 保険金等の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による保険金または給付金の受取人の変更

- 保険契約者は、保険金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
- 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から保険金または給付金の請求

第29条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第32条 遺言による保険金または給付金の受取人の変更

1. 第31条（会社への通知による保険金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の保険金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 保険金または給付金の受取人の死亡

1. 保険金または給付金の受取人が保険金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および本条の2. により保険金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者へ通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および保険金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護保険金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）

第36条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 その他

第39条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第42条 時効

保険金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）または返戻金（第28条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第43条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護保険金受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

16 特則について

第44条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*¹には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み

第43条 補足説明

- * 1 介護保険金受取人
介護保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
- * 2 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第44条 補足説明

- * 1 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 介護保険金または死亡給付金の削減支払

契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が介護保険金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当し、介護保険金または死亡給付金を支払うべきときは、介護保険金または死亡給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、介護保険金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表5★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第14条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) 保険期間または保険料払込期間の延長（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間または保険料払込期間の延長の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。
② 介護保険金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。

(3) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 介護保険金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた介護保険金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。

第44条 補足説明

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表1★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

★別表1 (P.798参照)、別表5 (P.801参照)

第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 介護保険金受取人が被保険者の場合で、介護保険金受取人が介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡給付金受取人が介護保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。
- (2) (1)の場合、(1)に該当する死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その死亡給付金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 ② (1)に定める代理人の印鑑証明書 ③ (1)に定める代理人の住民票 ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し |
|--|

- (4) (1)の規定により会社が介護保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表4 (P.801参照)

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア．に該当し、かつ、下表のイ．～オ．のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア． ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- イ． 衣服の着脱が自分ではできない。
- ウ． 入浴が自分ではできない。
- エ． 食物の摂取が自分ではできない。
- オ． 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- ① 「器質性認知症」
- 「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、

せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ア. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- イ. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ウ. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表4 保険金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護保険金の支払い	(1) 介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当生活習慣病保険普通保険約款目次

この保険の特色	803	12 契約内容の変更および更新等について	822
1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型		第27条 保険料払込方法の変更	822
第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型	803	第28条 保険期間または保険料払込期間の変更	822
2 保障の開始について		第29条 保険契約の更新	822
第2条 保険期間開始の時	803	第30条 保険期間が終身の保険契約への変更	823
第3条 責任開始の時	804	第31条 生活習慣病入院給付金日額の減額	825
3 給付金の支払いについて		13 解約等について	825
第4条 給付金の支払い	804	第32条 保険契約の解約	825
第5条 死亡給付金の免責事由	811	第33条 返戻金	825
4 給付金の支払請求手続について		第34条 保険料の未経過分に相当する返還金	825
第6条 給付金の支払請求手続	811	第35条 給付金の受取人による保険契約の存続	826
第7条 給付金の支払時期	812	14 給付金の受取人および保険契約者について	
5 死亡給付金の支払方法の選択について		第36条 会社への通知による給付金の受取人の変更	826
第8条 死亡給付金の支払方法の選択	813	第37条 遺言による給付金の受取人の変更	826
6 保険料の払込免除について		第38条 給付金の受取人の死亡	826
第9条 保険料の払込免除	813	第39条 保険契約者の権利義務の承継	827
第10条 保険料の払込免除の免責事由	814	第40条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	827
7 保険料の払込免除の請求手続について		15 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込免除の請求手続	815	第41条 契約年齢の計算	827
8 保険料の払込みにについて		第42条 契約年齢の誤りの処理	827
第12条 保険料の払込み	815	第43条 性別の誤りの処理	827
第13条 保険料の払込方法（経路）	816	16 その他	
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	816	第44条 社員配当金	827
第15条 保険料の前納および予納	816	第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	827
9 失効、失効取消および復活について		第46条 保険契約者の住所の変更	828
第16条 保険契約の失効	817	第47条 時効	828
第17条 保険契約の失効取消	817	第48条 管轄裁判所	828
第18条 保険契約の復活	818	17 特則について	
10 取消しと無効について		第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	828
第19条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定による無効	818	第50条 特別条件を付ける場合の特則	828
第20条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定の場合の特別取扱い	818	第51条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	830
第21条 詐欺による取消し	819		
第22条 不法取得目的による無効	820		
11 告知義務と解除について			
第23条 告知義務	820		
第24条 告知義務違反による解除	820		
第25条 告知義務違反による解除ができないとき	820		
第26条 重大事由による解除	821		
別表 1	1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	832	
	2. がんの定義	832	
	3. がんの診断確定	832	
	4. 新生物の形態の性状コード	832	
別表 2	生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」	833	
別表 3	1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」	833	
	2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義	834	
別表 4	1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術	834	
	2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術	834	
	3. 視力の測定	834	
	4. 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術	834	
別表 5	同一種類の臓器	835	
別表 6	給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	835	
別表 7	対象となる高度障害状態および身体障害の状態	836	
別表 8	対象となる不慮の事故	838	
別表 9	感染症	838	

無配当生活習慣病保険普通保険約款

(実施 2004.4.2 / 改正 2024.4.1)

約
款

無配当生活習慣病保険

この保険の特色

目的・内容	7つの生活習慣病による所定の入院や7大疾病による所定の状態・手術に対する保障
給付金の種類	(1) 生活習慣病入院給付金 (2) 7大疾病給付金 (3) 死亡給付金
配当タイプ	無配当

1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型

第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型

1. 生活習慣病入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

2. 本条の1. により選択された生活習慣病入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第23条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第41条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 次の給付（以下「がん給付」といいます。） ① 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② がんを直接の原因とする7大疾病給付金	保険期間開始の日（第2条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 次の給付（以下「がん給付以外の給付」といいます。） ① 別表2★に定めるがん以外の生活習慣病（以下「がん以外の生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② 別表3★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病給付金 ③ 死亡給付金 ④ 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第2条）

★別表1（P.832参照）、別表2（P.833参照）、別表3（P.833参照）

3 給付金の支払いについて

第4条 給付金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付」の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (生活習慣病入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人

第3条 補足説明

*1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。

*2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

第4条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 入院
医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*3 病院または診療所
次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

*4 入院日数が1日
入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
生活習慣病入院給付金	(2) がん以外の生活習慣病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後に発病した「がん以外の生活習慣病」の治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (生活習慣病入院給付金日額) × (入院日数)	
7大疾病給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき (2) 急性心筋梗塞または拡張型心筋症 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表3★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき	1回につき、 (生活習慣病入院給付金日額) × 200	入院給付金受取人

第4条 補足説明

* 5 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 6 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

約

款

無配当生活習慣病保険

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大 疾 病 給 付 金	(3) 脳卒中または脳動脈瘤 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表 3 ★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日、他覚的な神経学的後遺症*⁷が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表 4 ★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表 3 ★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表 4 ★）を受けたとき		
	(4) 慢性腎不全 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、慢性腎不全（別表 3 ★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により永続的な人工透析療法*⁸を開始したとき ② その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき	1 回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 200	入院給付金受取人
	(5) 肝硬変 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、肝硬変（別表 3 ★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた食道静脈瘤（別表 3 ★）（以下「食道静脈瘤」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤の治療を直接の目的として手術（別表 4 ★）を受けたとき ② その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき		

第 4 条 補足説明

* 7 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 8 人工透析療法

血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大疾病給付金	(6) 糖尿病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、糖尿病（別表 3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により糖尿病性網膜症（別表 3★）（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表 4★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表 4★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて 0.08 以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表 4★）を初めて受けたものとみなします。） ② その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（別表 3★）（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、1 手の 1 手指以上または 1 足の 1 足指以上について切断術（別表 4★）を受けたとき	1 回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 200	入院給付金受取人
死亡給付金	(7) 高血圧性疾患 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表 3★）を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤（別表 3★）もしくは解離性大動脈瘤（別表 3★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表 4★）を受けたとき 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に死亡したとき	（生活習慣病入院給付金日額） × 100	死亡給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

項 目	内 容
② 生活習慣病入院給付金 または 7 大疾病給付金 の支払事由が生じ、支 払うべき生活習慣病入 院給付金または 7 大疾 病給付金がある場合で、 その支払前に被保険者 の死亡による死亡給付 金の支払請求があった とき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金 が支払われるときは、支払うべき生活習慣病入院給 付金または 7 大疾病給付金を死亡給付金受取人に支 払います。

(2) 生活習慣病入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、「がん給付 以外の給付」の責任開 始の時* ⁵ 前に生じた「が ん以外の生活習慣病」 を原因とする入院をし たとき	次のいずれかの場合には、「がん給付以外の給付」 の責任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣病」 によるものとみなします。 ア. 「がん給付以外の給付」の責任開始の日* ⁹ から その日を含めて 2 年を経過した後に入院を開始 した場合 イ. この保険契約の締結の際* ¹⁰ に、会社が、告知(第 23 条)等により知っていたその原因に関する 事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の 一部が告知されなかったこと等により、その原 因に関する事実を会社が正確に知ることができ なかった場合には、「がん給付以外の給付」の 責任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣 病」によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の「がん給付 以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 前に、被保険 者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健 康診断等において異常の指摘を受けたことがな い場合。ただし、その原因による症状について 保険契約者または被保険者が認識または自覚し ていた場合には、「がん給付以外の給付」の責 任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣病」 によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間 中に生活習慣病入院給 付金の支払事由に定め る入院を開始した場合 で、その入院が保険期 間満了日を含んで継続 したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険 期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、7 大疾病給付金の支払いに関し ては適用しません。
③ 被保険者が、同一の生 活習慣病* ¹¹ を直接の原 因として、生活習慣病 入院給付金の支払事由 に該当する入院を 2 回 以上したとき	「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」 の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」 の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱いま す。 ア. 180 日以下 「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入 院」と「次の入院」を 1 回の入院とみなします。 イ. 181 日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

第 4 条 補足説明

* 9 「がん給付以外の給付」の
責任開始の日

第 3 条（責任開始の時）に規定
する「がん給付以外の給付」に
ついての責任開始の時を含む日
をいいます。なお、この保険契
約の復活が行われたときは、最
終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われた
ときは、最終の復活の際としま
す。

* 11 同一の生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の
生活習慣病*¹²をいいます。「糖
尿病と糖尿病性網膜症」または
「狭心症と心筋梗塞」など病名
や部位が異なる場合であって
も、医学上密接な関係があると
きは、同一の生活習慣病*¹²と
して取り扱います。

項 目	内 容
④ 被保険者が、同一の生活習慣病*11を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 生活習慣病入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した生活習慣病入院給付金の支払限度の型（第1条）に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 被保険者が、異なる生活習慣病*12を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1.の規定を適用します。
⑦ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる生活習慣病*12を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった生活習慣病*12により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる生活習慣病*12を併発したとき	
⑨ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんを診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑩ 生活習慣病*12以外の事由を直接の原因とする入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって生活習慣病*12の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑪ 継続した入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その生活習慣病*12の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑫ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、生活習慣病入院給付金日額が減額（第31条）されたとき	生活習慣病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金の支払金額は、減額後の生活習慣病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑬ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

第4条 補足説明

* 12 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

(3) 7大疾病給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中を発病した場合で、7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中による7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に7大疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第29条）されたときまたは保険期間が終身の保険契約に変更（第30条）されたときは、更新後契約または変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。
② 被保険者が、同時に7大疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病給付金を重複しては支払いません。
③ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*13の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 7大疾病給付金の支払事由中、拡張型心筋症、人工透析療法*8の開始または糖尿病性網膜症による7大疾病給付金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*13の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。

第4条 補足説明

* 13 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

項 目	内 容
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	この保険契約の締結の際に会社の承諾した範囲内で7大疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反（第24条）があったときは、この限りではありません。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.832参照）、別表3（P.833参照）、別表4（P.834参照）

第5条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第4条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡給付金受取人の故意
	(3) 保険期間開始の日* ¹ からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金の支払請求手続について

第6条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*¹として死亡退職金等*¹の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次

第5条 補足説明

* 1 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.835参照）

第7条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第24条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第26条）、詐欺（第21条）または不法取得目的（第22条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第26条（重大事由による解除）の1.－(4)－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第6条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表6（P.835参照）

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

第7条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

*1 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(1) 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき
(2) 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表7（P.836参照）、別表8（P.838参照）

第9条 補足説明

*2 「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後の原因

「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表7（P.836参照）

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6（P.835参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のと

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

おり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|--------------------------------|
| (1) 死亡給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第33条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第33条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第23条）および告知義務違反による解除（第24条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第33条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 取消しと無効について

第19条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第23条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前になんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががん診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがん診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがん診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第18条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第32条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第24条（告知義務違反による解除）または第26条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第20条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第19条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

第18条 補足説明

*1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第19条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

- (1) 被保険者が、保険契約締結の際の告知（第23条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていたとき
- (2) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- (1) 第4条（給付金の支払い）に規定する生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されたことのないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。
- (2) 第4条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。
- (3) 第4条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表5★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの保険契約について、次のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（給付金の支払い）の2. -(2)-⑦および⑧の内容を次のとおり読み替えます。

内 容
ア. 入院開始の直接の原因となった生活習慣病*3により継続して入院したものとみなします。
イ. ア. にかかわらず、次のすべてに該当するときは、異なる生活習慣病の併発日に異なる生活習慣病を直接の原因として入院を開始したものとします。
（ア） その入院開始の直接の原因となった生活習慣病ががんの場合
（イ） 併発した異なる生活習慣病が「がん以外の生活習慣病」の場合
（ウ） 第20条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い）に規定する特別取扱いの適用により、（ア）のがんを直接の原因とする生活習慣病入院給付金が支払われない場合

- (2) この保険契約が更新（第29条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の2. -(2)の特別取扱い	① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了しているとき 更新後契約または変更後契約*4には本条の2. -(2)の特別取扱いは適用されません。 ② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了していないとき 更新後契約または変更後契約*4に残余のがん不担保期間*2が引き継がれ、本条の2. -(2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. -(3)の特別取扱い	更新後契約または変更後契約*4には本条の2. -(3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この保険契約の復活（第18条）の場合に準用します。

★別表5（P.835参照）

第21条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 がん不担保期間

保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

*3 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

*4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険契約をいいます。

第22条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第23条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第24条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第25条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第24条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第26条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第26条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 給付金*²の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第24条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第27条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第28条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の生活習慣病入院給付金日額は変更前の生活習慣病入院給付金日額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*¹に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*¹における被保険者の年齢（第41条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日* ¹ の保険料率が適用されます。 ② 更新日* ¹ の被保険者の年齢によって定めます。

第26条 補足説明

* 2 給付金

本条の1.－(4)のみに該当した場合で、本条の1.－(4)－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第29条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の生活習慣病入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第42条・第43条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

第30条 保険期間が終身の保険契約への変更

- 第29条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病保険契約に変更することができます。

第30条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第9条）されていないこと
- (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第41条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の無配当生活習慣病保険契約への変更について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第12条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第12条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第4条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第9条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の生活習慣病入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の生活習慣病入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第42条・第43条）に準じて取り扱います。

第30条 補足説明

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第31条 生活習慣病入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第32条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 生活習慣病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

13 解約等について

第32条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. 本条の1. の場合、会社は、被保険者の生存を確認できる書類の提出を求めることができます。
3. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第33条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第4条）または免責事由（第5条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第24条）または重大事由（第26条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第31条）または解約（第32条）されたとき

第34条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第35条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のおいて次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第4条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

14 給付金の受取人および保険契約者について

第36条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第37条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第36条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第38条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第39条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第40条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について**第41条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第42条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第41条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第43条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

16 その他**第44条 社員配当金**

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第46条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第47条 時効

給付金（第4条）、保険料の払込免除（第9条）または返戻金（第33条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第48条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について

第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第15条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第27条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第50条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 給付金の削減支払
 - ① 契約成立日（第2条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第4条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - ア. 生活習慣病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について生活習慣病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - イ. 7大疾病給付金を支払うべきときは、7大疾病給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ウ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表9★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

第48条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第50条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

第50条 補足説明

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第9条）しません。ただし、感染症（別表9★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第16条）は、第18条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) 保険期間または保険料払込期間の延長（第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間または保険料払込期間の延長の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（保険期間または保険料払込期間の変更）の1. の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	保険期間または保険料払込期間の延長を取り扱います。

(3) この保険契約の更新（第29条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第29条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は第29条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(4) 保険期間が終身の保険契約への変更（第30条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第30条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第30条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

第50条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険契約をいいます。

★別表7（P.836参照）、別表9（P.838参照）

第51条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表6★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、またはは次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) (1)の規定により会社が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- (6) 第7条（給付金の支払時期）の4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と読み替えます。
- (7) 第7条（給付金の支払時期）の5. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (8) 第24条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第24条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表6（P.835参照）

別表1

1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 心・血管疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05- I 09
	虚血性心疾患	I 20- I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26- I 28
	その他の型の心疾患	I 30- I 52
	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）のうち、 心（臓）切開後症候群	I 97.0
	心臓手術に続発するその他の機能障害	I 97.1
(2) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60- I 69
(3) 腎疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎不全	N17-N19
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎	B15-B19
	肝疾患	K70-K77
	食道静脈瘤	I 85
	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5) 糖尿病	糖尿病	E10-E14
(6) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤および解離	I 71

別表3

1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（ I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	拡張型心筋症	心筋症（ I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2)	脳卒中	脳血管疾患（ I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（ I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性	I 67.0 I 67.1
(3)	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（ I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全	I 12.0 N18
(4)	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変	K70.3
		肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変	K74.3
		続発性胆汁性肝硬変	K74.4
		胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
その他および詳細不明の肝硬変		K74.6	
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	I 85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（ I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4

約

款

無配当生活習慣病保険

別

表

疾病名		分類項目	基本分類コード
(5)	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表 4

- 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
- 視力の測定
視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29.および32. ～ 41.に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼・結膜・涙器・眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29.および32. ～ 40.以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表6 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 生活習慣病入院給付金の支払い	(1) 生活習慣病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生活習慣病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 7大疾病給付金の支払い	(1) 7大疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第9条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表8）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいい

ます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表9 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	840	12 告知義務と解除について	857
1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型・7大疾病給付金の給付倍率について		第25条 告知義務	857
第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型	840	第26条 告知義務違反による解除	858
第2条 7大疾病給付金の給付倍率	840	第27条 告知義務違反による解除ができないとき	858
2 保障の開始について		第28条 重大事由による解除	858
第3条 保険期間開始の時	840	13 契約内容の変更および更新等について	859
第4条 責任開始の時	841	第29条 保険料払込方法の変更	859
3 給付金の支払いについて		第30条 保険契約の更新	860
第5条 給付金の支払い	842	第31条 保険期間が終身の保険契約への変更	861
第6条 死亡給付金の免責事由	849	第32条 生活習慣病入院給付金日額の減額	862
4 給付金の支払請求手続について		14 解約等について	
第7条 給付金の支払請求手続	849	第33条 保険契約の解約	863
第8条 給付金の支払時期	850	第34条 返戻金	863
5 死亡給付金の支払方法の選択について		第35条 保険料の未経過分に相当する返還金	863
第9条 死亡給付金の支払方法の選択	850	第36条 給付金の受取人による保険契約の存続	863
6 保険料の払込免除について		15 給付金の受取人および保険契約者について	
第10条 保険料の払込免除	851	第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更	864
第11条 保険料の払込免除の免責事由	852	第38条 遺言による給付金の受取人の変更	864
7 保険料の払込免除の請求手続について		第39条 給付金の受取人の死亡	864
第12条 保険料の払込免除の請求手続	852	第40条 保険契約者の権利義務の承継	864
8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	864
第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	853	16 契約年齢の計算等について	
9 保険料の払込みにについて		第42条 契約年齢の計算	865
第14条 保険料の払込み	853	第43条 契約年齢の誤りの処理	865
第15条 保険料の払込方法（経路）	853	第44条 性別の誤りの処理	865
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	854	17 その他	
第17条 保険料の前納および予納	854	第45条 社員配当金	865
10 失効、失効取消および復活について		第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	865
第18条 保険契約の失効	855	第47条 保険契約者の住所の変更	865
第19条 保険契約の失効取消	855	第48条 時効	865
第20条 保険契約の復活	855	第49条 管轄裁判所	866
11 取消しと無効について		18 特則について	
第21条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定による無効	855	第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	866
第22条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定の場合の特別取扱い	856	第51条 特別条件を付ける場合の特則	866
第23条 詐欺による取消し	857	第52条 被指定契約がある場合の特則	867
第24条 不法取得目的による無効	857	第53条 7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則	868
		第54条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	868
別表1	1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	870	
	2. がんの定義	870	
	3. がんの診断確定	870	
	4. 新生物の形態の性状コード	870	
別表2	生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」	871	
別表3	1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」	871	
	2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義	872	
別表4	1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術	872	
	2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術	872	
	3. 視力の測定	872	
	4. 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術	872	
別表5	同一種類の臓器	873	
別表6	給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	873	
別表7	対象となる高度障害状態および身体障害の状態	874	
別表8	対象となる不慮の事故	876	
別表9	感染症	876	

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2005.4.1 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	7つの生活習慣病による所定の入院や7大疾病による所定の状態・手術に対する保障
給付金の種類	(1) 生活習慣病入院給付金 (2) 7大疾病給付金 (3) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型・7大疾病給付金の給付倍率について

第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型

1. 生活習慣病入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

2. 本条の1. により選択された生活習慣病入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第2条 7大疾病給付金の給付倍率

1. 7大疾病給付金の給付倍率は、次の7つの倍率があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの倍率を選択することを必要とします。7大疾病給付金の金額は生活習慣病入院給付金日額に選択された給付倍率を乗じた金額とします。

給付倍率	7大疾病給付金の金額
1,000倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 1,000
500倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 500
400倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 400
300倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 300
200倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 200
100倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 100
0倍	7大疾病給付金はありません。

2. 本条の1. により選択された7大疾病給付金の給付倍率の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時

承諾の時期	保険期間開始の時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第25条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日 とします。契約年齢（第42条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

第4条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 次の給付（以下「がん給付」といいます。） ① 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② がんを直接の原因とする7大疾病給付金	保険期間開始の日（第3条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 次の給付（以下「がん給付以外の給付」といいます。） ① 別表2★に定めるがん以外の生活習慣病（以下「がん以外の生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② 別表3★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病給付金 ③ 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第3条）

第4条 補足説明

*1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。

*2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

★別表1（P.870参照）、別表2（P.871参照）、別表3（P.871参照）

3 給付金の支払いについて

第5条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、7大疾病給付金の給付倍率（第2条）が0倍の場合には、7大疾病給付金の支払いはありません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんが診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付」の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院 (2) がん以外の生活習慣病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後に発病した「がん以外の生活習慣病」の治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人

第5条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*5 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大疾病給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき (2) 急性心筋梗塞または拡張型心筋症 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表3★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき	1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人

第5条 補足説明

* 6 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

約

款

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大 疾 病 給 付 金	(3) 脳卒中または脳動脈瘤 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、他覚的な神経学的後遺症* ⁷ が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表3★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき	1 回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人
	(4) 慢性腎不全 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、慢性腎不全（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により永続的な人工透析療法* ⁸ を開始したとき ② その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき		
	(5) 肝硬変 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、肝硬変（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた食道静脈瘤（別表3★）（以下「食道静脈瘤」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき		

第5条 補足説明

* 7 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 8 人工透析療法

血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大疾病給付金	(6) 糖尿病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、糖尿病（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により糖尿病性網膜症（別表3★）（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表4★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表4★）を初めて受けたものとみなします。） ② その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（別表3★）（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、1手の1手指以上または1足の1足指以上について切断術（別表4★）を受けたとき	1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人
	(7) 高血圧性疾患 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表3★）を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤（別表3★）もしくは解離性大動脈瘤（別表3★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注） 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（生活習慣病入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 生活習慣病入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 前に生じた「がん以外の生活習慣病」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなします。 ア. 「がん給付以外の給付」の責任開始の日* ⁹ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際* ¹⁰ に、会社が、告知(第25条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に生活習慣病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、7大疾病給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の生活習慣病* ¹¹ を直接の原因として、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の生活習慣病* ¹¹ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 生活習慣病入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した生活習慣病入院給付金の支払限度の型(第1条)に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 被保険者が、異なる生活習慣病* ¹² を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第5条 補足説明

* 9 「がん給付以外の給付」の責任開始の日

第4条(責任開始の時)に規定する「がん給付以外の給付」についての責任開始の時を含む日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 11 同一の生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の生活習慣病*¹²をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の生活習慣病*¹²として取り扱います。

* 12 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

項 目	内 容
⑦ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる生活習慣病*12を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった生活習慣病*12により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる生活習慣病*12を併発したとき	
⑨ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんを診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑩ 生活習慣病*12以外の事由を直接の原因とする入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって生活習慣病*12の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑪ 継続した入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その生活習慣病*12の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑫ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、生活習慣病入院給付金日額が減額（第32条）されたとき	生活習慣病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金の支払金額は、減額後の生活習慣病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑬ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 7大疾病給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中を発病した場合で、7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中による7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に7大疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第30条）されたときまたは保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されたときは、更新後契約または変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。
② 被保険者が、同時に7大疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病給付金を重複しては支払いません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*13の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 7大疾病給付金の支払事由中、拡張型心筋症、人工透析療法*8の開始または糖尿病性網膜症による7大疾病給付金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*13の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	この保険契約の締結の際に会社の承諾した範囲内で7大疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反（第26条）があったときは、この限りではありません。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第5条 補足説明

* 13 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

★別表1（P.870参照）、別表3（P.871参照）、別表4（P.872参照）

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡給付金受取人の故意
	(3) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金の支払請求手続について**第7条 給付金の支払請求手続**

1. 給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

第6条 補足説明***1 責任準備金**

生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第7条 補足説明***1 死亡退職金等**

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

***2 官公署・会社・工場・組合等の団体**

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第26条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第28条）、詐欺（第23条）または不法取得目的（第24条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第28条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第8条 補足説明***1 (1)から(4)に定める事項の確認**

会社が指定した医師による診断を含みます。

***2 (1)から(4)に定める日数**

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

***3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 死亡給付金の支払方法の選択について**第9条 死亡給付金の支払方法の選択**

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、

死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはす置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき
(2) 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第25条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第9条 補足説明

* 1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第10条 補足説明

* 1 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後の原因

「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表7（P.874参照）、別表8（P.876参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表7（P.874参照）

7 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金の支払時期）

の規定を準用します。

★別表6（P.873参照）

8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

9 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第15条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第16条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

10 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第19条 保険契約の失効取消

- 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第20条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第25条）および告知義務違反による解除（第26条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 取消しと無効について

第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第25条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
- 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

第19条 補足説明

*1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第14条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明

*1 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第21条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項 目	内 容
(1) 告知の時に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金(第34条)がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 告知の時にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんを診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活(第20条)の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約(第33条)されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第26条(告知義務違反による解除)または第28条(重大事由による解除)に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第21条(がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効)の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

- | |
|--|
| (1) 被保険者が、保険契約締結の際の告知(第25条)の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんを診断確定されていたとき
(2) 告知の時に被保険者ががんを診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき |
|--|

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- | |
|---|
| (1) 第5条(給付金の支払い)に規定する生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前のがんを診断確定されたことがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。
(2) 第5条(給付金の支払い)の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。
(3) 第5条(給付金の支払い)の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器(別表5★)に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。 |
|---|

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの保険契約について、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第5条(給付金の支払い)の2. -(2)-⑦および⑧の内容を次のとおり読み替えます。

第21条 補足説明

*2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

第22条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第4条(責任開始の時)の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時(保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)をいいます。

*2 がん不担保期間

保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

内 容

- ア. 入院開始の直接の原因となった生活習慣病*³により継続して入院したものとみなします。
- イ. ア. にかかわらず、次のすべてに該当するときは、異なる生活習慣病の併発日に異なる生活習慣病を直接の原因として入院を開始したものとします。
- （ア） その入院開始の直接の原因となった生活習慣病ががんの場合
- （イ） 併発した異なる生活習慣病が「がん以外の生活習慣病」の場合
- （ウ） 第22条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い）に規定する特別取扱いの適用により、（ア）のがんを直接の原因とする生活習慣病入院給付金が支払われない場合

- (2) この保険契約が更新（第30条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の2. ー(2)の特別取扱い	① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間* ² が満了しているとき 更新後契約または変更後契約* ⁴ には本条の2. ー(2)の特別取扱いは適用されません。 ② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間* ² が満了していないとき 更新後契約または変更後契約* ⁴ に残余のがん不担保期間* ² が引き継がれ、本条の2. ー(2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. ー(3)の特別取扱い	更新後契約または変更後契約* ⁴ には本条の2. ー(3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この保険契約の復活（第20条）の場合に準用します。

★別表5（P.873参照）

第23条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第24条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

12 告知義務と解除について

第25条 告知義務

- 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に

第22条 補足説明

* 3 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

* 4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

口頭により告知することを必要とします。

第26条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第26条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第28条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第27条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始の日

第3条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第28条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第26条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

13 契約内容の変更および更新等について**第29条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第30条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|--|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(2) 更新日*1における被保険者の年齢（第42条）が79歳以下であること
(3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |
|--|

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の生活習慣病入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第10条・第11条)、告知義務違反による解除(第26条・第27条)および7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則(第53条)に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第30条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の生活習慣病入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第30条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第42条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとし、 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第10条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとし、

第31条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の生活習慣病入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の生活習慣病入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第10条・第11条)、告知義務違反による解除(第26条・第27条)および7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則(第53条)に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後契約* ² の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日(第3条)の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理(第43条・第44条)に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)―③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の生活習慣病入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*³の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第32条 生活習慣病入院給付金日額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| (1) 減額分を解約(第33条)されたものとして取り扱います。
(2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3) 生活習慣病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。 |
|--|

第31条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日(年単位)を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

14 解約等について

第33条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第34条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第21条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の2. -(1)-(2)に該当した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第5条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第26条）または重大事由（第28条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第32条）または解約（第33条）されたとき

第36条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満了するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは

第35条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第36条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

15 給付金の受取人および保険契約者について

第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第38条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第37条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1.の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1.および2.による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第39条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1.の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1.および2.により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社

が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金についても同様とします。

16 契約年齢の計算等について

第42条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第43条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第42条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第44条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

17 その他

第45条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第47条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第48条 時効

給付金（第5条）、保険料の払込免除（第10条）または返戻金（第34条）を請

第42条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

- この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

18 特則について

第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- 第29条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 給付金の削減支払
契約成立日（第3条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第5条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - 生活習慣病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について生活習慣病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - 7大疾病給付金を支払うべきときは、7大疾病給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表9★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
- 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - この保険契約の更新（第30条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第30条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第49条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第51条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第30条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第31条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表7（P.874参照）、別表9（P.876参照）

第52条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*¹がある場合で、この保険契約と被指定契約*¹の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金が支払われるべきときは、第5条（給付金の支払い）の2. - (1) - ②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を被指定契約* ¹ の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第51条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第52条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

第53条 7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則

第2条（7大疾病給付金の給付倍率）の規定により選択された7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合で、保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したときは、この保険契約は消滅します。

第54条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表6★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) (1)の規定により会社が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (6) 第8条（給付金の支払時期）の4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と読み替えます。
- (7) 第8条（給付金の支払時期）の5. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (8) 第26条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読

み替えます。

- (9) 第26条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表6（P.873参照）

約

款

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）

別表 1

1. 生活習慣病入院給付金および 7 大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

生活習慣病入院給付金および 7 大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが 4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC 監修）第 3 版（2012 年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第 5 桁コードが次のものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 2 ……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／ 3 ……悪性、原発部位
／ 6 ……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／ 9 ……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 心・血管疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05- I 09
	虚血性心疾患	I 20- I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26- I 28
	その他の型の心疾患	I 30- I 52
	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）のうち、 心（臓）切開後症候群	I 97.0
	心臓手術に続発するその他の機能障害	I 97.1
(2) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60- I 69
(3) 腎疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎不全	N17-N19
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎	B15-B19
	肝疾患	K70-K77
	食道静脈瘤	I 85
	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5) 糖尿病	糖尿病	E10-E14
(6) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤および解離	I 71

別表3

1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（ I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	拡張型心筋症	心筋症（ I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2)	脳卒中	脳血管疾患（ I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（ I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性	I 67.0 I 67.1
(3)	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（ I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全	I 12.0 N18

疾病名		分類項目	基本分類コード
(4)	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変	K70.3
		肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変	K74.3
		続発性胆汁性肝硬変	K74.4
		胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	I 85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5)	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表 4

- 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
- 視力の測定
視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29. および32. ～ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼・結膜・涙器・眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29. および32. ～ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表6 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 生活習慣病入院給付金の支払い	(1) 生活習慣病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生活習慣病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 7大疾病給付金の支払い	(1) 7大疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表8）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表9 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）普通保険約款目次

この保険の特色	878	11 契約内容の変更等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	892
第1条 責任開始の時	878	第24条 5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約への変更	892
2 給付金の支払いについて		第25条 入院給付金日額の減額	894
第2条 給付金の支払い	878	12 解約等について	
第3条 免責事由	884	第26条 保険契約の解約	894
3 給付金の支払請求手続について		第27条 返戻金	894
第4条 給付金の支払請求手続	884	第28条 保険料の未経過分に相当する返還金	894
第5条 給付金の支払時期	884	第29条 給付金の受取人による保険契約の存続	894
4 保険料の払込免除について		13 給付金の受取人および保険契約者について	
第6条 保険料の払込免除	885	第30条 会社への通知による給付金の受取人の変更	895
第7条 保険料の払込免除の免責事由	886	第31条 遺言による給付金の受取人の変更	895
5 保険料の払込免除の請求手続について		第32条 給付金の受取人の死亡	895
第8条 保険料の払込免除の請求手続	887	第33条 保険契約者の権利義務の承継	895
6 被保険者の死亡について		第34条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	895
第9条 被保険者の死亡	887	14 契約年齢の計算等について	
7 保険料の払込みにについて		第35条 契約年齢の計算	896
第10条 保険料の払込み	887	第36条 契約年齢の誤りの処理	896
第11条 保険料の払込方法（経路）	888	第37条 性別の誤りの処理	896
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	888	15 その他	
第13条 保険料の前納および予納	889	第38条 社員配当金	896
8 失効、失効取消および復活について		第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	896
第14条 保険契約の失効	889	第40条 保険契約者の住所の変更	896
第15条 保険契約の失効取消	889	第41条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	896
第16条 保険契約の復活	890	第42条 時効	897
9 取消しと無効について		第43条 管轄裁判所	897
第17条 詐欺による取消し	890	16 特則について	
第18条 不法取得目的による無効	890	第44条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	897
10 告知義務と解除について		第45条 被指定契約がある場合の特則	897
第19条 告知義務	890	第46条 2件以上加入する場合の特則	897
第20条 告知義務違反による解除	891		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	891		
第22条 重大事由による解除	891		
別表1 入院給付金の支払対象となる入院	899		
別表2 対象となる不慮の事故	899		
別表3 病院または診療所	899		
別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」	900		
別表5 公的医療保険制度	900		
別表6 医科診療報酬点数表	900		
別表7 歯科診療報酬点数表	900		
別表8 先進医療	900		
別表9 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	900		
別表10 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	901		
別表11 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	901		

無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）普通保険約款

（実施 2011.8.2 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) 入院給付金 (2) 手術給付金 (3) 放射線治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第35条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表 1 ★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）への入院 (4) 入院日数が 1 日*4以上の入院	1 回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表 4 ★）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）における手術 (4) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表 5 ★）に基づく医科診療報酬点数表（別表 6 ★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手なもの オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表 8 ★）に該当する手術*6 (注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が 1 回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の 2. -(3)-③の規定により、14 日に 1 回の給付を限度とします。	手術 1 回につき、次のいずれかの金額 (1) 入院中に受けた手術 （入院給付金日額） × 10 (2) 入院中以外に受けた手術 （入院給付金日額） × 5	入院給付金受取人

第 2 条 補足説明

* 1 責任開始の時

第 1 条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第 16 条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表 2 ★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 3 疾病

公的医療保険制度（別表 5 ★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表 2 ★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 入院日数が 1 日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 5 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表 5 ★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表 7 ★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りません。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

* 6 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表 9 ★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）における診療行為 (4) 次のいずれかに該当する診療行為 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ② 先進医療（別表 8 ★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	放射線治療 1 回につき、 （入院給付金日額） × 10	入院給付金受取人
	(注) 本条の 2. -(4)-②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に 1 回の給付を限度とします。		

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

(2) 入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*8からその日を含めて 2 年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第 19 条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 （注） この規定は、手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関しては適用しません。

第2条 補足説明

*** 7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為**

公的医療保険制度（別表 5 ★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表 7 ★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

*** 8 責任開始の日**

第 1 条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

*** 9 この保険契約の締結の際**

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁰ を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁰ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害* ² または疾病* ³ により継続して入院したものとみなします。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じたとき	
⑧ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第25条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

* 10 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*³をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

(3) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*11を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*11についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*11の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 （注） この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第2条 補足説明

* 11 手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*12に該当するとき	ア. 一連の手術*12のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*12を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*12を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ.にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第25条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(4) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

第2条 補足説明

* 12 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2.-(3)-③において「一連の手術」といいます。

★別表 1 (P.899 参照)、別表 2 (P.899 参照)、別表 3 (P.899 参照)、別表 4 (P.900 参照)、別表 5 (P.900 参照)、別表 6 (P.900 参照)、別表 7 (P.900 参照)、別表 8 (P.900 参照)、別表 9 (P.900 参照)

第 3 条 免責事由

1. 支払事由（第 2 条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第 4 条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第 2 条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表 10★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表 10 (P.901 参照)

第 5 条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表 10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 5 営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の 1. の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表 10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 45 日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第 2 条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第 3 条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因

第 3 条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

第 5 条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表10（P.901 参照）

4 保険料の払込免除について

第6条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第7条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表11★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表11★）になったとき

第5条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表11★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表11★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表11★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.899参照）、別表11（P.901参照）

第7条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表11★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第6条 補足説明

***2 責任開始の時以後の原因**
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

***3 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表11★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表11 (P.901 参照)

5 保険料の払込免除の請求手続について

第8条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表10 (P.901 参照)

6 被保険者の死亡について

第9条 被保険者の死亡

1. 被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ¹ 中に 給付金の支払事由（第2条） が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を会社の支 払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支 払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足 するときは、会社は、支払事由の発生により支払う べき金額を支払いません。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*³を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*³の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第16条 補足説明

- * 1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 責任開始の日**

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

11 契約内容の変更等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約への変更

1. この保険契約の最終の保険料が払い込まれているときは、保険契約者が保険期間

満了日の2週間前までにこの保険契約を5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に変更されます。

2. 5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数・経路）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数・経路）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後契約*2の効力は生じません。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2の保険期間	変更前契約の保険期間と同一とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険期間を変更することができます。
(5) 変更後契約*2の保険契約者、被保険者および入院給付金受取人	それぞれ変更前契約の保険契約者、被保険者および入院給付金受取人と同一とします。
(6) 変更後契約*2に変更されたとき	① 給付金の支払い、保険料の払込免除および告知義務違反による解除に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(8) 変更日*1に会社が5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を変更日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、この保険契約の最終の保険料が払い込まれているときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更する

第24条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後契約

この保険契約から変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約をいいます。

ことができます。この場合、本条の2. の(1)から(7)の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第26条 保険契約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求★することができます。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第27条 返戻金

この保険契約には返戻金はありません。

第28条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第6条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。

- (1) 被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第25条）または解約（第26条）されたとき

第29条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のおてのすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第28条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第29条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

13 給付金の受取人および保険契約者について

第30条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第31条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第30条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第32条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第33条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

第34条 補足説明

- ＊1 入院給付金等
次の(1)から(3)をいいます。
- (1) 入院給付金
 - (2) 手術給付金
 - (3) 放射線治療給付金

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 入院給付金等*1について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について

第35条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第36条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第35条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、契約年齢を訂正します。

第37条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、性別を訂正します。

15 その他

第38条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第40条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第41条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

第35条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第41条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第26条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. ー(1)の方法を指定されたものとみなします。

第42条 時効

給付金（第2条）または保険料の払込免除（第6条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第43条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

16 特則について

第44条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第13条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
 - (2) 第23条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第45条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 入院給付金等*2が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 被保険者が死亡したときは、第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

第46条 2件以上加入する場合の特則

1. 会社は、会社の取扱いの範囲内で、5年ごと利差配当付医療保険し（返戻金なし型）（2011）契約と組み合わせて加入するこの保険契約について、次のとおり取り扱います。

第43条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第45条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

- (1) この保険契約締結の際、同一の5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約と組み合わせて加入した他の無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約*1があるときは、保険契約者の申出によりこの特則を適用します。この場合、この保険契約には会社の定める保険料率を適用します。
- (2) 他の無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約*1がない場合で、この保険契約と他の無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約*1を同時に締結するときは、(1)に準じて取り扱います。この場合、いずれか1件の保険契約にはこの特則を適用しません。

2. この保険契約の保険期間中、この特則は消滅しません。また、この特則の取消しはできません。

第46条 補足説明

*** 1 他の無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約**

既に消滅している場合を含みます。

別表1 入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など） |
| (2) 検査（エックス線診断など） |
| (3) 血液照射 |
| (4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注） |
| (5) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表10 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第6条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表11 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復

の見込みのない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約目次

この特約の特色	904	9 内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第17条 特約の更新	910
第1条 特約の責任開始の時	904	第18条 他の保険契約への加入	912
2 被保険者について		第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	913
第2条 特約の被保険者	904	第20条 特約保険金額の減額	913
3 保険金の支払いについて		10 復旧について	
第3条 特約保険金の支払い	904	第21条 特約の復旧	913
第4条 免責事由	906	11 解約等について	
4 保険金の支払請求手続について		第22条 特約の解約	914
第5条 特約保険金の支払請求手続	907	第23条 特約の消滅	914
5 保険料の払込免除について		第24条 返戻金	914
第6条 特約の保険料の払込免除	907	12 その他	
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第25条 社員配当金の割当ておよび支払い	914
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	907	第26条 管轄裁判所	914
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	908	第27条 普通保険約款の規定の準用	915
第9条 特約の保険料の振替貸付	908	13 特則について	
7 失効、失効取消および復活について		第28条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	915
第10条 特約の失効	908	第29条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	915
第11条 特約の失効取消	908	第30条 主契約が更新または変更される場合の特則	915
第12条 特約の復活	908	第31条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則	916
8 告知義務と解除について		第32条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	916
第13条 告知義務	909	第33条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	916
第14条 告知義務違反による解除	909		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	909		
第16条 重大事由による解除	910		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	917		
別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類	918		

5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の戸籍上の配偶者としてします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者について

第2条 特約の被保険者

1. この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその夫または妻として記載されている者としてします。
2. この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の1. の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することが必要とします。

3 保険金の支払いについて

第3条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	（主契約の高度障害保険金受取人） 主契約の被保険者が法人の場合には、 主契約の被保険者
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
② 本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

(2) 特約死亡保険金について

項 目	内 容
この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第21条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項 目	内 容
③ この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第30条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤ 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.917参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 主契約の被保険者の故意 (3) この特約の被保険者の故意 (4) この特約の被保険者の自殺行為 (5) この特約の被保険者の犯罪行為 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。
(2) 免責事由に該当して特約死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この特約は、この特約の被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.917参照）

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

4 保険金の支払請求手続について

第5条 特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表2★に定めるものとします。

★別表2 (P.918参照)

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の4. および5. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

- この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。
- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。
- 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
- 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。
- この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第7条 補足説明

*1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

かったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしての保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第16条 補足説明

*1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日の翌日のこの特約の被保険者の年齢が80歳以下であること
- (4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで）に支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで）に支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第17条 補足説明

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 他の保険契約への加入

- この特約の被保険者であった者が、第2条（特約の被保険者）の2. または第23条（特約の消滅）の(1)によりこの特約の被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった者は、会社の取扱いの範囲内で、その者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと (2) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと (3) 新たに加入する保険契約の保険金額がこの特約の特約保険金額以下であること |
|---|

- 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
- (2) この特約の被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

3. 本条の2. による他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日まで払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第17条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

10 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したとき

- は、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約の被保険者が第2条（特約の被保険者）の2. の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。
 - (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
 - (2) 解除または解約（第22条）されたとき
 - (3) 第23条（特約の消滅）の(1)、(2)または(4)の規定により消滅したとき
2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第25条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第26条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について**第28条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則**

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (5) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第29条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第30条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。

第29条 補足説明*** 1 この特約の第1回保険料を受け取った時**

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第31条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は5年ごと利差配当付年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または5年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第32条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第33条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (2) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (3) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第31条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第32条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約死亡保険金の支払い	(1) 特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約高度障害保険金の支払い	(1) 特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付こども定期保険特約目次

この特約の特色	920	9 内容の変更および更新について	
1 保障の開始について		第17条 特約の更新	927
第1条 特約の責任開始の時	920	第18条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	929
2 被保険者について		第19条 特約保険金額の減額	929
第2条 特約の被保険者	920	10 復旧について	
3 保険金の支払いについて		第20条 特約の復旧	930
第3条 特約保険金の支払い	920	11 解約等について	
第4条 免責事由	922	第21条 特約の解約	930
4 保険金の支払請求手続について		第22条 特約の消滅	930
第5条 特約保険金の支払請求手続	923	第23条 返戻金	930
5 保険料の払込免除について		12 その他	
第6条 特約の保険料の払込免除	923	第24条 社員配当金の割当ておよび支払い	931
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第25条 管轄裁判所	931
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	923	第26条 普通保険約款の規定の準用	931
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	924	13 特則について	
第9条 特約の保険料の振替貸付	924	第27条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	931
7 失効、失効取消および復活について		第28条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	931
第10条 特約の失効	924	第29条 主契約が更新または変更される場合の特則	931
第11条 特約の失効取消	924	第30条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則	932
第12条 特約の復活	925	第31条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	932
8 告知義務と解除について		第32条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	932
第13条 告知義務	925		
第14条 告知義務違反による解除	925		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	926		
第16条 重大事由による解除	926		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	933		
別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類	934		

5年ごと利差配当付こども定期保険特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の満20歳未満の戸籍上の子とします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者について

第2条 特約の被保険者

1. この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されており、かつ、満20歳未満の者のうち保険契約者が申し込んだ者としてします。
2. この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の1. の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することを必要とします。

3 保険金の支払いについて

第3条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	（主契約の高度障害保険金受取人） （保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によって、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
② 本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

(2) 特約死亡保険金について

項 目	内 容
① この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後、出生の日からその日を含めて29日以内に死亡したとき	会社は、すでに払い込まれた保険料に相当する金額を保険契約者に支払います。ただし、第4条（免責事由）に定める特約死亡保険金の免責事由に該当するときは支払いません。
② この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項 目	内 容
② この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第29条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤ 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.933参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

*3 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第20条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 主契約の被保険者の故意 (3) この特約の被保険者の故意 (4) この特約の被保険者の自殺行為 (5) この特約の被保険者の犯罪行為戦争その他の変乱 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.933参照）

4 保険金の支払請求手続について

第5条 特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表2★に定めるものとします。

★別表2（P.934参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の4. および5. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

- この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、この特約の被保険者の年齢が満20歳となる日の直後の主契約の契約

成立日の応当日（年単位）の前日までの範囲で定めます。

2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 補足説明

*** 1 復活**
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

特約
5年ごと利差配当付でも定期保険特約

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条 補足説明

* 1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱いします。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

(2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱いします。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

(2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること

(3) 更新後特約の保険期間満了日のこの特約の被保険者の年齢が満20歳以下であること

(4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

項 目	内 容
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第17条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約の被保険者が第2条（特約の被保険者）の2.の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第23条 返戻金

この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(1)、(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (3) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第24条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第25条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第27条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (5) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第28条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第29条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。

第28条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第30条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は5年ごと利差配当付年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または5年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第31条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第32条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (2) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (3) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第30条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第31条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約死亡保険金の支払い	(1) 特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約高度障害保険金の支払い	(1) 特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付健康支援特約目次

この特約の特色	936	11 復旧について	
1 保障の開始について		第21条 特約の復旧	949
第1条 特約の責任開始の時	936	12 解約等について	
2 指定日について		第22条 特約の解約	949
第2条 指定日	936	第23条 特約の消滅	949
3 保険金等の支払いについて		第24条 返戻金	949
第3条 保険金・給付金の支払い	936	13 指定日の変更について	
4 保険金等の支払請求手続について		第25条 指定日の変更	950
第4条 保険金・給付金の支払請求手続	940	14 その他	
5 健康支援給付金のすえ置き支払について		第26条 社員配当金の割当ておよび支払い	950
第5条 健康支援給付金のすえ置き支払	941	第27条 管轄裁判所	950
6 保険料の払込免除について		第28条 普通保険約款の規定の準用	950
第6条 特約の保険料の払込免除	941	15 特則について	
第7条 保険料の払込免除の免責事由	942	第29条 特別条件を付ける場合の特則	950
7 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	951
第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	943	第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	952
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	943	第32条 主契約が更新または変更される場合の特則	952
第10条 特約の保険料の振替貸付	943	第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則	952
8 失効、失効取消および復活について		第34条 うるう年に関する特則	953
第11条 特約の失効	944	第35条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	953
第12条 特約の失効取消	944	第36条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	953
第13条 特約の復活	944	第37条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	953
9 告知義務と解除について			
第14条 告知義務	944		
第15条 告知義務違反による解除	945		
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	945		
第17条 重大事由による解除	945		
10 内容の変更および更新について			
第18条 特約の更新	946		
第19条 成人病保険金額の増額	948		
第20条 成人病保険金額の減額	948		
別表1 1. 保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病	955		
2. 同一の成人病	955		
別表2 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	955		
別表3 加算額	956		
別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類	957		
別表5 対象となる不慮の事故	958		

5年ごと利差配当付健康支援特約

(実施 1999.4.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	成人病による死亡、所定の高度障害状態または所定の入院後の退院に対する保障および毎年 の指定日の生存に対する保障
保険金等の種類	(1) 成人病死亡保険金 (2) 成人病高度障害保険金 (3) 回復支援給付金 (4) 健康支援給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 指定日について

第2条 指定日

1. 指定日とは、この特約の保険期間中の第2保険年度以降、毎年
の健康支援給付金が支払われる日として保険契約者が指定した月日をいいます。
2. 保険契約者が指定日を指定していないときは、主契約の契約成立日の
応当日（年単位）が指定されたものとして取り扱います。

3 保険金等の支払いについて

第3条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金 額	受取人
成人病死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、成人病（別表1★）（以下「成人病」といいます。）を直接の原因として死亡したとき	成人病保険金額	主契約の死亡保険金受取人
成人病高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病を直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人
回復支援給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をした後、生存して退院したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病を直接の原因とする入院 (2) (1)の成人病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、成人病保険金額の2%	主契約の高度障害保険金受取人
健康支援給付金	被保険者が、次のいずれかの時に生存していたとき (1) この特約の保険期間中の第2保険年度以降の毎年の指定日*4の前日が終了する時 (2) この特約の保険期間満了の時	成人病保険金額の1% + 加算額（別表3★）	保険契約者

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
成人病死亡保険金等*5の支払事由が生じ、支払うべき成人病死亡保険金等*5がある場合で、主契約の普通保険約款に規定する保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているとき	支払うべき成人病死亡保険金等*5から貸付元利金を差し引きます。

(2) 成人病死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡し、その後に成人病を直接の原因として死亡したことが医師により診断されたとき	成人病死亡保険金を支払います。

(3) 成人病高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病*6による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2★）になったときは、成人病高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 毎年の指定日

この特約の付加日または更新日からその日を含めて1年を経過した後に到来する毎年の指定日をいいます。

* 5 成人病死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 成人病死亡保険金
- (2) 成人病高度障害保険金
- (3) 健康支援給付金

* 6 この特約の責任開始の時以後に発病した成人病

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項 目	内 容
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた成人病を原因として高度障害状態（別表2★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*7に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、成人病高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に成人病高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約の保険期間満了の時に支払われる健康支援給付金が支払われた場合には、この取扱いはありません。なお、この特約が更新（第18条・第32条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 成人病高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に成人病死亡保険金の支払請求を受け、成人病死亡保険金が支払われるとき	成人病高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、成人病高度障害保険金は支払いません。
⑤ 成人病高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

第3条 補足説明

* 7 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または成人病保険金額の増額の際とします（復旧が行われたときは復旧分または成人病保険金額の増額が行われたときは増額分とします）。

(4) 回復支援給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた成人病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*7に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に回復支援給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア. この特約の保険期間が満了したとき イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき ウ. (3)－⑤の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院およびその入院に対する退院について、その事由が生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
③ 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、回復支援給付金の支払事由に定める5日以上入院を2回以上したとき	「回復支援給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「回復支援給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

第3条 補足説明

* 8 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

項 目	内 容
④ 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了* ⁹ 後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 回復支援給付金の支払限度	ア. 1回の入院について1回とします。 イ. 通算して20回とします。
⑥ 被保険者が、異なる成人病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。
⑦ 被保険者が、回復支援給付金の支払事由に定める入院の開始時に、異なる成人病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、回復支援給付金の支払事由に定める入院中に、異なる成人病を併発したとき	
⑨ 成人病以外の事由を直接の原因とする入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって成人病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑩ 継続した入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その成人病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪ 回復支援給付金の支払事由が生じ、支払うべき回復支援給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき回復支援給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第3条 補足説明

*** 9 この特約の保険期間満了**
被保険者が高度障害状態（別表2★）になったことによるこの特約の消滅を含みます。

★別表1（P.955参照）、別表2（P.955参照）、別表3（P.956参照）

4 保険金等の支払請求手続について

第4条 保険金・給付金の支払請求手続

1. 保険金または回復支援給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの保険金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

- (1) 成人病死亡保険金の支払事由が生じ、かつ、主契約の死亡保険金の請求があったとき
- (2) 成人病高度障害保険金の支払事由が生じ、かつ、主契約の高度障害保険金の請求があったとき

4. この特約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、成人病死亡保険金または成人病高度障害保険金の受取人は、保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
成人病死亡保険金または成人病高度障害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.957参照）

5 健康支援給付金のすえ置き支払について

第5条 健康支援給付金のすえ置き支払

1. 健康支援給付金の支払事由（第3条）が生じた日以後、会社は、健康支援給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2. すえ置いた健康支援給付金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 主契約の保険金を支払うとき	保険金の受取人に支払います。
(2) 主契約の保険金の支払以外により主契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

6 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第7条）に該当するときは免除しません。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の4. において「当該団体」といいます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表2★）になったとき

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表2★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.955参照）、別表5（P.958参照）

第7条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表2（P.955参照）

第6条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料は、この特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または回復支援給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
- (2) 健康支援給付金を支払うときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

*1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料*2を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*3中に保険金または回復支援給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金または回復支援給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に健康支援給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは回復支援給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期間が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第15条 告知義務違反による解除

- この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（成人病保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
- 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、保険金もしくは回復支援給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは回復支援給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金もしくは回復支援給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

- 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または成人病保険金額の増額の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または成人病保険金額の増額の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（成人病死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) 主契約およびこの特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）は年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア） 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ） （ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の成人病保険金額	更新前特約の保険期間満了日の成人病保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

項 目	内 容
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金・回復支援給付金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第6条・第7条）および告知義務違反による解除（第15条・第16条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新後特約の指定日（第2条）は、この特約の指定日と同一とします。 ③ 特約更新日*1の特約が適用されます。 ④ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 成人病保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て成人病保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の成人病保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 成人病保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）および第6条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 成人病保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 成人病保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって成人病保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の成人病保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 成人病保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 成人病保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）および第6条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の成人病高度障害保険金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- (2) 解除または解約（第22条）されたとき
- (3) 第23条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. 本条の1.の規定にかかわらず、第17条（重大事由による解除）の1.-(4)の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第17条（重大事由による解除）の2.-(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の1.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

第23条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 指定日の変更について

第25条 指定日の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、指定日（第2条）を指定し、または変更することができます。
2. 本条の1. の変更を会社が承諾したときは、将来の健康支援給付金の支払日を変更後の指定日とし、加算額（別表3★）を変更後の健康支援給付金の支払日*1に基づき改めます。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、次の健康支援給付金については、変更の効力は生じません。

- (1) 変更日*2からその日を含めて6か月以内に、変更前の指定日に基づく支払日が到来する健康支援給付金
 - (2) 変更日*2からその日を含めて6か月以内に、変更後支払日*1が到来する健康支援給付金*3

4. 指定日が指定または変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表3（P.956参照）

14 その他

第26条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 成人病死亡保険金等*2の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が成人病死亡保険金等*2の支払事由（第3条）に該当し、成人病死亡保険金等*2を支払うべきときは、成人病死亡保険金等*2の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

第25条 補足説明

*1 変更後の健康支援給付金の支払日

本条において「変更後支払日」といいます。

*2 変更日

会社が指定日の変更を承諾した日をいいます。

*3 変更日からその日を含めて6か月以内に、変更後支払日が到来する健康支援給付金

変更後支払日*1が変更日*2より前となる健康支援給付金を含みます。

第29条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 成人病死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 成人病死亡保険金
- (2) 成人病高度障害保険金
- (3) 回復支援給付金

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第18条・第32条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の1. および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 成人病死亡保険金等*2の削減支払	ア. 削減期間中は、第18条（特約の更新）の1. および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた成人病死亡保険金等*2の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 第19条（成人病保険金額の増額）の規定にかかわらず、成人病保険金額の増額は取り扱いません。ただし、成人病死亡保険金等*2の削減期間経過後は取り扱います。
- (4) 第21条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (5) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、成人病死亡保険金等*2の削減期間経過後は取り扱います。

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(4)-⑪中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第4条（保険金・給付金の支払請求手続）中、「それぞれの保険金」とあるのを「それぞれの年金」と、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と、「主契約の高度障害保険金」とあるのを「主契約の高度障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第5条（健康支援給付金のすえ置き支払）中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金または一時金」と読み替えます。
- (6) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (7) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の成人病保険金額	更新前特約の保険期間満了日の成人病保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金・回復支援給付金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第6条・第7条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定

第31条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第34条 うるう年に関する特則

1. 指定日（第2条）が2月29日である特約については、2月29日がない保険年度における指定日は2月28日として取り扱います。
2. 主契約の契約成立日が2月29日である特約については、第2条（指定日）の規定にかかわらず、指定日を2月28日または2月29日とする取扱いはいりません。
3. 主契約の契約成立日が2月29日である特約については、第25条（指定日の変更）の1.にかかわらず、指定日を2月28日または2月29日とする変更は取り扱いません。

第35条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (2) 付加後の特約による成人病保険金額がこの特約による成人病保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、保険金および回復支援給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

（注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第36条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1.中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
 - (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2.-(4)-⑪中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
 - (3) 第4条（保険金・給付金の支払請求手続）中、「それぞれの保険金」とあるのを「それぞれの年金」と、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と、「主契約の高度障害保険金」とあるのを「主契約の高度障害年金」とそれぞれ読み替えます。
 - (4) 第5条（健康支援給付金のすえ置き支払）中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金または一時金」と読み替えます。
 - (5) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
 - (6) 第24条（返戻金）の1.中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第37条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)

第35条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

特

約

5年ごと利差配当付健康支援特約

から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 成人病高度障害保険金の受取人が被保険者の場合で、成人病高度障害保険金の受取人が成人病高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が成人病高度障害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。

② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている成人病死亡保険金の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する成人病死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その成人病死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が成人病高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本

② (1)に定める代理人の印鑑証明書

③ (1)に定める代理人の住民票

④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が成人病高度障害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその成人病高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 保険金または給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表4（P.957参照）

第37条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1

1. 保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病

保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
(2) 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
(3) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
(4) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
(5) 脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

2. 同一の成人病

1. の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)に属する疾病は、それぞれ病名が異なる場合であってもこれを同一の成人病として取り扱います。また、異なる分類項目に属する疾病であっても医学上密接な関係にある一連の疾病は、これを同一の成人病として取り扱います。例えば、高血圧性疾患とこれに起因する脳血管疾患等をいいます。

別表2 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

成人病高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表3 加算額

次の算式によって計算される金額とします。

$\begin{aligned} & (\text{成人病保険金額の1\%}) \\ & \times \\ & (\text{会社の定める適用率}\star) \\ & \times \\ & \left(\begin{array}{c} \text{その健康支援給付金の支払日の直前の主契約の} \\ \text{契約成立日の応当日（年単位）からその日を含めて} \\ \text{その健康支援給付金の支払日の前日までの日数} \end{array} \right) \\ & \div \\ & 365 \end{aligned}$

（注）主契約の契約成立日の応当日（年単位）と健康支援給付金の支払日が同一であるときは、加算額は0円とします。

★「会社の定める適用率」⇒「金額例表等について（例表）」（P.1723参照）。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 成人病死亡保険金の支払い	(1) 成人病死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 成人病死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 成人病死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 成人病高度障害保険金の支払い	(1) 成人病高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 成人病高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 成人病高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 回復支援給付金の支払い	(1) 回復支援給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 回復支援給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 回復支援給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 健康支援給付金の支払い	(1) 健康支援給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 健康支援給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 健康支援給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. および4. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

特約

5年ごと利差配当付健康支援特約

別表

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）目次

この特約の特色	960	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 初期介護一時金額の減額	965
第1条 特約の責任開始の時	960	10 解約等について	
2 一時金の支払いについて		第17条 特約の解約	966
第2条 初期介護一時金の支払い	960	第18条 特約の消滅	966
第3条 免責事由	961	第19条 返戻金	966
3 一時金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 初期介護一時金の支払請求手続	962	第20条 社員配当金の割当ておよび支払い	966
4 保険料の払込免除について		第21条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	966
第5条 特約の保険料の払込免除	962	第22条 管轄裁判所	966
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 普通保険約款の規定の準用	967
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	962	12 特則について	
6 保険料の払込みについて		第24条 特別条件を付ける場合の特則	967
第7条 特約の保険料の払込み	962	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	968
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	962	第26条 主契約が更新される場合の特則	968
7 失効、失効取消および復活について		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	968
第9条 特約の失効	963	第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則	969
第10条 特約の失効取消	963		
第11条 特約の復活	963		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	963		
第13条 告知義務違反による解除	963		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	964		
第15条 重大事由による解除	964		
別表 1 公的介護保険制度	970		
別表 2 要介護 1 以上の状態	970		
別表 3 初期介護一時金の支払請求に必要な書類	970		
別表 4 感染症	970		

5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）

（実施 2024.4.2）

この特約の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金の種類	初期介護一時金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約または5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には、返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 一時金の支払いについて

第2条 初期介護一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、初期介護一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して初期介護一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（初期介護一時金を支払う場合）	金 額	受取人
初期介護一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1以上の状態（別表2★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	初期介護一時金額	主契約の介護年金受取人 または介護一時金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

2. 初期介護一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護1以上の状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
(2) 初期介護一時金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(3) 初期介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の介護年金受取人または介護一時金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき初期介護一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.970参照）、別表2（P.970参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、初期介護一時金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても初期介護一時金を支払わない場合）
初期介護一時金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 初期介護一時金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって初期介護一時金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、初期介護一時金の金額の一部または全部を支払います。

第2条 補足説明

*3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

3 一時金の支払請求手続について

第4条 初期介護一時金の支払請求手続

1. 初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 初期介護一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.970参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとしします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとしします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたとき	初期介護一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

5条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期介護一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、初期介護一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、初期介護一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日*1からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 一時金

この特約の一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、初期介護一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その初期介護一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期介護一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 初期介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、初期介護一時金額を減額★することができません。ただし、会社は、減額後の初期介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 初期介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 初期介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約の初期介護一時金を支払ったとき

第19条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第21条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の初期介護一時金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第17条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第22条 管轄裁判所

この特約における初期介護一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 初期介護一時金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が初期介護一時金の支払事由（第2条）に該当し、初期介護一時金を支払うべきときは、初期介護一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、初期介護一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 初期介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた初期介護一時金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 初期介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた初期介護一時金の削減支払の条件は適用されません。

第24条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）をいいます。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4 (P.970参照)

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の初期介護一時金額	更新前特約の保険期間満了日の初期介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の初期介護一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 一時金の支払い(第2条・第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の初期介護一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の初期介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第27条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後特約* ² の初期介護一時金額	変更前特約の保険期間満了日* ³ の初期介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約* ² の初期介護一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約* ² に変更されたとき	① 変更後特約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前特約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約* ² の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日* ¹ に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の初期介護一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*³の初期介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*¹がある場合で、主契約と被指定契約*¹の被保険者が同一のとき、かつ、初期介護一時金が支払われるべきときは、第2条（初期介護一時金の支払い）の2. ー(3)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(3) 初期介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の介護年金受取人または介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき初期介護一時金を被指定契約* ¹ の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第28条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 初期介護一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
初期介護一時金の支払い	(1) 初期介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 初期介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 初期介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付介護一時金特約（医療保険）目次

この特約の特色	972	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 介護給付金額の減額	979
第1条 特約の責任開始の時	972	10 解約等について	
2 給付金等の支払いについて		第17条 特約の解約	979
第2条 給付金・見舞金の支払い	972	第18条 特約の消滅	979
第3条 免責事由	974	第19条 返戻金	979
3 給付金等の支払請求手続について		11 その他	
第4条 給付金・見舞金の支払請求手続	975	第20条 社員配当金の割当ておよび支払い	979
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	980
第5条 特約の保険料の払込免除	975	第22条 普通保険約款の規定の準用	980
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	976	第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	980
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約が更新される場合の特則	980
第7条 特約の保険料の払込み	976	第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	980
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	976	第26条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	981
7 失効、失効取消および復活について			
第9条 特約の失効	976		
第10条 特約の失効取消	976		
第11条 特約の復活	977		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	977		
第13条 告知義務違反による解除	977		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	977		
第15条 重大事由による解除	978		
別表1 特定要介護状態および軽度要介護状態	983		
別表2 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類	986		

5年ごと利差配当付介護一時金特約（医療保険）

（実施 2006.9.4 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	所定の特定要介護状態および所定の軽度要介護状態に対する保障
給付金等の種類	(1) 介護給付金 (2) 介護見舞金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 本条の1.の規定にかかわらず、介護見舞金の支払いについては、会社は、本条の2.に定めるこの特約の責任開始の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日*1からこの特約上の責任を開始します。
4. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第1条 補足説明

- * 1 この特約の責任開始の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日
「この特約の介護見舞金保障開始日」といいます。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・見舞金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護給付金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により特定要介護状態（別表1★）に該当したこと (2) (1)の特定要介護状態（別表1★）がその該当した日からその日を含めて180日継続し、回復の見込みがないこと	介護給付金額	主契約の入院給付金受取人
介護見舞金	この特約の介護見舞金保障開始日*3以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、この特約の介護見舞金保障開始日*3以後に生じた傷害または疾病*2により軽度要介護状態（別表1★）に該当したこと (2) (1)の軽度要介護状態（別表1★）がその該当した日からその日を含めて180日継続し、回復の見込みがないこと	介護給付金額の5%	

2. 給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 介護給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として介護給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に特定要介護状態（別表1★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に介護給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第24条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したこと イ. その状態の回復の見込みがないこと

第2条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 この特約の介護見舞金保障開始日

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、介護見舞金について会社がこの特約上の責任を開始する日（この特約の責任開始の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日とします。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 介護給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

(2) 介護見舞金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の介護見舞金保障開始日* ³ 前に生じた傷害または疾病* ² を原因として介護見舞金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際* ⁴ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の介護見舞金保障開始日* ³ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に軽度要介護状態（別表1★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に介護見舞金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したこと イ. その状態の回復の見込みがないこと
③ 介護見舞金の支払前に介護給付金の支払請求を受け、介護給付金が支払われるとき	介護見舞金相当額を介護給付金額に加算して支払います。この場合、介護見舞金は支払いません。
④ 介護見舞金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
⑤ 介護見舞金の支払事由が生じ、支払うべき介護見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護見舞金を保険契約者に支払います。

★別表1（P.983参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金または見舞金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）
介護給付金・介護見舞金	被保険者が、次のいずれかによって特定要介護状態（別表1★）または軽度要介護状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護給付金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を特定要介護状態（別表1★）に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を特定要介護状態（別表1★）に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって介護給付金または介護見舞金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護給付金または介護見舞金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.983参照）

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・見舞金の支払請求手続

- 給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.986参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 給付金または見舞金の支払 事由（第2条）が生じたとき	給付金または見舞金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社 の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に 不足するときは、会社は、支払事由の発生により支 払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日*1からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除をいいます。

の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 介護給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって介護給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の介護給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 介護給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 介護給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

11 その他

第20条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第21条 管轄裁判所

この特約における介護給付金、介護見舞金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

- 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。
- 本条の1.の規定にかかわらず、介護見舞金の支払いについては、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて180日を経過した日の翌日*2からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の介護給付金額	更新前特約の保険期間満了日の介護給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の介護給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に保険期間の終期を被保

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

*2 この特約の第1回保険料を受け取った時からその日を含めて180日を経過した日の翌日

「この特約の介護見舞金保障開始日」といいます。

第25条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする5年ごと利差配当付介護一時金特約（医療保険）に変更されます。

2. 本条の1. に定める5年ごと利差配当付介護一時金特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の介護給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の介護給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の介護給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の入院給付金受取人が介護給付金または介護見舞金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が主契約の入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- | |
|---|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (2) (1)の規定により、(1)に定める代理人が介護給付金または介護見舞金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表2★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人

第25条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間の終期を被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金特約（医療保険）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間の終期を被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

の印鑑証明書を除きます。)に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|----------------------------------|
| ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② (1)に定める代理人の印鑑証明書 |
| ③ (1)に定める代理人の住民票 |
| ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し |

- (3) (1)の規定により、会社が介護給付金または介護見舞金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその介護給付金または介護見舞金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 介護給付金または介護見舞金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護給付金または介護見舞金を支払いません。

★別表2 (P.986参照)

第26条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 特定要介護状態および軽度要介護状態

1. 特定要介護状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。
- (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
- ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
- (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
- ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
2. 軽度要介護状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。
- (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
- ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること
- (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
- ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
- ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること

表1

項 目	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
歩行 (歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。	

表2

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 ② 洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと）をすべて介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ② 洗身の際に、介護者が石鹸等を付けて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ① おむつ等を使用している。 ② 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわるすべての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ② 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を自分では全くできない。 ② 洗顔を自分では全くできない。 ③ 整髪を自分では全くできない。 ④ つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ② 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③ 整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④ つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
4. 衣類着脱	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ② 上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ スボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④ 靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ スボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④ 靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表3

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。
(4) 作り話を周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
(14) 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
(15) 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

注

1. 機能障害

傷害、疾病その他の事由（注2に規定する「器質性認知症」を除きます。）により、身体機能が一部または全般にわたり低下し、かつ日常の生活に支障が生じることをいいます。

2. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって画像所見を含めて診断確定された場合をいいます。（画像所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重 なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとしします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表2 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護給付金の支払い	(1) 介護給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 介護見舞金の支払い	(1) 介護見舞金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護見舞金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護見舞金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付満了一時金付特定療養給付特約（医療保険）目次

この特約の特色	988	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	994
第1条 特約の責任開始の時	988	第14条 告知義務違反による解除	994
2 給付金等の支払いについて		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	995
第2条 給付金・一時金の支払い	988	第16条 重大事由による解除	995
第3条 免責事由	991	10 更新について	
3 給付金等の支払請求手続について		第17条 特約の更新	996
第4条 給付金・一時金の支払請求手続	992	11 内容の変更について	
4 満了一時金のすえ置き支払について		第18条 特定療養給付金額の減額	997
第5条 満了一時金のすえ置き支払	992	12 解約等について	
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の解約	997
第6条 特約の保険料の払込免除	992	第20条 特約の消滅	998
6 保険期間および保険料払込期間について		第21条 返戻金	998
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	992	13 その他	
7 保険料の払込みにについて		第22条 社員配当金の割当ておよび支払い	998
第8条 特約の保険料の払込み	993	第23条 管轄裁判所	998
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	993	第24条 普通保険約款の規定の準用	998
8 失効、失効取消および復活について		14 特則について	
第10条 特約の失効	993	第25条 特別条件を付ける場合の特則	998
第11条 特約の失効取消	993	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1000
第12条 特約の復活	994	第27条 主契約が更新される場合の特則	1000
		第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1000
		第29条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1001
別表1 特定メンタル疾患	1002		
別表2 開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義	1002		
別表3 女性特定部位に対する手術	1003		
別表4 対象となる不慮の事故	1003		
別表5 支払対象となる乳房再建術	1003		
別表6 1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1004		
2. がんの定義	1004		
3. がんの診断確定	1004		
4. 新生物の形態の性状コード	1004		
別表7 給付金・一時金の支払請求に必要な書類	1005		
別表8 特定部位および指定疾病一覧表	1006		
別表9 感染症	1007		

5年ごと利差配当付満了一時金付特定療養給付特約（医療保険）

（実施 2011.8.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	所定の入院、手術、治療または出産等に対する保障
給付金等の種類	(1) 特定療養給付金 (2) 満了一時金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 本条の1. の規定にかかわらず、「第2条の1. ー(5)出産等に基づく特定療養給付金」の支払いについては、会社は、本条の2. に定めるこの特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日*1からこの特約上の責任を開始します。
4. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第1条 補足説明

- * 1 この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日
「出産等保障開始日」といいます。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
特定療養給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により、次に定める特定療養給付事由のいずれかに該当したとき (1) 特定期間の入院 主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始し、かつ、主契約に規定する1回の入院についての支払日数が次のいずれかに該当したとき ① 30日に達したとき ② ①に該当した場合で、60日に達したとき (2) 特定メンタル疾患による入院 次のすべてを満たす入院を開始したとき ① 主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院 ② 別表1★に定める特定メンタル疾患（以下「特定メンタル疾患」といいます。）の治療を直接の目的とする入院 (3) 特定手術 次のすべてを満たす手術を受けたとき ① 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術 ② 開頭脳手術、開胸心臓手術またはがん組織摘出手術（別表2★）もしくは女性特定部位に対する手術（別表3★） (4) 特定損傷に対する治療 次のすべてを満たす治療を受けたとき ① 不慮の事故（別表4★）による特定損傷*2に対して受けた治療 ② ①に定める不慮の事故（別表4★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 ③ 病院または診療所*3における治療 (5) 出産等 出産等保障開始日*4以後に、第2子以降の子を出産等*5したとき 注 この支払事由が生じる以前に、被保険者に出産（死産を除きます。）の経験があることを必要とします。	特定療養給付金額	主契約の入院給付金受取人
	被保険者が、この特約の保険期間満了の時に生存していた場合で、次のいずれかに該当したとき (1) この特約の保険期間満了の時までに「本条の1. - (5) 出産等に基づく特定療養給付金」の支払事由が生じ、「本条の1. - (5) 出産等に基づく特定療養給付金」が支払われたとき (2) (1)以外のとき	特定療養給付金額 × 2	保険契約者
満了一時金			

第2条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特定損傷

特定損傷とは、次の(1)から(3)のいずれかをいいます。

- (1) 骨折
骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
- (2) 関節脱臼
関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- (3) 腱の断裂
腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 4 出産等保障開始日

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、「本条の1. - (5) 出産等に基づく特定療養給付金」について会社がこの特約上の責任を開始する日（この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日とします。

2. 給付金または一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定療養給付金について

項 目	内 容
① 特定療養給付金の支払限度	ア. 各特定療養給付金について次のとおりとします。 (ア) 「本条の1. -(1)特定期間の入院に基づく特定療養給付金」 主契約に規定する1回の入院について2回とします。 (イ) 「本条の1. -(2)特定メンタル疾患による入院に基づく特定療養給付金」 主契約に規定する1回の入院について1回とします。 (ウ) 「本条の1. -(3)特定手術に基づく特定療養給付金」 手術1回について1回*⁶とします。なお、乳房再建術（別表5★）に関しては、一乳房について1回とします。 (エ) 「本条の1. -(4)特定損傷に対する治療に基づく特定療養給付金」 同一の不慮の事故（別表4★）について1回とします。 (オ) 「本条の1. -(5)出産等に基づく特定療養給付金」 この特約の保険期間*⁷を通じて、1回限りとします。 （注） 2人以上の多胎児の出産等の場合でも、1回限りとします。 イ. 「本条の1. -(1)から(4)までにに基づく特定療養給付金」を通算して30回とします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により入院をし、または手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*⁸からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けた場合 イ. この特約の付加の際*⁹に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間中に主契約の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	主契約の入院給付金の支払事由に該当する1回の入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。 （注） この規定は、「本条の1. -(2)から(5)までにに基づく特定療養給付金」の支払いに関しては適用しません。

* 5 出産等

出産等とは、次の(1)から(3)のいずれかをいいます。

- (1) 出産（死産を除きます。）
- (2) 死産（その死産を直接の原因として、主契約の入院給付金または手術給付金の支払事由に該当するものに限ります。なお、本条において、死産とは、妊娠第4月以後における死児の出産をいい、死児とは出産後において心臓搏動、随意筋の運動および呼吸のいずれも認めないものをいいます。）
- (3) 流産（その流産を直接の原因として、主契約の入院給付金または手術給付金^Aの支払事由に該当するものに限ります。）

A：流産を直接の原因として、主契約の手術給付金の支払事由に該当するときは、その手術を受けた日に流産したものとみなして取り扱います。

* 6 手術1回について1回

主契約に定める「一連の手術」については、主契約に定める「同一手術期間」中、最初に受けた手術に対し、1回とします。

* 7 この特約の保険期間

更新後特約の保険期間は含みません。

* 8 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 9 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
④ 特定メンタル疾患以外の事由を直接の原因とする入院中に、特定メンタル疾患の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって特定メンタル疾患の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。ただし、その日が主契約の入院給付金の支払限度日数に達した後またはこの特約の保険期間満了後となるときは、「本条の1. -(2)特定メンタル疾患による入院に基づく特定療養給付金」は支払いません。
⑤ 主契約の入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したとき	「本条の1. -(1)特定期間の入院に基づく特定療養給付金」、「本条の1. -(2)特定メンタル疾患による入院に基づく特定療養給付金」および「本条の1. -(5)出産等に基づく特定療養給付金」は支払いません。

(2) 満了一時金について

項 目	内 容
この特約の保険期間中に「本条の1. -(5)出産等に基づく特定療養給付金」の支払事由が生じた場合で、その支払前にその保険期間満了時の満了一時金の支払事由が生じたとき	「本条の1. -(5)出産等に基づく特定療養給付金」の支払事由が生じないで、満了一時金の支払事由が生じたものとして取り扱い、「本条の1. -(5)出産等に基づく特定療養給付金」は支払いません。

★別表1 (P.1002参照)、別表2 (P.1002参照)、別表3 (P.1003参照)、別表4 (P.1003参照)、別表5 (P.1003参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由(第2条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定療養給付金を支払いません。

	免責事由(支払事由が生じても特定療養給付金を支払わない場合)
第2条の1. -(1)から(4)までに基づく	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1(原因の如何を問いません。) (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって「第2条の1. -(1)から(4)までに基づく特定療養給付金」の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定療養給付金の金額の一部または全部を支払います。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・一時金の支払請求手続

1. 特定療養給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表7★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの特定療養給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

- (1) 「第2条の1. -(1)特定期間の入院または(2)特定メンタル疾患による入院に基づく特定療養給付金」の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったとき
- (2) 「第2条の1. -(3)特定手術に基づく特定療養給付金」の支払事由が生じ、かつ、主契約の手術給付金の請求があったとき

★別表7（P.1005参照）

4 満了一時金のすえ置き支払について

第5条 満了一時金のすえ置き支払

1. 満了一時金の支払事由（第2条）が生じた日以後、会社は、満了一時金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2. すえ置いた満了一時金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 主契約の死亡給付金を支払うとき	死亡給付金の受取人に支払います。
(2) 主契約の死亡給付金の支払以外により主契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとしします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保

保険料払込期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が60歳となるときは、60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。また、保険期間および保険料払込期間は、20年間を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定療養給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
- (2) 満了一時金を支払うときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*3 中に特定療養給付金の 支払事由（第2条）が 生じたとき	特定療養給付金を支払うときは、延滞保険料*2を 支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の 支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不 足するときは、会社は、支払事由の発生により支払 うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*3 中に満了一時金の支払 事由（第2条）が生じ たとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、 支払事由の発生により支払うべき金額を支払いませ ん。

第12条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第12条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定療養給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、給付金もしくは一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、特定療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定療養給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に「第2条の1. ー(1)から(4)までに基づく特定療養給付金」の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. ー(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、給付金もしくは一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明*** 1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*** 2 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 補足説明*** 1 給付金**

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

10 更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) 主契約およびこの特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日または被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日よりも前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の特定療養給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特定療養給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定療養給付金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

項 目	内 容
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金*2の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付金*2を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の特定療養給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特定療養給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

11 内容の変更について

第18条 特定療養給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特定療養給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定療養給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特定療養給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第19条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特定療養給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続

第17条 補足説明

*2 給付金

「第2条の1. ー(5)出産等に基づく特定療養給付金」は含みません。

している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。) します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第20条 特約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
 - (3) この特約による「第2条の1. -(1)から(4)までに基づく特定療養給付金」の支払回数が通算して30回に達したとき
2. 本条の1. -(1)に該当したときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。

第21条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
 - (2) 解除されたときまたは解約（第19条）されたとき
 - (3) 第20条（特約の消滅）の1. -(2)または(3)の規定により消滅したとき
2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第22条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第23条 管轄裁判所

この特約における給付金、一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 特定療養給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が「第2条の1. -(1)から(3)までに基づく特定療養給付金」の支払事由（第2条）に該当し、

第25条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

特定療養給付金を支払うべきときは、特定療養給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表9★）によって支払事由に該当したときは、特定療養給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定期間および指定疾病（別表8★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する「第2条の1. -(1)特定期間の入院または(3)特定手術に基づく特定療養給付金」は支払いません。ただし、災害または感染症（別表9★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第17条（特約の更新）の1. および第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 特定療養給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第17条（特約の更新）の1. および第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定療養給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約への変更（第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

付けられた特別条件	保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約への変更の取扱い
② 特定療養給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定療養給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

★別表8（P.1006参照）、別表9（P.1007参照）

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約およびこの特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていない場合で、主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、第17条（特約の更新）の2. および3. の規定に準じて取り扱います。

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする5年ごと利差配当付満一時金付特定療養給付特約（医療保険）に変更されます。
- 本条の1. に定める5年ごと利差配当付満一時金付特定療養給付特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の特定療養給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定療養給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定療養給付金額を変更することができます。

第25条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の5年ごと利差配当付満一時金付特定療養給付特約（医療保険）をいいます。

第26条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第28条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の5年ごと利差配当付満一時金付特定療養給付特約（医療保険）をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2の保険期間	変更日*1の翌日からその日を含めて、被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日までが20年を超えるときは、20年間に短縮します。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金*3の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付金*3を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、変更日*1に、この特約を保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(4)の規定を準用します。ただし、変更後の特定療養給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の特定療養給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 特定療養給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
特定療養給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定療養給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定療養給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、第5条（満一時金のすえ置き支払）の2. の規定にかかわらず、すえ置かれた満一時金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- (3) 被保険者が死亡したとき*2は、第20条（特約の消滅）の2. の規定にかかわらず、この特約の責任準備金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第28条 補足説明

* 3 給付金

「第2条の1. 一(5)出産等に基づく特定療養給付金」は含みません。

第29条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

* 2 被保険者が死亡したとき

被指定契約*1の死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。

別表1 特定メンタル疾患

支払対象となる「特定メンタル疾患」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

特定メンタル疾患の種類	分類項目	基本分類表番号
精神および行動の障害	◎精神作用物質使用による精神および行動の障害（F10－F19）中の ○アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）中の	
	・有害な使用	F10.1
	・依存症候群	F10.2
	・離脱状態	F10.3
	・せん妄を伴う離脱状態	F10.4
	・精神病性障害	F10.5
	・健忘症候群	F10.6
	・残遺性および遅発性の精神病性障害	F10.7
	・その他の精神および行動の障害	F10.8
	・詳細不明の精神および行動の障害	F10.9
	◎気分〔感情〕障害	F30-F39
	◎神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40-F48
神経系の疾患	◎生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群（F50－F59）中の ○摂食障害	F50
	○非器質性睡眠障害	F51
	○産褥に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの	F53
	○他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
	○生理的障害および身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群	F59
	◎挿間性および発作性障害（G40－G47）中の ○睡眠障害（G47）中の	
	・睡眠の導入および維持の障害〔不眠症〕	G47.0
	・過度の傾眠〔過眠症〕	G47.1
	・睡眠・覚醒スケジュール障害	G47.2
	・その他の睡眠障害	G47.8
	・睡眠障害、詳細不明	G47.9
	◎神経系のその他の障害（G90－G99）中の ○自律神経系の障害	G90
	○他に分類される疾患における神経系のその他の障害（G99）中の ・内分泌疾患および代謝疾患における自律神経ニューロパチー	G99.0
	・他に分類されるその他の疾患における自律神経系のその他の障害	G99.1

別表2 開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義

手術名	手術の定義
開頭脳手術	脳に対する治療を直接の目的とした、開頭（穿頭を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、経鼻的下垂体腫瘍摘出術および経耳的聴神経腫瘍摘出術は、開頭脳手術とみなして取り扱います。 注 生検、試験開頭術および血管カテーテルによる手術は除きます。
開胸心臓手術	心臓または大動脈（冠動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈を含みます。）に対する治療を直接の目的とした開胸（開心を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、開胸心臓マッサージおよび開胸心臓ドレナージは、開胸心臓手術とみなして取り扱います。 注 生検、試験開胸術および血管カテーテルによる手術は除きます。
がん組織摘出手術	器具を用い生体に切開・切除を加えて、がん（別表6）組織を体外に摘出・摘除（注1）（蒸散・凝固・融解・焼灼は含みません。）する手術（注2）をいいます。 注1 摘出・摘除した組織に、がん（別表6）細胞が含まれていることを必要とします。 注2 生検および経口的、経鼻的、経耳的、経尿道的、経肛門的もしくは経腔的に行われるファイバースコープによる手術または血管カテーテルによる手術は除きます。

別表3 女性特定部位に対する手術

乳房、子宮、卵巣、卵管、甲状腺および上皮小体（副甲状腺）に対する手術をいいます。ただし、次の(1)から(4)の手術を除きます。

- (1) がん組織摘出手術（別表2）
- (2) 別表5以外の乳房再建術
- (3) 子宮頸管ポリープ切除術
- (4) 異常妊娠または異常分娩による手術

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 支払対象となる乳房再建術

支払対象となる乳房再建術は、この特約の責任開始の時（この特約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。）以後に生じた原因によるがん組織摘出手術（別表2）により喪失された乳房の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする観血手術とします。

別表6

1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

支払対象となる「悪性新生物および上皮内新生物」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、 ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表7 給付金・一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特定療養給付金の支払い	(1) 特定療養給付金支払請求書 (2) 特定療養給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 特定療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 「第2条の1. -(1)特定期間の入院または(2)特定メンタル疾患による入院に基づく特定療養給付金」の場合には、会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 「第2条の1. -(3)特定手術に基づく特定療養給付金」の場合には、会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (6) 「第2条の1. -(4)特定損傷に対する治療に基づく特定療養給付金」の場合には、不慮の事故（別表4）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (7) 「第2条の1. -(5)出産等に基づく特定療養給付金」の場合には、被保険者の2人目以後の実子の戸籍謄本または戸籍抄本 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 満了一時金の支払い	(1) 満了一時金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 満了一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 満了一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特
約

5年ごと利差配当付満了一時金付特定療養給付特約（医療保険）

別
表

別表8 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表9 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約

5年ごと利差配当付満一時金付特定療養給付特約(医療保険)

別
表

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1009	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1013
第1条 特約の責任開始の時	1009	第14条 告知義務違反による解除	1013
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1013
第2条 がんの定義および診断確定	1009	第16条 重大事由による解除	1014
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん治療給付金の支払い	1009	第17条 がん治療給付金額の減額	1015
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん治療給付金の支払請求手続	1010	第18条 特約の解約	1015
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1015
第5条 特約の保険料の払込免除	1011	第20条 返戻金	1015
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1011	第21条 社員配当金の割当ておよび支払い	1015
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1016
第7条 特約の保険料の払込み	1011	第23条 普通保険約款の規定の準用	1016
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1011	第24条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	1016
8 失効、失効取消および復活について		14 特則について	
第9条 特約の失効	1011	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1016
第10条 特約の失効取消	1012	第26条 主契約が更新される場合の特則	1016
第11条 特約の復活	1012	第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1017
9 無効について		第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1018
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1012		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1019		
別表2 新生物の形態の性状コード	1019		
別表3 がん治療給付金の支払対象となる「入院」	1019		
別表4 病院または診療所	1019		
別表5 がん治療給付金の支払対象となる「手術」	1020		
別表6 がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」	1020		
別表7 がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」	1020		
別表8 公的医療保険制度	1020		
別表9 医科診療報酬点数表	1020		
別表10 歯科診療報酬点数表	1020		
別表11 がん治療給付金の支払請求に必要な書類	1021		

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2015.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療に対する保障
給付金の種類	がん治療給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をおこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.1019参照）、別表2（P.1019参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 がん治療給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん治療給付金の支払事由が

特約

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

生じたときは、その支払事由に対応してがん治療給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（がん治療給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん治療給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき (1) 入院日数が1日*2以上の入院（別表3★） (2) 別表5★に定める手術 (3) 別表6★に定める放射線治療 (4) 別表7★に定める抗がん剤治療	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月ごとに、 がん治療給付金月額	主契約の入院給付金受取人

2. がん治療給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者ががん治療給付金の支払事由に該当する治療を受けた日*3が、同一の月に2日以上あるとき	その月の最初の治療を受けた日*3に支払事由が生じたものとみなして取り扱います。
(2) 被保険者が、本条の1.－(1)から(4)のうち、同時に複数の治療を受けたとき	がん治療給付金を重複して支払いません。
(3) がん治療給付金の支払限度	支払月数を通算して120か月を限度とします。
(4) がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月中にがん治療給付金額が減額されたとき	その治療を受けた日*3現在のがん治療給付金額とします。
(5) がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月中に主契約の入院給付金受取人が変更されたとき	その治療を受けた日*3現在の主契約の入院給付金受取人に支払います。
(6) がん治療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん治療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表3（P.1019参照）、別表5（P.1020参照）、別表6（P.1020参照）、別表7（P.1020参照）

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*3 治療を受けた日

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 入院のときは、入院日各日
- (2) 手術のときは、手術日
- (3) 放射線治療のときは、放射線照射日
- (4) 抗がん剤治療のときは、医師が注射による抗がん剤の投与を行った日または医師が抗がん剤の処方を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日とします。）

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん治療給付金の支払請求手続

1. がん治療給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. がん治療給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん治療給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん治療給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん治療給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん治療給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん治療給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）された

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

* 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

ものとして取り扱います。

5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん治療給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん治療給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん治療給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱いします。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) がん治療給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条(告知義務違反による解除)の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 がん治療給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん治療給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん治療給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん治療給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第18条)されたものとして取り扱います。
- (2) がん治療給付金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約によるがん治療給付金の支払月数が通算して120か月に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第21条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん治療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第24条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正 |
| (2) 医療技術または医療環境の変化*2 |

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|--------------------------------|
| (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法 |
| (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第18条）する方法 |

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

14 特則について

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん治療給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん治療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん治療給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第24条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第25条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後のがん治療給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん治療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん治療給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん治療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん治療給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん治療給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん治療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん治療給付金が支払われるべきときは、第3条（がん治療給付金の支払い）の2. -(6)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(6) がん治療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん治療給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第28条 補足説明*** 1 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん治療給付金の支払対象となる「入院」

がん治療給付金の支払対象となる「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(別表4)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りします。

別表4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表5 がん治療給付金の支払対象となる「手術」

がん治療給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表4）に入り、医師の管理下において、がんの治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(5)などは、がん治療給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続性胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
(2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
(3) 美容整形上の手術
(4) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
(5) 屈折異常に対する視力矯正手術 |
|---|

注

公的医療保険制度（別表8）に基づく医科診療報酬点数表（別表9）で手術料が算定される場合には、がん治療給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表6 がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」

がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表4）に入り、医師の管理下において、がんの治療を直接の目的として行われる放射線照射または温熱療法をいいます。なお、次の(1)から(4)などは、がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
(2) 検査（エックス線診断など）
(3) 血液照射
(4) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |
|---|

注

公的医療保険制度（別表8）に基づく医科診療報酬点数表（別表9）で放射線治療料が算定される場合には、がん治療給付金の支払対象となる放射線治療に該当します。

別表7 がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」

がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」とは、医師による治療が必要であり、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす治療をいいます。

- (1) 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方
 - ① 投与または処方を受けた時点において、被保険者が診断確定された「がん（別表1）」に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品
 - ② がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品
- (2) (1)の投与または処方について、公的医療保険制度（別表8）に基づく医科診療報酬点数表（別表9）または歯科診療報酬点数表（別表10）で薬剤料または処方せん料が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）

注

処方は、処方せんの交付を受け、その処方せんに基づく医薬品の支給を受けている場合に限ります。

別表8 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表9 医科診療報酬点数表

手術、放射線治療または抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表10 歯科診療報酬点数表

抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表11 がん治療給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん治療給付金の支払い	(1) がん治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による治療を受けた病院または診療所の医師の治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 保険医療機関または保険薬局が発行する診療明細書（調剤明細書を含みます。） (5) がん治療給付金の受取人の戸籍抄本 (6) がん治療給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険（返戻金なし型）

別

表

5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1023	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1027
第1条 特約の責任開始の時	1023	第14条 告知義務違反による解除	1027
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1028
第2条 がんの定義および診断確定	1023	第16条 重大事由による解除	1028
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん診断給付金の支払い	1023	第17条 がん診断給付金額の減額	1029
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん診断給付金の支払請求手続	1025	第18条 特約の解約	1029
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1029
第5条 特約の保険料の払込免除	1025	第20条 返戻金	1029
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1025	第21条 社員配当金の割当ておよび支払い	1030
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1030
第7条 特約の保険料の払込み	1025	第23条 普通保険約款の規定の準用	1030
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1025	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1030
第9条 特約の失効	1026	第25条 主契約が更新される場合の特則	1030
第10条 特約の失効取消	1026	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1031
第11条 特約の復活	1026	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1031
9 無効について			
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1026		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1033		
別表2 新生物の形態の性状コード	1033		
別表3 がん診断給付金の支払請求に必要な書類	1033		

5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2015.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんの診断確定に対する保障
給付金の種類	がん診断給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をおこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.1033参照）、別表2（P.1033参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 がん診断給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん診断給付金の支払事由が

特約

5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

生じたときは、その支払事由に対応してがん診断給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（がん診断給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん診断給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	がん診断給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. がん診断給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、同時に複数のがんと診断確定されたとき	がん診断給付金を重複しては支払いません。
(2) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たながん*2と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金は支払いません。
(3) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たながん*2と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金を支払います。
(4) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院*3中のとき	その日に新たながん*2と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
(5) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院*3したとき	新たながん*2の診断確定がない場合でも、その入院*3の開始日に新たながん*2と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
(6) がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

* 3 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん診断給付金の支払請求手続

1. がん診断給付金の支払事由(第3条)が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類(別表3★)をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3 (P.1033参照)

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約(第18条)されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん診断給付金の支払事由(第3条)が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん診断給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん診断給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん診断給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

項 目	内 容
(2) 告知の時にがんが診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までのがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでになん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん診

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにごがん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条(告知義務違反による解除)の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 がん診断給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん診断給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん診断給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん診断給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第18条)されたものとして取り扱います。
- (2) がん診断給付金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第21条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん診断給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん診断給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後のがん診断給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん診断給付金額と同額とした場合に、

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更新日とします。

会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん診断給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん診断給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん診断給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん診断給付金が支払われるべきときは、第3条（がん診断給付金の支払い）の2. 一(6)を次のとおり読み替えます。

第26条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

特
約

5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

第27条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
(6) がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん診断給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/ 2 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 / 3 悪性、原発部位 / 6 悪性、転移部位 悪性、続発部位 / 9 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん診断給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん診断給付金の支払い	(1) がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 病理組織検査報告書 (5) がん診断給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1035	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1039
第1条 特約の責任開始の時	1035	第14条 告知義務違反による解除	1039
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1040
第2条 がんの定義および診断確定	1035	第16条 重大事由による解除	1040
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 女性がん診断給付金の支払い	1036	第17条 女性がん診断給付金額の減額	1041
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 女性がん診断給付金の支払請求手続	1037	第18条 特約の解約	1042
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1042
第5条 特約の保険料の払込免除	1037	第20条 返戻金	1042
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1037	第21条 社員配当金の割当ておよび支払い	1042
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1042
第7条 特約の保険料の払込み	1037	第23条 普通保険約款の規定の準用	1042
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1038	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1042
第9条 特約の失効	1038	第25条 主契約が更新される場合の特則	1042
第10条 特約の失効取消	1038	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1043
第11条 特約の復活	1038	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1044
9 無効について			
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1038		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1045		
別表2 新生物の形態の性状コード	1045		
別表3 女性特定がん	1045		
別表4 女性がん診断給付金の支払請求に必要な書類	1046		

5年ごと利差配当付女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2015.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定がんの診断確定に対する保障
給付金の種類	女性がん診断給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

特
約

5年ごと利差配当付女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

★別表1（P.1045参照）、別表2（P.1045参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 女性がん診断給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、女性がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して女性がん診断給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（女性がん診断給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性がん診断給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	女性がん診断給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. 女性がん診断給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、同時に複数の女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	女性がん診断給付金を重複しては支払いません。
(2) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たな女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	その女性特定がんの診断確定に対する女性がん診断給付金は支払いません。
(3) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たな女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	その女性特定がんの診断確定に対する女性がん診断給付金を支払います。
(4) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」に女性特定がん（別表3★）の治療を直接の目的とする継続入院*2中のとき	その日に新たな女性特定がんと診断確定されたものとみなして、女性がん診断給付金を支払います。
(5) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、女性特定がん（別表3★）の治療を直接の目的として入院*2したとき	新たな女性特定がんの診断確定がない場合でも、その入院*2の開始日に新たな女性特定がんと診断確定されたものとみなして、女性がん診断給付金を支払います。

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

項 目	内 容
(6) 女性がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性がん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性がん診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表3（P.1045参照）

4 給付金の支払請求手続について

第4条 女性がん診断給付金の支払請求手続

1. 女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 女性がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.1046参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第

18条) されたものとしします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による女性がん診断給付金の支払事由(第3条)が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性がん診断給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による女性がん診断給付金の支払事由(第3条)が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に女性がん診断給付金の支払事由(第3条)が生じたとき	女性がん診断給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知(第13条)の時前または告知の時からこ

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

の特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。

2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活(第11条)の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約(第18条)されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第14条(告知義務違反による解除)または第16条(重大事由による解除)に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条(特約の消滅)および第20条(返戻金)の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活(第11条)の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。)で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、女性がん診断給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第5条)の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活(第11条)にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、女性がん診断給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第5条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに女性がん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、女性がん診断給付金の支払事由または保険料の

第12条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条(特約の責任開始の時)の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

*2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、女性がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- | |
|--|
| (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|--|

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- | |
|---|
| (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
(5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内に女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時 |
|---|

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、女性がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その女性がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに女性がん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 女性がん診断給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって女性がん診断給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性がん診断給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性がん診断給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性がん診断給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- | |
|----------------------------|
| (1) 被保険者が死亡したとき |
| (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき |

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第21条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第22条 管轄裁判所

この特約における女性がん診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社へに通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性がん診断給付金額	更新前特約の保険期間満了日の女性がん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性がん診断給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の女性がん診断給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の女性がん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付女性がん診断給付特約(医療保険)(返戻金なし型)に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付女性がん診断給付特約(医療保険)(返戻金なし型)への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性がん診断給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性がん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性がん診断給付金額を変更することができます。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付女性がん診断給付特約(医療保険)(返戻金なし型)をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の女性がん診断給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の女性がん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に女性がん診断給付金が支払われるべきときは、第3条（女性がん診断給付金の支払い）の2. ー(6)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(6) 女性がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性がん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性がん診断給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 女性特定がん

特定部位(甲状腺、上皮小体(副甲状腺)、乳房、子宮、卵巣、卵管、外陰部、膣および胎盤をいいます。別表3において以下同じ。)に生じたがんをいいます。

(注) 転移性がんについては、転移病巣が特定部位に生じたことを必要とします。

別表4 女性がん診断給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
女性がん診断給付金の支払い	(1) 女性がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 女性がん診断給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 女性がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1048	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1052
第1条 特約の責任開始の時	1048	第14条 告知義務違反による解除	1052
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1052
第2条 がんの定義および診断確定	1048	第16条 重大事由による解除	1053
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん診断給付金の支払い	1048	第17条 がん診断給付金額の減額	1054
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん診断給付金の支払請求手続	1049	第18条 特約の解約	1054
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1054
第5条 特約の保険料の払込免除	1050	第20条 返戻金	1054
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1050	第21条 社員配当金の割当ておよび支払い	1055
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1055
第7条 特約の保険料の払込み	1050	第23条 普通保険約款の規定の準用	1055
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1050	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1055
第9条 特約の失効	1050	第25条 主契約が更新される場合の特則	1055
第10条 特約の失効取消	1051	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1056
第11条 特約の復活	1051	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1056
9 無効について			
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1051		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1058		
別表2 新生物の形態の性状コード	1058		
別表3 がん診断給付金の支払請求に必要な書類	1058		

5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2019.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんの診断確定に対する保障
給付金の種類	がん診断給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.1058参照）、別表2（P.1058参照）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

3 給付金の支払いについて

第3条 がん診断給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん診断給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（がん診断給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん診断給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	がん診断給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. がん診断給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、同時に複数のがんと診断確定されたとき	がん診断給付金を重複しては支払いしません。
(2) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たながん*2と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金は支払いしません。
(3) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たながん*2と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金を支払います。
(4) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院*3中のとき	その日に新たながん*2と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
(5) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院*3したとき	新たながん*2の診断確定がない場合でも、その入院*3の開始日に新たながん*2と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
(6) がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

* 3 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん診断給付金の支払請求手続

1. がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2. がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.1058参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん診断給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
 - (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん診断給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん診断給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について**第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効**

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）された

第10条 補足説明*** 1 失効取消**

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

*** 2 延滞保険料**

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

*** 3 延滞保険料払込期間**

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明*** 1 復活**

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明*** 1 特約の責任開始の時**

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

*** 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料**

その復活の延滞保険料を含みます。

ものとして取り扱います。

5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。(2) すでにがん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|---|

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 がん診断給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん診断給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん診断給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん診断給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん診断給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内にがん診断給付金が支払われたとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第21条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん診断給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん診断給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後のがん診断給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん診断給付金額と同額とした場合に、

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん診断給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん診断給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん診断給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん診断給付金が支払われるべきときは、第3条（がん診断給付金の支払い）の2. 一(6)を次のとおり読み替えます。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
(6) がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん診断給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

特

約

5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改訂版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん診断給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん診断給付金の支払い	(1) がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 病理組織検査報告書 (5) がん診断給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1060	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1064
第1条 特約の責任開始の時	1060	第14条 告知義務違反による解除	1064
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1065
第2条 がんの定義および診断確定	1060	第16条 重大事由による解除	1065
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 女性がん診断給付金の支払い	1060	第17条 女性がん診断給付金額の減額	1066
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 女性がん診断給付金の支払請求手続	1062	第18条 特約の解約	1066
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1066
第5条 特約の保険料の払込免除	1062	第20条 返戻金	1066
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1062	第21条 社員配当金の割当ておよび支払い	1067
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1067
第7条 特約の保険料の払込み	1062	第23条 普通保険約款の規定の準用	1067
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1062	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1067
第9条 特約の失効	1063	第25条 主契約が更新される場合の特則	1067
第10条 特約の失効取消	1063	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1068
第11条 特約の復活	1063	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1068
9 無効について			
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1063		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1070		
別表2 新生物の形態の性状コード	1070		
別表3 女性特定がん	1070		
別表4 女性がん診断給付金の支払請求に必要な書類	1071		

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2019.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定がんの診断確定に対する保障
給付金の種類	女性がん診断給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をおこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

★別表1（P.1070参照）、別表2（P.1070参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 女性がん診断給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、女性がん診断給付金の支払事

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

由が生じたときは、その支払事由に対応して女性がん診断給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（女性がん診断給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性がん診断給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	女性がん診断給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. 女性がん診断給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、同時に複数の女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	女性がん診断給付金を重複しては支払いません。
(2) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たな女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	その女性特定がんの診断確定に対する女性がん診断給付金は支払いません。
(3) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たな女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	その女性特定がんの診断確定に対する女性がん診断給付金を支払います。
(4) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」に女性特定がん（別表3★）の治療を直接の目的とする継続入院*2中のとき	その日に新たな女性特定がんと診断確定されたものとみなして、女性がん診断給付金を支払います。
(5) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、女性特定がん（別表3★）の治療を直接の目的として入院*2したとき	新たな女性特定がんの診断確定がない場合でも、その入院*2の開始日に新たな女性特定がんと診断確定されたものとみなして、女性がん診断給付金を支払います。
(6) 女性がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性がん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性がん診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

特約

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

★別表3（P.1070参照）

4 給付金の支払請求手続について

第4条 女性がん診断給付金の支払請求手続

1. 女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 女性がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.1071参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性がん診断給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*¹の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*²を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*²が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*¹の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約による女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	女性がん診断給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*¹前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

項 目	内 容
(2) 告知の時前にがん診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかん診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに女性がん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、女性がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、女性がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内に女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、女性

第15条 補足説明*** 1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明*** 1 給付金**

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その女性ががん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性ががん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに女性ががん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 女性ががん診断給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって女性ががん診断給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性ががん診断給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性ががん診断給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性ががん診断給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内に女性ががん診断給付金が支払われたとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第21条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第22条 管轄裁判所

この特約における女性がん診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性がん診断給付金額	更新前特約の保険期間満了日の女性がん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性がん診断給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の女性がん診断給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の女性がん診断給付金額と同額とした

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更新日とします。

場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性がん診断給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性がん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性がん診断給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の女性がん診断給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の女性がん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に女性がん診断給付金が支払われるべきときは、第3条（女性がん診断給付金の支払い）の2. ー(6)を次のとおり読み替えます。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
(6) 女性がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性がん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性がん診断給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

特

約

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約(医療保険)(返戻金なし型)

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 女性特定がん

特定部位（甲状腺、上皮小体（副甲状腺）、乳房、子宮、卵巣、卵管、外陰部、膣および胎盤をいいます。別表3において以下同じ。）に生じたがんをいいます。

（注）転移性がんについては、転移病巣が特定部位に生じたことを必要とします。

別表4 女性がん診断給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
女性がん診断給付金の支払い	(1) 女性がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 女性がん診断給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 女性がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特
約

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約(医療保険)(返戻金なし型)

別
表

無配当傷害特約目次

この特約の特色	1073	11 復旧について	
1 保障の開始について		第21条 特約の復旧	1083
第1条 特約の責任開始の時	1073	12 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第22条 特約の解約	1083
第2条 この特約の被保険者および特約の型	1073	第23条 特約の消滅	1083
3 保険金等の支払いについて		第24条 返戻金	1083
第3条 保険金・給付金の支払い	1073	13 被保険者の変更について	
第4条 免責事由	1075	第25条 特約の被保険者の変更	1084
4 保険金等の支払請求手続について		14 その他	
第5条 保険金・給付金の支払請求手続	1075	第26条 社員配当金	1084
5 保険料の払込免除について		第27条 管轄裁判所	1084
第6条 特約の保険料の払込免除	1076	第28条 普通保険約款の規定の準用	1084
6 保険期間および保険料払込期間について		15 特則について	
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1076	第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に 付加する場合の特則	1085
7 保険料の払込みについて		第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	1085
第8条 特約の保険料の払込み	1076	第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	1085
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1077	第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	1086
第10条 特約の保険料の振替貸付	1077	第33条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	1087
8 失効、失効取消および復活について		第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	1087
第11条 特約の失効	1077	第35条 主契約が更新または変更される場合の特則	1087
第12条 特約の失効取消	1077	第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	1088
第13条 特約の復活	1078	第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	1088
9 告知義務と解除について		第38条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則	1088
第14条 告知義務	1078	第39条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	1088
第15条 告知義務違反による解除	1078	第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	1089
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	1079		
第17条 重大事由による解除	1079		
10 内容の変更および更新について			
第18条 特約の更新	1080		
第19条 災害保険金額の増額	1082		
第20条 災害保険金額の減額	1082		
別表1 対象となる不慮の事故	1092		
別表2 給付割合表	1093		
別表3 身体の同一部位	1095		
別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類	1095		
別表5 感染症	1096		

無配当傷害特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または不慮の事故による所定の身体障害の状態に対する保障
保険金等の種類	(1) 災害保険金 (2) 障害給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 保険金等の支払いについて

第3条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金 額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表5★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に給付割合表（別表2★）に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき	(1) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の1種目のみに該当するとき 災害保険金額に給付割合表（別表2★）のその該当する種目に対応する給付割合を乗じた金額 (2) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の2種目以上に該当するとき その該当する各種目*2ごとに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	主契約の高度障害保険金受取人

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 災害保険金について

項 目	内 容
災害保険金を支払う場合で、その災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金をすでに支払っているか、または支払請求があるもまだ支払っていないとき	災害保険金額にその該当する給付割合（別表2★）を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きします。

(2) 障害給付金について

項 目	内 容
① すでに給付割合表（別表2★）に該当する身体障害が生じていた場合で、それと同一部位（別表3★）に新たに身体障害が生じたとき	次のア. の給付割合からイ. の給付割合を差し引いた割合を給付割合として、障害給付金の金額を算定します。 ア. すでにあった身体障害*3を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 イ. すでにあった身体障害*3の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「給付割合表（別表2★）に定める身体障害の状態のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、障害給付金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に障害給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第18条・第35条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 その該当する各種目

身体の同一部位（別表3★）に生じた2種目以上の障害については、その最も上位の種目のみとします。

* 3 すでにあった身体障害

「この特約の責任開始の時*1前に生じていた身体障害」および「この特約の責任開始の時*1前の原因によりこの特約の責任開始の時*1以後に生じた身体障害」を含みます。

項 目	内 容
③ 障害給付金の支払限度	給付割合を通算して10割とします。
④ 災害保険金を支払ったとき	その後に災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金の支払請求を受けても、その障害給付金は支払いません。
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.1092参照）、別表2（P.1093参照）、別表3（P.1095参照）、別表5（P.1096参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）	
災害保険金・障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 保険金等の支払請求手続について

第5条 保険金・給付金の支払請求手続

1. 保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表

- 4★) をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この特約が次の契約形態の場合で、保険金もしくは給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金または障害給付金の受取人は、保険金または給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金または障害給付金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金または給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.1095参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。 (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3. において「当該団体」といいます。

は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第12条 補足説明

* 1 失効取消

特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金または給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第12条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. ー(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

第17条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)～②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第15条・第16条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものと取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものと取り扱います。

第19条 災害保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 災害保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、

会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2. 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の障害給付金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による障害給付金の支払割合が通算して10割となったとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約

第23条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
② 解除または解約（第22条）されたとき
③ 第23条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 本条の(1)の規定にかかわらず、第17条（重大事由による解除）の1. - (4)の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第17条（重大事由による解除）の2. - (1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の(1)の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (4) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者に変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者に変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者が増えたり減ったりした旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第26条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

- この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3.の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- 第24条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。

- この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。ただし、第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあつては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金をそれぞれ第2被保険者または死亡保険金受取人に支払います。

- この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第29条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

- 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
- 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
- 生存給付金付終身保険契約
- 有期払込高保障終身保険契約
- 有期払込普通終身保険契約
- 普通終身保険契約
- 有期払込終身保険契約
- 特別終身年金保険契約

特
約

無
配
当
傷
害
特
約

- (5) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の1.の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (7) 第1被保険者についてこの特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。

- ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
- ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
- ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
- ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者

- (8) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
 - (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
 - (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
 - (5) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - (6) 第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第33条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

- この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
 - この特約については特別勘定による運用は行いません。
- この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第35条 主契約が更新または変更される場合の特則

- 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
 - 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第34条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、保険金および給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第38条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1.中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2.-(2)-⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第24条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第39条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理

第37条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
- (5) 普通定期保険契約
- (6) 長期生活保障保険契約

請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 被保険者が給付割合表（別表2★）に定める第1級の身体障害の状態に該当したことにより障害給付金を請求する際に、障害給付金の受取人が被保険者の場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が障害給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が障害給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が障害給付金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 保険金または給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表2（P.1093参照）、別表4（P.1095参照）

第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約の場合で、更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この特約の被保険者となることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当し

第39条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第40条 補足説明

*1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

た者はその日から、被保険者になります。

- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の保険金または給付金の支払いに関して、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- | |
|---|
| <p>① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。</p> <p>② 「災害保険金額」とあるのをすべて「災害保険金額×0.6」と読み替えます。</p> <p>③ 「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金受取人」と読み替えます。ただし、主契約が個人年金保険契約または新個人年金保険契約の場合には、「主契約の死亡給付金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と、主契約が5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約の場合には、「主契約の死亡年金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。</p> |
|---|

- (2) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- | |
|--|
| <p>① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。</p> <p>② (4)から(8)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。</p> |
|--|

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

- (2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <p>① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。</p> <p>② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。</p> <p>③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約が次のいずれかに該当するときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。</p> <p>ア. この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるとき</p> <p>イ. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき</p> <p>④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。</p> |
|--|

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の被保険者が死亡したことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による保険金および給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の災害保険金額がこの特約の災害保険金額の6割以下であること

5. 更新前特約の規定によるこの特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
6. 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤、第6条（特約の保険料の払込免除）および第23条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（保険金・給付金の支払請求手続）の2. および3. については、必要書類（別表4★）を次の(1)および(2)のとおり読み替えて準用します。
- (1) 「1. 災害保険金の支払い」の必要書類を次のとおり読み替えます。

- (1) 災害保険金支払請求書
- (2) 不慮の事故（別表1★）であることを証明する書類
- (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書
- (4) 主契約の被保険者の戸籍謄本および災害保険金の受取人の戸籍抄本
- (5) 災害保険金の受取人の印鑑証明書
- (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

- (2) 「2. 障害給付金の支払い」の必要書類中、「(4)障害給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(4)主契約の被保険者の戸籍謄本および障害給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えます。

★別表1（P.1092参照）、別表4（P.1095参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注4） 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注1） 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注7(1)）	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（注9） 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5）	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（注9(1)(2)） 16. 10足指を失ったもの（注10(1)） 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注8(1)(2)）	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（注3(3)） 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（注4(2)(4)） 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（注2） 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの（注9(1)(2)） 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 27. 1足の5足指を失ったもの（注10(1)）	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの（注9(1)(2)） 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（注5(1)(3)） 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5(1)(2)） 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（注6） 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（注8(3)）	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの（注9(1)(2)） 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの（注10(1)） 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの（注10(2)）	1割

特約

無配当傷害特約

別表

注

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

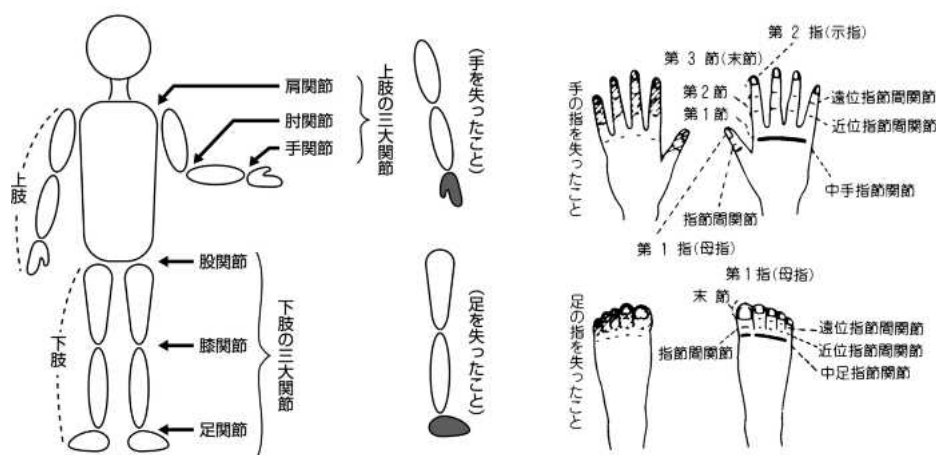
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 〔別表2〕の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 災害保険金の支払い	死亡保険金、死亡年金または死亡給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
2. 障害給付金の支払い	(1) 障害給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当災害割増特約目次

この特約の特色	1098	11 解約等について	
1 保障の開始について		第21条 特約の解約	1108
第1条 特約の責任開始の時	1098	第22条 特約の消滅	1108
2 保険金の支払いについて		第23条 返戻金	1108
第2条 災害保険金の支払い	1098	12 被保険者の変更について	
第3条 免責事由	1099	第24条 特約の被保険者の変更	1109
3 保険金の支払請求手続について		13 その他	
第4条 災害保険金の支払請求手続	1100	第25条 社員配当金	1109
4 保険料の払込免除について		第26条 管轄裁判所	1109
第5条 特約の保険料の払込免除	1100	第27条 普通保険約款の規定の準用	1109
5 保険期間および保険料払込期間について		14 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1101	第28条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に 付加する場合の特則	1109
6 保険料の払込みについて		第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	1110
第7条 特約の保険料の払込み	1101	第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	1110
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1101	第31条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	1110
第9条 特約の保険料の振替貸付	1101	第32条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	1111
7 失効、失効取消および復活について		第33条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	1111
第10条 特約の失効	1102	第34条 主契約が更新または変更される場合の特則	1111
第11条 特約の失効取消	1102	第35条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	1112
第12条 特約の復活	1102	第36条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	1112
8 告知義務と解除について		第37条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則	1113
第13条 告知義務	1102	第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	1113
第14条 告知義務違反による解除	1103		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1103		
第16条 重大事由による解除	1103		
9 内容の変更および更新について			
第17条 特約の更新	1104		
第18条 災害保険金額の増額	1107		
第19条 災害保険金額の減額	1107		
10 復旧について			
第20条 特約の復旧	1108		
別表1 対象となる不慮の事故	1114		
別表2 対象となる高度障害状態	1115		
別表3 災害保険金の支払請求に必要な書類	1115		
別表4 感染症	1116		

無配当災害割増特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	災害保険金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 災害保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、災害保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（災害保険金を支払う場合）	金 額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表2★）になったとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因として高度障害状態（別表2★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時
第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 災害保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、災害保険金の支払事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表2★）になったとき ② その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（別表2★）になったとき
(2) 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、災害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に災害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第34条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ① この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ② その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、不慮の事故（別表1★）による傷害を原因とするときは、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。
(3) 「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による災害保険金」の支払請求を受け、「死亡による災害保険金」が支払われるとき	「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」は支払いません。
(4) 災害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.1114参照）、別表2（P.1115参照）、別表4（P.1116参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても災害保険金を支払わない場合）	
災害保険金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 災害保険金の支払請求手続

1. 災害保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 災害保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この特約が次の契約形態の場合で、災害保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金の受取人は、災害保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱いいます。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 災害保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.1115参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱いいます。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による災害保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に災害保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	災害保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第14条 告知義務違反による解除

- この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
- 会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 災害保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに災害保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

- 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡による災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 災害保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

特

約

無配当災害割増特約

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. 一(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 災害保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 災害保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の災害保険金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支

第22条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

- (2) 本条の(1)の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の1. - (4)の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の2. - (1)または(2)の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については本条の(1)の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (4) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

- 1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
- 2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第28条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

- 1. この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- 2. この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満

第28条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
- (3) 生存給付金付終身保険契約
- (4) 有期払込高保障終身保険契約
- (5) 有期払込普通終身保険契約
- (6) 普通終身保険契約
- (7) 有期払込終身保険契約
- (8) 特別終身年金保険契約

了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第5条（特約の保険料の払込免除）の3.の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (5) この特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。
 - ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 - ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 - ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 - ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者
- (6) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第31条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第32条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

1. この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

2. この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第33条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第34条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。

第33条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第35条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第36条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、災害保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第36条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
- (5) 普通定期保険契約
- (6) 長期生活保障保険契約

第37条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (3) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の受取人が被保険者の場合で、その災害保険金の受取人がその災害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその災害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による災害保険金」の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する「死亡による災害保険金」の受取人が2人以上いるときは、その災害保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が災害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により、会社が災害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその災害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 災害保険金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害保険金を支払いません。

★別表2（P.1115参照）、別表3（P.1115参照）

第38条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 対象となる高度障害状態

災害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1）
	(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2）
	(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注3）
	(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注4）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表3 災害保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
災害保険金の支払い	死亡保険金、高度障害保険金、死亡年金、高度障害年金、死亡給付金または高度障害給付金の支払請求に必要なとする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1118	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第14条 告知義務	1122
第1条 特約の保険期間開始の時	1118	第15条 告知義務違反による解除	1122
第2条 特約の責任開始の時	1118	第16条 告知義務違反による解除ができないとき	1122
2 給付金の支払いについて		第17条 重大事由による解除	1123
第3条 軽度認知障害給付金の支払い	1118	10 内容の変更について	
第4条 免責事由	1119	第18条 軽度認知障害給付金額の減額	1124
3 給付金の支払請求手続について		11 解約等について	
第5条 軽度認知障害給付金の支払請求手続	1120	第19条 特約の解約	1124
4 保険料の払込免除について		第20条 特約の消滅	1124
第6条 特約の保険料の払込免除	1120	第21条 返戻金	1124
5 保険期間および保険料払込期間について		12 その他	
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1120	第22条 社員配当金	1124
6 保険料の払込みにについて		第23条 管轄裁判所	1124
第8条 特約の保険料の払込み	1120	第24条 普通保険約款の規定の準用	1125
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1120	13 特則について	
7 失効、失効取消および復活について		第25条 特別条件を付ける場合の特則	1125
第10条 特約の失効	1121	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1126
第11条 特約の失効取消	1121	第27条 主契約が更新される場合の特則	1126
第12条 特約の復活	1121	第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1126
8 告知の時からこの特約の責任開始時前の取扱いについて		第29条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1127
第13条 告知の時からこの特約の責任開始時前に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合の取扱い	1121		
別表1 軽度認知障害	1128		
別表2 器質性認知症	1128		
別表3 軽度認知障害給付金の支払いの請求に必要な書類	1129		

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）

（実施 2020.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	所定の軽度認知障害または所定の器質性認知症の診断確定に対する保障
給付金の種類	軽度認知障害給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約に返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の保険期間開始の時

1. この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 特約の責任開始の時

この特約の責任開始の時は保険期間開始の日（第1条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

2 給付金の支払いについて

第3条 軽度認知障害給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、軽度認知障害給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して軽度認知障害給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（軽度認知障害給付金を支払う場合）	金 額	受取人
軽度認知障害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) この特約の保険期間開始の時以後に生じた傷害または疾病*1により、この特約の責任開始の時*2以後に軽度認知障害（別表1★）と診断確定されたとき (2) この特約の保険期間開始の時以後に生じた傷害または疾病*1により、この特約の責任開始の時*2以後に器質性認知症（別表2★）と診断確定されたとき	軽度認知障害給付金額	主契約の認知症介護一時金受取人 または認知症介護一時金受取人

2. 軽度認知障害給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の保険期間開始の時前に生じた傷害または疾病を原因として軽度認知障害給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の保険期間開始の時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなしません。
(2) 軽度認知障害給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(3) 軽度認知障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき軽度認知障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の認知症介護年金受取人または認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき軽度認知障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1128参照）、別表2（P.1128参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、軽度認知障害給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても軽度認知障害給付金を支払わない場合）
軽度認知障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

*1 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって軽度認知障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、軽度認知障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第5条 軽度認知障害給付金の支払請求手続

1. 軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 軽度認知障害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.1129参照）

4 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

6 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当

日以後猶予期間満了日まで、この特約による軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 軽度認知障害給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	軽度認知障害給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知の時からこの特約の責任開始時前の取扱いについて

第13条 告知の時からこの特約の責任開始時に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合の取扱い

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第14条）の時からこの特約の責任開始の時*1前に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合には、この特約を無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻します。
2. 本条の1.の規定は、この特約の復活（第12条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの

第11条 補足説明

*1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日まで払い込期が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第13条 補足説明

*1 この特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

この特約の保険料*2とします。

3. 本条の2. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第19条）されたものとして取り扱います。
4. 本条の規定にかかわらず、第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
5. 本条の適用があるときは、第20条（特約の消滅）および第21条（返戻金）の規定は適用しません。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 軽度認知障害給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに軽度認知障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、軽度認知障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、軽度認知障害給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第13条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、軽度認知障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その軽度認知障害給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 軽度認知障害給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに軽度認知障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4.

第16条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の保険期間開始の日

第1条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第17条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第18条 軽度認知障害給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって軽度認知障害給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の軽度認知障害給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 軽度認知障害給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第19条）されたものとして取り扱います。
- (2) 軽度認知障害給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約の軽度認知障害給付金を支払ったとき

第21条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第22条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第23条 管轄裁判所

この特約における軽度認知障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 軽度認知障害給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）に該当し、軽度認知障害給付金を支払うべきときは、軽度認知障害給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害によって支払事由に該当したときは、軽度認知障害給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 軽度認知障害給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた軽度認知障害給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるとき（第28条）は、この特約について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合のこの特約の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

第25条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合のこの特約の取扱い
② 軽度認知障害給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特約）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた軽度認知障害給付金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

第1条（特約の保険期間開始の時）および第2条（特約の責任開始の時）の規定を準用します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の軽度認知障害給付金額	更新前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の軽度認知障害給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の軽度認知障害給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）に変更されます。

第25条 補足説明

* 2 変更後特約

主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更された場合の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）をいいます。

第28条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

2. 本条の1. に定める無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の軽度認知障害給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の軽度認知障害給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の軽度認知障害給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の軽度認知障害給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、軽度認知障害給付金が支払われるべきときは、第3条（軽度認知障害給付金の支払い）の2. ー(3)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(3) 軽度認知障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき軽度認知障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の認知症介護年金受取人または認知症介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき軽度認知障害給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第28条 補足説明

***2 変更後特約**

主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更された場合の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）をいいます。

***3 保険期間満了日**

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱い範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

特
約

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）

第29条 補足説明

***1 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 軽度認知障害

「軽度認知障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の明示された精神障害（F 06）うち、軽症認知障害（外傷性脳損傷を原因とした軽症認知障害および物質・医薬品を原因とした軽症認知障害を含む。）	F 06.7

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に軽度認知障害に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

別表2 器質性認知症

1. 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによるものとする必要があります。

- ① 画像所見による診断確定
- ② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F 02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病性障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7
神経系のその他の変性疾患、他の分類されないもの（G 31）のうち、	
限局性脳萎縮症（前頭側頭型認知症（F T D）に限る。）	G 31.0
神経性のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限る。）	G 31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表3 軽度認知障害給付金の支払いの請求に必要な書類

項 目	必要書類
軽度認知障害給付金の支払い	(1) 軽度認知障害給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 軽度認知障害給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 軽度認知障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）

別

表

無配当成人病入院特約（医療保険）目次

この特約の特色	1131	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第15条 成人病入院給付金日額の減額	1137
第1条 特約の責任開始の時	1131	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第16条 特約の解約	1137
第2条 成人病入院給付金の支払い	1131	第17条 特約の消滅	1137
3 給付金の支払請求手続について		第18条 返戻金	1137
第3条 成人病入院給付金の支払請求手続	1133	11 その他	
4 保険料の払込免除について		第19条 社員配当金	1138
第4条 特約の保険料の払込免除	1133	第20条 管轄裁判所	1138
5 保険期間および保険料払込期間について		第21条 普通保険約款の規定の準用	1138
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	1134	12 特則について	
6 保険料の払込みについて		第22条 特別条件を付ける場合の特則	1138
第6条 特約の保険料の払込み	1134	第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1139
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1134	第24条 主契約が更新される場合の特則	1139
7 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1139
第8条 特約の失効	1134		
第9条 特約の失効取消	1134		
第10条 特約の復活	1135		
8 告知義務と解除について			
第11条 告知義務	1135		
第12条 告知義務違反による解除	1135		
第13条 告知義務違反による解除ができないとき	1136		
第14条 重大事由による解除	1136		
別表1 1. 成人病入院給付金の支払対象となる成人病	1141		
2. 同一の成人病	1141		
別表2 成人病入院給付金の支払請求に必要な書類	1141		

無配当成人病入院特約（医療保険）

（実施 2001.10.2 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	成人病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	成人病入院給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 成人病入院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して成人病入院給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 (成人病入院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
成人病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した成人病（別表1★）（以下「成人病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の成人病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき (成人病入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

*1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

特約

無配当成人病入院特約（医療保険）

2. 成人病入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた成人病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*4からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*5に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に成人病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(3) 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、成人病入院給付金の支払事由に該当する5日以上入院を2回以上したとき	「成人病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「成人病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(4) 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5) 成人病入院給付金の支払限度日数	① 1回の入院について120日とします。 ② 通算して700日とします。
(6) 被保険者が、異なる成人病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1.の規定を適用します。

第2条 補足説明

* 4 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(7) 被保険者が、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる成人病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
(8) 被保険者が、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる成人病を併発したとき	
(9) 成人病以外の事由を直接の原因とする入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって成人病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(10) 継続した入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その成人病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
(11) 成人病入院給付金が支払われるべき入院中に、成人病入院給付金日額が減額（第15条）されたとき	成人病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する成人病入院給付金の支払金額は、減額後の成人病入院給付金日額に基づいて計算します。
(12) 成人病入院給付金が支払われるべき入院中に、成人病入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する成人病入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(13) 成人病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき成人病入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき成人病入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1141参照）

3 給付金の支払請求手続について

第3条 成人病入院給付金の支払請求手続

1. 成人病入院給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.1141参照）

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料

の払込みを免除します。

2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による成人病入院給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 成人病入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第8条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による成人病入院給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込

第9条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

- まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に成人病入院給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	成人病入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、成人病入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、成人病入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 成人病入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに成人病入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、成人病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、成人病入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に成人病入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第14条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、成人病入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、成人病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その成人病入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第13条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第14条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 成人病入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに成人病入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 成人病入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって成人病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の成人病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 成人病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
- (2) 成人病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による成人病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき

第18条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第8条）
- (2) 解除または解約（第16条）されたとき
- (3) 第17条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における成人病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 成人病入院給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が成人病入院給付金の支払事由（第2条）に該当し、成人病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について成人病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第8条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 成人病入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた成人病入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 成人病入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた成人病入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、成人病入院給付金の削減期間経過後は取り扱います。

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の成人病入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第17条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当成人病入院特約(医療保険)に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当成人病入院特約(医療保険)への変更について、次のと

第22条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当成人病入院特約(医療保険)をいいます。

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

特
約

無配当成人病入院特約(医療保険)

第25条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

おり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の成人病入院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の成人病入院給付金日額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第17条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第25条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当成人病入院特約(医療保険)をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

別表1

1. 成人病入院給付金の支払対象となる成人病

成人病入院給付金の支払対象となる成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
(2) 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
(3) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
(4) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
(5) 脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

2. 同一の成人病

1. の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)に属する疾病は、それぞれ病名が異なる場合であってもこれを同一の成人病として取り扱います。また、異なる分類項目に属する疾病であっても医学上密接な関係にある一連の疾病は、これを同一の成人病として取り扱います。例えば、高血圧性疾患とこれに起因する脳血管疾患等をいいます。

別表2 成人病入院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
成人病入院給付金の支払い	(1) 成人病入院給付金支払請求書
	(2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
	(3) 成人病入院給付金の受取人の戸籍抄本
	(4) 成人病入院給付金の受取人の印鑑証明書
	(5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当通院特約（医療保険）目次

この特約の特色	1143	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1148
第1条 特約の責任開始の時	1143	第14条 告知義務違反による解除	1148
2 被保険者および特約の型について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1148
第2条 この特約の被保険者および特約の型	1143	第16条 重大事由による解除	1149
3 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 通院給付金の支払い	1143	第17条 通院給付金日額の減額	1150
第4条 免責事由	1146	11 解約等について	
4 給付金の支払請求手続について		第18条 特約の解約	1150
第5条 通院給付金の支払請求手続	1146	第19条 特約の消滅	1150
5 保険料の払込免除について		第20条 返戻金	1150
第6条 特約の保険料の払込免除	1146	12 その他	
6 保険期間および保険料払込期間について		第21条 社員配当金	1151
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1147	第22条 管轄裁判所	1151
7 保険料の払込みについて		第23条 普通保険約款の規定の準用	1151
第8条 特約の保険料の払込み	1147	13 特則について	
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1147	第24条 特別条件を付ける場合の特則	1151
8 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1152
第10条 特約の失効	1147	第26条 主契約が更新される場合の特則	1152
第11条 特約の失効取消	1147	第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1153
第12条 特約の復活	1148	第28条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則	1154
別表 1 通院給付金の支払請求に必要な書類	1157		
別表 2 特定部位および指定疾病一覧表	1157		
別表 3 感染症	1158		

無配当通院特約（医療保険）

（実施 2001.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の通院に対する保障
給付金の種類	通院給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 通院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、通院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して通院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

特
約

無配当通院特約（医療保険）

	支払事由(通院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害または疾病*3を直接の原因として主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする通院 (2) 病院または診療所*4への通院 (3) (1)に定める入院の退院日*5の翌日からその日を含めて120日の期間（以下「通院期間*6」といいます。）内における通院	1回の入院の 退院後の通院につき、 (通院給付金日額) × (通院日数)	主契約の入院給付金受取人

2. 通院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた傷害または疾病*3を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、次のいずれかの事由が生じた日を含む通院期間中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
① この特約の保険期間が満了したとき	
② 主契約の入院給付金の支払日数が通算して1000日に達して、第19条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき	

第3条 補足説明

* 1 通院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*4において、医師^Aによる治療^Bを入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術

項 目	内 容
(3) 被保険者が、この特約の保険期間中に本条の1. -(1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ① 主契約またはこの特約の保険期間が満了したとき ② 主契約の入院給付金の支払日数が通算して1000日に達して、この特約が消滅したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
(4) 通院給付金の支払限度日数	① 1回の入院の退院後の通院* ⁹ について30日とします。 ② 通算して700日とします。
(5) 被保険者が、本条の1. -(1)に規定する入院の開始時に、異なる傷害または疾病* ³ を併発していたとき	その異なる傷害または疾病* ³ について、入院の必要性がある場合* ¹⁰ には、その異なる傷害または疾病* ³ の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。
(6) 被保険者が、本条の1. -(1)に規定する入院中に、異なる傷害または疾病* ³ を併発したとき	
(7) 被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
(8) 被保険者が、同一の日に2回以上の通院をしたとき	1回の通院をしたものとみなします。
(9) 被保険者が、2つ以上の事由の治療を目的とする1回の通院をしたとき	
(10) 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第17条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
(11) 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(12) 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 退院日

被保険者が、本条の1. -(1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院^Aの退院日を本条の1. -(3)の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が124日に達したときは、その支払日数が124日に達した日を含んだ入院をいいます。

* 6 通院期間

被保険者が、本条の1. -(1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても通院期間とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が124日に達したときは、その支払日数が124日に達した日を含んだ入院をいいます。

* 7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 9 1回の入院の退院後の通院

主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされる入院の退院後の通院を含みます。

* 10 入院の必要性がある場合

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*⁴に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限りま

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて通院給付金を支払わない場合）
通院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 通院給付金の支払請求手続

1. 通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 通院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表1★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表1（P.1157参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

第4条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとして扱います。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 通院給付金の支払事由（第 3条）が生じたとき	通院給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払 うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払 うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足す るときは、会社は、支払事由の発生により支払うべ き金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

10 内容の変更について

第17条 通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額されたことにより減額後の主契約の入院給付金日額に対する通院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで通院給付金日額を減額します。
3. 通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約の入院給付金の支払日数が通算して1000日に達したとき
- (4) この特約による通院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)、(3)または(4)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 通院給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が通院給付金の支払事由（第3条）に該当し、通院給付金を支払うべきときは、通院日各日について通院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、通院給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表2★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が通院したときは、これに対応する通院給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第24条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

特

約

無配
通院特約（医療保険）

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
② 通院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 通院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、通院給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表2（P.1157参照）、別表3（P.1158参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第24条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院特約（医療保険）をいいます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当通院特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当通院特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。

第27条 補足説明

- * 1 主契約の変更日**
本条において「変更日」といいます。
- * 2 変更後特約**
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院特約（医療保険）をいいます。
- * 3 保険期間満了日**
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約の被保険者となることができる者は、主契約の被保険者（主契約に家族特則が適用されているときは、主契約の主たる被保険者。以下同じ。）に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1.－(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1.－(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
2. 本条の1.の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の通院給付金の支払いに関して、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) 第3条（通院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「通院給付金日額」とあるのを「通院給付金日額×0.6」と読み替えます。

(2) 会社は、被保険者が次のいずれかの事由の生じた日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の通院とみなします。

- ① この特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡したことによって、第19条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき
- ③ この特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第19条（特約の消滅）の(4)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、この特約の被保険者でなくなったとき

(3) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に(1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、その事由の生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

- ① 主契約またはこの特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡したことによって、主契約が消滅したとき
- ③ この特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第19条（特約の消滅）の(4)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

(4) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)から(3)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 主契約の家族特則の解除、取消しまたは被保険者の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、この特約の型は、主契約の家族特則の解除、取消しまたは被保険者の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。
- (3) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、

第28条 補足説明

* 1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

5. 本条の1.の規定を適用するときは、第19条（特約の消滅）の(3)を次のとおり読み替えます。

(3) この特約が「本人型」の場合で、主契約の被保険者の入院給付金の支払日数が通算して1000日に達したとき

6. 第3条（通院給付金の支払い）の2. - (2)、(3)および(2)、第6条（特約の保険料の払込免除）、第19条（特約の消滅）ならびに第24条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（通院給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表1★）中、「(3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および通院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表1（P.1157参照）

別表1 通院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
通院給付金の支払い	(1) 通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表2 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）

特定部位および指定疾病
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当長期入院特約（医療保険）目次

この特約の特色	1160	10 内容の変更について	
1 保障の開始について		第17条 長期入院給付金日額の減額	1167
第1条 特約の責任開始の時	1160	11 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第18条 特約の解約	1167
第2条 この特約の被保険者および特約の型	1160	第19条 特約の消滅	1167
3 給付金の支払いについて		第20条 返戻金	1167
第3条 長期入院給付金の支払い	1160	12 その他	
第4条 免責事由	1163	第21条 社員配当金	1168
4 給付金の支払請求手続について		第22条 管轄裁判所	1168
第5条 長期入院給付金の支払請求手続	1163	第23条 普通保険約款の規定の準用	1168
5 保険料の払込免除について		13 特則について	
第6条 特約の保険料の払込免除	1163	第24条 特別条件を付ける場合の特則	1168
6 保険期間および保険料払込期間について		第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1169
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1164	第26条 主契約が更新される場合の特則	1169
7 保険料の払込みにについて		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1170
第8条 特約の保険料の払込み	1164	第28条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	1171
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1164		
8 失効、失効取消および復活について			
第10条 特約の失効	1164		
第11条 特約の失効取消	1164		
第12条 特約の復活	1165		
9 告知義務と解除について			
第13条 告知義務	1165		
第14条 告知義務違反による解除	1165		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1166		
第16条 重大事由による解除	1166		
別表 1 対象となる不慮の事故	1173		
別表 2 長期入院給付金の支払請求に必要な書類	1174		
別表 3 特定部位および指定疾病一覧表	1174		
別表 4 感染症	1175		

無配当長期入院特約（医療保険）

（実施 2001.4.2 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の長期入院に対する保障
給付金の種類	長期入院給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 長期入院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、長期入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して長期入院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (災害入院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
長期入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院 ① 不慮の事故（別表1★）による傷害 ② 不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害 ③ 疾病*3 (2) (1)の傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*4への入院 (4) 入院日数が125日以上継続した入院	1回の入院につき、 (長期入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日から その日を含めての124日)	主契約の入院給付金受取人

2. 長期入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に長期入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(3) 被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病*7」を直接の原因として、5日以上継続した入院を2回以上したとき	「最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

第3条 補足説明

*1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りします。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

特約

無配当長期入院特約（医療保険）

項 目	内 容
(4) 被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病*7」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5) 長期入院給付金の支払限度日数	① 1回の入院について240日とします。 ② 通算して700日とします。
(6) 長期入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」により継続して入院したものとき	入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」により継続して入院したものときとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第24条）が適用される入院の開始時に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発したときは、併発した「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(7) 長期入院給付金の支払事由に該当する入院中に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」以外に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」が生じたとき	
(8) 長期入院給付金が支払われるべき入院中に、長期入院給付金日額が減額（第17条）されたとき	長期入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する長期入院給付金の支払金額は、減額後の長期入院給付金日額に基づいて計算します。
(9) 長期入院給付金が支払われるべき入院中に、長期入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する長期入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

診療所^A

- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 7 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
(10) 長期入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき長期入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき長期入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.1173参照)

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、長期入院給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても長期入院給付金を支払わない場合）
長期入院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき - 保険契約者の故意または重大な過失 - 被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） - 地震、噴火または津波 - 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって長期入院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、長期入院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 長期入院給付金の支払請求手続

- 長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 長期入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.1174参照)

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

第4条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

特約

無配当長期入院特約（医療保険）

2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 長期入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	長期入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、長期入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、長期入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 長期入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに長期入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、長期入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、長期入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に長期入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、長期入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、長期入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その長期入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 長期入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに長期入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 長期入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって長期入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の長期入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 長期入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 長期入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による長期入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における長期入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

- (2) 長期入院給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が長期入院給付金の支払事由（第3条）に該当し、長期入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について長期入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、長期入院給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する長期入院給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第24条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
② 長期入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた長期入院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 長期入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた長期入院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、長期入院給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3（P.1174参照）、別表4（P.1175参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第24条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当長期入院特約（医療保険）をいいます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の長期入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の長期入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の長期入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当長期入院特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当長期入院特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の長期入院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の長期入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の長期入院給付金日額を変更することができます。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当長期入院特約（医療保険）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条・第4条)、保険料の払込免除(第6条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第9条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

- この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約(以下「更新後特約等」といいます。)の場合で、更新前特約または変更前特約(以下「更新前特約等」といいます。)の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - この特約の被保険者としてすることができる者は、主契約の被保険者(主契約に家族特則が適用されているときは、主契約の主たる被保険者。以下同じ。)に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者(以下「子」といいます。)

- この特約の型および被保険者の範囲は、第2条(この特約の被保険者および特約の型)の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日(年単位)を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
- 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いに関して、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

第28条 補足説明

- *1 責任開始の時(この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日)

この特約の復活(第12条)が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- (1) 第3条（長期入院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- | |
|---|
| ① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。 |
| ② 「長期入院給付金日額」とあるのを「長期入院給付金日額×0.6」と読み替えます。 |

- (2) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に長期入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

- | |
|--|
| ① この特約の保険期間が満了したとき |
| ② 主契約の被保険者が死亡したことによって、第19条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき |
| ③ この特約による主契約の被保険者の長期入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第19条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき |
| ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき |

- (3) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- | |
|--|
| ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。 |
| ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。 |

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

- (2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。 |
| ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。 |
| ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。 |
| ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 |

4. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

5. 第3条（長期入院給付金の支払い）の2. -(2)および(10)、第6条（特約の保険料の払込免除）、第19条（特約の消滅）ならびに第24条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（長期入院給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(3) 長期入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および長期入院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表2（P.1174参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 長期入院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
長期入院給付金の支払い	(1) 長期入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 長期入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 長期入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病

特定部位および指定疾病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特

約

無配当長期入院特約（医療保険）

別

表

無配当特定損傷特約（医療保険）目次

この特約の特色	1177	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 特定損傷給付金額の減額	1182
第1条 特約の責任開始の時	1177	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第17条 特約の解約	1182
第2条 特定損傷給付金の支払い	1177	第18条 特約の消滅	1182
第3条 免責事由	1178	第19条 返戻金	1182
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 特定損傷給付金の支払請求手続	1178	第20条 社員配当金	1183
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	1183
第5条 特約の保険料の払込免除	1178	第22条 普通保険約款の規定の準用	1183
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1179	第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1183
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約が更新される場合の特則	1183
第7条 特約の保険料の払込み	1179	第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1184
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1179	第26条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金な し型）契約または5年ごと利差配当付医療 保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加 する場合の特則	1185
7 失効、失効取消および復活について			
第9条 特約の失効	1179		
第10条 特約の失効取消	1179		
第11条 特約の復活	1180		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1180		
第13条 告知義務違反による解除	1180		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1181		
第15条 重大事由による解除	1181		
別表1 対象となる不慮の事故	1186		
別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類	1186		

無配当特定損傷特約（医療保険）

（実施 2001.1.4 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療に対する保障
給付金の種類	特定損傷給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 特定損傷給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定損傷給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特定損傷給付金を支払う場合）	金 額	受取人
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療*1を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）による特定損傷*3に対して受けた治療 (2) (1)に定める不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 (3) 病院または診療所*4における治療	特定損傷給付金額	主契約の入院 給付金受取人

2. 特定損傷給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特定損傷給付金の支払限度	① 同一の不慮の事故（別表1★）について1回とします。 ② 通算して10回とします。

第2条 補足説明

*1 治療

医師^Aによる治療^Bをいいます。

A：四肢における骨折または脱臼に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 特定損傷

特定損傷とは、次の(1)から(3)のいずれかをいいます。

- (1) 骨折
骨の構造上の連続性が完全

特約

無配当特定損傷特約（医療保険）

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.1186参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特定損傷給付金を支払わない場合）
特定損傷給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって特定損傷給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 特定損傷給付金の支払請求手続

1. 特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.1186参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

- (2) 関節脱臼
関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- (3) 腱の断裂
腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が60歳となるときは、60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

- まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の2. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	特定損傷給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. ー(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 特定損傷給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特定損傷給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特定損傷給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したとき

第19条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- ② 解除または解約（第17条）されたとき
- ③ 第18条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

- (2) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の特定損傷給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定損傷給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第23条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の特定損傷給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする無配当特定損傷特約（医療保険）に変更されます。
2. 本条の1. に定める無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	変更日*1の保険料率が適用されます。
(2) 変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるとき

第25条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

は、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の特定損傷給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に特定損傷給付金が支払われるべきときは、第2条（特定損傷給付金の支払い）の2. - (2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第18条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第19条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第19条（返戻金）

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- | |
|--|
| <p>① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）</p> <p>② 解除または解約（第17条）されたとき</p> <p>③ 第18条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき</p> |
|--|

- (2) この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第26条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1) 特定損傷給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当重度疾病保障特約（医療保険） 目次

この特約の特色	1188	9 内容の変更について	1193
1 保障の開始について		第15条 重度疾病給付金額の減額	1193
第1条 特約の責任開始の時	1188	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第16条 特約の解約	1193
第2条 重度疾病給付金の支払い	1188	第17条 特約の消滅	1193
3 給付金の支払請求手続について		第18条 返戻金	1193
第3条 重度疾病給付金の支払請求手続	1189	11 その他	
4 保険料の払込免除について		第19条 社員配当金	1194
第4条 特約の保険料の払込免除	1190	第20条 管轄裁判所	1194
5 保険期間および保険料払込期間について		第21条 普通保険約款の規定の準用	1194
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	1190	12 特則について	
6 保険料の払込みにについて		第22条 特別条件を付ける場合の特則	1194
第6条 特約の保険料の払込み	1190	第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1195
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1190	第24条 主契約が更新される場合の特則	1195
7 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1195
第8条 特約の失効	1190	第26条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	1196
第9条 特約の失効取消	1190		
第10条 特約の復活	1191		
8 告知義務と解除について			
第11条 告知義務	1191		
第12条 告知義務違反による解除	1191		
第13条 告知義務違反による解除ができないとき	1192		
第14条 重大事由による解除	1192		
別表1 重度疾病給付金の支払対象となる疾病	1198		
別表2 特定障害状態	1199		
別表3 精神作用物質の有害な使用および依存症候群	1203		
別表4 重度疾病給付金の支払請求に必要な書類	1203		

無配当重度疾病保障特約（医療保険）

（実施 2001.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色

目的・内容	慢性的な疾患等による所定の状態に対する保障
給付金の種類	重度疾病給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 重度疾病給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、重度疾病給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して重度疾病給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 (重度疾病給付金を支払う場合)	金 額	受取人
重度疾病給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に発病した別表1★に定める疾病*2を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① 特定障害状態（別表2★）のうち、(ア)から(エ)までのいずれかに該当したとき ② 特定障害状態（別表2★）のうち、(カ)から(イ)までのいずれかに該当し、その特定障害状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した疾病*2を原因として、この特約の保険期間中に永続的な人工透析療法を開始したとき	重度疾病給付金額	主契約の高度障害保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

精神作用物質（別表3★）の有害な使用および依存症候群を原因としたものを除きます。

2. 重度疾病給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の保険期間中に別表1★に定める疾病*2を発病した場合、重度疾病給付金の支払事由中、(1)－②に規定する被保険者の状態がその該当した日からその日を含めて180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に重度疾病給付金の支払事由中、(1)－②に規定する被保険者の状態に該当したときは、この特約の保険期間満了日に重度疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第24条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。
(2) 被保険者が、同時に重度疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	重度疾病給付金を重複しては支払いません。
(3) 重度疾病給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(4) 被保険者が、次のいずれかに該当したとき ① この特約の責任開始の時*1前に発病した別表1★に定める疾病*2を原因として、重度疾病給付金の支払事由中、(1)に規定する被保険者の状態に該当したとき ② この特約の責任開始の時*1前に発病した疾病*2を原因として、重度疾病給付金の支払事由中、(2)に規定する被保険者の状態に該当したとき	この特約の締結の際に会社の承諾した範囲内で重度疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反（第12条）があったときは、この限りではありません。
(5) 重度疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき重度疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき重度疾病給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1198参照）、別表2（P.1199参照）、別表3（P.1203参照）

3 給付金の支払請求手続について

第3条 重度疾病給付金の支払請求手続

1. 重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 重度疾病給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

7 失効、失効取消および復活について

第8条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。

第9条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	重度疾病給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第10条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第10条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 重度疾病給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに重度疾病給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、重度疾病給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、重度疾病給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

第9条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第10条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第14条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、重度疾病給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その重度

第13条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第14条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

疾病給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 重度疾病給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに重度疾病給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 重度疾病給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって重度疾病給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の重度疾病給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 重度疾病給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
- (2) 重度疾病給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による重度疾病給付金を支払ったとき

第18条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第8条）
- (2) 解除または解約（第16条）されたとき
- (3) 第17条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通

信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。) します。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における重度疾病給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 重度疾病給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が重度疾病給付金の支払事由(第2条)に該当し、重度疾病給付金を支払うべきときは、重度疾病給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき(第8条)は、第10条(特約の復活)の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新(第24条)について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条(主契約が更新される場合の特則)の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 重度疾病給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条(主契約が更新される場合の特則)の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた重度疾病給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、

第22条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の重度疾病給付金額	更新前特約の保険期間満了日の重度疾病給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重度疾病給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱いします。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱いします。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする無配当重度疾病保障特約（医療保険）に変更されます。
- 本条の1. に定める無配当重度疾病保障特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の重度疾病給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の重度疾病給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の重度疾病給付金額を変更することができます。

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第25条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間の終期を被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の無配当重度疾病保障特約（医療保険）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間の終期を被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までで支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約(2016)が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約(2016)が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約(2016)が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 重度疾病給付金の受取人が被保険者の場合で、重度疾病給付金の受取人が重度疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者(以下「指定代理請求人」といいます。)が重度疾病給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が重度疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類(別表4★)(被保険者の住民票、受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。)に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知(電気通信回線に接続して

第26条 補足説明

*** 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

いる情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)を受けることを必要とします。

- (5) 指定代理請求人は、付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が重度疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその重度疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 重度疾病給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は重度疾病給付金を支払いません。
- (8) 第12条（告知義務違反による解除）の3. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第12条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者」とあるのを「被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表 4 (P.1203 参照)

特

約

無配当重度疾病保障特約(医療保険)

別表1 重度疾病給付金の支払対象となる疾病

重度疾病給付金の支払対象となる疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ＩＣＤ－１０準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60～I 69
(2) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	I 05～I 09 I 20～I 25 I 26～I 28 I 30～I 52
(3) 腎疾患	糸球体疾患 腎尿管間質性疾患 腎不全 尿路結石症 腎および尿管のその他の障害	N 00～N 08 N 10～N 16 N 17～N 19 N 20～N 23 N 25～N 29
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B 15～B 19 K 70～K 77
(5) 糖尿病	糖尿病	E 10～E 14
(6) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性性器の悪性新生物 男性性器の悪性新生物 尿路の悪性新生物 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 00～C 14 C 15～C 26 C 30～C 39 C 40～C 41 C 43～C 44 C 45～C 49 C 50 C 51～C 58 C 60～C 63 C 64～C 68 C 69～C 72 C 73～C 75 C 76～C 80 C 81～C 96 C 97
(7) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10～I 15

別表2 特定障害状態

特定障害状態とは、別表1に掲げる疾病を原因として、国民年金法施行令第4条の7（昭和61年3月28日政令第53号）別表の障害等級1級または2級に定める程度の障害の状態（下表）をいいます。

- (ア) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
 (イ) 一上肢のすべての指を欠くもの
 (ウ) 両下肢のすべての指を欠くもの
 (エ) 一下肢を足関節以上で欠くもの
 (オ) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 (カ) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 (キ) 平衡機能に著しい障害を有するもの
 (ク) そしゃくの機能を欠くもの
 (ケ) 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 (コ) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 (ク) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 (シ) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 (ス) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 (セ) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 (ソ) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 (タ) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 (チ) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 (2) 「両眼の視力の和」とは、それぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 聴力の障害

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 (2) 聴力レベルのデシベル値は、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値をいいます。

3. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能、または、開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

4. そしゃく機能（嚥下機能を含む）の障害

「そしゃくの機能を欠くもの」とは、口腔内で食物をかみくだくことが不可能であるため、流動食以外は摂取できないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、そしゃく機能の障害もしくは嚥下困難のため、一日の大半を食事に費やさなければならない程度のものをいいます。

5. 言語機能の障害

「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- ① 音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの。
 ② 口唇音、歯音、口蓋音、舌音の4種のうち3種以上が発音不能、または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの。

6. 上肢の障害

- (1) 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。
 (2) 「両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指に加え、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
 (3) 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
 ① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。
 ② 筋力が著減、または消失しているもの。
 (4) 「上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力等により、指があってもそれができないのほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

7. 下肢の障害

- (1) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾関節以上で欠くものをいいます。
- (2) 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
 - ① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。
 - ② 筋力が著減、または消失しているもの。
- (3) 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、リスフラン関節以上で欠くものをいいます。

8. 体幹の障害

「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、屋外ではこれらに補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

9. 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の身体の機能の障害

「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- ① 両耳の平均聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、次の式により算出した語音明瞭度の最も高い値（最良語音明瞭度）が30%以下のもの。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100 (\%)$$

- ② 両上肢または両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの、または、一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合、または、一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。
- ③ 四肢の機能に障害を残すもの。「機能に障害を残すもの」とは、日常動作の一部が一人で全くできない場合、または、一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。
- ④ 人工肛門を造設し、かつ、人工膀胱の造設または尿路変更術を行ったもの、または、人工肛門を造設し、かつ、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの。

10. 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の病状

「長期にわたる安静が必要な症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、以下に疾患別に例示する程度のものをいいます。なお、以下の「(2)腎疾患、(3)肝疾患、(4)悪性新生物、(5)高血圧性疾患」における「一般状態区分」とは、次のものをいいます。

一般状態区分

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a. 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるb. 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。例えば、軽い家事、事務などc. 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているd. 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しているe. 身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている |
|---|

(1) 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記のA. 心臓疾患重症度区分のc、dまたはeに該当し、かつ、下記のB. 心臓疾患検査所見区分等のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの。

A. 心臓疾患重症度区分

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">a. 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないものb. 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるものc. 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温かな活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるものd. 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるものe. 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの |
|--|

B. 心臓疾患検査所見区分等

- 明らかな器質的雑音が認められるもの
- X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの
- 胸部X線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの
- 心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
- 心電図で、脚ブロック所見のあるもの
- 心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
- 心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの
- 心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- 心電図で、S Tの低下が0.2m V以上の所見があるもの
- 心電図で、第Ⅲ誘導およびV₁以外の誘導のTが逆転した所見があるもの
- 心臓ペースメーカーを装着したもの
- 人工弁を装着したもの

(2) 腎疾患

下記のA. 腎疾患臨床所見区分のうち、いずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記のB. 腎疾患検査所見区分のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 腎疾患臨床所見区分

- 腎不全に基づく末梢神経症
- 腎不全に基づく消化器症状
- 水分電解質異常
- 腎不全に基づく精神異常
- X線上的における骨異常栄養症
- 腎性貧血
- 代謝性アシドーシス
- 重篤な高血圧性疾患
- 腎疾患に直接関連するその他の症状

B. 腎疾患検査所見区分

- 内因性クレアチンクリアランス値 20 (ml / 分) 未満
- 血清クレアチニン濃度 5 (mg / dl) 以上
- 血液尿素窒素 40 (mg / dl) 以上

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

(3) 肝疾患

- 下記のA. 肝疾患臨床所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記のB. 肝機能異常度指表のうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。
- 下記のB. 肝機能異常度指表のうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 肝疾患臨床所見区分

- 腹水が1ヵ月以上存続するもの
- 明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
- 高度の腹壁静脈怒張のあるもの

B. 肝機能異常度指表

系列	検 査 項 目	単 位	異 常		高度異常
ア	アルブミン (電気泳動法)	g/dl	2.8以上	3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン (電気泳動法)	g/dl	1.8以上	2.5未満	2.5以上
	Z T T (Kunkel法)	単位	14以上	20未満	20以上
イ	I C G (15分値)	%	10以上	30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg / dl	1.0以上	5.0未満	5.0以上
	黄疸指数 (Meulengracht法)	—	10以上	30未満	30以上
ウ	G O T (Karmen法)	単位	50以上	200未満	200以上
	G P T (Karmen法)	単位	50以上	200未満	200以上
エ	アルカリフォスファターゼ (Bessey法)	単位	3.5以上	10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ (Kind - King法)	単位	12以上	30未満	30以上

特

約

無配当重度疾病保障特約(医療保険)

別

表

(4) 悪性新生物

- ① 悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の70%未満になり、かつ、下記のA. 悪性新生物検査区分のすべてに該当するもの。
- ② 下記のB. 造血器腫瘍群臨床所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、C. 造血器腫瘍群検査所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 悪性新生物検査区分

a. 赤血球数	350 (万 / mm ³)	未満
b. 血色素量	10 (g / dl)	未満
c. ヘマトクリット	25 (%)	未満
d. 総蛋白	5 (g / dl)	未満

B. 造血器腫瘍群臨床所見区分

a. 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫張、易感染性、肝脾腫等のあるもの
b. 輸血を時々必要とするもの
c. 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの

C. 造血器腫瘍群検査所見区分

a. 病的細胞が出現しているもの
b. 白血球数が正常化し難いもの
c. 末梢血液中の赤血球数が300万 / mm ³ 未満のもの
d. 末梢血液中の血小板数が5万 / mm ³ 未満のもの
e. 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000 / mm ³ 未満のもの
f. 末梢血液中の正常リンパ球数が600 / mm ³ 未満のもの

(5) 高血圧性疾患

- 1年内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。(単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しません。)

11. 精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とは、器質精神病または症状精神病で、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状がある程度のものをいいます。

別表 3 精神作用物質の有害な使用および依存症候群

精神作用物質の有害な使用および依存症候群とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、I C D - 10 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
(1) アヘン類使用による精神および行動の障害 (F 11) 中の ・ 有害な使用 ・ 依存症候群	F 11.1 F 11.2
(2) 大麻類使用による精神および行動の障害 (F 12) 中の ・ 有害な使用 ・ 依存症候群	F 12.1 F 12.2
(3) 鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害 (F 13) 中の ・ 有害な使用 ・ 依存症候群	F 13.1 F 13.2
(4) コカイン使用による精神および行動の障害 (F 14) 中の ・ 有害な使用 ・ 依存症候群	F 14.1 F 14.2
(5) カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害 (F 15) 中の ・ 有害な使用 ・ 依存症候群	F 15.1 F 15.2
(6) 幻覚薬使用による精神および行動の障害 (F 16) 中の ・ 有害な使用 ・ 依存症候群	F 16.1 F 16.2
(7) 揮発性溶剤使用による精神および行動の障害 (F 18) 中の ・ 有害な使用 ・ 依存症候群	F 18.1 F 18.2
(8) 多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害 (F 19) 中の ・ 有害な使用 ・ 依存症候群	F 19.1 F 19.2

特
約無配当
重度
疾病
保障
特約
(医療
保険)

別表 4 重度疾病給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
重度疾病給付金の支払い	(1) 重度疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 重度疾病給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 重度疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別
表

無配当新女性医療特約（医療保険）目次

この特約の特色	1205	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 女性入院給付金日額の減額	1213
第1条 特約の責任開始の時	1205	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第17条 特約の解約	1214
第2条 給付金の支払い	1205	第18条 特約の消滅	1214
第3条 免責事由	1209	第19条 返戻金	1214
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 給付金の支払請求手続	1210	第20条 社員配当金	1214
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	1214
第5条 特約の保険料の払込免除	1210	第22条 普通保険約款の規定の準用	1214
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1210	第23条 特別条件を付ける場合の特則	1214
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1216
第7条 特約の保険料の払込み	1210	第25条 主契約が更新される場合の特則	1216
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1210	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1217
7 失効、失効取消および復活について			
第9条 特約の失効	1211		
第10条 特約の失効取消	1211		
第11条 特約の復活	1211		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1211		
第13条 告知義務違反による解除	1211		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1212		
第15条 重大事由による解除	1212		
別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病	1218		
別表2 1. 癰疽	1220		
2. 足ゆびの後天性変形	1220		
別表3 形成治療給付金の支払対象となる手術	1221		
別表4 給付金の支払請求に必要な書類	1221		
別表5 特定部位および指定疾病一覧表	1222		
別表6 感染症	1223		

無配当新女性医療特約（医療保険）

(実施 2001.1.4 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	女性特定疾病による所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 女性入院給付金 (2) 形成治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

特約

無配当新女性医療特約（医療保険）

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した女性特定疾病（別表1★）（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、 （女性入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日から その日を含めての4日）	主契約の入院給付金受取人
形成治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす(3)の手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき (1) 治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*3における手術 (3) 次のいずれかの手術 ① この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による瘢痕（別表2★）に対する植皮術（別表3★）または瘢痕形成術（別表3★） ② この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断された足ゆびの後天性変形（別表2★）に対する形成術（別表3★） ③ この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による乳房切除術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 20	

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

(2) 女性入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた女性特定疾病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁴ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際* ⁵ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に女性入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の女性特定疾病* ⁶ を直接の原因として、女性入院給付金の支払事由に該当する5日以上入院を2回以上したとき	「女性入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「女性入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の女性特定疾病* ⁶ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 女性入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について120日とします。 イ. 通算して700日とします。
⑥ 被保険者が、異なる女性特定疾病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第2条 補足説明

* 4 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 6 同一の女性特定疾病

医学上密接な関係にある女性特定疾病を含みます。

項 目	内 容
⑦ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる女性特定疾病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第23条）が適用される入院の開始時に異なる女性特定疾病を併発していたとき、または入院中に異なる女性特定疾病を併発したときは、併発した女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑧ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる女性特定疾病を併発したとき	
⑨ 女性特定疾病以外の事由を直接の原因とする入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑩ 継続した入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その女性特定疾病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金日額が減額（第16条）されたとき	女性入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する女性入院給付金の支払金額は、減額後の女性入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する女性入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

(3) 形成治療給付金について

項 目	内 容
① 手術の原因が疾病に対する治療であるとき	その疾病がこの特約の責任開始の時* ² 以後に発病した場合に限り形成治療給付金を支払います。
② 被保険者が、次のいずれかの手術を受けたとき ア. この特約の責任開始の時* ² 前に生じた原因に対する手術 イ. この特約の責任開始の時* ² 前に初めて診断された「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に対する手術	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなします。 (ア) この特約の責任開始の日* ⁴ からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 (イ) この特約の付加の際* ⁵ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなしません。 (ウ) その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなしません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、同時期に2種類以上の形成治療給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみ形成治療給付金を支払います。
④ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に対する形成術（別表3★）を受けたのち、同一の足ゆびについて「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたとき	この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断されたものとして取り扱います。
⑤ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたのち、異なる足ゆびについて初めて「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたとき	

★別表1（P.1218参照）、別表2（P.1220参照）、別表3（P.1221参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、形成治療給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても形成治療給付金を支払わない場合）
形成治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって形成治療給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、形成治療給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.1221参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消^{*1}の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料^{*2}を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消^{*1}の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間^{*3}中にこの特約による給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が延滞保険料払込期間^{*3}中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間^{*3}中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間 ^{*3} 中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料 ^{*2} を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料 ^{*2} に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 女性入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって女性入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による女性入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき

第19条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み

第23条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

- ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
- ア. 女性入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について女性入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
- イ. 形成治療給付金を支払うべきときは、形成治療給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表5★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する女性入院給付金または形成治療給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表5（P.1222参照）、別表6（P.1223参照）

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社へに通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第23条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約（医療保険）をいいます。

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当新女性医療特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当新女性医療特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性入院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性入院給付金日額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約（医療保険）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病

女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	◎消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	◎呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	◎骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）中の	
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	○結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	○皮膚の悪性黒色腫	172
	○皮膚のその他の悪性新生物	173
	○女性乳房の悪性新生物	174
	◎泌尿生殖器の悪性新生物（179～189）中の	
	○子宮の悪性新生物、部位不明	179
	○子宮頸の悪性新生物	180
	○胎盤の悪性新生物	181
	○子宮体の悪性新生物	182
	○卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	○その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	○膀胱の悪性新生物	188
	○腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	◎その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	◎リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	◎良性新生物（210～229）中の	
	○乳房の良性新生物	217
	○子宮平滑筋腫	218
	○子宮のその他の良性新生物	219
	○卵巣の良性新生物	220
	○その他の女性生殖器の良性新生物	221
	○腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の	
	・腎、腎盂を除く	223.0
	・腎盂	223.1
	・尿管	223.2
	・膀胱	223.3
	・その他の明示された部位	223.8
	○甲状腺の良性新生物	226
	◎上皮内癌（230～234）中の	
	○消化器の上皮内癌	230
	○呼吸系の上皮内癌	231
	○皮膚の上皮内癌	232
	○乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の	
	・乳房	233.0
	・子宮頸	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	○その他および部位不明の上皮内癌	234

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎性状不詳の新生物（235～238）中の ○泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の ・子宮	236.0
	・胎盤	236.1
	・卵巢	236.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
	・膀胱	236.7
	・その他および部位不明の泌尿器	236.9
	○その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の ・乳房	238.3
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	◎性質の明示されない新生物（239）中の ○乳房	239.3
	○膀胱	239.4
	○その他の泌尿生殖器	239.5
	◎甲状腺の障害（240～246）中の ○単純性および詳細不明の甲状腺腫	240
	○非中毒性結節性甲状腺腫	241
	○甲状腺腫を伴うまたは伴わない甲状腺中毒症	242
	○後天性甲状腺機能低下（症）	244
血液および 造血器の疾患	○甲状腺炎	245
	○甲状腺のその他の障害	246
	◎その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の ○副腎の障害（255）中の ・クッシング〈Cushing〉症候群	255.0
	○卵巢機能障害	256
	◎血液および造血器の疾患（280～289）中の ○鉄欠乏性貧血	280
	○その他の欠乏性貧血	281
	○後天性溶血性貧血	283
	○再生不良〈無形成〉性貧血	284
	○その他および詳細不明の貧血	285
	○紫斑病およびその他の出血病態（287）中の ・アレルギー性紫斑病	287.0
	・血小板〈栓球〉機能障害	287.1
	・その他の血小板〈栓球〉非減少性紫斑病	287.2
循環系の疾患	・原発性〈一次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.3
	・続発性〈二次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.4
	・詳細不明の血小板〈栓球〉減少症	287.5
	◎慢性リウマチ性心疾患	393～398
	◎動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440～448）中の ○結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の ・大動脈炎症候群	446.7
	◎静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451～459）中の ○その他の部位の静脈瘤（456）中の ・外陰静脈瘤	456.6
	○リンパ管の非感染性障害（457）中の ・乳房切除後リンパ浮腫症候群	457.0
消化系の疾患	○低血圧（症）	458
	◎消化系のその他の疾患（570～579）中の ○胆石症	574
	○胆のう〈嚢〉のその他の障害	575
	○その他の胆道の障害	576

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
泌尿生殖系の疾患	◎腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580～589）中の	
	○急性糸球体腎炎	580
	○ネフローゼ症候群	581
	○慢性糸球体腎炎	582
	○腎炎および腎症〈ネフロパシー〉〈腎障害〉、急性または慢性と明示されないもの	583
	○慢性腎不全	585
	◎泌尿系のその他の疾患（590～599）中の	
	○腎の感染（症）	590
	○水腎症	591
	○腎および尿管の結石	592
	○腎および尿管のその他の障害	593
	○下部尿路の結石	594
	○膀胱炎	595
	○膀胱のその他の障害	596
	○非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
	○尿道狭窄	598
	○尿道および尿路のその他の障害	599
	◎乳房の障害	610～611
	◎女性骨盤臓器の炎症性疾患	614～616
	◎女性生殖路のその他の障害	617～629
妊娠、分娩および 産じょく〈褥〉の 合併症	◎妊娠、流産に終わったもの	630～639
	◎主として妊娠に関連した合併症	640～648
	◎正常分娩、および妊娠・分娩における治療のその他の適応症〈完全に正常な状態に おける分娩（650）は除く〉	651～659
	◎分娩の経過に主として発生する合併症	660～669
	◎産じょく〈褥〉の合併症	670～676
筋骨格系および結 合組織の疾患	◎関節症〈疾患〉および関連障害（710～719）中の	
	○結合組織のびまん性疾患	710
	○慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発（性）関節症〈疾患〉	714
	◎リウマチ、背部を除く（725～729）中の	
	○リウマチ性多発筋痛	725

別表2

1. 瘢痕

「瘢痕」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮乳頭層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。

2. 足ゆびの後天性変形

「足ゆびの後天性変形」は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
外反母趾（後天性）	735.0
内反母趾（後天性）	735.1
剛＜強＞直母趾	735.2
つち＜槌＞母趾	735.3
その他のつち＜槌＞趾（後天性）	735.4
わし＜鷲＞（爪）趾（後天性）	735.5
その他	735.8
詳細不明	735.9

別表3 形成治療給付金の支払対象となる手術

手術の種類
植皮術 1. 顔面部に対する植皮術 2. その他の部位に対する植皮術（直径2cm未満は除く。） 瘢痕形成術（非観血手術を除く。） 3. 顔面部に対する瘢痕形成術 4. その他の部位に対する瘢痕形成術（瘢痕の長さが3cm未満は除く。） 足ゆびの後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く。） 5. 足趾骨の切除あるいは切断を伴う矯正術または関節の形成術 乳房切除術（生検を除く。） 6. 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術

注

1. 「顔面部」とは、いわゆる顔といわれている部分で、その範囲は、下顎の骨の稜線と通常髪の毛の生えている部分の生えぎわ（上縁は眉毛の上5cm程度とします。）で囲まれた部分をいいます。
2. 顔面部およびその他の部位にまたがる植皮術・瘢痕形成術は、顔面部における植皮術・瘢痕形成術とみなします。

別表4 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 女性入院給付金の支払い	(1) 女性入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 女性入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 形成治療給付金の支払い	(1) 形成治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 形成治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 形成治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約

無配
新女性医療特約（医療保険）

別
表

無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）目次

この特約の特色	1225	9 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について	
1 保障の開始について		第16条 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更	1230
第1条 特約の責任開始の時	1225	第17条 無配当特定損傷特約（医療保険）への申出による変更	1231
2 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第2条 特定損傷給付金の支払い	1225	第18条 特定損傷給付金額の減額	1232
第3条 免責事由	1226	11 解約等について	
3 給付金の支払請求手続について		第19条 特約の解約	1233
第4条 特定損傷給付金の支払請求手続	1226	第20条 特約の消滅	1233
4 保険料の払込免除について		第21条 返戻金	1233
第5条 特約の保険料の払込免除	1226	12 その他	
5 保険期間および保険料払込期間について		第22条 社員配当金	1233
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1227	第23条 管轄裁判所	1233
6 保険料の払込みについて		第24条 普通保険約款の規定の準用	1233
第7条 特約の保険料の払込み	1227	13 特則について	
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1227	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1234
7 失効、失効取消および復活について		第26条 主契約が更新される場合の特則	1234
第9条 特約の失効	1227	第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1235
第10条 特約の失効取消	1227	第28条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則	1235
第11条 特約の復活	1228	第29条 無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約に付加する場合の特則	1236
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1228		
第13条 告知義務違反による解除	1228		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1229		
第15条 重大事由による解除	1229		
別表1 対象となる不慮の事故	1237		
別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類	1237		

無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）

（実施 2001.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色

目的・内容	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂または熱傷の治療に対する保障
給付金の種類	特定損傷給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 特定損傷給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定損傷給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特定損傷給付金を支払う場合）	金 額	受取人
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療 ^{*1} を受けたとき (1) この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による特定損傷 ^{*3} に対して受けた治療 (2) (1)に定める不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 (3) 病院または診療所 ^{*4} における治療	特定損傷給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. 特定損傷給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特定損傷給付金の支払限度	① 同一の不慮の事故（別表1★）について1回とします。 ② 通算して10回とします。

第2条 補足説明

* 1 治療

医師^Aによる治療^Bをいいます。

A：四肢における骨折または脱臼に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 特定損傷

特定損傷とは、次の(1)から(4)のいずれかをいいます。

- (1) 骨折
骨の構造上の連続性が完全

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.1237参照)

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特定損傷給付金を支払わない場合）
特定損傷給付金	支払事由が次のいずれかによるとき - 保険契約者の故意または重大な過失 - 被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 地震、噴火または津波 - 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって特定損傷給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 特定損傷給付金の支払請求手続

- 特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.1237参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

- 関節脱臼
関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- 腱の断裂
腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。
- 熱傷
直径2cm以上のⅡ度深達性熱傷またはⅢ度熱傷の状態をいいます。この場合、Ⅱ度深達性熱傷とは、真皮層の深部まで障害された状態をいい、Ⅲ度熱傷とは、皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態をいいます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (1)と同等の日本国外にある医療施設

^A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が30歳となるときは、30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

- まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に 特定損傷給付金の支払事由 (第2条) が生じたとき	特定損傷給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. 一(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明*** 1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*** 2 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明*** 1 給付金**

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について

第16条 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に無配当特定損傷特約（医療保険）に変更されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が、主契約の保険期間満了日前にあり、かつ、被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日であること

2. 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後特約*2の効力は生じません。
(3) 変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2の保険期間	① 変更前特約の保険期間と同一とします。ただし、変更前特約の保険期間と同一とすると変更後特約*2に定める保険期間の限度を超えるときは、その限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、変更後特約*2は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更されることがあります。

第16条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。

*2 変更後特約

この特約から変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

項 目	内 容
(5) この特約が変更後特約*2に変更されたとき	① 給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除および特約の消滅に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約変更日*1の特約が適用されます。 ③ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約変更日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)および(2)を満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、この特約を会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。

第17条 無配当特定損傷特約（医療保険）への申出による変更

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に変更することができます。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと
(2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更後特約*3の特定損傷給付金額によって定めます。 ③ 変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が30歳となるときは、30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

* 3 変更後特約

この特約から変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後特約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*3の給付金の支払事由 イ. 変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約の給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*3の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額を限度とします。
(4) この特約が変更後特約*3に変更されたとき	① 給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除および特約の消滅に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約変更日*1の特約が適用されます。 ③ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、この特約を会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(4)の規定を準用します。

10 内容の変更について

第18条 特定損傷給付金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 特定損傷給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第19条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特定損傷給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したとき

第21条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- ② 解除または解約（第19条）されたとき
- ③ 第20条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

- (2) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第22条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第23条 管轄裁判所

この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨または第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める変更後特約*1に変更しない旨を会社に通知しない限り、更新または変更の申出があったものとして、この特約も同時に更新または変更されます。ただし、保険契約者は、第17条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）の規定により、更新日に、この特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に申出により変更することができます。
- この特約の更新または変更後特約*1への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約または変更後特約*1の保険料	更新日または第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める特約変更日*2の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約または変更後特約*1の特定損傷給付金額	更新前特約または変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約または変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約または変更後特約*1の特定損傷給付金額を変更して更新または変更することができます。
(3) この特約が更新または変更後特約*1に変更されたとき	① 給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱いおよび特約の消滅に関する規定について、更新後特約または変更後特約*1の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約または変更後特約*1の給付限度の判定にあたっては、更新前または変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日または特約変更日*2の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約または変更後特約*1の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新または変更の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の特定損傷給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第26条 補足説明

*1 第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める変更後特約

本条において「変更後特約」といいます。

*2 第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める特約変更日

本条において「特約変更日」といいます。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）に変更されます。
- 本条の1. に定める無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	変更日*1の保険料率が適用されます。
(2) 変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	- 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 - 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 - 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 - 変更日*1の特約が適用されます。 - 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	- この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の特定損傷給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

第27条 補足説明*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

*** 2 変更後特約**

保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）をいいます。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に特定損傷給付金が支払われるべきときは、第2条（特定損傷給付金の支払い）の2. - (2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第20条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第21条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第21条（返戻金）

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- ② 解除または解約（第19条）されたとき
- ③ 第20条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

- (2) この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第29条 無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、第2条（特定損傷給付金の支払い）の2. - (2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第20条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第25条（主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則）および第26条（主契約が更新される場合の特則）中、「主契約の更新」とあるのをすべて「主契約の変更」と、「主契約が更新」とあるのをすべて「主契約が変更」とそれぞれ読み替えます。

第28条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第29条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1) 特定損傷給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当介護保障特約（医療保険）目次

この特約の特色	1239	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 介護給付金額の減額	1244
第1条 特約の責任開始の時	1239	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第17条 特約の解約	1245
第2条 介護給付金の支払い	1239	第18条 特約の消滅	1245
第3条 免責事由	1240	第19条 返戻金	1245
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 介護給付金の支払請求手続	1241	第20条 社員配当金	1245
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	1245
第5条 特約の保険料の払込免除	1241	第22条 普通保険約款の規定の準用	1245
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1241	第23条 特別条件を付ける場合の特則	1245
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1246
第7条 特約の保険料の払込み	1241	第25条 主契約が更新される場合の特則	1246
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1242	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1247
7 失効、失効取消および復活について		第27条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	1248
第9条 特約の失効	1242		
第10条 特約の失効取消	1242		
第11条 特約の復活	1242		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1242		
第13条 告知義務違反による解除	1243		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1243		
第15条 重大事由による解除	1243		
別表1 要介護状態	1249		
別表2 介護給付金の支払請求に必要な書類	1250		
別表3 感染症	1250		

無配当介護保障特約（医療保険）

（実施 2001.1.4 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	所定の要介護状態に対する保障
給付金の種類	介護給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 介護給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、介護給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して介護給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（介護給付金を支払う場合）	金 額	受取人
介護給付金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表1★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表1★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	介護給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. 介護給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

特約

無配当介護保障特約（医療保険）

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時* ¹ 前に生じた傷害または疾病* ² を原因として介護給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなします。 ① この特約の付加の際* ³ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態（別表1★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に介護給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第25条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。
(3) 介護給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(4) 介護給付金の支払事由が生じ、支払うべき介護給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき介護給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表1 (P.1249参照)

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、介護給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても介護給付金を支払わない場合）
介護給付金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護給付金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護状態（別表1★）に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護状態（別表1★）に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

項 目	内 容
(2)「戦争その他の変乱」によって介護給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護給付金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1(P.1249参照)

3 給付金の支払請求手続について

第4条 介護給付金の支払請求手続

1. 介護給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 介護給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2(P.1250参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による介護給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による介護給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に介護給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	介護給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、介護給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、介護給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 介護給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに介護給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、介護給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、介護給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に介護給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、介護給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、介護給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その介護給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 介護給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに介護給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 介護給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって介護給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の介護給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 介護給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 介護給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における介護給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むこ

第23条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

とを必要とします。

(2) 介護給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が介護給付金の支払事由（第2条）に該当し、介護給付金を支払うべきときは、介護給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、介護給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取り扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 介護給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた介護給付金の削減支払の条件は適用されません。

(3) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、介護給付金の削減期間経過後は取り扱います。

★別表3（P.1250参照）

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の介護給付金額	更新前特約の保険期間満了日の介護給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の介護給付金額を変更して更新することができます。

第24条 補足説明

***1 この特約の第1回保険料を受け取った時**

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする無配当介護保障特約（医療保険）に変更されます。
- 本条の1. に定める無配当介護保障特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の介護給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の介護給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の介護給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間の終期を被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の無配当介護保障特約（医療保険）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間の終期を被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第27条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約
または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 介護給付金の受取人が被保険者の場合で、介護給付金の受取人が介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が介護給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡給付金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する主契約の死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その死亡給付金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が介護給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表2★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により、会社が介護給付金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその介護給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 介護給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護給付金を支払いません。

★別表2（P.1250参照）

第27条 補足説明

***1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア. に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ. 衣服の着脱が自分ではできない。
ウ. 入浴が自分ではできない。
エ. 食物の摂取が自分ではできない。
オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ア. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- イ. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ウ. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表2 介護給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
介護給付金の支払い	(1) 介護給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うことがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当成人病入院特約（医療保険）（01） 目次

この特約の特色	1252	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第12条 告知義務	1256
第1条 特約の責任開始の時	1252	第13条 告知義務違反による解除	1256
2 成人病入院給付金の支払限度の型について		第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1257
第2条 成人病入院給付金の支払限度の型	1252	第15条 重大事由による解除	1257
3 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 成人病入院給付金の支払い	1252	第16条 成人病入院給付金日額の減額	1258
4 給付金の支払請求手続について		11 解約等について	
第4条 成人病入院給付金の支払請求手続	1255	第17条 特約の解約	1259
5 保険料の払込免除について		第18条 特約の消滅	1259
第5条 特約の保険料の払込免除	1255	第19条 返戻金	1259
6 保険期間および保険料払込期間について		12 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1255	第20条 社員配当金	1259
7 保険料の払込みについて		第21条 管轄裁判所	1259
第7条 特約の保険料の払込み	1255	第22条 普通保険約款の規定の準用	1259
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1255	13 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第23条 特別条件を付ける場合の特則	1259
第9条 特約の失効	1256	第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1260
第10条 特約の失効取消	1256	第25条 主契約が更新される場合の特則	1260
第11条 特約の復活	1256	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1261
別表 1 1. 成人病入院給付金の支払対象となる成人病	1263		
2. 同一の成人病	1263		
別表 2 成人病入院給付金の支払請求に必要な書類	1263		

特

約

無配当成人病入院特約（医療保険）（01）

無配当成人病入院特約（医療保険）（01）

（実施 2001.1.4 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色

目的・内容	成人病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	成人病入院給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 成人病入院給付金の支払限度の型について

第2条 成人病入院給付金の支払限度の型

成人病入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があり、主契約の入院給付金の支払限度の型と同一とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

3 給付金の支払いについて

第3条 成人病入院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して成人病入院給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 (成人病入院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
成人病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した成人病(別表1★)(以下「成人病」といいます。)を直接の原因とする入院 (2) (1)の成人病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が2日以上継続した入院	1回の入院につき、 (成人病入院給付金日額) × (入院日数)	主契約の入院給付金受取人

2. 成人病入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた成人病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*4からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*5に、会社が、告知(第12条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の成人病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に成人病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(3) 被保険者が、同一の成人病(別表1★)を直接の原因として、成人病入院給付金の支払事由に該当する2日以上入院を2回以上したとき	「成人病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「成人病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

第3条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条(特約の責任開始の時)の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活(第11条)が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 特約の責任開始の日

第1条(特約の責任開始の時)に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(4) 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5) 成人病入院給付金の支払限度日数	① 成人病入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 ② 通算して730日とします。
(6) 被保険者が、異なる成人病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1.の規定を適用します。
(7) 被保険者が、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる成人病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
(8) 被保険者が、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる成人病を併発したとき	
(9) 成人病以外の事由を直接の原因とする入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって成人病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(10) 継続した入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その成人病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
(11) 成人病入院給付金が支払われるべき入院中に、成人病入院給付金日額が減額（第16条）されたとき	成人病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する成人病入院給付金の支払金額は、減額後の成人病入院給付金日額に基づいて計算します。
(12) 成人病入院給付金が支払われるべき入院中に、成人病入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する成人病入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(13) 成人病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき成人病入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき成人病入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1263参照）

4 給付金の支払請求手続について

第4条 成人病入院給付金の支払請求手続

1. 成人病入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.1263参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みにについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による成人病入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 成人病入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による成人病入院給付金の支払事由(第3条)が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に成人病入院給付金の支払事由(第3条)が生じたとき	成人病入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活(第11条)の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。)で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、成人病入院給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第5条)の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活(第11条)にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、成人病入院給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

5条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 成人病入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに成人病入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、成人病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、成人病入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に成人病入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、成人病入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、成人病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その成人病入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 成人病入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに成人病入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第16条 成人病入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって成人病入院給付金日額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後の成人病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 成人病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 成人病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による成人病入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第19条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における成人病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み

第23条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 成人病入院給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が成人病入院給付金の支払事由（第3条）に該当し、成人病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について成人病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 成人病入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた成人病入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 成人病入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた成人病入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、成人病入院給付金の削減期間経過後は取り扱います。

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

第23条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当成人病入院特約（医療保険）(01)をいいます。

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の成人病入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第18条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当成人病入院特約（医療保険）（01）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当成人病入院特約（医療保険）（01）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の成人病入院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の成人病入院給付金日額を変更することができます。

第26条 補足説明*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

*** 2 変更後特約**

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当成人病入院特約（医療保険）（01）をいいます。

*** 3 保険期間満了日**

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第18条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

別表1

1. 成人病入院給付金の支払対象となる成人病

成人病入院給付金の支払対象となる成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
(2) 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
(3) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
(4) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
(5) 脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

2. 同一の成人病

1. の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)に属する疾病は、それぞれ病名が異なる場合であってもこれを同一の成人病として取り扱います。また、異なる分類項目に属する疾病であっても医学上密接な関係にある一連の疾病は、これを同一の成人病として取り扱います。例えば、高血圧性疾患とこれに起因する脳血管疾患等をいいます。

別表2 成人病入院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
成人病入院給付金の支払い	(1) 成人病入院給付金支払請求書
	(2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
	(3) 成人病入院給付金の受取人の戸籍抄本
	(4) 成人病入院給付金の受取人の印鑑証明書
	(5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当新女性医療特約（医療保険）（01）目次

この特約の特色	1265	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1271
第1条 特約の責任開始の時	1265	第14条 告知義務違反による解除	1271
2 女性入院給付金の支払限度の型について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1272
第2条 女性入院給付金の支払限度の型	1265	第16条 重大事由による解除	1272
3 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 給付金の支払い	1265	第17条 女性入院給付金日額の減額	1273
第4条 免責事由	1269	11 解約等について	
4 給付金の支払請求手続について		第18条 特約の解約	1274
第5条 給付金の支払請求手続	1270	第19条 特約の消滅	1274
5 保険料の払込免除について		第20条 返戻金	1274
第6条 特約の保険料の払込免除	1270	12 その他	
6 保険期間および保険料払込期間について		第21条 社員配当金	1274
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1270	第22条 管轄裁判所	1274
7 保険料の払込みにについて		第23条 普通保険約款の規定の準用	1274
第8条 特約の保険料の払込み	1270	13 特則について	
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1270	第24条 特別条件を付ける場合の特則	1274
8 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1276
第10条 特約の失効	1271	第26条 主契約が更新される場合の特則	1276
第11条 特約の失効取消	1271	第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1277
第12条 特約の復活	1271		
別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病	1278		
別表2 1. 瘢痕	1280		
2. 足ゆびの後天性変形	1280		
別表3 形成治療給付金の支払対象となる手術	1281		
別表4 給付金の支払請求に必要な書類	1281		
別表5 特定部位および指定疾病一覧表	1282		
別表6 感染症	1283		

無配当新女性医療特約（医療保険）（01）

（実施 2001.10.2 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定疾病による所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 女性入院給付金 (2) 形成治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 女性入院給付金の支払限度の型について

第2条 女性入院給付金の支払限度の型

女性入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があり、主契約の入院給付金の支払限度の型と同一とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

特約

無配当新女性医療特約（医療保険）（01）

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した女性特定疾病（別表1★）（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が2日以上継続した入院	1回の入院につき、 （女性入院給付金日額） × （入院日数）	主契約の入院給付金受取人
形成治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす(3)の手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき (1) 治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*3における手術 (3) 次のいずれかの手術 ① この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による瘢痕（別表2★）に対する植皮術（別表3★）または瘢痕形成術（別表3★） ② この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断された足ゆびの後天性変形（別表2★）に対する形成術（別表3★） ③ この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による乳房切除術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 20	

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

(2) 女性入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた女性特定疾病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁴ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際* ⁵ に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に女性入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の女性特定疾病* ⁶ を直接の原因として、女性入院給付金の支払事由に該当する2日以上入院を2回以上したとき	「女性入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「女性入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の女性特定疾病* ⁶ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 女性入院給付金の支払限度日数	ア. 女性入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 イ. 通算して730日とします。
⑥ 被保険者が、異なる女性特定疾病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第3条 補足説明

* 4 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 6 同一の女性特定疾病

医学上密接な関係にある女性特定疾病を含みます。

項 目	内 容
⑦ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる女性特定疾病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第24条）が適用される入院の開始時に異なる女性特定疾病を併発していたとき、または入院中に異なる女性特定疾病を併発したときは、併発した女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑧ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる女性特定疾病を併発したとき	
⑨ 女性特定疾病以外の事由を直接の原因とする入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑩ 継続した入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その女性特定疾病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金日額が減額（第17条）されたとき	女性入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する女性入院給付金の支払金額は、減額後の女性入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する女性入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

(3) 形成治療給付金について

項 目	内 容
① 手術の原因が疾病に対する治療であるとき	その疾病がこの特約の責任開始の時* ² 以後に発病した場合に限り形成治療給付金を支払います。
② 被保険者が、次のいずれかの手術を受けたとき ア. この特約の責任開始の時* ² 前に生じた原因に対する手術 イ. この特約の責任開始の時* ² 前に初めて診断された「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に対する手術	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなします。 (ア) この特約の責任開始の日* ⁴ からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 (イ) この特約の付加の際* ⁵ に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなしません。 (ウ) その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなしません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、同時期に2種類以上の形成治療給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみ形成治療給付金を支払います。
④ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形(別表2★)」に対する形成術(別表3★)を受けたのち、同一の足ゆびについて「足ゆびの後天性変形(別表2★)」と診断されたとき	この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断されたものとして取り扱います。
⑤ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形(別表2★)」と診断されたのち、異なる足ゆびについて初めて「足ゆびの後天性変形(別表2★)」と診断されたとき	

★別表1 (P.1278参照)、別表2 (P.1280参照)、別表3 (P.1281参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由(第3条)が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、形成治療給付金を支払いません。

免責事由(支払事由が生じて形成治療給付金を支払わない場合)	
形成治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって形成治療給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、形成治療給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.1281参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 女性入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって女性入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による女性入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み

第24条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

- ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - ア. 女性入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について女性入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - イ. 形成治療給付金を支払うべきときは、形成治療給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表5★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する女性入院給付金または形成治療給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表5（P.1282参照）、別表6（P.1283参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第24条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約（医療保険）(01)をいいます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当新女性医療特約（医療保険）（01）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当新女性医療特約（医療保険）（01）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性入院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性入院給付金日額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約（医療保険）（01）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更される場合は、変更日*1の前日とします。

別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病

女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	◎消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	◎呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	◎骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）中の	
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	○結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	○皮膚の悪性黒色腫	172
	○皮膚のその他の悪性新生物	173
	○女性乳房の悪性新生物	174
	◎泌尿生殖器の悪性新生物（179～189）中の	
	○子宮の悪性新生物、部位不明	179
	○子宮頸の悪性新生物	180
	○胎盤の悪性新生物	181
	○子宮体の悪性新生物	182
	○卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	○その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	○膀胱の悪性新生物	188
	○腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	◎その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	◎リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	◎良性新生物（210～229）中の	
	○乳房の良性新生物	217
	○子宮平滑筋腫	218
	○子宮のその他の良性新生物	219
	○卵巣の良性新生物	220
	○その他の女性生殖器の良性新生物	221
	○腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の	
	・腎、腎盂を除く	223.0
	・腎盂	223.1
	・尿管	223.2
	・膀胱	223.3
	・その他の明示された部位	223.8
	○甲状腺の良性新生物	226
	◎上皮内癌（230～234）中の	
	○消化器の上皮内癌	230
	○呼吸系の上皮内癌	231
	○皮膚の上皮内癌	232
	○乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の	
	・乳房	233.0
	・子宮頸	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	○その他および部位不明の上皮内癌	234

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎性状不詳の新生物（235～238）中の ○泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の ・子宮	236.0
	・胎盤	236.1
	・卵巢	236.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
	・膀胱	236.7
	・その他および部位不明の泌尿器	236.9
	○その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の ・乳房	238.3
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	◎性質の明示されない新生物（239）中の ○乳房	239.3
	○膀胱	239.4
	○その他の泌尿生殖器	239.5
	◎甲状腺の障害（240～246）中の ○単純性および詳細不明の甲状腺腫	240
	○非中毒性結節性甲状腺腫	241
	○甲状腺腫を伴うまたは伴わない甲状腺中毒症	242
	○後天性甲状腺機能低下（症）	244
血液および 造血器の疾患	○甲状腺炎	245
	○甲状腺のその他の障害	246
	◎その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の ○副腎の障害（255）中の ・クッシング〈Cushing〉症候群	255.0
	○卵巢機能障害	256
	◎血液および造血器の疾患（280～289）中の ○鉄欠乏性貧血	280
	○その他の欠乏性貧血	281
	○後天性溶血性貧血	283
循環系の疾患	○再生不良〈無形成〉性貧血	284
	○その他および詳細不明の貧血	285
	○紫斑病およびその他の出血病態（287）中の ・アレルギー性紫斑病	287.0
	・血小板〈栓球〉機能障害	287.1
	・その他の血小板〈栓球〉非減少性紫斑病	287.2
	・原発性〈一次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.3
	・続発性〈二次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.4
消化系の疾患	・詳細不明の血小板〈栓球〉減少症	287.5
	◎慢性リウマチ性心疾患	393～398
	◎動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440～448）中の ○結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の ・大動脈炎症候群	446.7
	◎静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451～459）中の ○その他の部位の静脈瘤（456）中の ・外陰静脈瘤	456.6
	○リンパ管の非感染性障害（457）中の ・乳房切除後リンパ浮腫症候群	457.0
	○低血圧（症）	458
	◎消化系のその他の疾患（570～579）中の ○胆石症	574
消化系の疾患	○胆のう〈嚢〉のその他の障害	575
	○その他の胆道の障害	576

特
約

無配当新女性医療特約（医療保険）（01）

別
表

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
泌尿生殖系の疾患	◎腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580～589）中の	
	○急性糸球体腎炎	580
	○ネフローゼ症候群	581
	○慢性糸球体腎炎	582
	○腎炎および腎症〈ネフロパシー〉〈腎障害〉、急性または慢性と明示されないもの	583
	○慢性腎不全	585
	◎泌尿系のその他の疾患（590～599）中の	
	○腎の感染（症）	590
	○水腎症	591
	○腎および尿管の結石	592
	○腎および尿管のその他の障害	593
	○下部尿路の結石	594
	○膀胱炎	595
	○膀胱のその他の障害	596
	○非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
	○尿道狭窄	598
	○尿道および尿路のその他の障害	599
	◎乳房の障害	610～611
	◎女性骨盤臓器の炎症性疾患	614～616
	◎女性生殖路のその他の障害	617～629
妊娠、分娩および 産じょく〈褥〉の 合併症	◎妊娠、流産に終わったもの	630～639
	◎主として妊娠に関連した合併症	640～648
	◎正常分娩、および妊娠・分娩における治療のその他の適応症〈完全に正常な状態に おける分娩（650）は除く〉	651～659
	◎分娩の経過に主として発生する合併症	660～669
	◎産じょく〈褥〉の合併症	670～676
筋骨格系および結 合組織の疾患	◎関節症〈疾患〉および関連障害（710～719）中の	
	○結合組織のびまん性疾患	710
	○慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発（性）関節症〈疾患〉	714
	◎リウマチ、背部を除く（725～729）中の	
	○リウマチ性多発筋痛	725

別表2

1. 瘢痕

「瘢痕」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮乳頭層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。

2. 足ゆびの後天性変形

「足ゆびの後天性変形」は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
外反母趾（後天性）	735.0
内反母趾（後天性）	735.1
剛＜強＞直母趾	735.2
つち＜槌＞母趾	735.3
その他のつち＜槌＞趾（後天性）	735.4
わし＜鷲＞（爪）趾（後天性）	735.5
その他	735.8
詳細不明	735.9

別表3 形成治療給付金の支払対象となる手術

手術の種類
植皮術 1. 顔面部に対する植皮術 2. その他の部位に対する植皮術（直径2cm未満は除く。） 瘢痕形成術（非観血手術を除く。） 3. 顔面部に対する瘢痕形成術 4. その他の部位に対する瘢痕形成術（瘢痕の長さが3cm未満は除く。） 足ゆびの後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く。） 5. 足趾骨の切除あるいは切断を伴う矯正術または関節の形成術 乳房切除術（生検を除く。） 6. 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術

注

1. 「顔面部」とは、いわゆる顔といわれている部分で、その範囲は、下顎の骨の稜線と通常髪の毛の生えている部分の生えぎわ（上縁は眉毛の上5cm程度とします。）で囲まれた部分をいいます。
2. 顔面部およびその他の部位にまたがる植皮術・瘢痕形成術は、顔面部における植皮術・瘢痕形成術とみなします。

別表4 給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 女性入院給付金の支払い	(1) 女性入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 女性入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 形成治療給付金の支払い	(1) 形成治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 形成治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 形成治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約

無配
当
新女性医療特約（医療保険）（01）

別
表

無配当特定疾病特約（医療保険）目次

この特約の特色	1285	9 内容の変更について	
		第15条 特定疾病給付金額の減額	1290
1 保障の開始について		10 解約等について	
第1条 特約の責任開始の時	1285	第16条 特約の解約	1291
2 給付金の支払いについて		第17条 特約の消滅	1291
第2条 特定疾病給付金の支払い	1285	第18条 返戻金	1291
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第3条 特定疾病給付金の支払請求手続	1287	第19条 社員配当金	1291
4 保険料の払込免除について		第20条 管轄裁判所	1291
第4条 特約の保険料の払込免除	1287	第21条 普通保険約款の規定の準用	1291
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	1287	第22条 特別条件を付ける場合の特則	1291
6 保険料の払込みにについて		第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1292
第6条 特約の保険料の払込み	1287	第24条 主契約が更新される場合の特則	1292
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1288	第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1293
7 失効、失効取消および復活について		第26条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	1294
第8条 特約の失効	1288		
第9条 特約の失効取消	1288		
第10条 特約の復活	1288		
8 告知義務と解除について			
第11条 告知義務	1288		
第12条 告知義務違反による解除	1289		
第13条 告知義務違反による解除ができないとき	1289		
第14条 重大事由による解除	1289		
別表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	1295		
別表 2 特定疾病給付金の支払請求に必要な書類	1295		

無配当特定疾病特約（医療保険）

（実施 2001.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色

目的・内容	悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態に対する保障
給付金の種類	特定疾病給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 特定疾病給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特定疾病給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定疾病給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（特定疾病給付金を支払う場合）	金 額	受取人
特定疾病給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表1★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*2されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表1★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*3が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表1★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*4が継続したと医師によって診断されたとき	特定疾病給付金額	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

*3 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

*4 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

特約

無配当特定疾病特約（医療保険）

2. 特定疾病給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特定疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*5に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合で、特定疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞または脳卒中による特定疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、この特約の保険期間満了日に特定疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第24条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。
(3) 被保険者が、急性心筋梗塞診療開始日からその日を含めて60日を経過するまでに死亡したとき	特定疾病給付金の支払事由に規定する「労働の制限を必要とする状態*3」が死亡時まで継続したと医師によって証明されたときに限り、特定疾病給付金を支払います。
(4) 被保険者が、脳卒中診療開始日からその日を含めて60日を経過するまでに死亡したとき	特定疾病給付金の支払事由に規定する「他覚的な神経学的後遺症*4」が死亡時まで継続したと医師によって証明されたときに限り、特定疾病給付金を支払います。
(5) 被保険者が、脳卒中の定義（別表1★）における「中枢神経系の脱落症状」が24時間以上持続するまでに死亡したとき	その脳卒中を直接の原因として死亡した場合で、死亡時まで「中枢神経系の脱落症状」が継続していたことが医師によって証明されたときに限り、特定疾病給付金を支払います。
(6) 被保険者が、同時に特定疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	特定疾病給付金を重複しては支払いません。
(7) 特定疾病給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

第2条 補足説明

* 5 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(8) 特定疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定疾病給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1295参照）

3 給付金の支払請求手続について

第3条 特定疾病給付金の支払請求手続

1. 特定疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 特定疾病給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.1295参照）

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による特定疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

7 失効、失効取消および復活について

第8条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特定疾病給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特定疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	特定疾病給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第10条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第9条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第10条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特定疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定疾病給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定疾病給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特定疾病給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定疾病給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特定疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第14条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第13条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第14条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特定疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定疾病給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定疾病給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定疾病給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定疾病給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 特定疾病給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特定疾病給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定疾病給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特定疾病給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特定疾病給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第18条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第8条）
- (2) 解除または解約（第16条）されたとき
- (3) 第17条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における特定疾病給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むこ

第22条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

とを必要とします。

(2) 特定疾病給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が特定疾病給付金の支払事由（第2条）に該当し、特定疾病給付金を支払うべきときは、特定疾病給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第8条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 特定疾病給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定疾病給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 特定疾病給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定疾病給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、特定疾病給付金の削減期間経過後は取り扱います。

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

*** 2 変更後特約**

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当特定疾病特約（医療保険）をいいます。

第23条 補足説明

*** 1 この特約の第1回保険料を受け取った時**

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特定疾病給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特定疾病給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定疾病給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当特定疾病特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当特定疾病特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の特定疾病給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の特定疾病給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定疾病給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第25条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当特定疾病特約（医療保険）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特定疾病給付金の受取人が被保険者の場合で、特定疾病給付金の受取人が特定疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特定疾病給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が特定疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表2★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) 指定代理請求人は、付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が特定疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特定疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 特定疾病給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定疾病給付金を支払いません。
- (8) 第12条（告知義務違反による解除）の3. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第12条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者」とあるのを「被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

第26条 補足説明

*** 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

★別表2（P.1295参照）

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、1. によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中2. の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
(1) 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
(2) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
(3) 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

2. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	ア. 口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	イ. 消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	エ. 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	ア. 骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	イ. 結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	ウ. 皮膚の悪性黒色腫	172
	エ. 女性乳房の悪性新生物	174
	オ. 男性乳房の悪性新生物	175
	オ. 泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
(2) 急性心筋梗塞	カ. その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	キ. リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
(3) 脳卒中	虚血性心疾患（410～414）のうち、急性心筋梗塞	410
	脳血管疾患（430～438）のうち、ア. くも膜下出血	430
	イ. 脳内出血	431
	ウ. 脳動脈の狭塞	434

別表2 特定疾病給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
特定疾病給付金の支払い	(1) 特定疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特定疾病給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特定疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当重度傷害特約（医療保険）目次

この特約の特色	1297	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 重度傷害給付金額の減額	1302
第1条 特約の責任開始の時	1297	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第17条 特約の解約	1302
第2条 重度傷害給付金の支払い	1297	第18条 特約の消滅	1302
第3条 免責事由	1298	第19条 返戻金	1302
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 重度傷害給付金の支払請求手続	1298	第20条 社員配当金	1303
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	1303
第5条 特約の保険料の払込免除	1299	第22条 普通保険約款の規定の準用	1303
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1299	第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1303
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約が更新される場合の特則	1303
第7条 特約の保険料の払込み	1299	第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1304
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1299	第26条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	1304
7 失効、失効取消および復活について			
第9条 特約の失効	1299		
第10条 特約の失効取消	1299		
第11条 特約の復活	1300		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1300		
第13条 告知義務違反による解除	1300		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1301		
第15条 重大事由による解除	1301		
別表1 対象となる不慮の事故	1306		
別表2 重度傷害	1307		
別表3 重度傷害給付金の支払請求に必要な書類	1308		

無配当重度傷害特約（医療保険）

（実施 2001.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色

目的・内容	不慮の事故による脳挫傷、脊髄損傷または内臓損傷の治療を目的とする入院に対する保障
給付金の種類	重度傷害給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 重度傷害給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、重度傷害給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して重度傷害給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（重度傷害給付金を支払う場合）	金 額	受取人
重度傷害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）による重度傷害（別表2★）の治療*3を直接の目的とする入院 (2) (1)の不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 (3) 病院または診療所*4への入院	重度傷害給付金額	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 治療

医師による治療をいいます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

特約

無配当重度傷害特約（医療保険）

2. 重度傷害給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、重度傷害給付金の支払対象とならない入院中に重度傷害給付金の支払対象となる重度傷害（別表2★）の治療*3を開始したとき	その治療*3を開始した日に重度傷害給付金の支払対象となる重度傷害（別表2★）の治療*3を直接の目的とする入院をしたものとみなします。
(2) 被保険者が、複数の重度傷害（別表2★）に該当して入院したとき	重度傷害給付金を重複しては支払いません。
(3) 重度傷害給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(4) 重度傷害給付金の支払事由が生じ、支払うべき重度傷害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき重度傷害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1306参照）、別表2（P.1307参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、重度傷害給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても重度傷害給付金を支払わない場合）
重度傷害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって重度傷害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、重度傷害給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 重度傷害給付金の支払請求手続

1. 重度傷害給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2. 重度傷害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.1308参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による重度傷害給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込む

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

ことを必要とします。

2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による重度傷害給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に重度傷害給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	重度傷害給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、重度傷害給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、重度傷害給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 重度傷害給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに重度傷害給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、重度傷害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、重度傷害給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

第10条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に重度傷害給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、重度傷害給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、重度傷害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その重度

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

傷害給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 重度傷害給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに重度傷害給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 重度傷害給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって重度傷害給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の重度傷害給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 重度傷害給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 重度傷害給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- ② 解除または解約（第17条）されたとき
- ③ 第18条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

- (2) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における重度傷害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通じない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の重度傷害給付金額	更新前特約の保険期間満了日の重度傷害給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重度傷害給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第23条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当重度傷害特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当重度傷害特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	変更日*1の保険料率が適用されます。
(2) 変更後特約*2の重度傷害給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の重度傷害給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の重度傷害給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- 重度傷害給付金の受取人が被保険者の場合で、重度傷害給付金の受取人が重度傷害給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が重度傷害給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

第25条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当重度傷害特約（医療保険）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡給付金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する主契約の死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その死亡給付金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が重度傷害給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により、会社が重度傷害給付金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその重度傷害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 重度傷害給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は重度傷害給付金を支払いません。

★別表3（P.1308参照）

第26条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 重度傷害

重度傷害とは、表1によって定義づけられる傷害とし、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 重度傷害の定義

傷害名	傷害の定義
1. 脳挫傷	頭部に加えられた衝撃によって脳が器質的損傷を負ったもの（ただし、その治療を直接の目的として開頭術を伴う手術を行ったものに限り、慢性硬膜下血腫は除く。）
2. 脊髄損傷	脊椎（背骨）に加えられた衝撃によって脊椎（背骨）の脱臼・骨折が生じ、受傷直後の神経症状がFrankel分類のA、BまたはCに該当したもの
3. 内臓損傷	身体外部から加えられた衝撃等によって内臓（心臓、肺、胃、腸、肝臓、脾臓、脾臓、腎臓、膀胱）が器質的損傷を受けたもの（ただし、その治療を直接の目的として開胸・開腹術を伴う手術を行ったものに限る。）

表2 対象となる重度傷害の基本分類表番号

傷害名	分類項目	基本分類表番号
1. 脳挫傷	頭蓋の骨折（800～804）のうち、	
	・頭蓋穹隆部の骨折	800
	・頭蓋底の骨折	801
	・その他および部位不明の頭蓋骨折	803
	・その他の骨を含む頭蓋または顔面の多発骨折	804
	頭蓋内損傷、頭蓋骨折を伴うものを除く（850～854）のうち、	
	・脳の裂傷及び挫傷	851
	・くも膜下、硬膜下および硬膜外出血、損傷に続発するもの	852
2. 脊髄損傷	・その他および詳細不明の頭蓋内出血、損傷に続発するもの	853
	・その他および性質不明の頭蓋内損傷	854
	頸部および体幹の骨折（805～809）のうち、	
	・脊髄損傷の記載のない脊椎の骨折	805
	・脊髄損傷を伴う脊椎の骨折	806
3. 内臓損傷	神経および脊髄の損傷（950～957）のうち、	
	・骨損傷ありとみとめられない脊髄損傷	952
	・神経根および脊髄神経そうく叢の損傷	953
	胸、腹および骨盤の内部損傷（860～869）のうち、	
	・心（臓）および肺への損傷	861
	・その他および詳細不明の胸内臓器への損傷	862
	・胃腸管への損傷	863
	・肝（臓）への損傷	864
	・脾（臓）への損傷	865
	・腎（臓）への損傷	866
	・骨盤内臓器への損傷	867
	・その他の腹腔内臓器への損傷	868
	・詳細不明または診断名不明確の臓器への内部損傷	869

備考**1. 開頭術**

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

2. 開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

3. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

別表 3 重度傷害給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
重度傷害給付金の支払い	(1) 重度傷害給付金支払請求書 (2) 不慮の事故であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 重度傷害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 重度傷害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当がん通院特約（医療保険）目次

この特約の特色	1310	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1314
第1条 特約の責任開始の時	1310	第14条 告知義務違反による解除	1314
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1315
第2条 がんの定義および診断確定	1310	第16条 重大事由による解除	1315
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん通院給付金の支払い	1310	第17条 がん通院給付金日額の減額	1316
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん通院給付金の支払請求手続	1312	第18条 特約の解約	1317
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1317
第5条 特約の保険料の払込免除	1312	第20条 返戻金	1317
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1312	第21条 社員配当金	1317
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1317
第7条 特約の保険料の払込み	1312	第23条 普通保険約款の規定の準用	1317
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1313	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1317
第9条 特約の失効	1313	第25条 主契約が更新される場合の特則	1318
第10条 特約の失効取消	1313	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1318
第11条 特約の復活	1313	第27条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	1319
9 無効について		第28条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	1320
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1313		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1321		
別表2 新生物の形態の性状コード	1321		
別表3 がん通院給付金の支払請求に必要な書類	1321		

無配当がん通院特約（医療保険）

（実施 2001.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の通院に対する保障
給付金の種類	がん通院給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当がん医療保険契約、無配当新がん医療保険契約または5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.1321参照）、別表2（P.1321参照）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

3 給付金の支払いについて

第3条 がん通院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん通院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん通院給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 (がん通院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
がん通院給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす通院*2をしたとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんを直接の原因として主契約のがん入院給付金が支払われる20日以上継続した入院をし、その入院の直接の原因となったがんの治療を直接の目的とする通院 (2) 病院または診療所*3への通院 (3) (1)に定める入院の入院開始日の前日以前60日または退院日*4の翌日以後180日の期間（以下「がん通院期間*5」といいます。）内における通院	1回の入院の通院につき、 (がん通院給付金日額) × (通院日数)	主契約の入院給付金受取人

2. がん通院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の保険期間満了日を含むがん通院期間中に通院をしたとき	そのがん通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に主契約のがん入院給付金が支払われる入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後のがん通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
(3) がん通院給付金の支払限度日数	① 1回の入院の通院*6について45日とします。 ② 通算して730日とします。
(4) 被保険者が、主契約のがん入院給付金が支払われる入院日にがん通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対するがん通院給付金は支払いません。
(5) 被保険者が、同一の日に2回以上の通院をしたとき	1回の通院をしたものとみなします。
(6) がん通院給付金が支払われるべきがん通院期間中に、がん通院給付金日額が減額（第17条）されたとき	がん通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対するがん通院給付金の支払金額は、減額後のがん通院給付金日額に基づいて計算します。
(7) がん通院給付金が支払われるべきがん通院期間中に、がん通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対するがん通院給付金は、変更後の受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 通院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 退院日

被保険者が、主契約のがん入院給付金が支払われる入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院の退院日を本条の1. -(3)の退院日とみなします。

* 5 がん通院期間

被保険者が、主契約のがん入院給付金が支払われる入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの期間についてもがん通院期間とみなします。

* 6 1回の入院の通院

主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

項 目	内 容
(8) がん通院給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約のがん死亡給付金または死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約のがん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん通院給付金の支払請求手続

1. がん通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. がん通院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.1321参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん通院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん通院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん通院給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん通院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかん診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

第12条 補足説明

- *2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち画面で告知を求められた事項について、その画面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、がん通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> がん通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。 すでにかん通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。 すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 がん通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かってがん通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約のがん入院給付金日額が減額されたことにより減額後の主契約のがん入院給付金日額に対するがん通院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度までがん通院給付金日額を減額します。
3. がん通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約のがん死亡給付金または死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約によるがん通院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日のがん通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん通院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当がん通院特約(医療保険)に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当がん通院特約(医療保険)への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん通院給付金日額を変更することができます。

第26条 補足説明*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

*** 2 変更後特約**

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当がん通院特約(医療保険)をいいます。

*** 3 保険期間満了日**

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(がん通院給付金の支払い)の2.－(8)中、「主契約のがん死亡給付金または死亡給付金」とあるのをすべて「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (2) (1)にかかわらず、被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん通院給付金が支払われるべきときは、第3条(がん通院給付金の支払い)の2.－(8)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(8) がん通院給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん通院給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 第19条(特約の消滅)の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
- (4) 第20条(返戻金)を次のとおり読み替えます。

第20条(返戻金)

 1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

第27条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第28条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) がん通院給付金の受取人が被保険者の場合で、がん通院給付金の受取人ががん通院給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）ががん通院給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人ががん通院給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社ががん通院給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してそのがん通院給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) がん通院給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間のがん通院給付金を支払いません。
- (8) 第14条（告知義務違反による解除）の3. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第14条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者」とあるのを「被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

第28条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

★別表3（P.1321参照）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん通院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん通院給付金の支払い	(1) がん通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の通院証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん通院給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん通院給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当がん特定手術特約（医療保険）目次

この特約の特色	1323	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1327
第1条 特約の責任開始の時	1323	第14条 告知義務違反による解除	1327
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1327
第2条 がんの定義および診断確定	1323	第16条 重大事由による解除	1328
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん特定手術給付金の支払い	1323	第17条 がん特定手術給付金額の減額	1329
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん特定手術給付金の支払請求手続	1324	第18条 特約の解約	1329
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1329
第5条 特約の保険料の払込免除	1324	第20条 返戻金	1329
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1325	第21条 社員配当金	1330
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1330
第7条 特約の保険料の払込み	1325	第23条 普通保険約款の規定の準用	1330
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1325	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1330
第9条 特約の失効	1325	第25条 主契約が更新される場合の特則	1330
第10条 特約の失効取消	1325	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1331
第11条 特約の復活	1326	第27条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	1331
9 無効について		第28条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	1332
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1326		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1334		
別表2 新生物の形態の性状コード	1334		
別表3 がん特定手術給付金の支払対象となる手術	1334		
別表4 がん特定手術給付金の支払請求に必要な書類	1335		

無配当がん特定手術特約（医療保険）

（実施 2001.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の手術に対する保障
給付金の種類	がん特定手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当がん医療保険契約、無配当新がん医療保険契約または5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.1334参照）、別表2（P.1334参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 がん特定手術給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん特定手術給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん特定手術給付金をその受取人に

特約

無配当がん特定手術特約（医療保険）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

支払います。

	支払事由（がん特定手術給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん特定手術給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*2における手術 (3) 別表3★に定めるがん特定手術	手術1回につき、 がん特定手術 給付金額	主契約の 入院給付金受取人

2. がん特定手術給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、同時期に2種類以上のがん特定手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみがん特定手術給付金を支払います。
(2) がん特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約のがん死亡給付金または死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約のがん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん特定手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表3（P.1334参照）

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん特定手術給付金の支払請求手続

- がん特定手術給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- がん特定手術給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、がん特定手術給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約のがん手術給付金の請求があったときは、がん特定手術給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表4（P.1335参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (1)と同等の日本国外にある医療施設

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん特定手術給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん特定手術給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん特定手術給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 補足説明

*1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん特定手術給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん特定手術給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

- 本条の1. および2.の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
- 本条の3.の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
- 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

第11条 補足説明

- *1 復活**
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

- *1 特約の責任開始の時**
第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。
- *2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料**
その復活の延滞保険料を含みます。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん特定手術給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん特定手術給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん特定手術給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでにがん特定手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん特定手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん特定手術給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん特定手術給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん特定手術給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん特定手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん特定手術給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) がん特定手術給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん特定手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 がん特定手術給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん特定手術給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん特定手術給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん特定手術給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん特定手術給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約のがん死亡給付金または死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん特定手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん特定手術給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん特定手術給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん特定手術給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後のがん特定手術給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん特定手術給付金額と同額とした

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更新日とします。

場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当がん特定手術特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当がん特定手術特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん特定手術給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん特定手術給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん特定手術給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん特定手術給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん特定手術給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- 第3条（がん特定手術給付金の支払い）の2. ー(2)中、「主契約のがん死亡給付金または死亡給付金」とあるのをすべて「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (1)にかかわらず、被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん特定手術給付金が支払われるべきときは、第3条（がん特定手術給付金の支払い）の2. ー

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当がん特定手術特約（医療保険）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

特
約

無配当がん特定手術特約（医療保険）

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

(2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) がん特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん特定手術給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います

(3) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

(4) 第20条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第20条（返戻金）

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- | |
|---------------------------------|
| (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条） |
| (2) 解除または解約（第18条）されたとき |
| (3) 第19条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき |

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第28条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) がん特定手術給付金の受取人が被保険者の場合で、がん特定手術給付金の受取人ががん特定手術給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）ががん特定手術給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人ががん特定手術給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。

第28条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社ががん特定手術給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してそのがん特定手術給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) がん特定手術給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間にはがん特定手術給付金を支払いません。
- (8) 第14条（告知義務違反による解除）の3. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第14条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者」とあるのを「被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表4（P.1335参照）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん特定手術給付金の支払対象となる手術

がん特定手術の種類
1. 胃全摘除術
2. 片側肺全摘除術
3. 食道全摘除術
4. 片側腎全摘除術
5. 人工肛門造設術
6. 膀胱全摘除術
7. 喉頭全摘除術（発声機能を喪失したものに限る。）
8. 四肢切断術（手指・足指を除く。）

別表4 がん特定手術給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん特定手術給付金の支払い	(1) がん特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

無配当がん特定手術特約（医療保険）

別

表

無配当がん女性特定手術特約（医療保険）目次

この特約の特色	1337	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1341
第1条 特約の責任開始の時	1337	第14条 告知義務違反による解除	1341
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1341
第2条 がんの定義および診断確定	1337	第16条 重大事由による解除	1342
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん女性特定手術給付金の支払い	1337	第17条 がん女性特定手術給付金額の減額	1343
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん女性特定手術給付金の支払請求手続	1338	第18条 特約の解約	1343
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1343
第5条 特約の保険料の払込免除	1338	第20条 返戻金	1343
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1339	第21条 社員配当金	1344
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1344
第7条 特約の保険料の払込み	1339	第23条 普通保険約款の規定の準用	1344
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1339	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1344
第9条 特約の失効	1339	第25条 主契約が更新される場合の特則	1344
第10条 特約の失効取消	1339	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1345
第11条 特約の復活	1340	第27条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	1345
9 無効について		第28条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	1346
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1340		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1348		
別表2 新生物の形態の性状コード	1348		
別表3 がん女性特定手術給付金の支払対象となる手術	1348		
別表4 がん女性特定手術給付金の支払請求に必要な書類	1349		

無配当がん女性特定手術特約（医療保険）

（実施 2001.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の手術に対する保障
給付金の種類	がん女性特定手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする無配当がん医療保険契約、無配当新がん医療保険契約または5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.1348参照）、別表2（P.1348参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 がん女性特定手術給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん女性特定手術給付金の支

特約

無配当がん女性特定手術特約（医療保険）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん女性特定手術給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 (がん女性特定手術給付金を支払う場合)	金 額	受取人
がん女性特定手術給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*2における手術 (3) 別表3★に定めるがん女性特定手術	手術1回につき、 がん女性特定手術給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. がん女性特定手術給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、同時期に2種類以上のがん女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみがん女性特定手術給付金を支払います。
(2) がん女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約のがん死亡給付金または死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約のがん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん女性特定手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表3 (P.1348参照)

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん女性特定手術給付金の支払請求手続

1. がん女性特定手術給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. がん女性特定手術給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、がん女性特定手術給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約のがん手術給付金の請求があったときは、がん女性特定手術給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表4 (P.1349参照)

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん女性特定手術給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん女性特定手術給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん女性特定手術給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

いません。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん女性特定手術給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん女性特定手術給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2.の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3.の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

* 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん女性特定手術給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん女性特定手術給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん女性特定手術給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでにがん女性特定手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん女性特定手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん女性特定手術給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

特

約

無配当がん女性特定手術特約（医療保険）

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん女性特定手術給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん女性特定手術給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん女性特定手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん女性特定手術給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) がん女性特定手術給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん女性特定手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 がん女性特定手術給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん女性特定手術給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん女性特定手術給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん女性特定手術給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん女性特定手術給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約のがん死亡給付金または死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による

提供を含みます。) します。

13 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん女性特定手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん女性特定手術給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん女性特定手術給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん女性特定手術給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後のがん女性特定手術給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん女性特定手術給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当がん女性特定手術特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当がん女性特定手術特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん女性特定手術給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん女性特定手術給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん女性特定手術給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん女性特定手術給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん女性特定手術給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- 第3条（がん女性特定手術給付金の支払い）の2. ー(2)中、「主契約のがん

第26条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当がん女性特定手術特約（医療保険）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

死亡給付金または死亡給付金」とあるのをすべて「主契約の死亡給付金」と読み替えます。

- (2) (1)にかかわらず、被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん女性特定手術給付金が支払われるべきときは、第3条（がん女性特定手術給付金の支払い）の2. - (2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) がん女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん女性特定手術給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (4) 第20条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第20条（返戻金）

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

(1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）

(2) 解除または解約（第18条）されたとき

(3) 第19条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第28条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) がん女性特定手術給付金の受取人が被保険者の場合で、がん女性特定手術給付金の受取人ががん女性特定手術給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）ががん女性特定手術給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人ががん女性特定手術給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限りません。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社ががん女性特定手術給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してそのがん女性特定手術給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) がん女性特定手術給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間にはがん女性特定手術給付金を支払いません。
- (8) 第14条（告知義務違反による解除）の3. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第14条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者」とあるのを「被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表4（P.1349参照）

第28条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

特

約

無配当がん女性特定手術特約（医療保険）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん女性特定手術給付金の支払対象となる手術

がん女性特定手術の種類
1. 乳房切除術（生検を除く。）
2. 子宮全摘除術
3. 両側卵巣全摘除術

注 乳房切除術とは、乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術をいいます。

別表4 がん女性特定手術給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん女性特定手術給付金の支払い	(1) がん女性特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん女性特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん女性特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

無配当がん女性特定手術特約（医療保険）

別

表

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）目次

この特約の特色	1351	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1355
第1条 特約の責任開始の時	1351	第14条 告知義務違反による解除	1356
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1356
第2条 がんの定義および診断確定	1351	第16条 重大事由による解除	1357
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん退院後ケア給付金の支払い	1351	第17条 がん退院後ケア給付金額の減額	1357
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん退院後ケア給付金の支払請求手続	1353	第18条 特約の解約	1358
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	1358
第5条 特約の保険料の払込免除	1353	第20条 返戻金	1358
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1354	第21条 社員配当金	1358
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	1358
第7条 特約の保険料の払込み	1354	第23条 普通保険約款の規定の準用	1358
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1354	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1358
第9条 特約の失効	1354	第25条 主契約が更新される場合の特則	1359
第10条 特約の失効取消	1354	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1359
第11条 特約の復活	1355	第27条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	1360
9 無効について		第28条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	1361
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1355		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1363		
別表2 新生物の形態の性状コード	1363		
別表3 がん退院後ケア給付金の支払請求に必要な書類	1363		

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）

（実施 2001.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院に対する退院後の保障
給付金の種類	がん退院後ケア給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当がん医療保険契約、無配当新がん医療保険契約または5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.1363参照）、別表2（P.1363参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 がん退院後ケア給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん退院後ケア給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん退院後ケア給付金をその受取

特約

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

人に支払います。

	支払事由 (がん退院後ケア給付金を支払う場合)	金 額	受取人
がん退院後ケア給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後、次のすべてに該当したとき (1) 主契約のがん入院給付金が支払われる入院後、この特約の保険期間中に退院していること (2) (1)に定める退院の退院日の翌日からその日を含めて5年の期間*2中におけるその退院日の毎年の応当日*3に生存しているとき	がん退院後ケア給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. がん退院後ケア給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、「がん退院後ケア期間*2」中に新たに主契約のがん入院給付金が支払われる入院を開始したとき	すでに定められた「がん退院後ケア期間*2」はその入院を開始した日の前日に終了したものとし、以後その「がん退院後ケア期間*2」に対応するがん退院後ケア給付金は支払いません。
(2) 継続した入院中に、主契約のがん入院給付金が支払われる入院の期間があるとき	その主契約のがん入院給付金が支払われる期間が終了した日を支払事由に定める退院日とみなします。
(3) 被保険者が、この特約の保険期間中に主契約のがん入院給付金が支払われる入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院およびその入院に対する退院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
(4) 被保険者が、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5) 「がん退院後ケア期間*2」中に被保険者が死亡したとき	① その「がん退院後ケア期間*2」は被保険者が死亡した日に終了したものとし、以後その「がん退院後ケア期間*2」に対応するがん退院後ケア給付金は支払いません。 ② 会社は、「がん退院後ケア期間*2」が終了した日以後にがん退院後ケア給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 退院日の翌日からその日を含めて5年の期間

本条において「がん退院後ケア期間」といいます。

* 3 退院日の翌日からその日を含めて5年の期間中におけるその退院日の毎年の応当日

本条において「ケア給付金支払日」といいます。

項 目	内 容
(6) がん退院後ケア給付金が支払われた後に、その「がん退院後ケア期間*2」中に支払事由が生じた主契約のがん入院給付金が支払われるとき	① がん入院給付金の合計額から「がん退院後ケア期間*2」が終了した日以後に支払ったがん退院後ケア給付金額を差し引いて支払います。 ② がん入院給付金の合計額が「がん退院後ケア期間*2」が終了した日以後に支払ったがん退院後ケア給付金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。
(7) がん退院後ケア給付金が支払われるべき「がん退院後ケア期間*2」中に、がん退院後ケア給付金額が減額（第17条）されたとき	がん退院後ケア給付金額が減額された日以後のケア給付金支払日*3に対するがん退院後ケア給付金の支払金額は、減額後のがん退院後ケア給付金額に基づいて計算します。
(8) がん退院後ケア給付金が支払われるべき「がん退院後ケア期間*2」中に、がん退院後ケア給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後のケア給付金支払日*3に対するがん退院後ケア給付金は、変更後の受取人に支払います。
(9) がん退院後ケア給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん退院後ケア給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約のがん死亡給付金または死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約のがん死亡給付金または死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん退院後ケア給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん退院後ケア給付金の支払請求手続

1. がん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. がん退院後ケア給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.1363参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約によるがん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん退院後ケア給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん退院後ケア給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にかんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

- 本条の1. および2.の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
- 本条の3.の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
- 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

* 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

特

約

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）

めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん退院後ケア給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん退院後ケア給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん退院後ケア給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん退院後ケア給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん退院後ケア給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん退院後ケア給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん退院後ケア給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん退院後ケア給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにごん退院後ケア給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について**第17条 がん退院後ケア給付金額の減額**

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん退院後ケア給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん退院後ケア給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約のがん入院給付金日額が減額されたことによりがん退院後ケア給付金額と減額後の主契約のがん入院給付金日額との割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度までがん退院後ケア給付金額を減額します。
3. がん退院後ケア給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん退院後ケア給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第16条 補足説明*** 1 給付金**

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約のがん死亡給付金または死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん退院後ケア給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加し

て締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん退院後ケア給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん退院後ケア給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん退院後ケア給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後のがん退院後ケア給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん退院後ケア給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当がん退院後ケア特約(医療保険)に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当がん退院後ケア特約(医療保険)への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん退院後ケア給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん退院後ケア給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん退院後ケア給付金額を変更することができます。

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当がん退院後ケア特約(医療保険)をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の2. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん退院後ケア給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん退院後ケア給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（がん退院後ケア給付金の支払い）の2.－(9)中、「主契約のがん死亡給付金または死亡給付金」とあるのをすべて「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (2) (1)にかかわらず、被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にごん退院後ケア給付金が支払われるべきときは、第3条（がん退院後ケア給付金の支払い）の2.－(9)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(9) がん退院後ケア給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん退院後ケア給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん退院後ケア給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (4) 第20条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第20条（返戻金）

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第28条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) がん退院後ケア給付金の受取人が被保険者の場合で、がん退院後ケア給付金の受取人ががん退院後ケア給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）ががん退院後ケア給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人ががん退院後ケア給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社ががん退院後ケア給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してそのがん退院後ケア給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) がん退院後ケア給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間にはがん退院後ケア給付金を支払いません。
- (8) 第14条（告知義務違反による解除）の3. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第14条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者」とあるのを「被

第28条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表3 (P.1363参照)

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん退院後ケア給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん退院後ケア給付金の支払い	(1) がん退院後ケア給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) がん退院後ケア給付金の受取人の戸籍抄本 (4) がん退院後ケア給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当新通院特約（医療保険）目次

この特約の特色	1365	10 内容の変更について	
1 保障の開始について		第17条 通院給付金日額の減額	1372
第1条 特約の責任開始の時	1365	11 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第18条 特約の解約	1372
第2条 この特約の被保険者および特約の型	1365	第19条 特約の消滅	1372
3 給付金の支払いについて		第20条 返戻金	1372
第3条 通院給付金の支払い	1365	12 その他	
第4条 免責事由	1368	第21条 社員配当金	1373
4 給付金の支払請求手続について		第22条 管轄裁判所	1373
第5条 通院給付金の支払請求手続	1368	第23条 普通保険約款の規定の準用	1373
5 保険料の払込免除について		13 特則について	
第6条 特約の保険料の払込免除	1368	第24条 特別条件を付ける場合の特則	1373
6 保険期間および保険料払込期間について		第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1374
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1369	第26条 主契約が更新される場合の特則	1374
7 保険料の払込みにについて		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1375
第8条 特約の保険料の払込み	1369	第28条 無配当通院特約（医療保険）等の更新の取 扱いに準じて主契約の更新の際にこの特約 を付加する場合等の特則	1376
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1369	第29条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	1377
8 失効、失効取消および復活について			
第10条 特約の失効	1369		
第11条 特約の失効取消	1369		
第12条 特約の復活	1370		
9 告知義務と解除について			
第13条 告知義務	1370		
第14条 告知義務違反による解除	1370		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1370		
第16条 重大事由による解除	1371		
別表 1 対象となる不慮の事故	1379		
別表 2 通院給付金の支払請求に必要な書類	1379		
別表 3 特定部位および指定疾病一覧表	1380		
別表 4 感染症	1381		

無配当新通院特約（医療保険）

（実施 2003.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の通院に対する保障
給付金の種類	通院給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当新総合医療保険（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 通院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、通院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して通院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

特約

無配当新通院特約（医療保険）

	支払事由（通院給付金を支払う場合）	金 額	受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかの通院*1をしたとき (1) 災害通院 次のすべてを満たす通院 ① この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を直接の目的とする通院 ② 病院または診療所*3への通院 ③ ①に定める不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内の期間（以下「災害通院期間」といいます。）内における通院 (2) 疾病通院 次のすべてを満たす通院 ① この特約の責任開始の時*2以後に生じた疾病*4を直接の原因として主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった疾病*4の治療を直接の目的とする通院 ② 病院または診療所*3への通院 ③ ①に定める入院の入院開始日の前日以前60日または退院日*5の翌日以後120日の期間（以下「疾病通院期間*6」といいます。）内における通院	災害通院については同一の不慮の事故（別表1★）による通院につき、疾病通院については1回の入院の通院につき、 (通院給付金日額) × (通院日数)	主契約の入院給付金受取人

2. 通院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 疾病通院について、被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間満了日を含む「災害通院期間または疾病通院期間」（以下「通院期間」といいます。）中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

第3条 補足説明

* 1 通院

医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所*3において、医師Aによる治療Bを入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、平常の生活もしくはは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所A
- (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に收容されたときは、その施術所を含みます。

* 4 疾病

公的医療保険制度Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法

項 目	内 容
(3) 疾病通院について、被保険者が、この特約の保険期間中に本条の1.-(2)-①に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約またはこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後の疾病通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
(4) 通院給付金の支払限度日数	① 災害通院については同一の不慮の事故（別表1★）による通院、疾病通院については1回の入院の通院* ⁹ について、それぞれ45日とします。 ② 通算して730日とします。
(5) 疾病通院について、被保険者が、本条の1.-(2)-①に規定する入院の開始時に、異なる疾病* ⁴ を併発していたとき	その異なる疾病* ⁴ について、入院の必要性がある場合* ¹⁰ には、その異なる疾病* ⁴ の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。
(6) 疾病通院について、被保険者が、本条の1.-(2)-①に規定する入院中に、異なる疾病* ⁴ を併発したとき	
(7) 被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
(8) 被保険者が、同一の日に2回以上の通院をしたとき	1回の通院をしたものとみなします。この場合、2つ以上の原因により通院したときは、最も早く生じた通院の原因* ¹¹ により通院したものとして取り扱います。
(9) 被保険者が、2つ以上の事由の治療を目的とする1回の通院をしたとき	
(10) 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第17条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
(11) 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(12) 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1379参照）

- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 5 退院日

被保険者が、本条の1.-(2)-①に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院^Aの退院日を本条の1.-(2)-③の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

* 6 疾病通院期間

被保険者が、本条の1.-(2)-①に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても疾病通院期間とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

* 7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたとき

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて通院給付金を支払わない場合）
通院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの* ¹ （原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 通院給付金の支払請求手続

1. 通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 通院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.1379参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

は、最終の復活の際とします。

第3条 補足説明

*9 1回の入院の通院

主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

*10 入院の必要性がある場合

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*³に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限りです。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*11 最も早く生じた通院の原因

災害通院の場合はその通院の原因となった不慮の事故（別表1★）の日、疾病通院の場合は本条の1. -(2)-①に規定する入院を開始した日に原因が生じたものとして判定します。

第4条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 通院給付金の支払事由（第 3条）が生じたとき	通院給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払 うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払 うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足す るときは、会社は、支払事由の発生により支払うべ き金額を支払いません。

第12条 特約の復活

- 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとします。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

10 内容の変更について

第17条 通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額されたことにより減額後の主契約の入院給付金日額に対する通院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで通院給付金日額を減額します。
3. 通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による通院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

- (2) 通院給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が通院給付金の支払事由（第3条）に該当し、通院給付金を支払うべきときは、通院日各日について通院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、通院給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が通院したときは、これに対応する通院給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第24条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
② 通院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 通院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、通院給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3（P.1380参照）、別表4（P.1381参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第24条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新通院特約（医療保険）をいいます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当新通院特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当新通院特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新通院特約（医療保険）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 無配当通院特約（医療保険）等の更新の取扱いに準じて主契約の更新の際にこの特約を付加する場合等の特則

1. 無配当通院特約（医療保険）等*1の規定により、主契約*2の更新の際に会社が無配当通院特約（医療保険）等*1の付加を取り扱っていない場合で、無配当通院特約（医療保険）等*1の更新の取扱いに準じて、主契約*2の更新の際にこの特約を付加するときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の付加日前に無配当通院特約（医療保険）等*1の通院給付金の支払対象となる通院についての入院を開始し、この特約の付加日以後にその入院の退院後の通院をしたとき	その通院について、無配当通院特約（医療保険）等*1の通院給付金の支払いの規定を適用します。
(2) この特約の付加日以後に無配当通院特約（医療保険）等*1の通院給付金の支払対象となる通院についての入院を開始した場合で、この特約の付加日前にその入院の原因となった傷害または疾病が生じていたとき	その入院の退院後の通院について、無配当通院特約（医療保険）等*1の通院給付金の支払いの規定を適用します。

2. 無配当通院特約（医療保険）等*1の規定により、主契約*2の保険期間が終身の保険契約への変更*3の際に会社が無配当通院特約（医療保険）等*1の付加を取り扱っていない場合で、無配当通院特約（医療保険）等*1の保険期間が終身の特約への変更の取扱いに準じて、主契約*2の変更*3の際に無配当通院特約（医療

第28条 補足説明

* 1 無配当通院特約（医療保険）等

無配当通院特約（医療保険）または無配当通院特約（医療保険）(01) をいいます。

* 2 主契約

本条において、無配当通院特約（医療保険）等*1を付加した保険契約をいいます。

* 3 主契約の保険期間が終身の保険契約への変更

本条において「主契約*2の変更」といいます。

保険)等*1を保険期間が終身のこの特約へ変更するときは、本条の1. に準じて取り扱います。

第29条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者（主契約に家族特則が適用されているときは、主契約の主たる被保険者。以下同じ。）に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の通院給付金の支払いに関して、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（通院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「通院給付金日額」とあるのを「通院給付金日額×0.6」と読み替えます。

- (2) 会社は、被保険者が次のいずれかの事由の生じた日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の通院とみなします。

- ① この特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡したことによって、第19条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき
- ③ この特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して730日に達して、第19条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

- (3) 疾病通院について、会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に(1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の疾病通院期間中の通院について、その事由の生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

第29条 補足説明

- *1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

特

約

無配当新通院特約（医療保険）

- ① 主契約またはこの特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡したことによって、主契約が消滅したとき
- ③ この特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して730日に達して、第19条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

(4) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)から(3)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 主契約の家族特則の解除、取消または被保険者の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、この特約の型は、主契約の家族特則の解除、取消または被保険者の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。
- (3) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

5. 第3条（通院給付金の支払い）の2. -(2)、(3)および(2)、第6条（特約の保険料の払込免除）、第19条（特約の消滅）ならびに第24条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（通院給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および通院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表2（P.1379参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 通院給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
通院給付金の支払い	(1) 通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書、災害通院のときはさらに、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約

無配
三
新
通
院
特
約
（
医
療
保
険
）

別
表

無配当女性サポート特約（医療保険）目次

この特約の特色	1383	8 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第12条 告知義務	1388
第1条 特約の責任開始の時	1383	第13条 告知義務違反による解除	1388
2 給付金の支払いについて		第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1389
第2条 給付金の支払い	1383	第15条 重大事由による解除	1389
第3条 免責事由	1386	9 内容の変更について	
3 給付金の支払請求手続について		第16条 特約基準給付金額の減額	1390
第4条 給付金の支払請求手続	1386	10 解約等について	
4 保険料の払込免除について		第17条 特約の解約	1390
第5条 特約の保険料の払込免除	1386	第18条 特約の消滅	1390
5 保険期間および保険料払込期間について		第19条 返戻金	1390
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1387	11 その他	
6 保険料の払込みにについて		第20条 社員配当金	1391
第7条 特約の保険料の払込み	1387	第21条 管轄裁判所	1391
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1387	第22条 普通保険約款の規定の準用	1391
7 失効、失効取消および復活について		12 特則について	
第9条 特約の失効	1387	第23条 特別条件を付ける場合の特則	1391
第10条 特約の失効取消	1387	第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1392
第11条 特約の復活	1388	第25条 主契約が更新される場合の特則	1392
		第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1393
別表 1 女性特定手術給付金の支払対象となる手術	1395		
別表 2 給付金の支払請求に必要な書類	1395		
別表 3 特定部位および指定疾病一覧表	1396		
別表 4 感染症	1397		

無配当女性サポート特約（医療保険）

（実施 2005.4.1 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 入院準備費用給付金 (2) 女性特定手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したとき	1回の入院につき、 特約基準給付金額	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性特定手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす(3)の手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき (1) 治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*2における手術 (3) 次のいずれかの手術 ① この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による乳房切除術（別表1★） ② この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による乳房切除術（別表1★）を受けた乳房に対する乳房再建術（別表1★） ③ この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による子宮摘出術（別表1★） ④ この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による卵巣摘出術（別表1★）	手術1回につき、 （特約基準給付金額） × 5	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

* 2 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 入院準備費用給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
② 入院準備費用給付金の支払限度	ア. 主契約の普通保険約款に規定する1回の入院について1回とします。 イ. 通算して30回とします。 ウ. 主契約の入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達しているときは、入院準備費用給付金を支払いません。

(3) 女性特定手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみ女性特定手術給付金を支払います。

第2条 補足説明

* 3 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 女性特定手術給付金の支払事由中、乳房再建術（別表1★）に対する女性特定手術給付金の支払限度	一乳房について1回とします。

★別表1（P.1395参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院準備費用給付金・女性特定手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.1395参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消^{*1}の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料^{*2}を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消^{*1}の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間^{*3}中にこの特約による給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が延滞保険料払込期間^{*3}中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 特約基準給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約基準給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約基準給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約基準給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約基準給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 給付金の削減支払
 - ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - ア. 入院準備費用給付金を支払うべきときは、入院準備費用給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - イ. 女性特定手術給付金を支払うべきときは、女性特定手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する入院準備費用給付金または女性特定手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおりに取り扱います。
 - (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
 - (2) この特約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3（P.1396参照）、別表4（P.1397参照）

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

第23条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性サポート特約（医療保険）をいいます。

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約基準給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約基準給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当女性サポート特約（医療保険）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当女性サポート特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の特約基準給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特約基準給付金額を変更することができます。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性サポート特約（医療保険）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

別表1 女性特定手術給付金の支払対象となる手術

女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術をいい、下表の1.～4.を指します。なお、次の(1)から(6)などは、女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- (1) 吸引、穿刺などの処置
- (2) 神経ブロック
- (3) 人間ドックなどの検査
- (4) 診断のための手術（ただし、開腹生検術は女性特定手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
- (5) 美容整形上の手術
- (6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術の種類
1. 乳房切除術 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術をいいます。 2. 乳房再建術 1. の乳房切除術により喪失された乳房の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。 3. 子宮摘出術 子宮の全部または一部を摘出する観血手術をいいます。ただし、子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術・流産手術を除きます。 4. 卵巣摘出術 卵巣の全部または一部を摘出する観血手術をいいます。

別表2 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 主契約の普通保険約款に定める不慮の事故を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 女性特定手術給付金の支払い	(1) 女性特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 女性特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を確認ことがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約

無
配
当
女
性
サ
ポ
ー
ト
特
約
（
医
療
保
険
）

別
表

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型） 目次

この特約の特色	1399	9 内容の変更について	
		第15条 初期生活習慣病入院一時金額の減額	1404
1 保障の開始について		10 解約等について	
第1条 特約の責任開始の時	1399	第16条 特約の解約	1405
2 一時金の支払いについて		第17条 特約の消滅	1405
第2条 初期生活習慣病入院一時金の支払い	1399	第18条 返戻金	1405
3 一時金の支払請求手続について		11 その他	
第3条 初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続	1401	第19条 社員配当金	1405
4 保険料の払込免除について		第20条 管轄裁判所	1405
第4条 特約の保険料の払込免除	1401	第21条 普通保険約款の規定の準用	1405
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	1401	第22条 特別条件を付ける場合の特則	1405
6 保険料の払込みについて		第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1407
第6条 特約の保険料の払込み	1401	第24条 主契約が更新される場合の特則	1407
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1402	第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1408
7 失効、失効取消および復活について		第26条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契 約に付加する場合の特則	1408
第8条 特約の失効	1402		
第9条 特約の失効取消	1402		
第10条 特約の復活	1402		
8 告知義務と解除について			
第11条 告知義務	1402		
第12条 告知義務違反による解除	1403		
第13条 告知義務違反による解除ができないとき	1403		
第14条 重大事由による解除	1403		
別表 1 初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」	1410		
別表 2 初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類	1411		
別表 3 特定部位および指定疾病一覧表	1411		

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2014.4.2 /改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	初期生活習慣病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	初期生活習慣病入院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 一時金の支払いについて

第2条 初期生活習慣病入院一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して初期生活習慣病入院一時金をその受取人に支払います。

	支払事由 (初期生活習慣病入院一時金を支払う場合)	金 額	受取人
初期生活習慣病入院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院*1を開始したとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した初期生活習慣病（別表1★）（以下「初期生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の初期生活習慣病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 初期生活習慣病入院一時金額	主契約の入院給付金受取人

2. 初期生活習慣病入院一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

特約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、同一の初期生活習慣病*7を直接の原因として、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(3) 初期生活習慣病入院一時金の支払限度	① 1回の入院について1回とします。 ② 通算して30回とします。
(4) 被保険者が、異なる初期生活習慣病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。
(5) 被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる初期生活習慣病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった初期生活習慣病により継続して入院したものとみなします。 （注） 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第22条）が適用されたことによって初期生活習慣病入院一時金が支払われない入院の開始時に異なる初期生活習慣病を併発していたとき、または入院中に異なる初期生活習慣病を併発したときは、併発した初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(6) 被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院中に、異なる初期生活習慣病を併発したとき	
(7) 初期生活習慣病以外の事由を直接の原因とする入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(8) 継続した入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その初期生活習慣病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。

第2条 補足説明

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 7 同一の初期生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の初期生活習慣病をいいます。「胆石性膵炎と胆石症」、「腎結石と尿管結石」または「胃潰瘍と十二指腸潰瘍」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の初期生活習慣病として取り扱います。

項 目	内 容
(9) 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.1410参照)

3 一時金の支払請求手続について

第3条 初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続

1. 初期生活習慣病入院一時金の支払事由(第2条)が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類(別表2★)をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.1411参照)

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第5条(特約の保険期間および保険料払込期間)の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約(第16条)されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第8条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたとき	初期生活習慣病入院一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の

第9条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第10条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第14条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第13条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第14条 補足説明

* 1 一時金

この特約の一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 初期生活習慣病入院一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって初期生活習慣病入院一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の初期生活習慣病入院一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 初期生活習慣病入院一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
- (2) 初期生活習慣病入院一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払回数が通算して30回に達したとき

第18条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における初期生活習慣病入院一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 初期生活習慣病入院一時金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）に該当し、初期生活習慣病入院一時金を支払うべきときは、初期生活習慣病入院一時金額に次の表の割合を乗じた金額

第22条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する初期生活習慣病入院一時金は支払いません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第8条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。

第22条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3 (P.1411参照)

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額	更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 初期生活習慣病入院一時金の支払い（第2条）、保険料の払込免除（第4条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第7条）および特約の消滅（第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の初期生活習慣病入院

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

特約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の初期生活習慣病入院一時金額	変更前特約の保険期間満了日*3の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の初期生活習慣病入院一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第17条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の初期生活習慣病入院一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の

第25条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に初期生活習慣病入院一時金が支払われるべきときは、第2条（初期生活習慣病入院一時金の支払い）の2. - (9)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(9) 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特
約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険（返戻金なし型）

別表1 初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」

初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

傷病名		分類項目	基本分類コード
(1)	膵疾患	急性膵炎 その他の膵疾患 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉、胆道および膵の障害（K87）のうち、 他に分類される疾患における膵の障害	K85 K86 K87.1
		胆石症 胆のう〈嚢〉炎 胆のう〈嚢〉のその他の疾患 胆道のその他の疾患 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉、胆道および膵の障害（K87）のうち、 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉および胆道の障害 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）のうち、 胆のう〈嚢〉摘出〈除〉後症候群	K80 K81 K82 K83 K87.0 K91.5
(3)	脾疾患	脾疾患	D73
(4)	消化管潰瘍	食道のその他の疾患（K22）のうち、 食道潰瘍 胃潰瘍 十二指腸潰瘍 部位不明の消化性潰瘍 胃空腸潰瘍 クローン＜Crohn＞病〔限局性腸炎〕 潰瘍性大腸炎 肛門および直腸のその他の疾患（K62）のうち、 肛門および直腸の潰瘍（ただし、肛門は除く。） 腸のその他の疾患（K63）のうち、 腸潰瘍	K22.1 K25 K26 K27 K28 K50 K51 K62.6 K63.3
		痛風 他に分類されるその他の疾患における関節障害（M14）のうち、 酵素欠損およびその他の遺伝性障害による痛風性関節障害 プリンおよびピリミジン代謝障害	M10 M14.0 E79
(6)	尿路結石	腎結石および尿管結石 下部尿路結石 他に分類される疾患における尿路結石	N20 N21 N22
		一過性脳虚血発作 一過性脳虚血発作および関連症候群	G45
(7)	特定動脈疾患	末梢動脈疾患 アテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（I 70）のうち、 （四）肢の動脈のアテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（閉塞性動脈硬化症に限る。） 全身性および詳細不明のアテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（閉塞性動脈硬化症に限る。） 大動脈瘤および解離 その他の動脈瘤 その他の末梢血管疾患（I 73）のうち、 閉塞性血栓性血管炎〔ビュルガー＜バージャー＞＜Buerger＞病〕 動脈の塞栓症および血栓症 動脈および細動脈のその他の障害 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの（N28）のうち、 腎虚血および腎梗塞 腸の血行障害（K55）のうち、 腸の急性血行障害 腸の慢性血行障害	 I 70.2 I 70.9 I 71 I 72 I 73.1 I 74 I 77 N28.0 K55.0 K55.1

別表2 初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
初期生活習慣病入院一時金の支払い	(1) 初期生活習慣病入院一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 初期生活習慣病入院一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 初期生活習慣病入院一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病

特定部位および指定疾病

54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1414	10 内容の変更および更新について	
1 特約の型について		第16条 特約の更新	1420
第1条 特約の型	1414	第17条 重症化予防給付金額の減額	1422
2 保障の開始について		11 解約等について	
第2条 特約の責任開始の時	1414	第18条 特約の解約	1422
3 給付金の支払いについて		第19条 特約の消滅	1422
第3条 給付金の支払い	1414	第20条 返戻金	1422
4 給付金の支払請求手続について		12 その他	
第4条 給付金の支払請求手続	1417	第21条 社員配当金	1423
5 保険料の払込免除について		第22条 管轄裁判所	1423
第5条 特約の保険料の払込免除	1417	第23条 普通保険約款の規定の準用	1423
6 保険期間および保険料払込期間について		第24条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	1423
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1417	13 特則について	
7 保険料の払込みについて		第25条 特別条件を付ける場合の特則	1423
第7条 特約の保険料の払込み	1417	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1425
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1417	第27条 主契約が更新される場合の特則	1425
8 失効、失効取消および復活について		第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1425
第9条 特約の失効	1418	第29条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契 約に付加する場合の特則	1426
第10条 特約の失効取消	1418		
第11条 特約の復活	1418		
9 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1418		
第13条 告知義務違反による解除	1419		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1419		
第15条 重大事由による解除	1419		
別表1 重症化予防給付金の支払対象となる疾病	1428		
別表2 重症化予防給付金の支払対象となる「投薬治療」	1429		
別表3 病院または診療所	1429		
別表4 公的医療保険制度	1429		
別表5 医科診療報酬点数表	1429		
別表6 歯科診療報酬点数表	1429		
別表7 投薬治療による治療開始給付金の支払対象となる疾病	1429		
別表8 治療開始給付金の支払対象となる「投薬治療」	1430		
別表9 給付金の支払請求に必要な書類	1430		
別表10 特定部位および指定疾病一覧表	1430		

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2021.10.4 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	生活習慣病の投薬治療に対する保障
給付金の種類	(1) 重症化予防給付金 (2) 治療開始給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 特約の型について

第1条 特約の型

1. 特約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この特約の付加の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金 \ 特約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
重症化予防給付金	○	○
治療開始給付金	○	—

（注）○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

2. 本条の1. により選択された特約の型の変更は取り扱いません。ただし、Ⅰ型の場合で、更新前特約*1の保険期間満了日までに治療開始給付金の支払いがあった場合には、特約の型をⅡ型に変更した上で、特約の更新（第16条・第27条）および特約の変更（第28条）を取り扱います。

第1条 補足説明

*1 更新前特約

本条において、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合（第28条）の変更新前特約を含みます。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたと

きは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。なお、給付金の支払いに関しては、第1条（特約の型）の規定により選択された特約の型に定められている給付金の種類に限ります。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
重症化予防給付金	(1) 1回目の重症化予防給付金 被保険者が、次のいずれかに該当したとき ① この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、血栓症（別表1★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として、別表2★に定める投薬治療を受けたとき ② この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、糖尿病・妊娠糖尿病（別表1★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として、別表2★に定める投薬治療を受けたとき (2) 2回目以後の重症化予防給付金 重症化予防給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日*2」を含む月の1日以後保険期間中に、被保険者が、本条の1. -(1)-①または②のいずれかに該当したとき	重症化予防給付金額	主契約の入院給付金受取人
治療開始給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表7★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として別表8★に定める投薬治療を受けたとき (2) この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、脂質異常症（別表7★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として別表8★に定める投薬治療を受けたとき (3) この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、糖尿病・妊娠糖尿病（別表7★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として別表8★に定める投薬治療を受けたとき (4) この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、重症化予防給付金の支払事由に該当したとき (5) この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により主契約のがん以外の生活習慣病による生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したとき	重症化予防給付金額の10%	

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日

最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日がない月の場合には、その月の末日とします。

特約

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により入院したとき、または投薬治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に別表2★または別表8★に定める投薬治療を受けた場合 ウ. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 エ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
② 給付金の支払事由が生じ、支払うべき給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 重症化予防給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同一の月に2回以上の投薬治療（別表2★）を受けたとき	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中、その月の最初の投薬治療を受けた日*5の投薬治療により判定します。 最初の投薬治療を受けた日*5の投薬治療が支払事由に該当する場合は最初に投薬治療を受けた日*5を支払事由該当日とします。
② 被保険者が、同時に重症化予防給付金の支払事由に複数該当したとき	重症化予防給付金は重複して支払いません。
③ 重症化予防給付金の支払限度	保険期間を通じて5回とします。

(3) 治療開始給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、別表7★に定める疾病の治療を直接の目的として、同一の月に2回以上の投薬治療（別表8★）を受けたとき	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中、その月の最初の投薬治療を受けた日*5の投薬治療により判定します。 最初の投薬治療を受けた日*5の投薬治療が支払事由に該当する場合は最初の投薬治療を受けた日*5を支払事由該当日とします。
② 治療開始給付金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。

第3条 補足説明

* 3 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 5 投薬治療を受けた日

医師が投薬治療（別表2★・別表8★）の支払対象となる薬剤の投与を行った日または医師が投薬治療（別表2★・別表8★）の支払対象となる薬剤の処方を行った日（医師の処方箋の交付により支給を受けた投薬治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方箋の交付の日とします。）をいいます。

4 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表9★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表9 (P.1430参照)

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 特約の責任開始の日**

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第16条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) 主契約が更新および終身変更されないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
- (4) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第16条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の重症化予防給付金額	更新前特約の保険期間満了日の重症化予防給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重症化予防給付金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	主契約の保険料払込期間の満了日*2を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 更新後特約の特約の型	I型の場合で、更新前特約の保険期間満了日までに治療開始給付金の支払いがあった場合には、第1条（特約の型）の2.の規定に準じて、更新後特約をII型に変更して更新します。
(8) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(7)の規定を準用します。ただし、更新後の重症化予防給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の重症化予防給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第17条 重症化予防給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって重症化予防給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の重症化予防給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 重症化予防給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱いします。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱いします。
- (2) 重症化予防給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による重症化予防給付金の支払回数が通算して5回に達したとき
- (4) 次の①から③のうち1つ以上に該当した場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内にこの特約による重症化予防給付金の支払事由が生じて、重症化予防給付金が支払われたとき。ただし、この特約の責任開始の時を含む日を契約成立日としている契約*1については、契約成立日の応当日（年単位）を含む月に重症化予防給付金の支払事由が生じて、重症化予防給付金が支払われたときは除きます。
 - ① この特約の保険期間満了日と主契約の保険期間満了日が同一で、普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱されない場合
 - ② 次のいずれかの場合
 - ア. この特約の保険期間満了日が被保険者が80歳となる主契約の契約成立応当日（年単位）の前日の場合
 - イ. 主契約が保険期間が終身の保険契約で、この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日の場合
 - ③ 第25条（特別条件を付ける場合の特則）の2. - (2)および(3)に定めるこの特約の更新または変更が取扱されない場合

第19条 補足説明

*1 この特約の責任開始の時を含む日を契約成立日としている契約

契約成立日が各月の1日の場合を除きます。

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第24条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第18条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

13 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

- (2) 給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当し、給付金を支払うべきときは、給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表10★）のうち、この特約を主契約に

第24条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第25条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは別表 2 ★もしくは別表 8 ★に定める投薬治療を受けたときは、これに対応する給付金は支払いません。

2. 本条の 1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この特約が効力を失ったとき（第 9 条）は、第 11 条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて 2 年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第 16 条・第 27 条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第 16 条（特約の更新）の 1. および第 27 条（主契約が更新される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第 16 条（特約の更新）の 1. および第 27 条（主契約が更新される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の取扱い（第 28 条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の取扱い
① 割増保険料の払込み	第 28 条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第 28 条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第 25 条 補足説明

* 2 変更後特約

第 28 条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の 2. -(2)に定める保険期間の特約に変更された場合の無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

★別表 2（P.1429 参照）、別表 8（P.1430 参照）、別表 10（P.1430 参照）

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の保険期間	主契約の保険料払込期間の満了日*1を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。
(3) 更新後特約の重症化予防給付金額	更新前特約の保険期間満了日の重症化予防給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重症化予防給付金額を変更して更新することができます。
(4) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(5) 更新後特約の特約の型	I型の場合で、更新前特約の保険期間満了日までに治療開始給付金の支払いがあった場合には、第1条(特約の型)の2.の規定に準じて、更新後特約をII型に変更して更新します。
(6) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1.に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2.の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、更新後の重症化予防給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の重症化予防給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に本条の2.－(2)に定める保険期間の無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 本条の1.の場合、次のとおり取り扱います。

第26条 補足説明***1 この特約の第1回保険料を受け取った時**

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第27条 補足説明***1 主契約の保険料払込期間の満了日**

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

第28条 補足説明***1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の保険期間	主契約の保険料払込期間の満了日*3を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。
(3) 変更後特約*2の重症化予防給付金額	変更前特約の保険期間満了日*4の重症化予防給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*4の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の重症化予防給付金額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更後特約*2の特約の型	I型の場合で、変更前特約の保険期間満了日まで治療開始給付金の支払いがあった場合には、第1条(特約の型)の2.の規定に準じて、変更後特約*2をII型に変更します。
(6) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の重症化予防給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*4の重症化予防給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金が支払われるべきときは、第3条(給付金の支払い)の2. -(1)－②を次のとおり読み替えます。

第28条 補足説明

*2 変更後特約

本条の2. -(2)に定める保険期間の特約に変更された場合の無配当投薬治療支援特約(医療保険)(返戻金なし型)をいいます。

*3 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)の前日とします。

*4 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)を変更日*1として、本条の2. -(2)に定める保険期間の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第29条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
② 給付金の支払事由が生じ、支払うべき給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

特

約

無配当投薬治療支援特約（医療保険）
（返戻金なし型）

別表1 重症化予防給付金の支払対象となる疾病

重症化予防給付金の支払対象となる疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	血栓症	播種性血管内凝固症候群〔脱線維素症候群〕（妊娠、分娩及び産じょくく褥）に合併する播種性血管内凝固症候群〔脱線維素症候群〕を含む）	D 65
		その他の凝固障害（D 68）のうち、 その他の明示された凝固障害（トルソー症候群に限る）	D 68.8
		紫斑病及びその他の出血性病態（D 69）のうち、 続発性血小板減少症	D 69.5
		頭蓋内及び脊椎管内の静脈炎及び血栓（性）静脈炎	G 08
		一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45
		その他の脊髄疾患（G 95）のうち、 血管性ミエロパチ<シ>ー	G 95.1
		網膜血管閉塞症	H 34
		慢性リウマチ性心疾患	I 05- I 09
		高血圧性心疾患	I 11
		高血圧性腎疾患	I 12
		高血圧性心腎疾患	I 13
		虚血性心疾患	I 20- I 25
		肺性心疾患及び肺循環器疾患（妊娠、分娩及び産じょくく褥）に合併する肺塞栓症（I 26）を含む）	I 26- I 28
		その他の型の心疾患（妊娠、分娩及び産じょくく褥）に合併する	I 30- I 52
		その他の不整脈（I 49）および心不全（I 50）を含む）	
		脳血管疾患	I 60- I 69
		動脈、細動脈及び毛細血管の疾患（妊娠、分娩及び産じょくく褥）に合併する動脈の塞栓症及び血栓症（I 74）を含む）	I 70- I 79
		静脈炎及び血栓（性）静脈炎（妊娠、分娩及び産じょくく褥）に合併する静脈炎及び血栓（性）静脈炎を含む）	I 80
		門脈血栓症	I 81
		その他の静脈の塞栓症及び血栓症（妊娠、分娩及び産じょくく褥）に合併するその他の静脈の塞栓症及び血栓症を含む）	I 82
		静脈のその他の障害	I 87
		循環器系の処置後障害、他に分類されないもの	I 97
		腸の血行障害（K 55）のうち、 腸の急性血行障害	K 55.0
		腸の慢性血行障害	K 55.1
		その他の炎症性肝疾患（K 75）のうち、 門脈の静脈炎	K 75.1
		その他の肝疾患（K 76）のうち、 その他の明示された肝疾患（類洞閉塞症候群または肝中心静脈閉塞症に限る）	K 76.8
		腎及び尿管のその他の障害、他に分類されないもの（N 28）のうち、 腎虚血及び腎梗塞	N 28.0
(2)	糖尿病・妊娠糖尿病	糖尿病	E 10- E 14
		妊娠中の糖尿病	O 24

別表2 重症化予防給付金の支払対象となる「投薬治療」

重症化予防給付金の支払対象となる「投薬治療」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所（別表3）において、医師の管理下で行われる次の治療をいいます。

疾病名		投薬治療の定義
(1)	血栓症	① 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方 ア. 投与または処方を受けた時点において、被保険者が発病した「血栓症（別表1）」に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品 イ. 血栓形成の阻止または形成された血栓の溶解・進展防止を目的として使用された医薬品（ただし、手術（心臓手術を除く）、処置、検査の際の血液凝固を防止することを目的として使用された医薬品を除きます。） ウ. 血栓形成の阻止または形成された血栓の溶解・進展防止を示す有効成分に、アスピリン以外を含む医薬品 ② ①の投与または処方について、公的医療保険制度（別表4）に基づく医科診療報酬点数表（別表5）または歯科診療報酬点数表（別表6）で薬剤料または処方箋料が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方箋料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）
(2)	糖尿病・妊娠糖尿病	① 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方 ア. 投与または処方を受けた時点において、被保険者が発病した「糖尿病・妊娠糖尿病（別表1）」に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品 イ. インスリンの補充またはインスリン分泌の改善・促進を目的として使用された医薬品 ウ. 有効成分としてインスリンを含む医薬品 ② ①の投与または処方について、公的医療保険制度（別表4）に基づく医科診療報酬点数表（別表5）または歯科診療報酬点数表（別表6）で薬剤料または処方箋料が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方箋料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）

注 処方、処方箋の交付を受け、その処方箋に基づく医薬品の支給を受けている場合に限りします。

別表3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 医科診療報酬点数表

投薬治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表6 歯科診療報酬点数表

投薬治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 投薬治療による治療開始給付金の支払対象となる疾病

治療開始給付金の支払対象となる疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

	疾病名	分類項目	基本分類コード
(1)	高血圧性疾患	本態性（原発性＜一次性＞）高血圧（症） 高血圧性心疾患 高血圧性腎疾患 高血圧性心腎疾患 二次性＜続発性＞高血圧（症） 大動脈瘤及び解離	I 10 I 11 I 12 I 13 I 15 I 71
(2)	脂質異常症	リポタンパク＜蛋白＞代謝障害及びその他の脂血症	E 78
(3)	糖尿病・妊娠糖尿病	糖尿病 妊娠中の糖尿病	E 10- E 14 O 24

別表8 治療開始給付金の支払対象となる「投薬治療」

治療開始給付金の支払対象となる「投薬治療」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所（別表3）において、医師の管理下で行われる公的医療保険制度（別表4）に基づく医科診療報酬点数表（別表5）または歯科診療報酬点数表（別表6）で薬剤料または処方箋料が算定される医薬品の投与または処方をいいます（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方箋料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）。

注 処方、処方箋の交付を受け、その処方箋に基づく医薬品の支給を受けている場合に限ります。

別表9 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
重症化予防給付金の支払い	(1) 重症化予防給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による証明書 (3) 重症化予防給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 重症化予防給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
治療開始給付金の支払い	(1) 治療開始給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による証明書 (3) 治療開始給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 治療開始給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表10 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。）

特定部位および指定疾病

21. 胸椎部（当該神経を含む。）
22. 腰椎部（当該神経を含む。）
23. 右上肢（右肩関節部を含む。）
24. 左上肢（左肩関節部を含む。）
25. 右下肢（右股関節部を含む。）
26. 左下肢（左股関節部を含む。）
27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28. 鎖骨
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32. 食道
42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43. 上顎骨・下顎骨・顎関節
44. 甲状腺・副甲状腺
45. 食道・胃・十二指腸
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49. 脾臓
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道
51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

特
約

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）

別
表

無配当新女性医療特約（医療保険）（2006） 目次

この特約の特色	1433	10 内容の変更について	
1 保障の開始について		第17条 女性入院給付金日額の減額	1441
第1条 特約の責任開始の時	1433	11 解約等について	
2 女性入院給付金の支払限度の型について		第18条 特約の解約	1442
第2条 女性入院給付金の支払限度の型	1433	第19条 特約の消滅	1442
3 給付金の支払いについて		第20条 返戻金	1442
第3条 給付金の支払い	1433	12 その他	
第4条 免責事由	1437	第21条 社員配当金	1442
4 給付金の支払請求手続について		第22条 管轄裁判所	1442
第5条 給付金の支払請求手続	1438	第23条 普通保険約款の規定の準用	1442
5 保険料の払込免除について		13 特則について	
第6条 特約の保険料の払込免除	1438	第24条 特別条件を付ける場合の特則	1442
6 保険期間および保険料払込期間について		第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1444
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1438	第26条 主契約が更新される場合の特則	1444
7 保険料の払込みについて		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1445
第8条 特約の保険料の払込み	1438	第28条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金な し型）契約または5年ごと利差配当付医療 保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加 する場合の特則	1445
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1438	第29条 5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金 なし型）契約に付加する場合の特則	1446
8 失効、失効取消および復活について			
第10条 特約の失効	1439		
第11条 特約の失効取消	1439		
第12条 特約の復活	1439		
9 告知義務と解除について			
第13条 告知義務	1439		
第14条 告知義務違反による解除	1440		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1440		
第16条 重大事由による解除	1440		
別表 1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病	1447		
別表 2 1. 瘢痕	1449		
2. 足ゆびの後天性変形	1449		
別表 3 形成治療給付金の支払対象となる手術	1450		
別表 4 給付金の支払請求に必要な書類	1450		
別表 5 特定部位および指定疾病一覧表	1451		
別表 6 感染症	1452		

無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）

（実施 2006.4.3 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定疾病による所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 女性入院給付金 (2) 形成治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付新医療保険契約、5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約、5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 女性入院給付金の支払限度の型について

第2条 女性入院給付金の支払限度の型

女性入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の60日型、120日型または360日型の3つの型があり、主契約の入院給付金の支払限度の型と同一とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
60日型	60日
120日型	120日
360日型	360日

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した女性特定疾病（別表1★）（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （女性入院給付金日額） × （入院日数）	主契約の入院給付金受取人
形成治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす(3)の手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき (1) 治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*3における手術 (3) 次のいずれかの手術 ① この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による瘢痕（別表2★）に対する植皮術（別表3★）または瘢痕形成術（別表3★） ② この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断された足ゆびの後天性変形（別表2★）に対する形成術（別表3★） ③ この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による乳房切除術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 20	

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

(2) 女性入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた女性特定疾病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁵ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際* ⁶ に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に女性入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の女性特定疾病* ⁷ を直接の原因として、女性入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「女性入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「女性入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の女性特定疾病* ⁷ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 女性入院給付金の支払限度日数	ア. 女性入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について60日、120日または360日とします。 イ. 通算して730日とします。
⑥ 被保険者が、異なる女性特定疾病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第3条 補足説明

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 7 同一の女性特定疾病

医学上密接な関係にある女性特定疾病を含みます。

項 目	内 容
⑦ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる女性特定疾病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第24条）が適用されたことによって女性入院給付金が支払われない入院の開始時に異なる女性特定疾病を併発していたとき、または入院中に異なる女性特定疾病を併発したときは、併発した女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑧ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる女性特定疾病を併発したとき	
⑨ 女性特定疾病以外の事由を直接の原因とする入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑩ 継続した入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その女性特定疾病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金日額が減額（第17条）されたとき	女性入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する女性入院給付金の支払金額は、減額後の女性入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する女性入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

(3) 形成治療給付金について

項 目	内 容
① 手術の原因が疾病に対する治療であるとき	その疾病がこの特約の責任開始の時*2以後に発病した場合に限り形成治療給付金を支払います。
② 被保険者が、次のいずれかの手術を受けたとき ア. この特約の責任開始の時*2前に生じた原因に対する手術 イ. この特約の責任開始の時*2前に初めて診断された「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に対する手術	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 (ア) この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 (イ) この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 (ウ) その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、同時期に2種類以上の形成治療給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみ形成治療給付金を支払います。
④ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に対する形成術（別表3★）を受けたのち、同一の足ゆびについて「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたとき	この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断されたものとして取り扱います。
⑤ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたのち、異なる足ゆびについて初めて「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたとき	

★別表1（P.1447参照）、別表2（P.1449参照）、別表3（P.1450参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、形成治療給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じて形成治療給付金を支払わない場合）	
形成治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって形成治療給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、形成治療給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

- (1) 女性入院給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったとき
- (2) 形成治療給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の手術給付金または手術サポート給付金の請求があったとき

★別表4（P.1450参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生

じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料*2を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 女性入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって女性入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による女性入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み

第24条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

- ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
- ア. 女性入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について女性入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
- イ. 形成治療給付金を支払うべきときは、形成治療給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表5★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する女性入院給付金または形成治療給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

第24条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表5（P.1451参照）、別表6（P.1452参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社へに通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第25条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性入院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性入院給付金日額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に女性入院給付金または形成治療給付

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第28条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

金が支払われるべきときは、第3条（給付金の支払い）の2. -(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

(2) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

(3) 第20条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第20条（返戻金）

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条） |
| (2) 解除または解約（第18条）されたとき |
| (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき |

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

(4) 第24条（特別条件を付ける場合の特則）の2. -(4)の規定は適用しません。

第29条 5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) 第3条（給付金の支払い）の2. -(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を保険契約者に支払います。

(2) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

(3) 第20条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第20条（返戻金）

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条） |
| (2) 解除または解約（第18条）されたとき |
| (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき |

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

(4) 第24条（特別条件を付ける場合の特則）の規定は適用しません。

別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病

女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	◎消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	◎呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	◎骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）中の	
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	○結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	○皮膚の悪性黒色腫	172
	○皮膚のその他の悪性新生物	173
	○女性乳房の悪性新生物	174
	◎泌尿生殖器の悪性新生物（179～189）中の	
	○子宮の悪性新生物、部位不明	179
	○子宮頸の悪性新生物	180
	○胎盤の悪性新生物	181
	○子宮体の悪性新生物	182
	○卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	○その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	○膀胱の悪性新生物	188
	○腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	◎その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	◎リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	◎良性新生物（210～229）中の	
	○乳房の良性新生物	217
	○子宮平滑筋腫	218
	○子宮のその他の良性新生物	219
	○卵巣の良性新生物	220
	○その他の女性生殖器の良性新生物	221
	○腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の	
	・腎、腎盂を除く	223.0
	・腎盂	223.1
	・尿管	223.2
	・膀胱	223.3
	・その他の明示された部位	223.8
	○甲状腺の良性新生物	226
	◎上皮内癌（230～234）中の	
	○消化器の上皮内癌	230
	○呼吸系の上皮内癌	231
	○皮膚の上皮内癌	232
	○乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の	
	・乳房	233.0
	・子宮頸	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	○その他および部位不明の上皮内癌	234

特
約

無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）

別

表

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎性状不詳の新生物（235 ～ 238）中の ○泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の ・子宮	236.0
	・胎盤	236.1
	・卵巢	236.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
	・膀胱	236.7
	・その他および部位不明の泌尿器	236.9
	○その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の ・乳房	238.3
	◎性質の明示されない新生物（239）中の ○乳房	239.3
	○膀胱	239.4
	○その他の泌尿生殖器	239.5
内分泌、栄養 および代謝疾患 ならびに免疫障害	◎甲状腺の障害（240 ～ 246）中の ○単純性および詳細不明の甲状腺腫	240
	○非中毒性結節性甲状腺腫	241
	○甲状腺腫を伴うまたは伴わない甲状腺中毒症	242
	○後天性甲状腺機能低下（症）	244
	○甲状腺炎	245
	○甲状腺のその他の障害	246
	◎その他の内分泌腺の疾患（250 ～ 259）中の ○副腎の障害（255）中の ・クッシング〈Cushing〉症候群	255.0
	○卵巢機能障害	256
血液および 造血器の疾患	◎血液および造血器の疾患（280 ～ 289）中の ○鉄欠乏性貧血	280
	○その他の欠乏性貧血	281
	○後天性溶血性貧血	283
	○再生不良〈無形成〉性貧血	284
	○その他および詳細不明の貧血	285
	○紫斑病およびその他の出血病態（287）中の ・アレルギー性紫斑病	287.0
	・血小板〈栓球〉機能障害	287.1
	・その他の血小板〈栓球〉非減少性紫斑病	287.2
	・原発性〈一次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.3
	・続発性〈二次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.4
	・詳細不明の血小板〈栓球〉減少症	287.5
循環系の疾患	◎慢性リウマチ性心疾患	393 ～ 398
	◎動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440 ～ 448）中の ○結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の ・大動脈炎症候群	446.7
	◎静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451 ～ 459）中の ○その他の部位の静脈瘤（456）中の ・外陰静脈瘤	456.6
	○リンパ管の非感染性障害（457）中の ・乳房切除後リンパ浮腫症候群	457.0
	○低血圧（症）	458
消化系の疾患	◎消化系のその他の疾患（570 ～ 579）中の ○胆石症	574
	○胆のう〈嚢〉のその他の障害	575
	○その他の胆道の障害	576

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
泌尿生殖系の疾患	◎腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580～589）中の	
	○急性糸球体腎炎	580
	○ネフローゼ症候群	581
	○慢性糸球体腎炎	582
	○腎炎および腎症〈ネフロパシー〉〈腎障害〉、急性または慢性と明示されないもの	583
	○慢性腎不全	585
	◎泌尿系のその他の疾患（590～599）中の	
	○腎の感染（症）	590
	○水腎症	591
	○腎および尿管の結石	592
	○腎および尿管のその他の障害	593
	○下部尿路の結石	594
	○膀胱炎	595
	○膀胱のその他の障害	596
	○非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
	○尿道狭窄	598
	○尿道および尿路のその他の障害	599
	◎乳房の障害	610～611
	◎女性骨盤臓器の炎症性疾患	614～616
	◎女性生殖路のその他の障害	617～629
妊娠、分娩および 産じょく〈褥〉の 合併症	◎妊娠、流産に終わったもの	630～639
	◎主として妊娠に関連した合併症	640～648
	◎正常分娩、および妊娠・分娩における治療のその他の適応症〈完全に正常な状態における分娩（650）は除く〉	651～659
	◎分娩の経過に主として発生する合併症	660～669
	◎産じょく〈褥〉の合併症	670～676
筋骨格系および結 合組織の疾患	◎関節症〈疾患〉および関連障害（710～719）中の	
	○結合組織のびまん性疾患	710
	○慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発（性）関節症〈疾患〉	714
	◎リウマチ、背部を除く（725～729）中の	
	○リウマチ性多発筋痛	725

別表2

1. 瘢痕

「瘢痕」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮乳頭層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。

2. 足ゆびの後天性変形

「足ゆびの後天性変形」は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
外反母趾（後天性）	735.0
内反母趾（後天性）	735.1
剛＜強＞直母趾	735.2
つち＜槌＞母趾	735.3
その他のつち＜槌＞趾（後天性）	735.4
わし＜鷲＞（爪）趾（後天性）	735.5
その他	735.8
詳細不明	735.9

別表3 形成治療給付金の支払対象となる手術

手術の種類
植皮術 1. 顔面部に対する植皮術 2. その他の部位に対する植皮術（直径2cm未満は除く。） 瘢痕形成術（非観血手術を除く。） 3. 顔面部に対する瘢痕形成術 4. その他の部位に対する瘢痕形成術（瘢痕の長さが3cm未満は除く。） 足ゆびの後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く。） 5. 足趾骨の切除あるいは切断を伴う矯正術または関節の形成術 乳房切除術（生検を除く。） 6. 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術

注

1. 「顔面部」とは、いわゆる顔といわれている部分で、その範囲は、下顎の骨の稜線と通常髪の毛の生えている部分の生えぎわ（上縁は眉毛の上5cm程度とします。）で囲まれた部分をいいます。
2. 顔面部およびその他の部位にまたがる植皮術・瘢痕形成術は、顔面部における植皮術・瘢痕形成術とみなします。

別表4 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 女性入院給付金の支払い	(1) 女性入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 女性入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 形成治療給付金の支払い	(1) 形成治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 形成治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 形成治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

特
約

無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）

別
表

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当新通院特約（医療保険）（2006） 目次

この特約の特色	1454	10 内容の変更について	
1 保障の開始について		第17条 通院給付金日額の減額	1461
第1条 特約の責任開始の時	1454	11 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第18条 特約の解約	1461
第2条 この特約の被保険者および特約の型	1454	第19条 特約の消滅	1461
3 給付金の支払いについて		第20条 返戻金	1461
第3条 通院給付金の支払い	1454	12 その他	
第4条 免責事由	1457	第21条 社員配当金	1462
4 給付金の支払請求手続について		第22条 管轄裁判所	1462
第5条 通院給付金の支払請求手続	1457	第23条 普通保険約款の規定の準用	1462
5 保険料の払込免除について		13 特則について	
第6条 特約の保険料の払込免除	1457	第24条 特別条件を付ける場合の特則	1462
6 保険期間および保険料払込期間について		第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1463
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1458	第26条 主契約が更新される場合の特則	1463
7 保険料の払込みにについて		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1464
第8条 特約の保険料の払込み	1458	第28条 無配当通院特約（医療保険）等の更新の取 扱いに準じて主契約の更新の際にこの特約 を付加する場合等の特則	1465
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1458	第29条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金な し型）契約に付加する場合の特則	1466
8 失効、失効取消および復活について		第30条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	1466
第10条 特約の失効	1458		
第11条 特約の失効取消	1458		
第12条 特約の復活	1459		
9 告知義務と解除について			
第13条 告知義務	1459		
第14条 告知義務違反による解除	1459		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1459		
第16条 重大事由による解除	1460		
別表 1 対象となる不慮の事故	1469		
別表 2 通院給付金の支払請求に必要な書類	1469		
別表 3 特定部位および指定疾病一覧表	1470		
別表 4 感染症	1471		

無配当新通院特約（医療保険）（2006）

（実施 2006.4.3 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の通院に対する保障
給付金の種類	通院給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付新医療保険契約または5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 通院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、通院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して通院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

支払事由（通院給付金を支払う場合）	金 額	受取人
被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかの通院 ^{*1} をしたとき (1) 災害通院 次のすべてを満たす通院 ① この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を直接の目的とする通院 ② 病院または診療所 ^{*3} への通院 ③ ①に定める不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内の期間（以下「災害通院期間」といいます。）内における通院 (2) 疾病通院 次のすべてを満たす通院 ① この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後に生じた疾病 ^{*4} を直接の原因として主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった疾病 ^{*4} の治療を直接の目的とする通院 ② 病院または診療所 ^{*3} への通院 ③ ①に定める入院の入院開始日の前日以前60日または退院日 ^{*5} の翌日以後120日の期間（以下「疾病通院期間 ^{*6} 」といいます。）内における通院	災害通院については同一の不慮の事故（別表1★）による通院につき、疾病通院については1回の入院の通院につき、 （通院給付金日額） × （通院日数）	主契約の入院給付金受取人

2. 通院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 疾病通院について、被保険者が、この特約の責任開始の時 ^{*2} 前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後の疾病 ^{*4} によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日 ^{*7} からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際 ^{*8} に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後の疾病 ^{*4} によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時 ^{*2} 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後の疾病 ^{*4} によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間満了日を含む「災害通院期間または疾病通院期間」（以下「通院期間」といいます。）中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

第3条 補足説明

* 1 通院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所^{*3}において、医師^Aによる治療^Bを入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、平常の生活もしくはは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に收容されたときは、その施術所を含みます。

* 4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時^{*2}以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法

項 目	内 容
(3) 疾病通院について、被保険者が、この特約の保険期間中に本条の1.-(2)-①に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約またはこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後の疾病通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
(4) 通院給付金の支払限度日数	① 災害通院については同一の不慮の事故（別表1★）による通院、疾病通院については1回の入院の通院* ⁹ について、それぞれ45日とします。 ② 通算して730日とします。
(5) 疾病通院について、被保険者が、本条の1.-(2)-①に規定する入院の開始時に、異なる疾病* ⁴ を併発していたとき	その異なる疾病* ⁴ について、入院の必要性がある場合* ¹⁰ には、その異なる疾病* ⁴ の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。
(6) 疾病通院について、被保険者が、本条の1.-(2)-①に規定する入院中に、異なる疾病* ⁴ を併発したとき	
(7) 被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
(8) 被保険者が、同一の日に2回以上の通院をしたとき	1回の通院をしたものとみなします。この場合、2つ以上の原因により通院したときは、最も早く生じた通院の原因* ¹¹ により通院したものと取り扱います。
(9) 被保険者が、2つ以上の事由の治療を目的とする1回の通院をしたとき	
(10) 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第17条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
(11) 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(12) 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1469参照）

- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

* 5 退院日

被保険者が、本条の1.-(2)-①に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院^Aの退院日を本条の1.-(2)-③の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

* 6 疾病通院期間

被保険者が、本条の1.-(2)-①に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても疾病通院期間とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

* 7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても通院給付金を支払わない場合）	
通院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの* ¹ （原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 通院給付金の支払請求手続

1. 通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 通院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.1469参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとしします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

* 8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 9 1回の入院の通院

主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

* 10 入院の必要性がある場合

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*³に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限りします。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 11 最も早く生じた通院の原因

災害通院の場合はその通院の原因となった不慮の事故（別表1★）の日、疾病通院の場合は本条の1. -(2)-①に規定する入院を開始した日に原因が生じたものとして判定します。

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消^{*1}の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料^{*2}を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消^{*1}の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間^{*3}中にこの特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が延滞保険料払込期間^{*3}中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間^{*3}中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 通院給付金の支払事由（第 3条）が生じたとき	通院給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払 うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払 うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足す るときは、会社は、支払事由の発生により支払うべ き金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

10 内容の変更について

第17条 通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額されたことにより減額後の主契約の入院給付金日額に対する通院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで通院給付金日額を減額します。
3. 通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による通院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第18条）されたとき
- (3) 第19条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

- (2) 通院給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が通院給付金の支払事由（第3条）に該当し、通院給付金を支払うべきときは、通院日各日について通院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、通院給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が通院したときは、これに対応する通院給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第24条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
② 通院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 通院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、通院給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3（P.1470参照）、別表4（P.1471参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第24条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新通院特約（医療保険）（2006）をいいます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当新通院特約（医療保険）（2006）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当新通院特約（医療保険）（2006）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新通院特約（医療保険）（2006）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 無配当通院特約（医療保険）等の更新の取扱いに準じて主契約の更新の際にこの特約を付加する場合等の特則

1. 無配当通院特約（医療保険）等*1の規定により、主契約*2の更新の際に会社が無配当通院特約（医療保険）等*1の付加を取り扱っていない場合で、無配当通院特約（医療保険）等*1の更新の取扱いに準じて、主契約*2の更新の際にこの特約を付加するときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の付加日前に無配当通院特約（医療保険）等*1の通院給付金の支払対象となる通院についての入院を開始し、この特約の付加日以後にその入院の退院後の通院をしたとき	その通院について、無配当通院特約（医療保険）等*1の通院給付金の支払いの規定を適用します。
(2) この特約の付加日以後に無配当通院特約（医療保険）等*1の通院給付金の支払対象となる通院についての入院を開始した場合で、この特約の付加日前にその入院の原因となった傷害または疾病が生じていたとき	その入院の退院後の通院について、無配当通院特約（医療保険）等*1の通院給付金の支払いの規定を適用します。

2. 無配当通院特約（医療保険）等*1の規定により、主契約*2の保険期間が終身の保険契約への変更*3の際に会社が無配当通院特約（医療保険）等*1の付加を取り扱っていない場合で、無配当通院特約（医療保険）等*1の保険期間が終身の特約への変更の取扱いに準じて、主契約*2の変更*3の際に無配当通院特約（医療

第28条 補足説明

*** 1 無配当通院特約（医療保険）等**

無配当通院特約（医療保険）または無配当通院特約（医療保険）(01)をいいます。

*** 2 主契約**

本条において、無配当通院特約（医療保険）等*1を付加した保険契約をいいます。

*** 3 主契約の保険期間が終身の保険契約への変更**

本条において「主契約*2の変更」といいます。

保険)等*1を保険期間が終身のこの特約へ変更するときは、本条の1. に準じて取り扱います。

第29条 5年ごと利差配当付新医療保険(返戻金なし型)契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険(返戻金なし型)契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院給付金が支払われるべきときは、第3条(通院給付金の支払い)の2. -(12)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(12) 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第19条(特約の消滅)の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第20条(返戻金)を次のとおり読み替えます。

第20条(返戻金)

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき(第10条)
(2) 解除または解約(第18条)されたとき
(3) 第19条(特約の消滅)の(2)または(3)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。)します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

- (4) 第24条(特別条件を付ける場合の特則)の2. -(4)の規定は適用しません。

第30条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約(以下「更新後特約等」といいます。)の場合で、更新前特約または変更前特約(以下「更新前特約等」といいます。)の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約の被保険者となることができる者は、主契約の被保険者(主契約に家族特則が適用されているときは、主契約の主たる被保険者。以下同じ。)に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者(以下「子」といいます。)

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条(この特約の被保険者および特約の型)の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻

第29条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

特約の型	被保険者の範囲
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の通院給付金の支払いに関して、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（通院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。

② 「通院給付金日額」とあるのを「通院給付金日額×0.6」と読み替えます。
- (2) 会社は、被保険者が次のいずれかの事由の発生した日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、その事由の発生した日以後も、この特約の保険期間中の通院とみなします。
- ① この特約の保険期間が満了したとき

② 主契約の被保険者が死亡したことによって、第19条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき

③ この特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して730日に達して、第19条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき

④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき
- (3) 疾病通院について、会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に(1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の発生した日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の疾病通院期間*2中の通院について、その事由の発生した日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
- ① 主契約またはこの特約の保険期間が満了したとき

② 主契約の被保険者が死亡したことによって、主契約が消滅したとき

③ この特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して730日に達して、第19条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき

④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき
- (4) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)から(3)のとおり変更を取り扱います。
- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 主契約の家族特則の解除、取消しまたは被保険者の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、この特約の型は、主契約の家族特則の解除、取消しまたは被保険者の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。
- (3) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

第30条 補足説明

* 1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者に該当した日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病通院期間

被保険者が、本条の2. -(1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても疾病通院期間とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

- ① 保険料払込期間中であつては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活または特約の型の変更の際に告知義務違反があつたときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
5. 第3条（通院給付金の支払い）の2. ー(2)、(3)および(2)、第6条（特約の保険料の払込免除）、第19条（特約の消滅）ならびに第24条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（通院給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および通院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表2（P.1469参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急 激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶 発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外 来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 通院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
通院給付金の支払い	(1) 通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書、災害通院のときはさらに、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約

無配
三
新
通
院
特
約
（医療保険）
（2006）

別
表

無配当女性サポート特約（医療保険）（2006） 目次

この特約の特色	1473	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 特約基準給付金額の減額	1480
第1条 特約の責任開始の時	1473	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第17条 特約の解約	1480
第2条 給付金の支払い	1473	第18条 特約の消滅	1480
第3条 免責事由	1476	第19条 返戻金	1480
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 給付金の支払請求手続	1476	第20条 社員配当金	1481
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	1481
第5条 特約の保険料の払込免除	1477	第22条 普通保険約款の規定の準用	1481
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1477	第23条 特別条件を付ける場合の特則	1481
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1482
第7条 特約の保険料の払込み	1477	第25条 主契約が更新される場合の特則	1482
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1477	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1483
7 失効、失効取消および復活について		第27条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金な し型）契約または5年ごと利差配当付医療 保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加 する場合の特則	1484
第9条 特約の失効	1477		
第10条 特約の失効取消	1477		
第11条 特約の復活	1478		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1478		
第13条 告知義務違反による解除	1478		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1479		
第15条 重大事由による解除	1479		
別表1 女性特定手術給付金の支払対象となる手術	1486		
別表2 給付金の支払請求に必要な書類	1486		
別表3 特定部位および指定疾病一覧表	1487		
別表4 感染症	1488		

無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）

（実施 2006.4.3 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 入院準備費用給付金 (2) 女性特定手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付新医療保険契約、5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したとき	1回の入院につき、 特約基準給付金額	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性特定手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす(3)の手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき (1) 治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*2における手術 (3) 次のいずれかの手術 ① この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による乳房切除術（別表1★） ② この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による乳房切除術（別表1★）を受けた乳房に対する乳房再建術（別表1★） ③ この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による子宮摘出術（別表1★） ④ この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による卵巣摘出術（別表1★）	手術1回につき、 （特約基準給付金額） × 5	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

* 2 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 入院準備費用給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
② 入院準備費用給付金の支払限度	ア. 主契約の普通保険約款に規定する1回の入院について1回とします。 イ. 通算して30回とします。 ウ. 主契約の入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達しているときは、入院準備費用給付金を支払いません。

(3) 女性特定手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみ女性特定手術給付金を支払います。

第2条 補足説明

* 3 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 女性特定手術給付金の支払事由中、乳房再建術（別表1★）に対する女性特定手術給付金の支払限度	一乳房について1回とします。

★別表1（P.1486参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院準備費用給付金・女性特定手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

- (1) 入院準備費用給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったとき
- (2) 女性特定手術給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の手術給付金の請求があったとき

★別表2（P.1486参照）

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
 - (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込む

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

ことを必要とします。

2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めるときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第10条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 特約基準給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約基準給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約基準給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約基準給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約基準給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通

信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。) します。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

- ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由(第2条)に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア. 入院準備費用給付金を支払うべきときは、入院準備費用給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

イ. 女性特定手術給付金を支払うべきときは、女性特定手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症(別表4★)によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病(別表3★)のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する入院準備費用給付金または女性特定手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症(別表4★)によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき(第9条)は、第11条(特約の復活)の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新(第25条)について、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3（P.1487参照）、別表4（P.1488参照）

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

第23条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）をいいます。

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約基準給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約基準給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の特約基準給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特約基準給付金額を変更することができます。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に入院準備費用給付金または女性特定手術給付金が支払われるべきときは、第2条（給付金の支払い）の2.－(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第18条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第19条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第19条（返戻金）

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

第27条 補足説明

*** 1 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

- (4) 第23条（特別条件を付ける場合の特則）の2. ー(4)の規定は適用しません。

別表1 女性特定手術給付金の支払対象となる手術

女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術をいい、下表の1.～4.を指します。なお、次の(1)から(6)などは、女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- (1) 吸引、穿刺などの処置
- (2) 神経ブロック
- (3) 人間ドックなどの検査
- (4) 診断のための手術（ただし、開腹生検術は女性特定手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
- (5) 美容整形上の手術
- (6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術の種類
1. 乳房切除術 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術をいいます。 2. 乳房再建術 1. の乳房切除術により喪失された乳房の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。 3. 子宮摘出術 子宮の全部または一部を摘出する観血手術をいいます。ただし、子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術・流産手術を除きます。 4. 卵巣摘出術 卵巣の全部または一部を摘出する観血手術をいいます。

別表2 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 主契約の普通保険約款に定める不慮の事故を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 女性特定手術給付金の支払い	(1) 女性特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 女性特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

特約

無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）

別表

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1490	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 入院準備費用給付金額の減額	1495
第1条 特約の責任開始の時	1490	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第17条 特約の解約	1496
第2条 入院準備費用給付金の支払い	1490	第18条 特約の消滅	1496
第3条 免責事由	1491	第19条 返戻金	1496
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 入院準備費用給付金の支払請求手続	1492	第20条 社員配当金	1496
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	1496
第5条 特約の保険料の払込免除	1492	第22条 普通保険約款の規定の準用	1496
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1492	第23条 特別条件を付ける場合の特則	1496
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1498
第7条 特約の保険料の払込み	1492	第25条 主契約が更新される場合の特則	1498
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1493	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1499
7 失効、失効取消および復活について		第27条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金な し型）契約等に付加する場合の特則	1499
第9条 特約の失効	1493	第28条 5年ごと利差配当付新医療保険契約に付加 する場合の特則	1500
第10条 特約の失効取消	1493	第29条 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返 戻金なし型）契約に付加する場合の特則	1500
第11条 特約の復活	1493		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1493		
第13条 告知義務違反による解除	1494		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1494		
第15条 重大事由による解除	1494		
別表1 入院準備費用給付金の支払請求に必要な書類	1503		
別表2 特定部位および指定疾病一覧表	1503		
別表3 感染症	1504		

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2009.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金の種類	入院準備費用給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付新医療保険契約、5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 入院準備費用給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院準備費用給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（入院準備費用給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したとき	1回の入院につき、入院準備費用給付金額	主契約の受取人の入院給付金

第2条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 入院準備費用給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(2) 入院準備費用給付金の支払限度	① 主契約の普通保険約款に規定する1回の入院について1回とします。 ② 通算して30回とします。
(3) 入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、入院準備費用給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても入院準備費用給付金を支払わない場合）	
入院準備費用給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

第2条 補足説明

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院準備費用給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院準備費用給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 入院準備費用給付金の支払請求手続

1. 入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表1★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、入院準備費用給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったときは、入院準備費用給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表1（P.1503参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院準備費用給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	入院準備費用給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、入院準備費用給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、入院準備費用給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院準備費用給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに入院準備費用給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、入院準備費用給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院準備費用給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に入院準備費用給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明*** 1 給付金**

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、入院準備費用給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、入院準備費用給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その入院準備費用給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院準備費用給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに入院準備費用給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について**第16条 入院準備費用給付金額の減額**

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって入院準備費用給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院準備費用給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院準備費用給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 入院準備費用給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約の入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したとき
- (4) この特約による入院準備費用給付金の支払回数が通算して30回に達したとき

第19条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における入院準備費用給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 入院準備費用給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が入院準備費用給付金の支払事由（第2条）に該当し、入院準備費用給付金を支払うべきとき

第23条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

は、入院準備費用給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、入院準備費用給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表2★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する入院準備費用給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 入院準備費用給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた入院準備費用給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 入院準備費用給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた入院準備費用給付金の削減支払の条件は適用されません。

第23条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表2（P.1503参照）、別表3（P.1504参照）

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の入院準備費用給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院準備費用給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院準備費用給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の入院準備費用給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の入院準備費用給付金額と同額とした

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 保険期間が終身の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の入院準備費用給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の入院準備費用給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の入院準備費用給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までを支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の入院準備費用給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の入院準備費用給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に入院準備費用給付金が支払われるべ

第26条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第27条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- (3) 5年ごと利差配当付医療保険 L（返戻金なし型）（2011）契約

*2 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

きときは、第2条（入院準備費用給付金の支払い）の2. -(3)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(3) 入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院準備費用給付金を被指定契約*2の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

(2) 第18条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

第28条 5年ごと利差配当付新医療保険契約に付加する場合の特則

5年ごと利差配当付新医療保険契約の保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第29条 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特約の責任開始の時）の1. -(1)中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。

(2) 第2条（入院準備費用給付金の支払い）を次のとおり読み替えます。

第2条 入院準備費用給付金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院準備費用給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (入院準備費用給付金を支払う場合)	金 額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1を開始したとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*5への入院 (4) 入院日数が1日*6以上の入院	1回の入院につき、入院準備費用給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. 入院準備費用給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第29条 補足説明

*1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた主契約に定める不慮の事故を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「主契約に定める不慮の事故以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、入院準備費用給付金の支払事由に定める入院を2回以上したとき	「入院準備費用給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「入院準備費用給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(3) 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、転入院または再入院したとき	保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。
(4) 入院準備費用給付金の支払限度	① 1回の入院について1回とします。 ② 通算して30回とします。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 9 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
(5) 入院準備費用給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害*3または疾病*4により継続して入院したものとみなします。
(6) 入院準備費用給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じたとき	
(7) 入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 第4条（入院準備費用給付金の支払請求手続）の3. 中、「主契約の入院給付金」とあるのを「主契約の生活習慣病入院給付金」と読み替えます。

- (4) 第18条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- | |
|---|
| (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) この特約による入院準備費用給付金の支払回数が通算して30回に達したとき |
|---|

- (5) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

別表1 入院準備費用給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 主契約の普通保険約款に定める不慮の事故を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表2 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病

特約

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表

特定部位および指定疾病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1506	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	1512
第1条 特約の責任開始の時	1506	第14条 告知義務違反による解除	1513
2 女性入院給付金の支払限度の型について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1513
第2条 女性入院給付金の支払限度の型	1506	第16条 重大事由による解除	1513
3 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 給付金の支払い	1506	第17条 女性入院給付金日額の減額	1514
第4条 免責事由	1510	11 解約等について	
4 給付金の支払請求手続について		第18条 特約の解約	1515
第5条 給付金の支払請求手続	1511	第19条 特約の消滅	1515
5 保険料の払込免除について		第20条 返戻金	1515
第6条 特約の保険料の払込免除	1511	12 その他	
6 保険期間および保険料払込期間について		第21条 社員配当金	1515
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1511	第22条 管轄裁判所	1515
7 保険料の払込みにについて		第23条 普通保険約款の規定の準用	1515
第8条 特約の保険料の払込み	1511	13 特則について	
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1512	第24条 特別条件を付ける場合の特則	1515
8 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1517
第10条 特約の失効	1512	第26条 主契約が更新される場合の特則	1517
第11条 特約の失効取消	1512	第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1518
第12条 特約の復活	1512	第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1518
別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病	1520		
別表2 女性特定部位	1523		
別表3 がん組織摘出手術および乳房再建術	1523		
別表4 給付金の支払請求に必要な書類	1523		
別表5 特定部位および指定疾病一覧表	1524		
別表6 感染症	1525		
別表7 1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1525		
2. がんの定義	1525		
3. がんの診断確定	1526		
4. 新生物の形態の性状コード	1526		

無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2010.10.4 / 改正 2024.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定疾病による所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 女性入院給付金 (2) 女性特定手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 女性入院給付金の支払限度の型について

第2条 女性入院給付金の支払限度の型

女性入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の60日型、90日型、120日型または360日型の4つの型があり、主契約の入院給付金の支払限度の型と同一とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
60日型	60日
90日型	90日
120日型	120日
360日型	360日

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した女性特定疾病（別表1★）（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （女性入院給付金日額） × （入院日数）	主契約の入院給付金受取人
女性特定手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす手術を受けたとき (1) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術 (2) この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による次のいずれかの手術		
	① 女性特定部位（別表2★）のうち乳房に対するがん組織摘出手術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 50	
	② ①の手術を受けた乳房に対する乳房再建術（別表3★）		
	③ 女性特定部位（別表2★）（乳房を除きます。）に対するがん組織摘出手術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 30	
	④ 女性特定部位（別表2★）に対する手術（①から③に該当する手術、乳房再建術、子宮頸管ポリープ切除術および異常妊娠または異常分娩による手術を除きます。）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 10	

★別表1（P.1520参照）、別表2（P.1523参照）、別表3（P.1523参照）

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
女性入院給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または女性特定手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

(2) 女性入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた女性特定疾病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の締結の際*6に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に女性入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。 （注） この規定は、女性特定手術給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の女性特定疾病*7を直接の原因として、女性入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「女性入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「女性入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の女性特定疾病*7を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 女性入院給付金の支払限度日数	ア. 女性入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について60日、90日、120日または360日とします。 イ. 通算して730日とします。
⑥ 被保険者が、異なる女性特定疾病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第3条 補足説明

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の締結の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 7 同一の女性特定疾病

医学上密接な関係にある一連の女性特定疾病をいいます。「慢性甲状腺炎（橋本病）」と「甲状腺機能低下症」、「腎不全と尿毒症」または「腎結石と尿管結石」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
⑦ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる女性特定疾病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第24条）が適用されたことによって女性入院給付金が支払われない入院の開始時に異なる女性特定疾病を併発していたとき、または入院中に異なる女性特定疾病を併発したときは、併発した女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑧ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる女性特定疾病を併発したとき	
⑨ 女性特定疾病以外の事由を直接の原因とする入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑩ 継続した入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その女性特定疾病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金日額が減額（第17条）されたとき	女性入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する女性入院給付金の支払金額は、減額後の女性入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する女性入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

(3) 女性特定手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に女性特定手術を受けた場合 イ. この特約の締結の際*6に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。

項 目	内 容
② 被保険者が、同時期に2種類以上の女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術*8を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*8についてののみ女性特定手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*8の種類に応じた給付倍率のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。 (注) この規定は、主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する女性特定手術給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 女性特定手術給付金の支払事由中、乳房再建術（別表3★）に対する女性特定手術給付金の支払限度	一乳房について1回とします。
④ 被保険者が、女性特定手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するとき	主契約に定める同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1. の規定に基づき女性特定手術給付金を支払い、同一の手術期間中は1回の給付を限度とします。

★別表3（P.1523参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、女性特定手術給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて女性特定手術給付金を支払わない場合）
女性特定手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

*8 手術

主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって女性特定手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、女性特定手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社へ通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社へ提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

- (1) 女性入院給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったとき
- (2) 女性特定手術給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の手術給付金の請求があったとき

★別表4（P.1523参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特

約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

に対して被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 女性入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって女性入院給付金日額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による女性入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 給付金の削減支払
 - ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - A. 女性入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について女性入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

第24条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

イ. 女性特定手術給付金を支払うべきときは、女性特定手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表 6 ★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度	第 4 年度	第 5 年度
1 年	5.0 割				
2 年	3.0 割	6.0 割			
3 年	2.5 割	5.0 割	7.5 割		
4 年	2.0 割	4.0 割	6.0 割	8.0 割	
5 年	1.5 割	3.0 割	4.5 割	6.0 割	8.0 割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定期間および指定疾病（別表 5 ★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する女性入院給付金または女性特定手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表 6 ★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の 1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第 10 条）は、第 12 条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて 2 年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第 26 条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第 26 条（主契約が更新される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第 26 条（主契約が更新される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第 27 条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第 27 条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第 27 条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。

第 24 条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表5（P.1524参照）、別表6（P.1525参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の女性入院給付金日額について、更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とした場合

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

特約

無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性入院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性入院給付金日額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の女性入院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の女性入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に女性入院給付金または女性特定手術給付金が支払われるべきときは、第3条（給付金の支払い）の2. -(1)を次のとおり読み替えます。

第27条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第28条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
女性入院給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性入院給付金または女性特定手術給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

特

約

無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病

支払対象となる「女性特定疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番号
細菌性疾患	◎その他の細菌性疾患（A30－A49）中の ○産科的破傷風	A34
悪性新生物	◎口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	◎消化器の悪性新生物	C15-C26
	◎呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	◎骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	◎皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
	◎中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	◎乳房の悪性新生物	C50
	◎女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	◎腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	◎眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	◎甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	◎部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	◎リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	◎独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	◎上皮内新生物（D00－D09）中の	
	○口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	○その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	○中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	○上皮内黒色腫	D03
	○皮膚の上皮内癌	D04
	○乳房の上皮内癌	D05
	○子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	○その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・膣	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	○その他および部位不明の上皮内癌	D09
	◎性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の	
	○真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	○骨髓異形成症候群	D46
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	◎血液および造血器のその他の疾患（D70－D77）中の	
	○リンパ細胞組織および細胞組織球系の疾患（D76）中の	
	・ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番号
良性新生物 および 性状不詳 または 不明の新生物	◎良性新生物（D10－D36）中の	
	○乳房の良性新生物	D24
	○子宮平滑筋腫	D25
	○子宮のその他の良性新生物	D26
	○卵巣の良性新生物	D27
	○その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	○腎尿路の良性新生物	D30
	○甲状腺の良性新生物	D34
	○その他および部位不明の内分泌腺の良性新生物（D35）中の	
	・上皮小体＜副甲状腺＞	D35.1
	◎性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の	
	○女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	○腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41
	○内分泌腺の性状不詳または不明の新生物（D44）中の	
	・甲状腺	D44.0
	・上皮小体＜副甲状腺＞	D44.2
	○その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の	
	・乳房	D48.6
血液および 造血器の 疾患	◎栄養性貧血	D50-D53
	◎溶血性貧血（D55－D59）中の	
	○後天性溶血性貧血	D59
	◎無形成性貧血およびその他の貧血	D60-D64
	◎凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65－D69）中の	
内分泌、 栄養および 代謝疾患	○紫斑病およびその他の出血性病態	D69
	◎甲状腺障害（E00－E07）中の	
	○ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	○無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	○その他の甲状腺機能低下症（E03）中の	
	・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮（後天性）	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	○その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	○甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕	E05
	○甲状腺炎	E06
	○その他の甲状腺障害	E07
	◎その他の内分泌腺障害（E20－E35）中の	
	○副甲状腺＜上皮小体＞機能低下症	E20
	○副甲状腺＜上皮小体＞機能亢進症およびその他の副甲状腺＜上皮小体＞障害	E21
	○クッシング〈Cushing〉症候群	E24
	○卵巣機能障害	E28
	◎代謝障害（E70－E90）中の治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の	
	○治療後甲状腺機能低下症	E89.0
	○治療後卵巣機能不全（症）	E89.4

特
約

無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

別

表

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番号
神経系、耳 および 乳様突起の 疾患	◎神経系の疾患（G00－G99）中の ○中枢神経系の脱髄疾患（G35－G37）中の ・多発性硬化症 ・視神経脊髄炎[デビック＜Devic＞病] ○神経筋接合部および筋の疾患（G70－G73）中の重症筋無力症およびその他の 神経筋障害（G70）中の ・重症筋無力症 ◎眼瞼、涙器および眼窩の障害（H00－H06）中の ○他に分類される疾患における涙器および眼窩の障害（H06）中の ・甲状腺機能異常性眼球突出 ◎耳および乳様突起の疾患（H60－H95）中の内耳疾患（H80－H83）中の前庭機 能障害（H81）中の ○メニエール（Meniere）病	G35 G36.0 G70.0 H06.2 H81.0
循環器系の 疾患	◎急性リウマチ熱 ◎慢性リウマチ性心疾患 ◎肺性心疾患および肺循環疾患（I 26－I 28）中のその他の肺性心疾患（I 27）中の ○原発性肺高血圧（症） ◎静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80－I 89）中の ○下肢の静脈瘤 ○その他の部位の静脈瘤（I 86）中の ・外陰静脈瘤 ◎循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95－I 99）中の ○低血圧（症） ○循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・乳房切除後リンパ浮腫症候群	I 00- I 02 I 05- I 09 I 27.0 I 83 I 86.3 I 95 I 97.2
消化器系の 疾患	◎肝疾患（K70－K77）中の ○肝線維症および肝硬変（K74）中の ・原発性胆汁性肝硬変 ○その他の炎症性肝疾患（K75）中の ・自己免疫性肝炎 ○その他の肝疾患（K76）中の ・門脈圧亢進（症） ◎胆のう〈嚢〉、胆管および膵の障害（K80－K87）中の ○胆石症 ○胆のう〈嚢〉炎 ○胆のう〈嚢〉のその他の疾患 ○胆道のその他の疾患 ◎消化器系のその他の疾患（K90－K93）中の消化器系の処置後障害、他に分類され ないもの（K91）中の ○胆のう〈嚢〉摘出〈除〉後症候群	K74.3 K75.4 K76.6 K80 K81 K82 K83 K91.5
筋骨格系 および 結合組織の 疾患	◎炎症性多発性関節障害（M05－M14）中の ○血清反応陽性関節リウマチ ○その他の関節リウマチ ○若年性関節炎 ○他に分類される疾患における若年性関節炎 ○その他の明示された関節障害（M12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害[ジャクー（Jaccoud）病] ◎全身性結合組織障害	M05 M06 M08 M09 M12.0 M30-M36

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番号
腎尿路 生殖器系の 疾患	◎糸球体疾患	N00-N08
	◎腎尿細管間質性疾患	N10-N16
	◎腎不全	N17-N19
	◎尿路結石症（N20－N23）中の	
	○腎結石および尿管結石	N20
	○下部尿路結石	N21
	○他に分類される疾患における尿路結石	N22
	◎腎および尿管のその他の障害（N25－N29）中の	
	○腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	○他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N29
	◎尿路系のその他の疾患	N30-N39
	◎乳房の障害	N60-N64
	◎女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70-N77
	◎女性生殖器の非炎症性障害	N80-N98
	◎腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
妊娠、分娩 および 産じょく〈褥〉	◎流産に終わった妊娠	O00-O08
	◎妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく〈蛋白〉尿および高血圧性障害	O10-O16
	◎主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
	◎胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30-O48
	◎分娩の合併症	O60-O75
	◎分娩〈単胎自然分娩（O80）は除く〉	O81-O84
	◎主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85-O92
	◎その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

別表2 女性特定部位

乳房、子宮、卵巣、卵管、甲状腺および上皮小体（副甲状腺）をいいます。

別表3 がん組織摘出手術および乳房再建術

手術名	手術の定義
1. がん組織摘出手術	器具を用い生体に切開・切除を加えて、がん（別表7）組織を体外に摘出・摘除（注1）（蒸散・凝固・融解・焼灼は含みません。）する手術（注2）をいいます。 注1 摘出・摘除した組織に、がん（別表7）細胞が含まれていることを必要とします。 注2 生検および経口的、経鼻的、経耳的、経尿道的、経肛門的もしくは経腔的に行われるファイバースコープによる手術または血管カテーテルによる手術は除きます。
2. 乳房再建術	乳房に対する1. のがん組織摘出手術により喪失された乳房の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。

別表4 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 女性入院給付金の支払い	(1) 女性入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 女性入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 女性特定手術給付金の支払い	(1) 女性特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 女性特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表7

1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

支払対象となる「悪性新生物および上皮内新生物」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細胞組織および細胞組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／2	…… 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	…… 悪性、原発部位
／6	…… 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	…… 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1528	9 更新等について	
1 保障の開始について		第16条 特約の更新	1534
第1条 特約の責任開始の時	1528	第17条 保険期間が終身の特約への変更	1535
2 給付金等の支払いについて		10 解約等について	
第2条 給付金・見舞金の支払い	1528	第18条 特約の解約	1536
第3条 免責事由	1530	第19条 特約の消滅	1536
3 給付金等の支払請求手続について		第20条 返戻金	1536
第4条 給付金・見舞金の支払請求手続	1530	11 その他	
4 保険料の払込免除について		第21条 社員配当金	1537
第5条 特約の保険料の払込免除	1530	第22条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	1537
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 管轄裁判所	1537
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1531	第24条 普通保険約款の規定の準用	1537
6 保険料の払込みについて		12 特則について	
第7条 特約の保険料の払込み	1531	第25条 特別条件を付ける場合の特則	1537
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1531	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1539
7 失効、失効取消および復活について		第27条 主契約が更新される場合の特則	1539
第9条 特約の失効	1531	第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1540
第10条 特約の失効取消	1531	第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則	1541
第11条 特約の復活	1532	第30条 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	1541
8 告知義務と解除について		第31条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則	1541
第12条 告知義務	1532	第32条 特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の場合の特則	1542
第13条 告知義務違反による解除	1532		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1532		
第15条 重大事由による解除	1533		
別表1 公的医療保険制度	1543		
別表2 先進医療	1543		
別表3 対象となる不慮の事故	1543		
別表4 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類	1544		
別表5 特定部位および指定疾病一覧表	1544		
別表6 感染症	1545		

無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2012.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	先進医療による療養に対する保障
給付金等の種類	(1) 先進医療給付金 (2) 先進医療見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約、5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約、無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約、5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・見舞金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

第2条 補足説明

- * 1 療養**
次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいいます。
(1) 診察
(2) 薬剤または治療材料の支給
(3) 処置、手術その他の治療
- * 2 特約の責任開始の時**
第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*1を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする療養 (2) 公的医療保険制度（別表1★）における先進医療（別表2★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養*5	1回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*6と同額	主契約の入院給付金受取人
先進医療見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養*1を受けたとき	1回の療養につき、先進医療給付金の支払金額の10%相当額	

2. 給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による療養を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けた場合 イ. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養*10として受けたとき	一連の療養*10として受けた同一の先進医療による複数回の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養*10を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 (注) 一連の療養*10として受けた先進医療の技術にかかる費用*6の総額を、本条の1. に定める先進医療の技術にかかる費用*6とします。
(3) 先進医療給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

*3 傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表3★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度（別表1★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表3★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*5 先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

- 先進医療の技術にかかる費用*6が「0」となる療養
- 「先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準」において、歯科^Aのみで実施することが定められている先進医療による療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

*6 先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- 公的医療保険制度（別表1★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- 先進医療以外の評価療養のための費用
- 選定療養のための費用
- 食事療養のための費用
- 生活療養のための費用

★別表1（P.1543参照）、別表2（P.1543参照）、別表3（P.1543参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金または見舞金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）
先進医療給付金・先進医療見舞金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、先進医療給付金または先進医療見舞金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・見舞金の支払請求手続

1. 給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.1544参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱いします。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとする。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

*7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

*8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

*9 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

*10 一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとして扱います。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*¹の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*²を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*²が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*¹の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 給付金または見舞金の支払 事由（第2条）が生じたとき	給付金または見舞金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社 の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に 不足するときは、会社は、支払事由の発生により支 払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとします。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除をいいます。

9 更新等について

第16条 特約の更新

- この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) 主契約が更新および終身変更されないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
- (4) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*2まで保険期間を短縮します。
(4) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。

第16条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

*2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(6) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。

第17条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第16条（特約の更新）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更することができます。

- | |
|---|
| (1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと
(2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 主契約の保険期間が終身であること
(4) 特約変更日*1における被保険者の年齢が75歳であること |
|---|

2. 保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約と同一とします。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第5条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、変更前特約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(4)の規定を準用します。

10 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき (3) この特約による先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき |
|---|

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。

2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金または見舞金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第18条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. - (1)の方法を指定されたものとみなします。

第23条 管轄裁判所

この特約における給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
(2) 給付金または見舞金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金または見舞金の支払事由（第2条）に該当し、給付金または見舞金を支払うべきときは、給付金または見舞金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、給付金または見舞金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			

第22条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第25条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表5★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が療養を受けたときは、これに対応する給付金または見舞金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第16条・第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第16条（特約の更新）の1. および第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金または見舞金の削減支払	ア. 削減期間中は、第16条（特約の更新）の1. および第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金または見舞金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身等の特約への変更（第17条・第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身等の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第17条（保険期間が終身の特約への変更）の1. および第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金または見舞金の削減支払	ア. 削減期間中は、第17条（保険期間が終身の特約への変更）の1. および第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金または見舞金の削減支払の条件は適用されません。

第25条 補足説明

***2 変更後特約**

次のいずれかの特約をいいます。

- (1) 保険期間が終身の特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (2) 保険期間が10年または第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定により10年未満となる特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

付けられた特別条件	保険期間が終身等の特約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表5（P.1544参照）、別表6（P.1545参照）

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*1を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*1まで保険期間を短縮します。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。

第26条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第27条 の補足説明

*1 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるとときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

特約

無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - (2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるとときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 本条の1. の場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(3) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(2)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、次のとおり変更することができます。この場合、本条の2. の(1)および(2)の規定を準用します。
 - (1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、変更日*1に保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。
 - (2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の会社の定める同種の特約に変更することができます。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料

第28条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

* 3 変更後特約

次のいずれかの特約をいいます。

- (1) 保険期間が終身の特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (2) 保険期間が10年または本条の1. の規定により10年未満となる特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする会社の定める同種の特約に変更することができます。

第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第2条（給付金・見舞金の支払い）の2. -(4)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*2の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 被保険者が死亡したとき

第30条 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の責任開始の時）の1. -(1)中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。
(2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第31条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の責任開始の時）の1. -(1)中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。
(2) 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第2条（給付金・見舞金の支払い）の2. -(4)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*2の死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

第29条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
(2) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2011）契約
(3) 無配当こども医療保険（返戻金なし型）（2011）契約

*2 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

第31条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
(2) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
(3) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

*2 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (4) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第32条 特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の場合の特則

1. この特則は、特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の特約（2020年10月2日以後に更新または変更される場合を含みます）に適用します。
2. この特則により、第6条、第25条および第28条の規定を次のとおり読み替えます。
 - (1) 第6条中、「主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。」とあるのを「主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。」と読み替えます。
 - (2) 第25条の2. - (2)中、「この特約の更新（第16条・第27条）」および「第16条（特約の更新）の1. および第27条（主契約が更新される場合の特則）の1.」とあるのをそれぞれ「この特約の更新（第27条）」および「第27条（主契約が更新される場合の特則）の1.」と読み替えます。
 - (3) 第25条の2. - (3)中、「保険期間が終身等の特約への変更（第17条・第28条）」および「第17条（保険期間が終身の特約への変更）の1. および第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.」とあるのをそれぞれ「保険期間が終身の特約への変更（第28条）」および「第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.」と読み替えます。
 - (4) 第28条の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - (5) 第28条の3. を次のとおり読み替えます。
 3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)および(2)の規定を準用します。
3. 第16条（特約の更新）、第17条（保険期間が終身の特約への変更）および第27条（主契約が更新される場合の特則）の2. - (2)は適用しません。

第32条 補足説明

*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

別表1 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 先進医療

療養を受けた時点において、別表1の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。）をいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表4 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
先進医療給付金の支払い	(1) 先進医療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故（別表3）を原因とするときは、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
先進医療見舞金の支払い	(1) 先進医療見舞金支払請求書 (2) 会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療見舞金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療見舞金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故（別表3）を原因とするときは、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）

特定部位および指定疾病

43. 上顎骨・下顎骨・顎関節
44. 甲状腺・副甲状腺
45. 食道・胃・十二指腸
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49. 脾臓
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道
51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型） 目次

この特約の特色	1547	9 更新等について	
1 保障の開始について		第16条 特約の更新	1552
第1条 特約の責任開始の時	1547	第17条 保険期間が終身の特約への変更	1554
2 給付金等の支払いについて		10 解約等について	
第2条 給付金・見舞金の支払い	1547	第18条 特約の解約	1555
第3条 免責事由	1548	第19条 特約の消滅	1555
3 給付金等の支払請求手続について		第20条 返戻金	1555
第4条 給付金・見舞金の支払請求手続	1549	11 その他	
4 保険料の払込免除について		第21条 社員配当金	1555
第5条 特約の保険料の払込免除	1549	第22条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	1555
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 管轄裁判所	1556
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1549	第24条 普通保険約款の規定の準用	1556
6 保険料の払込みについて		12 特則について	
第7条 特約の保険料の払込み	1550	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1556
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1550	第26条 主契約が更新される場合の特則	1556
7 失効、失効取消および復活について		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1557
第9条 特約の失効	1550	第28条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保 険（返戻金なし型）契約に付加する場合の 特則	1558
第10条 特約の失効取消	1550	第29条 特約の付加の申込みをした日が2020年10 月1日以前の場合の特則	1558
第11条 特約の復活	1550		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1551		
第13条 告知義務違反による解除	1551		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1551		
第15条 重大事由による解除	1552		
別表1 公的医療保険制度	1560		
別表2 先進医療	1560		
別表3 対象となる不慮の事故	1560		
別表4 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類	1561		

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2012.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	先進医療による療養に対する保障
給付金等の種類	(1) 先進医療給付金 (2) 先進医療見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・見舞金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*1を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする療養 (2) 公的医療保険制度（別表1★）における先進医療（別表2★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養*5	1回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*6と同額	主契約の入院給付金受取人
先進医療見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養*1を受けたとき	1回の療養につき、先進医療給付金の支払金額の10%相当額	

2. 給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱いします。

第2条 補足説明

*1 療養

次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
(2) 薬剤または治療材料の支給
(3) 処置、手術その他の治療

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表3★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度（別表1★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表3★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱いします。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

特約

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による療養を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けた場合 イ. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 エ. この特約の責任開始の時*2以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*4を発病したことなどにより、責任開始の時*2前を含めて初めてその療養が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第13条）があったときは、この限りではありません。
(2) 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養*10として受けたとき	一連の療養*10として受けた同一の先進医療による複数回の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養*10を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 （注）一連の療養*10として受けた先進医療の技術にかかる費用*6の総額を、本条の1. に定める先進医療の技術にかかる費用*6とします。
(3) 先進医療給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1560参照）、別表2（P.1560参照）、別表3（P.1560参照）

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金または見舞金を支払いません。

*5 先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

- 先進医療の技術にかかる費用*6が「0」となる療養
- 「先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準」において、歯科^Aのみで実施することが定められている先進医療による療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

*6 先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- 公的医療保険制度（別表1★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- 先進医療以外の評価療養のための費用
- 選定療養のための費用
- 食事療養のための費用
- 生活療養のための費用

*7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

*8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

*9 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

*10 一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）
先進医療給付金・先進医療見舞金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、先進医療給付金または先進医療見舞金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・見舞金の支払請求手続

1. 給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.1561参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

第3条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとしします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金または見舞金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 更新等について

第16条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除をいいます。

第16条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

- (1) 主契約が更新および終身変更されないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
- (4) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*2まで保険期間を短縮します。
(4) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(6) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。

第16条 補足説明

*2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

第17条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第16条（特約の更新）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更することができます。

- | |
|---|
| (1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと
(2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 主契約の保険期間が終身であること
(4) 特約変更日*1における被保険者の年齢が75歳であること |
|---|

2. 保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約と同一とします。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第5条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、変更前特約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

項 目	内 容
(4) 特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(4)の規定を準用します。

10 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金または見舞金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。
 - (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - (2) 医療技術または医療環境の変化*2

第22条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第18条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. ー(1)の方法を指定されたものとみなします。

第23条 管轄裁判所

この特約における給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*1を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*1まで保険期間を短縮します。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第25条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第26条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - (2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 本条の1. の場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

* 3 変更後特約

次のいずれかの特約をいいます。

- (1) 保険期間が終身の特約に変更された無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (2) 保険期間が10年または本条の1. の規定により10年未満となる特約に変更された無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

項 目	内 容
(3) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(2)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり変更することができます。この場合、本条の2. の(1)および(2)の規定を準用します。

- (1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、変更日*1に保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。
- (2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の会社の定める同種の特約に変更することができます。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする会社の定める同種の特約に変更することができます。

第28条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第2条（給付金・見舞金の支払い）の2. ー(4)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

- (1) 被保険者が死亡したとき

第29条 特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の場合の特則

1. この特則は、特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の特約（2020年10月2日以後に更新または変更される場合を含みます）に適用します。
2. この特則により、第6条および第27条の規定を次のとおり読み替えます。
 - (1) 第6条中、「主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。」とあるのを「主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。」と読み替えます。
 - (2) 第27条の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - (3) 第27条の3. を次のとおり読み替えます。

第28条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

第29条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)および(2)の規定を準用します。
3. 第16条（特約の更新）、第17条（保険期間が終身の特約への変更）および第26条（主契約が更新される場合の特則）の2. ー(2)は適用しません。

別表 1 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 2 先進医療

療養を受けた時点において、別表 1 の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表 3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表 1 によるものとします。

表 1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の 1. から 10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

- 1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
- 2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
- 3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- 4. 入浴中の溺水
- 5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
- 6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
- 7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- 8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
- 9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
- 10. 処刑

表 2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表 1 の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表4 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
先進医療給付金の支払い	(1) 先進医療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故（別表3）を原因とするときは、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
先進医療見舞金の支払い	(1) 先進医療見舞金支払請求書 (2) 会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療見舞金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療見舞金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故（別表3）を原因とするときは、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法 を認めることがあります。 (2) 給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることが あります。	

特
約

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

別
表

無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型） 目次

この特約の特色	1563	11 内容の変更について	
1 特約の型について		第18条 女性手術給付金額の減額	1570
第1条 特約の型	1563	12 解約等について	
2 保障の開始について		第19条 特約の解約	1570
第2条 特約の責任開始の時	1563	第20条 特約の消滅	1570
3 給付金の支払いについて		第21条 返戻金	1570
第3条 給付金の支払い	1563	13 給付金の受取人について	
第4条 免責事由	1565	第22条 会社への通知による給付金の受取人の変更	1571
4 給付金の支払請求手続について		第23条 遺言による給付金の受取人の変更	1571
第5条 給付金の支払請求手続	1566	14 その他	
5 女性応援給付金のすえ置き支払について		第24条 社員配当金	1571
第6条 女性応援給付金のすえ置き支払	1566	第25条 管轄裁判所	1571
6 保険料の払込免除について		第26条 普通保険約款の規定の準用	1571
第7条 特約の保険料の払込免除	1567	15 特則について	
7 保険期間および保険料払込期間について		第27条 特別条件を付ける場合の特則	1571
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	1567	第28条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1573
8 保険料の払込みにについて		第29条 主契約が更新される場合の特則	1573
第9条 特約の保険料の払込み	1567	第30条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1574
第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1567	第31条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1575
9 失効、失効取消および復活について			
第11条 特約の失効	1567		
第12条 特約の失効取消	1567		
第13条 特約の復活	1568		
10 告知義務と解除について			
第14条 告知義務	1568		
第15条 告知義務違反による解除	1568		
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	1569		
第17条 重大事由による解除	1569		
別表 1 女性特定部位	1576		
別表 2 乳房再建術、乳頭再建術および乳輪再建術	1576		
別表 3 給付金の支払請求に必要な書類	1576		
別表 4 特定部位および指定疾病一覧表	1576		
別表 5 感染症	1577		

無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2016.10.3 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定部位への所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 女性手術給付金 (2) 女性応援給付金（特約の型がⅡ型の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約または5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 特約の型について

第1条 特約の型

- 特約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この特約の付加の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金 \ 特約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
女性手術給付金	○	○
女性応援給付金	—	○

（注）○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

- 本条の1. により選択された特約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始の時

- この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

- 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。なお、給付金の支払いに関して

特約

無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

は、第1条（特約の型）の規定により選択された特約の型に定められている給付金の種類に限ります。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす手術を受けたとき (1) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術 (2) この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による女性特定部位（別表1★）に対する手術 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 子宮頸管ポリープ切除術 イ. 異常妊娠または異常分娩による手術	手術1回につき、 女性手術給付金額	主契約の入院給付金受取人
女性応援給付金	被保険者が、次のいずれかの「女性応援給付金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「女性応援給付金判定期間」中に女性手術給付金が支払われなかったとき 「女性応援給付金判定期間」 (1) この特約の保険期間*2中の主契約の契約成立日*3の5年ごとの応当日*4の前日を終期とする5年間 (2) この特約の保険期間*2中の最終の5年ごとと応当日*4から特約の保険期間*2満了の時までの期間*5 (注) 保険料払込期間が終身の特約の場合には、(2)は適用しません。	女性手術給付金額の 10%	保険契約者

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 女性手術給付金について

項 目	内 容
① 女性手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*6からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の締結の際*7に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特約の保険期間

この特約の保険期間が終身の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 3 主契約の契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この特約とともに主契約が更新されたときは、主契約の更新日とします。
- (2) この特約とともに主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。
- (3) 主契約の契約成立日後にこの特約が付加されたときは、特約の付加日とします。

* 4 主契約の契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 5 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時までの期間

保険期間*2が5年末満の場合には、主契約の契約成立日*3から保険期間*2満了の時までの期間とします。

* 6 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 7 この特約の締結の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 被保険者が、同時期に2種類以上の女性手術給付金の支払事由に該当する手術*8を受けたとき	いずれか1種類の手術*8についてののみ女性手術給付金を支払います。 (注) この規定は、主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する女性手術給付金の支払いに関しては適用しません。
④ 乳房再建術（別表2★）に対する女性手術給付金の支払限度	一乳房について1回とします。
⑤ 乳頭再建術および乳輪再建術（別表2★）に対する女性手術給付金の支払限度	乳頭再建術および乳輪再建術を合わせて、一乳房について1回とします。
⑥ 被保険者が、女性手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するとき	主契約に定める同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき女性手術給付金を支払い、同一の手術期間中は1回の給付を限度とします。

(2) 女性応援給付金について

項 目	内 容
女性応援給付金が支払われた後に、その「女性応援給付金判定期間」中に支払事由が生じた手術に対する女性手術給付金が支払われるとき	女性手術給付金から女性応援給付金を差し引いて支払います。

★別表1（P.1576参照）、別表2（P.1576参照）

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、女性手術給付金を支払いません。

第3条 補足説明

*8 手術

主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

	免責事由（支払事由が生じても女性手術給付金を支払わない場合）
女性手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって女性手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、女性手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2. の規定にかかわらず、女性手術給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の手術給付金の請求があったときは、その受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表3（P.1576参照）

5 女性応援給付金のすえ置き支払について

第6条 女性応援給付金のすえ置き支払

- 女性応援給付金の支払事由（第3条）が生じた日以後、会社は、女性応援給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
- すえ置いた女性応援給付金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 主契約の死亡給付金を支払うとき	死亡給付金の受取人に支払います。
(2) 主契約の死亡給付金の支払以外により主契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

6 保険料の払込免除について

第7条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

7 保険期間および保険料払込期間について

第8条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

8 保険料の払込みについて

第9条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
 - (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

9 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込む

第12条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

ことを必要とします。

2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めるときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

10 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第13条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第13条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通

第12条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第13条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第17条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第18条 女性手術給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって女性手術給付金額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後の女性手術給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性手術給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第19条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性手術給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

12 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することが出来ます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第21条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

13 給付金の受取人について

第22条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、女性手術給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、女性手術給付金の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、女性手術給付金の受取人を変更することはできません。なお、女性応援給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の女性手術給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の女性手術給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第23条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第22条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、女性手術給付金の受取人を変更することができます。ただし、女性手術給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、女性手術給付金の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、女性手術給付金の受取人を変更することはできません。なお、女性応援給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の女性手術給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による女性手術給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

14 その他

第24条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第25条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第27条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

第27条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

(2) 給付金の削減支払

- ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が女性手術給付金の支払事由（第3条）に該当した場合で、女性手術給付金を支払うべきときは、女性手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、女性手術給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表4★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が手術を受けたときは、これに対応する女性手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表5★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第29条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第29条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第29条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第30条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第30条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第30条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.1576参照）、別表5（P.1577参照）

第28条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第29条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性手術給付金額	更新前特約の保険期間満了日の女性手術給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性手術給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第7条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第27条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

第28条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の女性手術給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の女性手術給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性手術給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性手術給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性手術給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第7条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更前特約にすえ置かれた女性応援給付金があるときは、第6条（女性応援給付金のすえ置き支払）の2. の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑥ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第30条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の女性入院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の女性手術給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に女性手術給付金が支払われるべきときは、第3条（給付金の支払い）の2. ー(1)－①を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
女性手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性手術給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、第6条（女性応援給付金のすえ置き支払）の2. の規定にかかわらず、すえ置かれた女性応援給付金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第31条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特
約

無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1 女性特定部位

乳房、子宮、卵巣、卵管、甲状腺および上皮小体（副甲状腺）をいいます。

別表2 乳房再建術、乳頭再建術および乳輪再建術

手術名	手術の定義
1. 乳房再建術	特約の責任開始の時(第2条)以後の乳房(乳頭・乳輪は含みません。)に対する手術により喪失された乳房(乳頭・乳輪は含みません。)の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする観血手術をいい、名称の如何を問いません。なお、乳房(乳頭・乳輪は含みません。)に対する「組織拡張器による再建術」は乳房再建術として取り扱います。
2. 乳頭再建術および乳輪再建術	特約の責任開始の時(第2条)以後の乳房に対する手術により喪失された乳頭または乳輪の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする観血手術をいい、名称の如何を問いません。

別表3 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 女性手術給付金の支払い	(1) 女性手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 女性手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 女性応援給付金の支払い	(1) 女性応援給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 女性応援給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 女性応援給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表4 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術とともに空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。）

特定部位および指定疾病

26. 左下肢（左股関節部を含む。）
27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰囊ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28. 鎖骨
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32. 食道
42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43. 上顎骨・下顎骨・顎関節
44. 甲状腺・副甲状腺
45. 食道・胃・十二指腸
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49. 脾臓
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道
51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1579	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 通院給付金日額の減額	1587
第1条 特約の責任開始の時	1579	10 解約等について	
2 給付金等の支払いについて		第17条 特約の解約	1587
第2条 給付金・一時金の支払い	1579	第18条 特約の消滅	1587
第3条 免責事由	1583	第19条 返戻金	1587
3 給付金等の支払請求手続について		11 その他	
第4条 給付金・一時金の支払請求手続	1583	第20条 社員配当金	1587
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	1588
第5条 特約の保険料の払込免除	1583	第22条 普通保険約款の規定の準用	1588
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1584	第23条 特別条件を付ける場合の特則	1588
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	1589
第7条 特約の保険料の払込み	1584	第25条 主契約が更新される場合の特則	1589
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	1584	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	1590
7 失効、失効取消および復活について		第27条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし 型）（2010）契約等に付加する場合の特則	1591
第9条 特約の失効	1584		
第10条 特約の失効取消	1584		
第11条 特約の復活	1585		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1585		
第13条 告知義務違反による解除	1585		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1586		
第15条 重大事由による解除	1586		
別表1 対象となる不慮の事故	1593		
別表2 給付金または一時金の支払請求に必要な書類	1594		
別表3 特定部位および指定疾病一覧表	1595		
別表4 感染症	1596		

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2018.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	通院に対する保障
給付金の種類	(1) 通院給付金 (2) 通院一時金 (3) 通院手術一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険契約（返戻金なし型）（2010）または5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因として主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院 (2) 病院または診療所*5への通院 (3) (1)に定める入院の退院日*6の翌日以後180日の期間（以下「通院期間*7」といいます。）内における通院	1回の入院の通院につき、 （通院給付金日額） × （通院日数）	主契約の入院給付金受取人
通院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に通院給付金が支払われる通院*1を開始したとき	1回の通院期間*7につき、 （通院給付金日額）× 5	
通院手術一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術を入院中以外に受けたとき	手術1回につき、 （通院給付金日額）× 5	

2. 給付金または一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 通院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*9に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日を含む通院期間中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

第2条 補足説明

* 1 通院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5において、医師^Aによる治療^Bを入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、平常の生活もしくはは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 傷害

特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁

項 目	内 容
③ 被保険者が、この特約の保険期間中に本条の1. - (1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約またはこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
④ 通院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院の通院* ¹⁰ について、45日とします。 イ. 通算して1,095日とします。
⑤ 被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院の開始時に、異なる傷害* ³ または疾病* ⁴ を併発していたとき	その異なる傷害* ³ または疾病* ⁴ について、入院の必要性がある場合* ¹¹ には、その異なる傷害* ³ または疾病* ⁴ の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。
⑥ 被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院中に、異なる傷害* ³ または疾病* ⁴ を併発したとき	
⑦ 被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
⑧ 被保険者が、同一の日に2回以上の通院をしたとき	1回の通院をしたものとみなします。この場合、2つ以上の原因により通院したときは、最も早く生じた通院の原因* ¹² により通院したものとして取り扱います。
⑨ 被保険者が、2つ以上の事由の治療を目的とする1回の通院をしたとき	
⑩ 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第16条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
⑪ 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⑫ 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 通院一時金について

項 目	内 容
① 通院一時金の支払限度	ア. 1回の通院期間* ⁷ について1回とします。 イ. 通算して30回とします。

告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 退院日

被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院^Aの退院日を本条の1. - (3)の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

* 7 通院期間

被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても通院期間とみなし、それらの通院期間と最終の入院^Aの退院日*⁶の翌日以後180日の期間を1回の通院期間とします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

項 目	内 容
② 通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(3) 通院手術一時金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ⁴ によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁸ からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の付加の際* ⁹ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ⁴ によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ⁴ によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術* ¹³ を入院中以外に受けたとき	いずれか1種類の手術* ¹³ について通院手術一時金を支払います。 （注） この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する通院手術一時金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、通院手術一時金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するとき	ア. 主契約に定める同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1. の規定に基づき通院手術一時金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。

*** 8 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

*** 9 この特約の付加の際**

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

*** 10 1回の入院の通院**

主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

*** 11 入院の必要性がある場合**

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*⁵に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限りです。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*** 12 最も早く生じた通院の原因**

本条の1. -(1)に規定する入院を開始した日に原因が生じたものとして判定します。

*** 13 手術**

主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項 目	内 容
④ 通院手術一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院手術一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院手術一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.1593参照)

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金、通院一時金または通院手術一時金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても通院給付金を支払わない場合）
通院給付金・通院一時金・通院手術一時金	支払事由が次のいずれかによるとき - 保険契約者の故意または重大な過失 - 被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） - 地震、噴火または津波 - 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金等の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・一時金の支払請求手続

- 給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.1594参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

*2 通院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 通院給付金
- 通院一時金
- 通院手術一時金

特約

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払い

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

ません。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金、一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金、一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

特
約

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金、一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金、一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金、一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における給付金、一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 通院給付金等の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金または一時金の支払事由（第2条）に該当し、給付金または一時金を支払うべきときは、通院日各日について給付金日額または一時金額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、給付金または一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が通院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する給付金または一時金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金または一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。

第23条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金または一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金または一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3（P.1595参照）、別表4（P.1596参照）

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。

第23条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金または一時金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の通院給付金日額について、更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。

第26条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院保障特約（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金または一時金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の通院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約または5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）(2011)契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院給付金が支払われるべきときは、第2条（給付金・一時金の支払い）の2. -(1)－⑫を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑫ 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院一時金が支払われるべきときは、第2条（給付金・一時金の支払い）の2. -(2)－②を次のとおり読み替えます。

第27条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
② 通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院手術一時金が支払われるべきときは、第2条（給付金・一時金の支払い）の2. -(3)-④を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
④ 通院手術一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院手術一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院手術一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第18条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 被保険者が死亡したとき

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 給付金または一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
通院給付金の支払い	(1) 通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故(別表1)を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
通院一時金の支払い	(1) 通院一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故(別表1)を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
通院手術一時金の支払い	(1) 通院手術一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 通院手術一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院手術一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金または一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

特約

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1598	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第14条 告知義務	1605
第1条 特約の保険期間開始の時	1598	第15条 告知義務違反による解除	1605
第2条 特約の責任開始の時	1598	第16条 告知義務違反による解除ができないとき	1606
2 一時金の支払いについて		第17条 重大事由による解除	1606
第3条 7大疾病一時金の支払い	1598	10 内容の変更について	
3 7大疾病一時金の支払請求手続について		第18条 7大疾病一時金額の減額	1607
第4条 7大疾病一時金の支払請求手続	1602	11 解約等について	
4 保険料の払込免除について		第19条 特約の解約	1607
第5条 特約の保険料の払込免除	1602	第20条 特約の消滅	1607
5 保険期間および保険料払込期間について		第21条 返戻金	1607
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1602	12 その他	
6 保険料の払込みにについて		第22条 社員配当金	1608
第7条 特約の保険料の払込み	1602	第23条 管轄裁判所	1608
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1603	第24条 普通保険約款の規定の準用	1608
7 失効、失効取消および復活について		13 特則について	
第9条 特約の失効	1603	第25条 特別条件を付ける場合の特則	1608
第10条 特約の失効取消	1603	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1609
第11条 特約の復活	1603	第27条 主契約が更新される場合の特則	1609
8 無効について		第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1610
第12条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効	1604	第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則	1610
第13条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い	1604	第30条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	1611
別表1 1. 7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	1612		
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	1612		
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	1612		
4. 新生物の形態の性状コード	1612		
別表2 1. 7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」	1613		
2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義	1614		
別表3 入院日数が1日以上入院	1614		
別表4 1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての7大疾病一時金の支払対象となる手術	1614		
2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病一時金の支払対象となる手術	1614		
3. 糖尿病性壊疽についての7大疾病一時金の支払対象となる切断術	1614		
別表5 7大疾病一時金の支払請求に必要な書類	1614		
別表6 同一種類の臓器	1615		

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2019.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	7大疾病による所定の入院・状態・手術に対する保障
給付金の種類	7大疾病一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約または無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の保険期間開始の時

1. この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 特約の責任開始の時

この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする7大疾病一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第1条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 別表2★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病一時金（以下「がん給付以外の給付」といいます。）	保険期間開始の時*2（第1条）

★別表1（P.1612参照）、別表2（P.1613参照）

2 一時金の支払いについて

第3条 7大疾病一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、7大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して7大疾病一時金をその受取人に支払います。

第2条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

	支払事由（7大疾病一時金を支払う場合）	金 額	受取人
7大疾病一時金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) がん この特約の「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき		
	(2) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症または狭心症 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表2★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表2★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ③ 狭心症（別表2★）（以下「狭心症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき	7大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人
	(3) 脳卒中または脳動脈瘤 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表2★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表2★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
	(4) 慢性腎不全 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、慢性腎不全（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5（別表2★）（以下「慢性腎臓病」といいます。）と医師によって診断されたとき ② その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき		

第3条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

	支払事由（7大疾病一時金を支払う場合）	金 額	受取人
7大疾病一時金	(5) 肝硬変 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、肝硬変（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 肝硬変（別表2★）と医師によって診断されたとき ② その疾病により生じた食道静脈瘤もしくは胃静脈瘤（別表2★）（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ③ その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき	7大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人
	(6) 糖尿病 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、糖尿病（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 糖尿病性網膜症（別表2★）と医師によって診断されたとき ② その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽（別表2★）（以下「糖尿病合併症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
	(7) 高血圧性疾患 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた大動脈瘤（別表2★）もしくは解離性大動脈瘤（別表2★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき ② その疾病により生じた大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき ③ その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		

2. 7大疾病一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
① 被保険者が、その他の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
② 被保険者が、同時に7大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病一時金を重複しては支払いません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*3の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 以下の支払事由に該当した場合の7大疾病一時金の支払限度 ア. 医師の診断による慢性腎臓病 イ. 医師の診断による肝硬変 ウ. 医師の診断による糖尿病性網膜症 エ. 医師の診断による大動脈瘤等 オ. 拡張型心筋症	保険期間を通じてそれぞれ1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*3と診断確定されたものとみなして、7大疾病一時金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*3の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*3と診断確定されたものとみなして、7大疾病一時金を支払います。
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	この特約の付加の際*4に会社の承諾した範囲内で7大疾病一時金を支払います。ただし、告知義務違反(第15条)があったときは、この限りではありません。

第3条 補足説明

*3 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

*4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7 大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき7 大疾病一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表 1 (P.1612 参照)、別表 2 (P.1613 参照)、別表 3 (P.1614 参照)、別表 4 (P.1614 参照)

3 7 大疾病一時金の支払請求手続について

第 4 条 7 大疾病一時金の支払請求手続

1. 7 大疾病一時金の支払事由（第 3 条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 7 大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表 5 ★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の 2. の規定にかかわらず、7 大疾病一時金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったときは、7 大疾病一時金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表 5 (P.1614 参照)

4 保険料の払込免除について

第 5 条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第 6 条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第 7 条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第 6 条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとしします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
 (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

- 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
- 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
- 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたとき	7大疾病一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 無効について

第12条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第14条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前のがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前のがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第19条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第20条（特約の消滅）の規定は適用しません。

第13条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第12条（この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この特約を無効としません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者が、この特約の締結の際の告知（第14条）の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1前のがんと診断確定されていたとき (2) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき |
|---|

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3条（7大疾病一時金の支払い）に規定する7大疾病一時金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前のがんと診断確定されることがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。 (2) 第3条（7大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、7大疾病一時金を支払いません。 (3) 第3条（7大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、この特約の締結の際の告知の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表6★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも7大疾病一時金を支払いません。 |
|--|

第12条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みません。

第13条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 がん不担保期間

この特約の保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの特約が更新（第27条）されるとき、または保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更（第28条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の2. - (2)の特別取扱い	① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間 ^{*2} が満了しているとき 更新後特約または変更後特約 ^{*3} には本条の2. - (2)の特別取扱いは適用されません。 ② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間 ^{*2} が満了していないとき 更新後特約または変更後特約 ^{*3} に残余のがん不担保期間 ^{*2} が引き継がれ、本条の2. - (2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. - (3)の特別取扱い	更新後特約または変更後特約 ^{*3} には本条の2. - (3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。
5. 保険契約者から主契約の「がん給付」の責任開始の時^{*4}前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったときは、この特約の「がん給付」の責任開始の時^{*1}前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったものとみなします。

★別表6（P.1615参照）

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに7大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、7大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、7大疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

第13条 補足説明

* 3 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 4 主契約の「がん給付」の責任開始の時

普通保険約款の規定により、「がん給付」について会社がこの主契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、7大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その7大

第16条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の保険期間開始の日

第1条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第17条 補足説明

* 1 一時金

この特約の7大疾病一時金または保険料の払込免除をいいます。

疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに7大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条(告知義務違反による解除)の4.の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第18条 7大疾病一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって7大疾病一時金額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後の7大疾病一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 7大疾病一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第19条)されたものとして取り扱います。
- (2) 7大疾病一時金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することが出来ます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.56参照)。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 次の①および②のうち1つ以上に該当した場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内に7大疾病一時金が支払われたとき
 - ① 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合
 - ② 第25条(特別条件を付ける場合の特則)の2.(2)および(3)に定めるこの特約の更新または終身変更が取扱われない場合

第21条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第22条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第23条 管轄裁判所

この特約における7大疾病一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

- この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 7大疾病一時金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が7大疾病一時金の支払事由（第3条）に該当し、7大疾病一時金を支払うべきときは、7大疾病一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
 - この特約の更新（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 7大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた7大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

- 保険期間が終身の特約への変更（第28条）について、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 7大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた7大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

第1条（特約の保険期間開始の時）および第2条（特約の責任開始の時）の規定を準用します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の7大疾病一時金額	更新前特約の保険期間満了日の7大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の7大疾病一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 7大疾病一時金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の7大疾病一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の7大疾病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の7大疾病一時金額	変更前特約の保険期間満了日*3の7大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の7大疾病一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 7大疾病一時金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の7大疾病一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の7大疾病一時金額と同額とした場合には、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 第1条の1. -(1)中、「主契約の保険期間開始の時」とあるのを「主契約の責任開始の時」と読み替えます。
- 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に7大疾病一時金が支払われるべきときは、第3条（7大疾病一時金の支払い）の2. ⑨を次のとおり読み替えま

第28条 補足説明***1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

***2 変更後特約**

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

***3 保険期間満了日**

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第29条 補足説明***1 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等**

次の(1)または(2)をいいます。

- 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- 5年ごと利差配当付医療保険 L（返戻金なし型）（2011）契約

***2 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

す。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき 7 大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき 7 大疾病一時金を被指定契約*2の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第30条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に 7 大疾病一時金が支払われるべきときは、第 3 条（7 大疾病一時金の支払い）の 2. ⑨を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき 7 大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき 7 大疾病一時金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第30条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特
約

無配当 7 大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1

1. 7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の その他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2

1. 7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1)	狭心症 虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 狭心症 アテローム硬化性心血管疾患と記載されたもの アテローム硬化性心疾患 陳旧性心筋梗塞 無痛性心筋虚血 その他の型の慢性虚血性心疾患 慢性虚血性心疾患、詳細不明	I 20 I 25.0 I 25.1 I 25.2 I 25.6 I 25.8 I 25.9
	急性心筋梗塞 虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	拡張型心筋症 心筋症（I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2)	脳卒中 脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤 その他の脳血管疾患（I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性 頸動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。） その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。） 椎骨動脈の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	I 67.0 I 67.1 I 72.0 I 72.5 I 72.6
(3)	慢性腎不全 高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎臓病	I 12.0 N18
	慢性腎臓病 慢性腎臓病、ステージ4 慢性腎臓病、ステージ5	N18.4 N18.5
(4)	肝硬変 アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他および詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤 食道静脈瘤	I 85
	胃静脈瘤 その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5)	糖尿病 糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症 糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの（網膜または硝子体に限る。）	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽 糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患 高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤 大動脈瘤および解離	I 71

特約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別

表

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表3 入院日数が1日以上入院

次の1. から3. のすべてを満たすことを必要とします。

1. 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3－2.）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

2. 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

3. 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

別表4

1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての7大疾病一時金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病一時金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
3. 糖尿病性壊疽についての7大疾病一時金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 7大疾病一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
7大疾病一時金の支払い	(1) 7大疾病一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表6 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29. および32. ～ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巢・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髓・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29. および32. ～ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別
表

無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1617	9 告知義務と解除について	
1 用語の意義について		第13条 告知義務	1623
第1条 用語の意義	1617	第14条 告知義務違反による解除	1623
2 保障の開始について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1623
第2条 特約の責任開始の時	1617	第16条 重大事由による解除	1624
3 給付金等の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 給付金・一時金の支払い	1618	第17条 通院給付金日額の減額	1624
第4条 免責事由	1620	11 解約等について	
4 給付金等の支払請求手続について		第18条 特約の解約	1625
第5条 給付金・一時金の支払請求手続	1621	第19条 特約の消滅	1625
5 保険料の払込免除について		第20条 返戻金	1625
第6条 特約の保険料の払込免除	1621	12 その他	
6 保険期間および保険料払込期間について		第21条 社員配当金	1625
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1621	第22条 管轄裁判所	1625
7 保険料の払込みにについて		第23条 普通保険約款の規定の準用	1625
第8条 特約の保険料の払込み	1622	13 特則について	
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1622	第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1625
8 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約が更新される場合の特則	1626
第10条 特約の失効	1622	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1626
第11条 特約の失効取消	1622	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1627
第12条 特約の復活	1622		
別表1 対象となる不慮の事故	1628		
別表2 給付金または一時金の支払請求に必要な書類	1628		

無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2020.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	通院に対する保障
給付金の種類	(1) 通院給付金 (2) 通院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険契約（返戻金なし型）（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用 語	意 義
特約の付加日	次のいずれかの日をいいます。 (1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合は、主契約の契約成立日。 (2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合は、この特約の責任開始の時以後はじめて到来する主契約の契約成立日の応当日（月単位）。
特約の付加日の応当日（年単位）	この特約の保険期間中にむかえる毎年の特約の付加日に対応する日をいいます。
保険年度	第2条の2. に規定する特約の責任開始の日から特約の付加日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、特約の付加日の応当日（年単位）ごとに1年を加えて計算します。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

- 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

特
約

無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

3 給付金等の支払いについて

第3条 給付金・一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

支払事由（給付金等を支払う場合）		金 額		受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因として主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院 (2) 病院または診療所*5への通院 (3) (1)に定める入院の退院日*6の翌日以後180日の期間（以下「通院期間*7」といいます。）内における通院	通院給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、通院給付金の金額は、1回の入院の通院につき、次のとおりとします。		主契約の入院給付金受取人
	第1保険年度 (通院給付金日額) × (通院日数) × 50% ただし、責任開始の時*2以後に生じた傷害*3を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	第2保険年度以後 (通院給付金日額) × (通院日数)		
通院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に通院給付金が支払われる通院*1を開始したとき	通院一時金の支払事由が生じた保険年度に応じ、通院一時金の金額は、1回の通院期間につき、次のとおりとします。		
	第1保険年度 (通院給付金日額) × 5 × 50% ただし、責任開始の時*2以後に生じた傷害*3を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	第2保険年度以後 (通院給付金日額) × 5		

第3条 補足説明

*1 通院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5において、医師^Aによる治療^Bを入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱いいます。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁

2. 給付金または一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
通院給付金または通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金または通院一時金がある場合で、その支払い前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金または通院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 通院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*9に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*2以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*4を発病したことなどにより、責任開始の時*2前を含めて初めてその入院が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第14条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日を含む通院期間中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
③ 被保険者が、この特約の保険期間中に本条の1. -(1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約またはこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
④ 通院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院の通院*10について、45日とします。 イ. 通算して1,095日とします。

告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 退院日

被保険者が、本条の1. -(1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院^Aの退院日を本条の1. -(3)の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

* 7 通院期間

被保険者が、本条の1. -(1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても通院期間とみなし、それらの通院期間と最終の入院^Aの退院日*6の翌日以後180日の期間を1回の通院期間とします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

項 目	内 容
⑤ 被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院の開始時に、異なる傷害*3または疾病*4を併発していたとき	その異なる傷害*3または疾病*4について、入院の必要性がある場合*11には、その異なる傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。 なお、第1保険年度中は次のとおり取り扱います。
⑥ 被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院中に、異なる傷害*3または疾病*4を併発したとき	ア. 傷害*3による入院の必要性があり、その傷害*3の治療を直接の目的とする通院日に対する通院給付金の支払金額については、50%の削減を行いません。 イ. 疾病*4による入院の必要性があり、その疾病*4の治療を直接の目的とする通院日に対する通院給付金の支払金額については、50%の削減を行います。
⑦ 被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
⑧ 被保険者が、同一の日に2回以上の通院をしたとき	1回の通院をしたものとみなします。この場合、2つ以上の原因により通院したときは、最も早く生じた通院の原因*12により通院したものとして取り扱います。
⑨ 被保険者が、2つ以上の事由の治療を目的とする1回の通院をしたとき	
⑩ 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第17条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
⑪ 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⑫ 被保険者が、第1保険年度中に通院給付金の支払事由に定める通院を開始した場合で、その通院が第2保険年度以後も継続したとき	第2保険年度以後の通院日に対する通院給付金の支払については、50%の削減を行いません。

(3) 通院一時金について

項 目	内 容
通院一時金の支払限度	ア. 1回の通院期間*7について1回とします。 イ. 通算して30回とします。

★別表1 (P.1628参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金または通院一時金を支払いません。

* 8 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 9 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 10 1回の入院の通院

主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

* 11 入院の必要性がある場合

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限りま。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 12 最も早く生じた通院の原因

本条の1. - (1)に規定する入院を開始した日に原因が生じたものとして判定します。

免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）	
通院給付金・通院一時金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金等の支払請求手続について

第5条 給付金・一時金の支払請求手続

- 給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.1628参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

第4条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

*2 通院給付金等

次の(1)および(2)をいいます。

- 通院給付金
- 通院一時金

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとしします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金、一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による通院給付金の支払日数が通算して1,095日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金、一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加し

て締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金または一時金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の通院給付金日額について、更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金または一時金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の通院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院給付金または通院一時金が支払われるべきときは、第3条2. -(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
通院給付金または通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金または通院一時金がある場合で、その支払い前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院給付金または通院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 給付金または一時金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
通院給付金の支払い	(1) 通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
通院一時金の支払い	(1) 通院一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金または一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1630	9 告知義務と解除について	
1 用語の意義について		第13条 告知義務	1637
第1条 用語の意義	1630	第14条 告知義務違反による解除	1637
2 保障の開始について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1637
第2条 特約の責任開始の時	1630	第16条 重大事由による解除	1638
3 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 給付金の支払い	1631	第17条 特約基準給付金額の減額	1638
第4条 免責事由	1634	11 解約等について	
4 給付金の支払請求手続について		第18条 特約の解約	1639
第5条 給付金の支払請求手続	1635	第19条 特約の消滅	1639
5 保険料の払込免除について		第20条 返戻金	1639
第6条 特約の保険料の払込免除	1635	12 その他	
6 保険期間および保険料払込期間について		第21条 社員配当金	1639
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1635	第22条 管轄裁判所	1639
7 保険料の払込みにについて		第23条 普通保険約款の規定の準用	1639
第8条 特約の保険料の払込み	1636	13 特則について	
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1636	第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1639
8 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約が更新される場合の特則	1640
第10条 特約の失効	1636	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1640
第11条 特約の失効取消	1636	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1641
第12条 特約の復活	1636		
別表1 手術加算給付金の支払対象となる「手術」	1642		
別表2 対象となる不慮の事故	1642		
別表3 病院または診療所	1642		
別表4 入院	1643		
別表5 公的医療保険制度	1643		
別表6 医科診療報酬点数表	1643		
別表7 歯科診療報酬点数表	1643		
別表8 先進医療	1643		
別表9 非電離放射線の定義	1643		
別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	1643		
別表11 給付金の支払請求に必要な書類	1644		

無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2020.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	入院中の所定の手術・放射線治療に対する保障
給付金の種類	(1) 手術加算給付金 (2) 放射線治療加算給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
特約の付加日	次のいずれかの日をいいます。 (1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合は、主契約の契約成立日。 (2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合は、この特約の責任開始の時以後はじめて到来する主契約の契約成立日の応当日（月単位）。
特約の付加日の応当日（年単位）	この特約の保険期間中にむかえる毎年の特約の付加日に対応する日をいいます。
保険年度	第2条の2. に規定する特約の責任開始の日から特約の付加日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、特約の付加日の応当日（年単位）ごとに1年を加えて計算します。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額	受取人				
手術加算給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表1★）を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表3★）における手術 (4) 入院日数が1日*4以上の入院（別表4★）中に受けた手術 (5) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表5★）に基づく医科診療報酬点数表（別表6★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表8★）に該当する手術*6	<table><tr><th>第1保険年度</th><th>第2保険年度以後</th></tr><tr><td>(特約基準給付金額) × 50%</td><td>(特約基準給付金額)</td></tr></table> ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。	第1保険年度	第2保険年度以後	(特約基準給付金額) × 50%	(特約基準給付金額)	主契約の入院給付金受取人
	第1保険年度	第2保険年度以後					
(特約基準給付金額) × 50%	(特約基準給付金額)						
(注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療（別表8★）に該当する手術*6は、本条の2. -(2)-③および④の規定により、14日（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日）に1回の給付を限度とします。							

手術加算給付金

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

^A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*5 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

*6 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

特約

無配「引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）」

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額		受取人
放射線治療加算給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき	放射線治療加算給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、放射線治療加算給付金の金額は、放射線治療1回につき、次のとおりとします。		
	(1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為			
	(2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為			
(3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為				主契約の入院給付金受取人
(4) 次のいずれかに該当する診療行為				
① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7				
② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為				
(注) 本条の2. -(3)-②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。				

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
手術加算給付金または放射線治療加算給付金の支払事由が生じ、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

*7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

(2) 手術加算給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の締結の際*9に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 エ. この特約の責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、この特約の責任開始の時*1前を含めて初めてその手術が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第13条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術加算給付金の支払事由に該当する手術*10を受けたとき	いずれか1種類の手術*10についてのみ手術加算給付金を支払います。 （注） この規定は医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療（別表8★）に該当する手術*6に対する手術加算給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、手術加算給付金の支払事由(5)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*11に該当するとき	ア. 一連の手術*11のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*11を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*11を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき手術加算給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。
④ 被保険者が、同一の先進医療（別表8★）に該当する手術*6を複数回受けたとき	それらの手術については、一連の手術*11とみなして③の規定を適用します。

第3条 補足説明

* 8 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 9 この特約の締結の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 10 手術

主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

* 11 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2. -(2)-③および④において「一連の手術」といいます。

(3) 放射線給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この特約の締結の際*9に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. この特約責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、この特約の責任開始の時*1前を含めて初めてその放射線治療が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第14条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

★別表1（P.1642参照）、別表2（P.1642参照）、別表3（P.1642参照）、別表4（P.1643参照）、別表5（P.1643参照）、別表6（P.1643参照）、別表7（P.1643参照）、別表8（P.1643参照）、別表9（P.1643参照）、別表10（P.1643参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
手術加算給付金・放射線治療加算給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の給付金の請求があったときは、その受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表11（P.1644参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保

第4条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとして扱います。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

時に復活*1の申込みがあったものとしします。

2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活(第12条)の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。)で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第6条)の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活(第12条)にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第6条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条(告知義務違反による解除)の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活(第12条)の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第6条)が生じないで、その期間を経過したとき

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第2条(特約の責任開始の時)に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 特約基準給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって特約基準給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約基準給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約基準給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約基準給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこ

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

の特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約基準給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約基準給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の特約基準給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の特約基準給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特約基準給付金額を変更することができます。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条・第4条)、保険料の払込免除(第6条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第9条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の女性入院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に手術加算給付金または放射線治療加算給付金が支払われるべきときは、第3条(給付金の支払い)の2.－(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
手術加算給付金または放射線治療加算給付金の支払事由が生じ、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 手術加算給付金の支払対象となる「手術」

手術加算給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術加算給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）で手術料が算定される場合には、手術加算給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

- | |
|--|
| 次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none">・交通事故・火災・転倒・墜落・海・川での溺水・落雷・感電 |
|--|

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院には該当しません。

- | |
|--|
| (1) 美容整形のための入院
(2) 正常分娩のための入院
(3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院 |
|--|

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。ただし、平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、医科診療報酬点数表（別表6）に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療は除きます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 非電離放射線の定義

非電離放射線とは、物質を電離する能力をもたない電磁波（マイクロ波、ラジオ波、可視光線など）および超音波をいいます。

別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療加算給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- | |
|--|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
(2) 検査（エックス線診断など）
(3) 血液照射
(4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
(5) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |
|--|

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療加算給付金の支払対象となる診療行為に該当します

別表11 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 手術加算給付金の支払い	(1) 手術加算給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術加算給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術加算給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 放射線治療加算給付金の支払い	(1) 放射線治療加算給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3) 放射線治療加算給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 放射線治療加算給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

団体特約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

1. この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。

- (1) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率A
- (2) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、普通保険料率。ただし、月払契約*1の保険料率については団体保険料率Bとします。

2. 団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、本条の1. に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。
3. 本条の1. -(1)の団体保険料率Aの適用を受けている場合でも、本条の1. に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、本条の1. -(2)の保険料率を適用します。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

特約

団体特約

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、それぞれの保険料率に応じて会社の定める率により割り引きます。

第7条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第8条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに一括して団体代表者を通じて保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に団体との取決めがあるときは、その方法によります。

第9条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第10条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第3条 補足説明

* 1 月払契約

普通保険約款の規定により保険料の予納が行われる場合を除きます。

第8条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第14条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第8条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第15条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第8条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第16条 第1回保険料から団体代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から団体代表者を經由して払い込むときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

 1. 第1回保険料*1は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
 2. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 3. 本条の2. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第16条 補足説明

- *1 第1回保険料
第1回保険料相当額を含みます。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。

4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(4)を次のとおり読み替えます。
 - (4) 第2保険期間が開始するとき

第18条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第19条 退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約を付加することができます。

第18条 補足説明

*** 1 無配当総合医療保険契約等**
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

集 団 特 約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、集団保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. - (2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. - (1)から(5)までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第13条 第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から集団代表者を經由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収

第13条 補足説明

* 1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第14条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いはい行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第15条 家族特約が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特約が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第16条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。
第2条（契約成立日）
 1. この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。
第4条（保険料の払込み）
 1. 保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (3) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。
第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。
- (4) 第13条（第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第15条 補足説明

* 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

第16条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

第17条 責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合には、第14条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第16条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

事業保険特約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と事業保険協約を締結した事業団体であること
- (2) 被保険者は、その団体に所属する者であること
- (3) 被保険者の数が20名以上あること。ただし、被保険者の人数の計算にあたっては、その団体に所属する者との間に団体特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する事業保険の被保険者と団体特約付保険契約の保険契約者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、被保険者別に個々の保険料領収証を発行せず、一括領収証を発行します。

第4条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第5条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第6条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に保険契約者との取決めがあるときは、その方法によります。

第7条 特約の失効

この特約が付加された保険契約が次のいずれかに該当したときは、その保険契約については、この特約は効力を失います。

- (1) 保険料が猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 被保険者が団体を脱退したとき
- (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第8条 特約の解除

この特約を解除して、引き続き保険契約を継続させようとするときは、会社の承諾を得て団体特約の取扱いを受けるか、または第7条（特約の失効）に準じて個々の年払、半年払または月払契約とすることができます。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第6条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第6条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第6条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。
3. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
4. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(3)を次のとおり読み替えます。
(3) 第2保険期間が開始するとき

第14条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第14条 補足説明

- * 1 無配当総合医療保険契約等**
次の(1)から(4)をいいます。
- (1) 無配当総合医療保険契約
 - (2) 無配当新総合医療保険契約
 - (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
 - (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

保険料口座振替特約

(実施 1983.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

2. 本条の1. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第9条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

第11条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
- (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (3) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更の際し、その変更手続きが行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (4) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (5) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(5)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条 第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めた日（第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の場合、会社は、第1回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日*2となる場合には、第2条（契約成立日）の1. の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。
5. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
6. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日に第1回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第1回保険料*1を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第4条（保険料の払込み）の3. の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料*1を払い込んだ時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

*2 責任開始の日

次の(1)から(7)の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1. の規定は適用しません。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(5)を次のとおり読み替えます。
 - (5) 第2保険期間が開始するとき

第18条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定口座が同一であること

第18条 補足説明

* 1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

* 2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があったときは、以後、本条の1. -(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の3. を次のとおり読み替えます。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約*3の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- (4) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約*1の2か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約*1の2か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約*1の1か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約*1の1か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

第19条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*3および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料*3の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第18条 補足説明

* 3 2件以上の保険契約

第18条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

第19条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 3 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料*3の口座振替を行います。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

(4) 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

特別条件特約目次

第1条	特約の付加……………	1663	第10条	指定契約にこの特約を付加する場合の特則……	1667
第2条	特別条件……………	1663	第11条	5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則……………	1667
第3条	この特約を付加した保険契約および特約の 取扱い……………	1663	第12条	5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険 契約または5年ごと利差配当付特定生活障 害年金保険（10年確定年金）契約に付加す る場合の特則……………	1667
第4条	この特約を付加した保険契約の失効・復活……	1665	第13条	無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契 約、5年ごと利差配当付普通終身保険（低 解約返戻金型）契約または5年ごと利差配 当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型） 契約に付加する場合の特則……………	1668
第5条	この特約を付加した保険契約の減額……………	1665			
第6条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則……………	1665			
第7条	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保 険契約に付加する場合の特則……………	1666			
第8条	長期生活保障特約または5年ごと利差配当 付長期生活保障特約に付加する場合の特則……	1666			
第9条	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特 約に付加する場合の特則……………	1666			

別表	感染症……………	1669

特別条件特約

(実施 1956.4.1 /改正 2022.4.4)

第1条 特約の付加

保険契約申込みの際の被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、保険契約締結の際にこの特約を主たる保険契約または特約に付加することがあります。

第2条 特別条件

この特約により付加する特別条件は、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の併用とします。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 保険金の削減支払

契約成立日から会社の定める削減期間中に、被保険者が死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金、特定疾病保険金、7大疾病保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表★）によって、死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、保険金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。以下同じ。）になったときは、高度障害保険金を支払いません。ただし、感染症（別表★）によって、特定高度障害状態になったときは、高度障害保険金を支払います。

★別表（P.1669参照）

第3条 この特約を付加した保険契約および特約の取扱い

1. この特約を付加した保険契約および特約については、次の(1)から(6)の取扱いは行いません。

(1) 保険契約の更新または5年ごと利差配当付逓減定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款もしくは5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

(2) 定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の更新。た

第1条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

特

約

特別条件特約

だし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (3) 定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、逓減定期保険特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (4) 逓減定期保険特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付逓減定期保険特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (5) 長期生活保障特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは逓減定期保険特約への変更または5年ごと利差配当付長期生活保障特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは特定疾病保障終身保険増額特約への変更または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (7) 介護・特定疾病定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは介護・特定疾病終身保険特約への変更または5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (8) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (9) 保険契約の契約成立日後の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、連生終身保険増額特約、特定疾病保障終身保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、介護・特定疾病終身保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保期間経過後は取り扱いません。
- (10) 普通定期保険普通保険約款、特定疾病保障定期保険普通保険約款、長期生活保障保険普通保険約款、介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付逓減定期保険

普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款、定期保険特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約および5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に定める他の保険契約への加入。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (11) 5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱いません。
 - (12) 普通終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款に定める保険料をステップ払込方式で払い込む方式への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (13) 延長保険、延長特定疾病保障保険、延長介護・特定疾病保険、払済保険、払済養老保険、払済終身保険、払済介護定期保険（名称の如何を問いません。）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (14) 保険期間または保険料払込期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (15) 年金支払期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (16) 介護保障移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
2. 本条の1. -(1)の場合、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた保険金の削減支払の条件は適用されません。また、保険期間満了の時までに特定高度障害状態についての不担保期間が満了しているときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件は適用されず、不担保期間が満了していないときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
3. 本条の1. -(2)から(8)および(10)の場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 この特約を付加した保険契約の失効・復活

1. この特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、失効後2年以内に限り復活の申込みができます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、この特約は、契約成立日にさかのぼって適用されます。

第5条 この特約を付加した保険契約の減額

この特約を付加した保険契約の保険金額が減額されたときは、その減額後2年以内に限り、会社は、第4条（この特約を付加した保険契約の失効・復活）に準じて、保険契約の復旧を取り扱います。

第6条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第7条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第8条 長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第9条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回特約介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第10条 指定契約にこの特約を付加する場合の特則

保険契約指定特約に定める指定契約にこの特約を付加するときは、保険契約者は、保険契約指定特約に定める被指定契約の第2保険期間が開始する場合の無選択限度額に加える保険金額としてその指定契約を指定することはできません。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保（被指定契約に特定高度障害状態についての不担保の条件が付加されている場合に限ります。）のときは、保険契約者は、その指定契約を指定することができます。

第11条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第12条 5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則

1. この特約を5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金もしくは特定疾病保険金」とあるのを「第1回特定生活障害年金」と、「介護保険金の支払事由」とあるのを「第1回特定生活障害年金の支払事由」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第13条 無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付普通
終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終
身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

低解約返戻金期間中、割増保険料については、返戻金の払戻しはありません。

別表 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特

約

特別
条件
特約

別

表

リビング・ニーズ特約目次

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時	1671

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い	1671
第3条 免責事由	1672

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み	1673
第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1673

4 失効、失効取消および復活について

第6条 特約の失効	1673
第7条 特約の失効取消	1673
第8条 特約の復活	1673

5 復旧について

第9条 特約の復旧	1673

6 解約等について

第10条 特約の解約	1674
第11条 特約の消滅	1674
第12条 返戻金	1674

7 特約保険金受取人について

第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更	1674
第14条 遺言による特約保険金受取人の変更	1674
第15条 特約保険金受取人の死亡	1675

8 社員配当金について

第16条 社員配当金の特別取扱い	1675

9 その他

第17条 管轄裁判所	1675
第18条 普通保険約款の規定の準用	1675

10 特則について

第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則	1675
第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則	1675
第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則	1676
第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則	1676
第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則	1676
第24条 主契約が更新または変更される場合の特則	1676
第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	1676
第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則	1677
第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則	1677
第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則	1677
第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則	1678
第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則	1678
第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則	1678
第32条 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加する場合の特則	1679
第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則	1679
第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則	1679
第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	1680
第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	1681
第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則	1682
第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則	1683

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類	1684

リビング・ニーズ特約

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	会社が承諾した日

2. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じ、その支払請求があったときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (特約保険金を支払う場合)	金 額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき*1	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める特約保険金額の限度内で特約保険金受取人が特約保険金の請求時に指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算する次の金額を差し引いた金額 (1) 必要書類（別表★）が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6か月間の指定保険金額に対応する利息 (2) 特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額	特約保険金受取人

第2条 補足説明

* 1 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき

この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。また、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了の時*2前1年以内であるときは、特約保険金を支払いません。
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者とし、主契約の高度障害保険金受取人と同一とします。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

★別表（P.1684参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の自殺行為 (5) 被保険者の犯罪行為 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*2 主契約の保険期間満了の時
次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款の規定により更新される場合には、更新後契約の保険期間満了の時とします。
- (2) 普通保険約款の規定により変更される場合には、変更後契約の保険期間満了の時とします。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって特約保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み

この特約は、保険料の払込みを必要としません。

第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

主契約および主契約に付加されている特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から主契約および主契約に付加されている特約の未払込保険料を差し引きます。

4 失効、失効取消および復活について

第6条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特約の失効取消

1. 普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約が効力を失わなかったものとして取り扱われるときは、この特約についても効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 主契約の延滞保険料払込期間中にこの特約による保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、主契約の延滞保険料が主契約の延滞保険料払込期間中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第8条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

5 復旧について

第9条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

第8条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 解約等について

第10条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第11条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、主契約の全部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されたとき
- (5) 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の者に変更されたとき

第12条 返戻金

この特約には返戻金はありません。

7 特約保険金受取人について

第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約保険金受取人から、特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第14条 遺言による特約保険金受取人の変更

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による特約保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第11条 補足説明

* 1 年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約
- (4) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第15条 特約保険金受取人の死亡

1. 特約保険金受取人が特約保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約保険金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者のうち生存している他の特約保険金受取人を特約保険金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により特約保険金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

8 社員配当金について

第16条 社員配当金の特別取扱い

1. 会社は、特約保険金を支払うときは、普通保険約款および主契約に付加されている特約の社員配当金の支払いに関する規定により、指定保険金額の部分に対応する社員配当金を支払います。この場合、支払うべき社員配当金は、特約保険金とともにその受取人に支払います。
2. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金を一時払保険料とする生存保険について、次のとおり取り扱います。

- (1) 生存保険は、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅するものとします。この場合、会社は、消滅した部分に対応する返戻金を支払いません。
- (2) (1)の場合、特約保険金の支払後における主契約の社員配当金は、利息をつけて積み立てる方法により取り扱います。

3. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金により増額された保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金の請求日から6か月間のその部分に対応する利息を差し引いて、特約保険金とともにその受取人に支払います。

9 その他

第17条 管轄裁判所

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10 特則について

第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則

主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合で、その保険期間中に特約保険金を支払うときは、買増保険の死亡保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された保険契約に特別条件特約が付加され、保険金の削減支払の条件が適用されている場合で、保険金の削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、第2条（特約保険金の支払い）の1. の保険金額に特約保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

第21条 補足説明

* 1 定期保険特約等

次の(1)から(21)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逓減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約
- (11) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (12) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- (13) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (14) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
- (15) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約
- (16) 5年ごと利差配当付逓減定期保険特約
- (17) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (18) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (19) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (20) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約
- (21) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

* 2 各特約の保険期間満了の時

次の(1)および(2)のとおり取り扱

第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則

主契約に定期保険特約等*1が付加されているときは、次のとおり取り扱います。ただし、付加された定期保険特約等*1について各特約の保険期間満了の時*2前1年間は、この特則を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の1.、2. - (3)、第16条（社員配当金の特別取扱い）の2. - (1)、3. および第19条（主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則）の主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3を加えた額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. の指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3から指定されたものとします。
- (3) この特則による特約保険金の支払いについては、第2条（特約保険金の支払い）の規定を準用して取り扱います。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)の規定によって遡減定期保険特約等*4の全部または一部が消滅するときは、遡減定期保険特約等*4は、指定保険金額の(1)に定める主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅します。

第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則

1. 主契約に付加されている災害入院特約（06）等*1にあつては、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の入院とみなします。
2. 主契約に付加されている通院特約（06）または無配当通院特約にあつては、各特約の被保険者が、主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。また、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。
3. 主契約に付加されている5年ごと利差配当付健康支援特約にあつては、その特約の被保険者が、その特約の保険期間中にその特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことによりその特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院およびその入院に対する退院について、その特約の消滅後もその特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
4. 本条の1. から3. に定める特約のほか、会社の定める他の特約についても、本条の1. から3. の規定を準用します。

第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則

この特約が付加された保険契約の保険料が前納または予納されている場合で、特約保険金を支払うときは、消滅した部分について保険料の前納金または予納保険料の残額があれば、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第24条 主契約が更新または変更される場合の特則

主契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

います。

- (1) 特約の規定により更新される場合には、更新後特約の保険期間満了の時とします。
- (2) 特約の規定により変更される場合には、変更後特約の保険期間満了の時とします。

* 3 定期保険特約等の特約死亡保険金額

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 遡減定期保険特約または5年ごと利差配当付遡減定期保険特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約死亡保険金額とします。
- (2) 長期生活保障特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約一時金額とします。

* 4 遡減定期保険特約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 遡減定期保険特約
- (2) 長期生活保障特約
- (3) 5年ごと利差配当付遡減定期保険特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

第22条 補足説明

* 1 災害入院特約（06）等

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 災害入院特約（06）
- (2) 手術給付金付疾病入院特約（06）
- (3) 成人病入院特約（06）
- (4) 女性入院特約（06）
- (5) 長期入院特約（07）
- (6) 新女性医療特約
- (7) 入院初期給付特約
- (8) 無配当災害入院特約
- (9) 無配当手術給付金付疾病入院特約
- (10) 無配当成人病入院特約
- (11) 無配当女性入院特約
- (12) 無配当長期入院特約
- (13) 無配当新女性医療特約
- (14) 無配当入院初期給付特約

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。ただし、この特約の責任開始の日において、第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合を除きます。
- (2) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者（この特約の責任開始の日において、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていたときは第2被保険者）」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)の規定にかかわらず、特約保険金受取人は被保険者に限るものとし、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）、第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）および第15条（特約保険金受取人の死亡）の規定は適用しません。
- (4) 第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合に限り、主契約の死亡保険金額を指定保険金額の対象とし、第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって連生終身保険増額特約を含んで取り扱います。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ① 主契約の第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったとき
 - ② (1)により付加を必要とする定期保険特約等*1のすべてが消滅したとき

第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって、主契約の死亡給付金額は指定保険金額の対象とはしません。
- (5) (1)の定期保険特約等*1のすべてが消滅したときは、この特約は消滅します。

第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

*1 定期保険特約等

次の(1)から(10)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逓減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約

第27条 補足説明

*1 定期保険特約等

次の(1)から(9)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (5) 逓減定期保険特約
- (6) 長期生活保障特約
- (7) 特定疾病保障定期保険特約
- (8) 介護・特定疾病定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病終身保険特約

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)および(4)中、「普通保険約款に定める保険金」とあるのをすべて「普通保険約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約」とあるのをすべて「就業不能保障保険特別条件特約」と読み替えます。
- (3) 被保険者が、主契約の保険期間中に就業不能状態に該当し、主契約の全部が消滅する日を含んで引き続いて就業不能状態にあるときは、その日以後の就業不能状態を、主契約の保険期間中の就業不能状態とみなします。
- (4) 主契約に保険料の一部一時払の特則が適用されている場合で、特約保険金が支払われるときは、主契約の一時払保険部分および平準払保険部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則

主契約に中途一時払特約が付加されている場合で、特約保険金が支払われるときは、その特約による取扱いを受ける主契約および主契約に付加された特約それぞれの一時払部分および分割払部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の一時金額とし、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡年金」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「指定保険金額の部分について」とあるのを「指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「保険金」とあるのを「一時金」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金の支払事由」とあるのを「第1回年金の支払事由」と、「保険金」とあるのを「第1回年金または一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金」と読み替えます。
- (8) 第11条（特約の消滅）の(2)を次のとおり読み替えます。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき。ただし、第1回年金が支払われる場合を含みます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と読み替えます。

第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第32条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の保険金額とします。

第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「第1回介護年金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第33条 補足説明

*1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護保険金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「介護保険金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「介護保険金等*2の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第34条 補足説明

* 1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

* 2 介護保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 介護保険金
- (2) 介護見舞金
- (3) 死亡給付金

第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約保険金受取人が被保険者の場合で、特約保険金受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が特約保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続して

いる情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)を受けることを必要とします。

- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 特約保険金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (8) この特約が付加された保険契約が普通保険約款もしくは主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によって解除される場合で、通知すべき保険契約者またはその住所や居所が不明のとき、その他正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、会社は、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

★別表 (P.1684 参照)

第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険年度中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

項 目	内 容
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

- (2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。
第11条（特約の消滅）
次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

- (3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。
- (4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.1684参照）

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.56参照）。

第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険期間中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。

項 目	内 容
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

(2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第11条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
 (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

(3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

(4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.1684参照）

第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、第3条（免責事由）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 保険契約者代理人の故意 (4) 指定代理請求人の故意 (5) 被保険者の自殺行為 (6) 被保険者の犯罪行為 (7) 戦争その他の変乱

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特約保険金の支払い	(1) 特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

クレジットカード特約

(実施 2001.3.1 / 改正 2019.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
3. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1. 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2. 本条の1.の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第1条 補足説明

- *1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みません。

第2条 補足説明

- *1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- *2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

特約

クレジットカード特約

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第8条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第9条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を保険契約者に支払います。

第10条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。
 - (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
 - (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (3) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更の際に、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(4)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第11条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第9条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. ー(4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第14条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定クレジットカードから各指定契約*1の保険料相当額の合計を払い込む取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定クレジットカードが同一であること

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について指定クレジットカードの変更があったときは、以後、本条の1. ー(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約*3の保険料相当額を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。

第14条 補足説明

*1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

*2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

*3 2件以上の保険契約

第14条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

保険契約指定特約目次

第1条	特約の付加および適用……………	1689	第10条	指定契約が無配当特定状態給付保険契約で ある場合の特則……………	1693
第2条	用語の意義……………	1689	第11条	複数の指定契約を同時に締結する場合また は被指定契約と指定契約を同時に締結する 場合の特則……………	1693
第3条	この特約による取扱い……………	1689	第12条	新たな指定契約を締結する際の指定代理請 求特約（2016）の取扱いに関する特則 ……	1694
第4条	この特約による取扱いを行わない場合……………	1691	第13条	新たな指定契約を締結する際の受取人の取 扱いに関する特則……………	1694
第5条	指定契約の保険料額が増額となる場合の特則……………	1692	第14条	責任開始に関する特約とあわせて主契約に 付加する場合の特則……………	1694
第6条	被指定契約の第2保険期間が開始する場合 の特則……………	1692	第15条	新たな指定契約を締結する際の保険契約者 代理特約の取扱いに関する特則……………	1695
第7条	被指定契約の積立金からの払込みに関する 特則……………	1692			
第8条	指定契約が更新または変更される場合の特則……………	1692			
第9条	被指定契約に積立金定期払出特約が付加さ れた場合の特則……………	1692			

保険契約指定特約

(実施 2001.4.2 / 改正 2023.4.1)

第1条 特約の付加および適用

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。
- この特約による取扱いを行うときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を指定することを必要とします。

第2条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用 語	意 義
(1) 指定契約	この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(2) 被指定契約	保険契約者により指定された、指定契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第3条 この特約による取扱い

第1条（特約の付加および適用）の2. に定める指定が行われたときは、指定契約について、次の(1)から(11)のとおり取り扱います。

- 指定契約の保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の積立金から払い込むことを必要とします。なお、被指定契約の積立金は、被指定契約の保険料として払い込まれた「指定契約に払い込むべき保険料」を含みます。
- (1)の保険料が払い込まれる場合には、次の時をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

- 被指定契約の締結の際に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料*1は、被指定契約の第1回保険料*1を会社が受け取った時
- 被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料*1は、その指定契約の締結の際に、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時
- 指定契約の第2回以後の保険料は、指定契約の払込期月の末日
- 普通保険約款の失効取消の規定における指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時
- 普通保険約款の復活の規定における指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時

- (1)および(2)の規定により第1回保険料*1を払い込んだ指定契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*3を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (3)の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*3からその月の末日までの間に、次のいずれかの事由によって保険金、給付金、年金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*3を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

*2 延滞保険料

延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

*3 普通保険約款に規定する責任開始の時

指定契約が次の(1)から(7)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- 無配当がん医療保険契約
- 無配当新がん医療保険契約
- 無配当生活習慣病保険契約
- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

特約

保険契約指定特約

- ① 被保険者が死亡したこと
- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったこと
- ③ 被保険者が普通保険約款に定める介護保険金、介護年金、介護一時金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、特定状態給付金、特定生活障害年金、収入サポート年金または軽度介護保険金の支払事由に該当したこと

- (5) 指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その払込期月の翌月の末日に、次のとおり取り扱います。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。
- ② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。

- (7) この特約の取扱いにより払い込まれた指定契約の保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (8) 指定契約の保険料の払込方法（回数）は、一時払の場合を除き、普通保険約款の規定にかかわらず、月払のみとします。
- (9) 指定契約の保険料率は、指定契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、積立金払込保険料率（一時払）とし、月払の場合には、次のとおりとします。

被指定契約の保険料の 払込方法（回数）等	指定契約の保険料率
① 被指定契約が年払契約 の場合	積立金払込保険料率（年払）とします。
② 被指定契約が半年払契 約の場合	積立金払込保険料率（半年払）とします。

第3条 補足説明

* 4 指定契約

被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

被指定契約の保険料の 払込方法（回数）等	指定契約の保険料率
③ 被指定契約が月払契約 の場合	ア. 被指定契約に保険料口座振替特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（口座振替払）とします。 イ. 被指定契約にクレジットカード特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（クレジットカード払）とします。 ウ. 被指定契約に団体特約が付加されているときは、次のとおりとします。 （ア） 団体に所属して団体特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、積立金払込保険料率（団体払A）とします。ただし、積立金払込保険料率（団体払A）の適用を受けている場合でも、保険契約者が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、積立金払込保険料率（団体払B）を適用します。 （イ） 団体に所属して団体特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、積立金払込保険料率（団体払B）とします。 エ. 被指定契約に集団特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（集団払）とします。 オ. ア. からエ. のいずれにも該当しないときは、積立金払込保険料率（普通払）とします。
④ 被指定契約の普通保険 約款の規定により、被 指定契約の保険料の払 込みが停止されている 場合	積立金払込保険料率（払込停止）とします。

- (10) 指定契約の普通保険約款の規定にかかわらず、指定契約の保険料の予納、保険料の振替貸付、保険契約者に対する貸付および払済養老保険、払済終身保険（名称の如何を問いません。）への変更は取り扱いません。
- (11) 支払うべき指定契約の社員配当金の取扱いについては、指定契約の普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の社員配当金の支払いに関する取扱いを準用します。ただし、指定契約の保険期間が満了するとき*5は、保険契約者に支払います。

第4条 この特約による取扱いを行わない場合

1. 次のいずれかに該当したとき以後は、被指定契約の指定は効力を失い、この特約による取扱いは行いません。

- (1) 指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる者となったとき
- (2) 指定契約の普通保険約款の規定により、保険料の振替貸付が行われたとき
- (3) 被指定契約が消滅したとき
- (4) 被指定契約の第2保険期間が開始するとき
- (5) 保険契約者からこの特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき

2. 本条の1. の規定によりこの特約による取扱いを行わないときは、保険契約者は、指定契約の普通保険約款の規定により、保険料払込方法（経路）および社員配当金の支払方法を選択することを必要とします。ただし、保険契約者により、社員配当金の支払方法が選択されないときは、会社は、社員配当金の支払いについて、利息をつけて積み立てる方法を選択したものとして取り扱います。なお、利息をつけて積み立てる方法を取り扱わない指定契約については、普通保険約款の規定により取り扱います。
3. 保険契約者が本条の2. の保険料払込方法（経路）の選択を行うまでの間の指定契約の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むこと

第3条 補足説明

* 5 指定契約の保険期間が満了するとき

指定契約が更新または変更されるときを除きます。

を必要とします。

第5条 指定契約の保険料額が増額となる場合の特則

指定契約が更新されること等により指定契約の保険料額が増額となるときは、会社は、指定契約の保険料額が増額となる日を含む月以降の被指定契約の保険料額を増額することがあります。

第6条 被指定契約の第2保険期間が開始する場合の特則

1. 被指定契約の普通保険約款の規定により、被指定契約の第2保険期間が開始するときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、被指定契約と被保険者を同一とする指定契約の一部または全部を指定することにより、その指定された部分に相当する保険金額*1を被指定契約に定める無選択限度額に加えて取り扱うことができます。この場合、指定された部分は、被指定契約の第1保険期間満了時に消滅するものとし、消滅分に対応する返戻金があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
2. 本条の1. の場合、被指定契約の保険金受取人と、一部または全部が消滅する指定契約の保険金受取人*2が異なるときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
3. 本条の1. の取扱いを行わない指定契約の一部または全部について、保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）の2. の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1保険期間満了時に被指定契約に付加されている保険料払込方法（経路）に関する特約が付加されます。ただし、その特約の効力が失われている場合または払い込むべき被指定契約の保険料がない場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用されるときは、第1保険期間満了時の被指定契約の保険料払込方法（回数）が選択されます。

第7条 被指定契約の積立金からの払込みに関する特則

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、指定契約の第1回保険料*1、普通保険約款の失効取消の規定における指定契約の延滞保険料*2、または普通保険約款の復活の規定における指定契約の延滞保険料*2の払込みについて、第3条（この特約による取扱い）の(2)に定める被指定契約の第1回保険料*1または不定期払保険料を払い込まずに、被指定契約の積立金から払い込むことができます。
2. 本条の1. の場合、次の時に払込みがあったものとみなします。

- (1) 第1回保険料*1は、指定契約の申込みをした時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時
- (2) 普通保険約款の失効取消の規定における指定契約の延滞保険料*2は、会社が指定契約の効力が失われなかったものとして取り扱った時
- (3) 普通保険約款の復活の規定における指定契約の延滞保険料*2は、会社が指定契約の復活の申込みを承諾した時

3. 指定契約の契約内容の変更等により、その変更等に必要な金額を払い込む必要があるときは、本条の1. および2. に定めるほか、保険契約者は会社の承諾を得て、被指定契約の積立金から払い込むことができます。

第8条 指定契約が更新または変更される場合の特則

指定契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第9条 被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合の特則

被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合で、被指定契約の積立金から指定契約の保険料が払い込まれる日と積立金定期払出特約に定める払出日が同一となるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（この特約による取扱い）の(5)を次のとおり読み替えます。

第6条 補足説明

*1 保険金額

一時金額、特約保険金額および特約一時金額を含みます。

*2 保険金受取人

年金受取人を含みます。

第7条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

*2 延滞保険料

延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

第9条 補足説明

*1 指定契約

被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

*2 積立金定期払出特約に定める対象保険契約の保険料相当額

本条において「対象保険契約の保険料相当額」といいます。

- (5) 指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*1の保険料と払い出すべき積立金定期払出特約に定める対象保険契約の保険料相当額*2の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (2) 第3条（この特約による取扱い）の(6)を次のとおり読み替えます。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その払込期月の翌月の末日に、次のとおり取り扱います。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額と2か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。
- ② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額と2か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額未満で、かつ、1か月分の保険料の額と1か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。

第10条 指定契約が無配当特定状態給付保険契約である場合の特則

指定契約が無配当特定状態給付保険契約であるときは、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）を次のとおり読み替えます。

第4条（この特約による取扱いを行わない場合）

次のいずれかに該当したとき以後は、被指定契約の指定は効力を失い、この特約による取扱いは行いません。

- (1) 指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる者となったとき
- (2) 被指定契約が消滅したとき
- (3) 被指定契約の第2保険期間が開始するとき
- (4) 保険契約者からこの特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき。ただし、指定契約の第1回特定状態給付金の支払事由が生じた後はこの申出を行うことはできません。

第11条 複数の指定契約を同時に締結する場合または被指定契約と指定契約を同時に締結する場合の特則

複数の指定契約を同時に締結するとき、または被指定契約と指定契約を同時に締結するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) リビング・ニーズ特約を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約*1すべてに付加します。ただし、指定契約が無配当総合医療保険等*2である場合を除きます。
- (2) 保険契約者は、次に定める受取人について、それぞれ、同時に締結する指定契約および被指定契約を通じて同一の受取人を指定することを必要とします。

- ① 死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人
- ② 高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金・収入保障給付金の受取人および入院給付金受取人

- (3) 指定代理請求特約（2016）を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約*1すべてに付加します。この場合、保険契約者は、同時に締結する指定契約および被指定契約*1を通じて同一の指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 保険契約者代理特約を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約すべてに付加します。この場合、保険契約者は、同時に締結する指定契約および被指定契約を通じて同一の保険契約者代理人を指定することを必要とします。

第11条 補足説明

*1 被指定契約

本条の(1)および(3)に規定する被指定契約は、利率変動型積立保険契約を除きます。

*2 無配当総合医療保険等

次の(1)から(25)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険
- (2) 無配当がん医療保険
- (3) 無配当新総合医療保険
- (4) 無配当新がん医療保険
- (5) 無配当特定状態給付保険
- (6) 無配当介護保障保険
- (7) 無配当生活習慣病保険
- (8) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
- (9) 無配当こども医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）
- (10) 5年ごと利差配当付新医療保険
- (11) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）
- (12) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）
- (13) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
- (14) 5年ごと利差配当付医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）
- (15) 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）
- (16) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）
- (17) 5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）
- (18) 5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）
- (19) 5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）
- (20) 5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）
- (21) 5年ごと利差配当付所得保障保険（返戻金なし型）
- (22) 5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険
- (23) 災害倍額物価スライド定期保険
- (24) 新こども保険
- (25) 貯蓄保険

第12条 新たな指定契約を締結する際の指定代理請求特約（2016）の取扱いに関する特則

1. 新たな指定契約*1を締結する際に指定代理請求特約（2016）を付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) 被指定契約*2および他の指定契約*3に、指定代理請求特約および指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、指定代理請求人は、新たな指定契約*1の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人が指定されます。
 - (2) 被指定契約*2および他の指定契約*3には、指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、被指定契約*2および他の指定契約*3の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人は、新たな指定契約*1の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人に変更されます。なお、指定代理請求特約は消滅します。
 - (3) (1)および(2)に規定する指定代理請求特約（2016）の付加または指定代理請求人の変更の効力は、新たな指定契約*1の責任開始の時から生じます。
2. 新たな指定契約*1を締結する際に指定代理請求特約（2016）を付加しない場合で、被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されているときまたは普通保険約款もしくは付加特約による指定代理請求人が指定されているときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に付加されている指定代理請求特約、指定代理請求特約（2016）または普通保険約款もしくは付加特約による指定代理請求人の指定は消滅します。

第13条 新たな指定契約を締結する際の受取人の取扱いに関する特則

新たな指定契約*1を締結する際に、死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人*2または高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金・収入保障給付金の受取人および入院給付金受取人*3を指定するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約および他の指定契約*4の死亡保険金等の受取人*2と新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2が異なるときは、被指定契約および他の指定契約*4の死亡保険金等の受取人*2は、新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2にそれぞれ変更されます。この場合、新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2が2人以上であるときは、その受取割合は、被指定契約および他の指定契約*4においても同一とします。
- (2) 被指定契約および他の指定契約*4の高度障害保険金等の受取人*3と新たな指定契約*1の高度障害保険金等の受取人*3が異なるときは、被指定契約および他の指定契約*4の高度障害保険金等の受取人*3は、新たな指定契約*1の高度障害保険金等の受取人*3にそれぞれ変更されます。
- (3) (1)または(2)に規定する死亡保険金等の受取人*2または高度障害保険金等の受取人*3の変更の効力は、新たな指定契約*1の責任開始の時から生じます。

第14条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（この特約による取扱い）の(1)から(6)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 指定契約の保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の積立金から払い込むことを必要とします。なお、被指定契約の積立金は、被指定契約の保険料として払い込まれた「指定契約に払い込むべき保険料」を含みます。
 - (2) (1)の保険料が払い込まれる場合には、次の時をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

第12条 補足説明

* 1 新たな指定契約

既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約*2として新たに締結する指定契約をいいます。

* 2 被指定契約

利率変動型積立保険契約を除きます。

* 3 他の指定契約

新たな指定契約*1と被指定契約を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

第13条 補足説明

* 1 新たな指定契約

既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約として新たに締結する指定契約をいいます。ただし、この指定契約の締結と同時に、既に締結された利率変動積立型終身保険契約を利率変動型積立保険契約に変更するときは、変更後の利率変動型積立保険契約を含みます。

* 2 死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人

本条において「死亡保険金等の受取人」といいます。

* 3 高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金・収入保障給付金の受取人および入院給付金受取人

本条において「高度障害保険金等の受取人」といいます。

* 4 他の指定契約

新たな指定契約*1と被指定契約を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

- ① 被指定契約の締結の際に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料は、被指定契約の第1回保険料*1を会社が受け取った時
- ② 指定契約の第2回以後の保険料は、指定契約の払込期月の末日
- ③ 指定契約を復活する際の指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時

- (3) 責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3を含む月の翌月1日を指定契約の契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3からその月の末日までの間に、次のいずれかの事由によって保険金、給付金、年金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- ① 被保険者が死亡したこと
- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったこと
- ③ 被保険者が普通保険約款に定める介護保険金、介護年金、介護一時金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、特定状態給付金、特定生活障害年金、収入サポート年金または軽度介護保険金の支払事由に該当したこと

- (5) 指定契約の第1回保険料については、保険料口座振替特約に規定する振替日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の第1回保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。また、指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その猶予期間の末日に、次のとおり取り扱います。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。
- ② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。

- (2) 指定契約の第1回保険料の払込前においては、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）の1. -(5)は適用しません。
- (3) 第7条（被指定契約の積立金からの払込みに関する特則）は適用しません。
- (4) 指定契約の第1回保険料の払込前に、保険契約者が指定契約または被指定契約を解約するときは、すべての指定契約および被指定契約を解約することを必要とし、一部の指定契約または被指定契約のみを解約することはできません。

第15条 新たな指定契約を締結する際の保険契約者代理特約の取扱いに関する特則

1. 新たな指定契約*1を締結する際に保険契約者代理特約を付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) 被指定契約*2および他の指定契約*3に、保険契約者代理特約が付加されていないときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に保険契約者代理特約が付加されます。この場合、保険契約者代理人は、新たな指定契約*1の保険

第14条 補足説明

*1 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払込保険料があるときは、これを含みます。

*2 延滞保険料

延滞保険料とともに払い込むべき復活後の保険料があるときはこれを含みます。

*3 責任開始の時

次の(1)から(4)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (4) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*4 指定契約

被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

第15条 補足説明

*1 新たな指定契約

既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約*2として新たに締結する指定契約をいいます。

*2 被指定契約

利率変動積立型終身保険契約および利率変動型積立保険契約をいいます。

*3 他の指定契約

新たな指定契約*1と被指定契約*2を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人が指定されます。

- (2) 被指定契約*²および他の指定契約*³の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と、新たな指定契約*¹の保険契約者代理特約による保険契約者代理人が異なるときは、被指定契約*²および他の指定契約*³の保険契約者代理特約による保険契約者代理人は、新たな指定契約*¹の保険契約者代理特約による保険契約者代理人に変更されます。
 - (3) (1)および(2)に規定する保険契約者代理特約の付加または保険契約者代理人の変更の効力は、新たな指定契約*¹の責任開始の時*⁴から生じます。
2. 新たな指定契約*¹を締結する際に保険契約者代理特約を付加しない場合で、被指定契約*²および他の指定契約*³に保険契約者代理特約が付加されているときは、被指定契約*²および他の指定契約*³に付加されている保険契約者代理特約は消滅します。

第15条 補足説明

* 4 責任開始の時

次の(1)および(2)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

指定代理請求特約目次

この特約の特色	1698	6 その他	
1 特約の付加について		第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用	1700
第1条 特約の付加	1698	第9条 普通保険約款の規定の準用	1700
2 保険金等の請求について		第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	1700
第2条 特約の対象となる保険金等	1698	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則	1700
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き	1698	第12条 育英年金付こども保険契約または新こども保険契約に付加する場合の特則	1701
3 指定代理請求人の変更等について		第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	1701
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し	1699	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則	1701
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて			
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い	1699		
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知	1700		
5 特約の消滅について			
第7条 この特約の消滅	1700		
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類	1702		

指定代理請求特約

(実施 2008.4.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	保険金等の受取人となる被保険者が保険金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。
備考	被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めた場合に限り、指定代理請求人による請求を取り扱います。

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者へ通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第2条 補足説明

*1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいなかったときは甥姪）
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.1702参照)

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社へ通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1.にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 育英年金付こども保険契約または新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を育英年金付こども保険契約または新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

(1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- | |
|--|
| (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付 |
| ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。） |
| ② 社員配当金 |
| ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。） |
| (2) 保険料の払込免除 |

(2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。

(3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は次の者としめます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。

この特約を付加する保険契約	指定代理請求人
① 育英年金付こども保険契約または契約成立日が平成4年4月1日以前の新こども保険契約	被保険者
② 契約成立日が平成4年4月2日以後の新こども保険契約	保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人

(4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。

(5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.1702参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- | |
|-------------------------|
| (1) 長期生活保障保険契約 |
| (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 |

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- | |
|-----------------------|
| (1) 長期生活保障特約 |
| (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約 |

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (8) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

指定代理請求特約（2016）目次

1 特約の付加について	6 その他
第1条 特約の付加…………… 1704	第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用…………… 1706
2 保険金等の請求について	第9条 普通保険約款の規定の準用…………… 1706
第2条 特約の対象となる保険金等…………… 1704	第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…………… 1706
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き…………… 1704	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則…………… 1707
3 指定代理請求人の変更等について	第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則…………… 1707
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し…………… 1705	第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…………… 1707
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則…………… 1707
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い…………… 1705	第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則…………… 1708
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知…………… 1706	
5 特約の消滅について	
第7条 この特約の消滅…………… 1706	
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類…………… 1709	

指定代理請求特約（2016）

（実施 2016.4.4 / 改正 2023.4.1）

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表（P.1709参照）

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.1709参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付*1

- (1) 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
- (2) 社員配当金
- (3) すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2. 主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。
- (2) この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

第15条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

指定代理請求特約
(2016)

別

表

保険契約者代理特約目次

第1条	特約の付加……………	1711	第10条	生存給付金付定期保険契約または5年ごと 利差配当付生存給付金付定期保険契約に付 加する場合の特則……………	1714
第2条	保険契約者代理人による手続き……………	1711	第11条	新こども保険契約に付加する場合の特則……………	1714
第3条	保険契約者代理人の変更および指定の取消 し……………	1712	第12条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則……………	1714
第4条	告知義務違反による解除に関する取扱い……………	1713	第13条	この特約が付加された主契約に長期生活保 障特約または5年ごと利差配当付長期生活 保障特約が付加されている場合の特則……………	1714
第5条	重大事由による解除……………	1713			
第6条	告知義務違反または重大事由による解除の 通知……………	1713			
第7条	この特約の消滅……………	1713			
第8条	普通保険約款の規定の準用……………	1713			
第9条	連生終身保険契約に付加する場合の特則……………	1714			

別表	保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類……………	1715

保険契約者代理特約

(実施 2021.4.2 / 改正 2025.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金開始日以後の保険契約にこの特約を付加するときは年金受取人とします。以下同じ。）の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者代理人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	次のいずれか早い日 ① 主契約の責任開始の日 ② 主契約の保険期間開始の日*1
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 保険契約者代理人による手続き

- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって以後の手続きを行うことができます。

- | |
|--|
| (1) 傷害または疾病により、本条の2. に定める手続きを行う意思表示ができないこと |
| (2) その他(1)に準じた状態であること |

- 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）は、次のものとします。
 - 主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きとします。この場合、保険契約者代理人は、保険契約者と保険金等*1の受取人が同一人である場合における保険金等*1の受取人が行うことができる手続き*2については会社の取扱いの範囲内で行うことができるものとします。
 - (1)にかかわらず、次の手続きは代理手続きの対象外とします。

- | |
|---|
| ① 保険金等*1の受取人の変更手続き |
| ② 保険契約者の変更手続き |
| ③ 告知を要する手続き |
| ④ 保険契約者代理人の変更手続き |
| ⑤ 保険契約者、被保険者および保険金等*1の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等*1の請求手続き |

- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、会社は、被保険者および保険金等*1の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、会社が認めたときは、会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者代理人に対して開示することができます。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合には、保険契約者代理人は代理手続きを行う時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

第1条 補足説明

*1 主契約の保険期間開始の日の(1)から(3)の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。

- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約

第2条 補足説明

*1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 保険料の払込免除

*2 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き

以下の手続きは、この特約が付加された主契約に指定代理請求人が指定されていないときに限ります。

- 年金支払開始日前の保険契約で、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。
- 年金支払開始日以後の保険契約で、被保険者と年金受

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の血族
 - ④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者代理人が代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

6. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

- (1) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険契約の手続きに関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 保険契約者代理人が故意に保険金等*1の支払事由*3を生じさせたとき
- (3) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を本条の1. -(1)または(2)の状態に該当させたとき

7. 保険契約者代理人は、代理手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

8. 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、本条の6. に該当する可能性がある場合は、普通保険約款および特約に定める保険金等*1を支払うための確認の取扱いに準じて取り扱います。この場合、会社は、その旨を保険契約者代理人に通知します。
9. 本条の8. の取扱いに際し、保険契約者代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*4は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
10. 本条の1. から9. の規定により、会社が保険金等*1を保険契約者代理人に支払ったときは、その後重複してその保険金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
11. 保険契約者が本条の1. に定める状態に該当した後、保険契約者から申出があり、保険契約者が本条の1. に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度本条の1. に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく代理手続きを行うことはできません。

★別表 (P.1715参照)

取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。（ただし、主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険または利率変動型終身保険がある場合を除きます。）

* 3 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 4 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第3条 保険契約者代理人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者代理人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による保険契約者代理人の変更等を行った後は、変更等を行う前に手続き可能な代理手続きがあっても、変更等を行う前の保険契約者代理人は代理手続きを行うことはできません。

第4条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等*1の受取人または保険契約者代理人が証明したときは、会社は、保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第5条 重大事由による解除

1. 会社は、保険契約者代理人が、次のいずれかに該当するときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 重大事由による解除の通知については、第6条（告知義務違反または重大事由による解除の通知）の規定を準用して取り扱います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等*1の受取人、または保険契約者代理人に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第7条 この特約の消滅

1. 次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき
- (3) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の規定により保険契約者代理人の指定を取り消したとき
- (4) その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

2. 本条の1. の(4)に該当した場合には、すみやかに会社へ通知することを必要とします。

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第6条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。
2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第10条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、保険契約者代理人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第11条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、保険契約者代理人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の2. の規定により保険契約者代理人を指定することを必要とします。
- (2) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」とあるのを「保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (3) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第13条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類

項 目	必要書類
代理手続き	(1) 普通保険約款および各特約に定める手続き等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者と保険契約者代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (10) 保険契約者代理人が代理手続きを行う目的等を確認する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

保険契約者代理特約

別

表

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

(実施 2021.4.2)

第1条 特約の適用

保険契約者から、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下、この特約において「電子計算機」といいます。）上に設けられた画面表示により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。なお、この特約における電子計算機上に設けられた画面表示とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

(1) 会社から保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

- ① 会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第2条 保険契約の申込みに関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者等と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みに係る事項を電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、保険契約者等に対して表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された事項を入力し、会社へ送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）より、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
- (4) 会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、通知できるものとします。ただし、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

第3条 告知に関する事項

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された告知事項を入力し、会社へ送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があったものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示します。

第4条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

特

約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

金 額 例 表 等 に つ い て

以下の例表を、次のページ以降に掲載しています。

5 年ごと利差配当付長期生活保障保険

5 年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険

5 年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10 年確定年金）

例表 1 一時金額表

例表 2 年金現価表

例表 3 返戻金額例表（年金支払開始日以後）

5 年ごと利差配当付新長期生活保障保険

例表 1 一時金額表

例表 2 年金現価表

例表 3 返戻金額例表（年金支払開始日以後）

5 年ごと利差配当付健康支援特約

例表 加算額の適用率

5年ごと利差配当付長期生活保障保険
5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険
5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）

例表 1

一時金額表

一時金額は第1回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
15回	14.7310

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
10回	9.8931

例表 2

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乘じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821
4回	3.9910
3回	2.9970
2回	2.0000
1回	1.0000

（注）年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

例表 3

返戻金額例表（第1回年金額1万円につき）

確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額
15回	147,310
14回	137,692
13回	128,045
12回	118,370
11回	108,665
10回	98,931
9回	89,168
8回	79,375

年金の支払残存回数	返戻金額
7回	69,553
6回	59,702
5回	49,821
4回	39,910
3回	29,970
2回	20,000
1回	10,000

（注）保険契約の解約が年金支払日前にあった場合は、本表により求めた金額より若干割り引いた額になります。

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険

例表 1

一時金額表

一時金額は第1回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第1回年金額に乗する率
55回	50.9335
54回	50.0803
53回	49.2246
52回	48.3662
51回	47.5053
50回	46.6419
49回	45.7758
48回	44.9071
47回	44.0358
46回	43.1619
45回	42.2854
44回	41.4063
43回	40.5245
42回	39.6401
41回	38.7530
40回	37.8633
39回	36.9708
38回	36.0758
37回	35.1780
36回	34.2775
35回	33.3743
34回	32.4685
33回	31.5599
32回	30.6486
31回	29.7345
30回	28.8177

年金の支払回数	第1回年金額に乗する率
29回	27.8982
28回	26.9759
27回	26.0508
26回	25.1229
25回	24.1923
24回	23.2589
23回	22.3227
22回	21.3836
21回	20.4418
20回	19.4971
19回	18.5496
18回	17.5992
17回	16.6460
16回	15.6900
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乗じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第 1 回年金額に乗ずる率	年金の支払残存回数	第 1 回年金額に乗ずる率
55回	50.9335	27回	26.0508
54回	50.0803	26回	25.1229
53回	49.2246	25回	24.1923
52回	48.3662	24回	23.2589
51回	47.5053	23回	22.3227
50回	46.6419	22回	21.3836
49回	45.7758	21回	20.4418
48回	44.9071	20回	19.4971
47回	44.0358	19回	18.5496
46回	43.1619	18回	17.5992
45回	42.2854	17回	16.6460
44回	41.4063	16回	15.6900
43回	40.5245	15回	14.7310
42回	39.6401	14回	13.7692
41回	38.7530	13回	12.8045
40回	37.8633	12回	11.8370
39回	36.9708	11回	10.8665
38回	36.0758	10回	9.8931
37回	35.1780	9回	8.9168
36回	34.2775	8回	7.9375
35回	33.3743	7回	6.9553
34回	32.4685	6回	5.9702
33回	31.5599	5回	4.9821
32回	30.6486	4回	3.9910
31回	29.7345	3回	2.9970
30回	28.8177	2回	2.0000
29回	27.8982	1回	1.0000
28回	26.9759		

(注) 年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

返戻金額例表（第 1 回年金額 1 万円につき）
確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額	年金の支払残存回数	返戻金額
55回	509,335	27回	260,508
54回	500,803	26回	251,229
53回	492,246	25回	241,923
52回	483,662	24回	232,589
51回	475,053	23回	223,227
50回	466,419	22回	213,836
49回	457,758	21回	204,418
48回	449,071	20回	194,971
47回	440,358	19回	185,496
46回	431,619	18回	175,992
45回	422,854	17回	166,460
44回	414,063	16回	156,900
43回	405,245	15回	147,310
42回	396,401	14回	137,692
41回	387,530	13回	128,045
40回	378,633	12回	118,370
39回	369,708	11回	108,665
38回	360,758	10回	98,931
37回	351,780	9回	89,168
36回	342,775	8回	79,375
35回	333,743	7回	69,553
34回	324,685	6回	59,702
33回	315,599	5回	49,821
32回	306,486	4回	39,910
31回	297,345	3回	29,970
30回	288,177	2回	20,000
29回	278,982	1回	10,000
28回	269,759		

（注） 保険契約の解約が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割引いた額になります。

5年ごと利差配当付健康支援特約

例表

加算額の適用率

年 齢	適 用 率		年 齢	適 用 率		年 齢	適 用 率	
	男 性	女 性		男 性	女 性		男 性	女 性
3 歳	0.0032	0.0031	29 歳	0.0034	0.0032	55 歳	0.0073	0.0050
4	0.0032	0.0031	30	0.0034	0.0032	56	0.0078	0.0051
5	0.0032	0.0031	31	0.0034	0.0032	57	0.0082	0.0052
6	0.0032	0.0031	32	0.0035	0.0033	58	0.0086	0.0053
7	0.0032	0.0031	33	0.0035	0.0033	59	0.0091	0.0055
8	0.0032	0.0031	34	0.0035	0.0033	60	0.0096	0.0057
9	0.0032	0.0031	35	0.0036	0.0033	61	0.0102	0.0059
10	0.0032	0.0031	36	0.0036	0.0034	62	0.0109	0.0061
11	0.0032	0.0031	37	0.0037	0.0034	63	0.0117	0.0064
12	0.0032	0.0031	38	0.0037	0.0034	64	0.0126	0.0068
13	0.0032	0.0031	39	0.0038	0.0035	65	0.0137	0.0072
14	0.0032	0.0031	40	0.0039	0.0035	66	0.0150	0.0076
15	0.0032	0.0031	41	0.0040	0.0036	67	0.0164	0.0081
16	0.0033	0.0031	42	0.0041	0.0036	68	0.0180	0.0086
17	0.0034	0.0031	43	0.0042	0.0037	69	0.0196	0.0092
18	0.0034	0.0031	44	0.0044	0.0037	70	0.0214	0.0098
19	0.0034	0.0031	45	0.0045	0.0038	71	0.0232	0.0105
20	0.0034	0.0031	46	0.0047	0.0039	72	0.0253	0.0115
21	0.0034	0.0031	47	0.0049	0.0040	73	0.0275	0.0125
22	0.0034	0.0031	48	0.0051	0.0041	74	0.0301	0.0137
23	0.0034	0.0032	49	0.0053	0.0042	75	0.0330	0.0151
24	0.0034	0.0032	50	0.0056	0.0044	76	0.0364	0.0168
25	0.0034	0.0032	51	0.0059	0.0045	77	0.0402	0.0186
26	0.0034	0.0032	52	0.0062	0.0046	78	0.0443	0.0208
27	0.0034	0.0032	53	0.0066	0.0047	79	0.0490	0.0233
28	0.0034	0.0032	54	0.0069	0.0049	80	0.0544	0.0263

(注) 加算額の適用率における「年齢」とは、当該健康支援給付金の支払日の直前の主契約の契約成立日の年単位の応当日における被保険者の年齢をいいます。

例

表